

平成21年第3回定例会

大 多 喜 町 議 会 会 議 録

平成21年 9月15日 開会

平成21年 9月29日 閉会

大 多 喜 町 議 会

平成 2 1 年第 3 回大多喜町議会定例会会議録目次

第 1 号 (9 月 1 5 日)

出席議員	1
欠席議員	1
地方自治法第 1 2 1 条の規定による出席説明者	1
本会議に職務のため出席した者の職氏名	1
議事日程	1
開会及び開議の宣告	3
町長あいさつ	3
諸般の報告	5
会議録署名議員の指名	7
会期の決定	7
報告第 1 号の上程、報告	8
同意第 1 号の上程、説明、質疑、討論、採決	8
一般質問	10
小 高 芳 一 君	10
苅 込 孝 次 君	26
藤 平 美智子 君	28
会議録署名議員の補充指名	34
野 中 眞 弓 君	37
吉 野 信 一 君	49
議案第 1 号の上程、説明、質疑、討論、採決	56
議案第 2 号～ 4 号の上程、説明、質疑、討論、採決	57
議案第 5 号の上程、説明、質疑、討論、採決	60
議案第 6 号の上程、説明、質疑、討論、採決	77
議案第 7 号の上程、説明、質疑、討論、採決	79
議案第 8 号の上程、説明、質疑、討論、採決	81
議案第 9 号の上程、説明、質疑、討論、採決	83
議案第 1 0 号の上程、説明、質疑、討論、採決	85

日程の追加及び順序の変更.....	87
議案第 11 号の上程、説明、質疑、討論、採決.....	88
請願第 1 号の上程、説明、質疑、討論、採決.....	91
陳情第 1 号の上程、討論、採決.....	93
会議時間の延長.....	96
陳情第 2 号の上程、討論、採決.....	99
陳情第 3 号の上程、討論、採決.....	101
陳情第 4 号の上程、討論、採決.....	104
休会について.....	106
散会の宣告.....	106

第 2 号（9月16日）

出席議員.....	107
欠席議員.....	107
地方自治法第 121 条の規定による出席説明者.....	107
本会議に職務のため出席した者の職氏名.....	107
議事日程.....	107
開議の宣告.....	109
認定第 1 号から認定第 9 号の一括上程、説明.....	109
会議時間の延長.....	159
散会の宣告.....	170

第 3 号（9月29日）

出席議員.....	171
欠席議員.....	171
地方自治法第 121 条の規定による出席説明者.....	171
本会議に職務のため出席した者の職氏名.....	171
議事日程.....	171
開議の宣告.....	173
町長あいさつ.....	173

諸般の報告.....	174
認定第 1 号から認定第 9 号の質疑、討論、採決.....	174
日程の追加.....	218
発議第 1 号の上程、説明、質疑、討論、採決.....	219
日程の追加.....	221
発議第 2 号の上程、説明、質疑、討論、採決.....	221
閉議及び閉会の宣告.....	225
署名議員.....	227

大 多 喜 町 第 3 回 定 例 会

(第 1 号)

平成21年第3回大多喜町議会定例会会議録

平成21年9月15日(火)

午前10時00分 開会

出席議員(12名)

1番	野 中 眞 弓 君	2番	小 倉 明 徳 君
3番	江 澤 勝 美 君	4番	小 高 芳 一 君
5番	効 込 孝 次 君	6番	君 塚 義 榮 君
7番	吉 野 信 一 君	8番	志 関 武良夫 君
9番	野 口 晴 男 君	10番	藤 平 美智子 君
11番	正 木 武 君	12番	野 村 賢 一 君

欠席議員(なし)

地方自治法第121条の規定による出席説明者

町 長	田 嶋 隆 威 君	副 町 長	酒 井 太 門 君
教 育 長	田 中 啓 治 君	代表監査委員	秋 山 嘉 道 君
総 務 課 長	君 塚 良 信 君	企画商工観光課長	森 俊 郎 君
税務住民課長	菅 野 克 則 君	健康福祉課長 子育て支援室	花 崎 喜 好 君
建設課長 環境生活室長 水道室長	浅 野 芳 丈 君	農 林 課 長	岩 瀬 鋭 夫 君
特別養護老人 ホーム所長	石 井 政 一 君	会 計 室 長	岩 佐 秀 樹 君
自動車学校長	中 村 勇 君	教 育 課 長	渡 辺 嘉 昭 君

本会議に職務のため出席した者の職氏名

事 務 局 長	鈴 木 朋 美	書 記	小 倉 光太郎
---------	---------	-----	---------

議事日程(第1号)

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 報告第 1 号 継続費精算報告書について
- 日程第 4 同意第 1 号 固定資産評価審査委員会委員の選任について
- 日程第 5 一般質問
- 日程第 6 議案第 1 号 大多喜町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 7 議案第 2 号 大多喜町の字の区域の変更について
- 日程第 8 議案第 3 号 大多喜町の字の区域の変更について
- 日程第 9 議案第 4 号 大多喜町の字の区域の変更について
- 日程第 10 議案第 5 号 平成 21 年度大多喜町一般会計補正予算（第 4 号）
- 日程第 11 議案第 6 号 平成 21 年度大多喜町国民健康保険特別会計補正予算（第 1 号）
- 日程第 12 議案第 7 号 平成 21 年度大多喜町老人保健特別会計補正予算（第 1 号）
- 日程第 13 議案第 8 号 平成 21 年度大多喜町介護保険特別会計補正予算（第 1 号）
- 日程第 14 議案第 9 号 平成 21 年度大多喜町特別養護老人ホーム特別会計補正予算（第 1 号）
- 日程第 15 議案第 10 号 平成 21 年度大多喜町水道事業会計補正予算（第 2 号）
- 追加日程第 1 議案第 11 号 財産の取得について
- 日程第 16 請願第 1 号 細菌性髄膜炎を予防するワクチンの早期定期予防接種化を求める国への意見書提出を求める請願書
- 日程第 17 陳情第 1 号 現行保育制度に基づく保育施策の拡充に関する意見書の提出を求める陳情書
- 日程第 18 陳情第 2 号 子どもの医療費無料制度早期実現のため国への意見書提出を求める陳情書
- 日程第 19 陳情第 3 号 国民健康保険制度改善のため国への意見書提出を求める陳情書
- 日程第 20 陳情第 4 号 新要介護認定制度の中止・介護保険制度の改善のため国への意見書提出を求める陳情書

◎開会及び開議の宣告

○議長（野村賢一君） ただいまの出席議員は12名全員です。したがって、会議は成立しました。

これより、平成21年第3回大多喜町議会定例会を開会します。

直ちに本日の会議を開きます。

（午前10時01分）

◎町長あいさつ

○議長（野村賢一君） 日程に先立ち、町長から行政報告があります。

町長。

○町長（田嶋隆威君） ごあいさつを申し上げます。

本日は、平成21年第3回大多喜町議会定例会が開会をされましたが、議員各位にはご健勝にて全員のご出席をいただき、まことにご苦労さまでございます。

日頃は、町の事業推進に当たり、何かと温かいご理解とご協力をいただいておりますことに対し、心から御礼を申し上げる次第であります。

初めに行政報告でございますが、お手元の印刷物でご了解を願いたいと思いますが、最後の9月11日の第27回大多喜町産業まつり実行委員会が開催をされましたけれども、開催期日が11月3日ということで、会場は、5年ぶりに公民館前海洋センター前の広場ということで、実行委員会では決定をいたしました。ご報告を申し上げます。

ご案内のように、マスコミの風に乗りまして政治が混迷をして前に進めなくなった自由民主党にノーを突きつけまして政権交代に国民が1票を投じました民主党政権が、明日発足をいたします。去る9月10日の全国町村会会議の席上、民主党と地方六団体との話し合いの内容の報告がございました。新聞等にも書いてあったと思いますが、地方六団体の話し合いの場を法制化をしようとするものが主な議題だということであったわけではありますが、このことにつきましては、民主党は余り乗り気ではなかったようで、要は民主党は、党のマニフェストにのっとりまして政策を進めていくということでした。

自民党政府の継続で本年度の補正予算未執行の分もあるようですけれども、その見直しを始めるということが、私たち、地方自治体に、地方住民に最も身近であります自治体の運営が先行き極めて不透明で、不安な面がたくさんございます。

新政権に対する新たな期待もございますが、一抹の不安を持って当面は見守ってまいりたいと存じます。

さて、それでは平成20年度の一般会計の決算の概要について、ご報告させていただきます。

まず、一般会計についてでございますが、歳入総額45億3,828万5,000円、歳出総額43億1,650万2,000円、差し引き額は2億2,178万3,000円となりまして、これから平成21年度予算に繰り越した額、3,873万4,000円を差し引いた実質収支額は、1億8,304万9,000円となりました。

また、鉄道経営対策事業基金特別会計決算でございますが、歳入歳出ともに190万、歳入歳出の差し引き額はございません。

国民健康保険特別会計決算につきましては、歳入総額14億622万2,000円、歳出総額12億7,352万4,000円で差し引き額は1億3,269万8,000円、翌年度への繰越額はなく、実質収支額も同額でございます。

次に、老人保健特別会計決算、歳入総額1億3,733万円、歳出総額1億3,551万3,000円、差し引き額は、181万7,000円、翌年度への繰越額はなく、実質収支額も同額でございます。

後期高齢者医療特別会計、これは新たに平成20年度より開始をされた特別会計でございますが、歳入総額、1億278万4,000円、歳出総額、1億226万7,000円、差し引き額は、51万7,000円で、翌年度への繰越額はなく、実質収支額も同額でございます。

また、介護保険特別会計決算、歳入総額8億3,445万円、歳出総額8億1,824万円、差し引き額は、1,621万円、翌年度への繰越額はなく、実質収支額も同額でございます。

次に、特別養護老人ホーム特別会計決算でございますが、歳入総額3億1,786万7,000円、歳出総額2億9,246万1,000円、差し引き額は、2,540万6,000円、翌年度への繰越額はなく、実質収支額も同額でございます。

次に水道事業会計決算でございますが、水道事業収益4億7,707万5,000円、水道事業費用は、4億7,188万7,000円で、518万8,000円の黒字となりました。資本的収支7,301万2,000円、資本的支出2億600万2,000円で、1億3,299万円の赤字となりました。この資本的収入額が資本的支出額に不足する額1億3,298万9,000円は、過年度損益勘定留保資金及び当年度分損益勘定留保資金で補てんをいたしました。

自動車学校事業会計決算でございますが、自動車学校事業収益1億3,389万8,000円、自動車学校事業費用1億6,415万1,000円で、2,525万3,000円の赤字となりました。資本的支出385万2,000円で、資本的収入はございませんでしたので、この額は、翌年度分損益勘定留保

資金で補てんをいたしました。

次に、地方公共団体の財政の健全化に関する法律における指標でございますが、実質赤字比率及び連結実質赤字比率は、赤字がともにないので、比率は算定をされておられません。実質公債費比率は9.2%、昨年は8.8%から0.4%上昇をいたしました。将来負担比率は、100.1%、昨年は106.5%から6.4%減少をいたしました。

また、水道事業会計及び自動車学校事業会計の資金不足比率は、資金不足額がございませんので、比率は算定をされません。

以上のとおり、財政の健全化、公営企業の経営健全化の指標は、すべて早期健全化基準以内となっており、財政状況は健全団体にあると言えます。

以上が平成20年度一般会計、特別会計及び企業会計の決算の概要でございます。

また、各会計の決算の詳細につきましては、それぞれ、担当課長より説明をさせていただきますので、よろしくお願いを申し上げます。

本日は、報告が1件、同意が1件、制定が1件、字区域の変更が3、補正6件でございます。どうか、議員各位には十分ご審議の上、ご承認、ご可決賜りますよう、お願いを申し上げます。冒頭のごあいさつとさせていただきます。ご苦労さまです。

○議長（野村賢一君） これで、行政報告を終わります。

◎諸般の報告

○議長（野村賢一君） 次に、諸般の報告であります。第4回議会臨時会以降の議会関係の主な事項はお配りしました印刷物によりご了承いただきたいと思います。

なお、このうち組合議会については、関係議員からご報告をお願いします。

初めに、後期高齢者医療広域連合議会関係について、1番、野中眞弓議員をお願いします。野中さん。

○1番（野中眞弓君） 後期高齢者医療広域連合議会のご報告をさせていただきます。

千葉県後期高齢者医療広域連合議会は、去る8月4日、21年第1回臨時会を千葉市中央区オークラ千葉ホテルにおいて開催しました。

提出されました11議案は、すべて可決されました。

主な内容について、ご報告いたします。

議案第1号で後期高齢者医療連合の監査委員を選出いたしました。新たに監査委員に選出されたのは、印旛郡栄町の岡田正市さんです。

2号議案から9号議案まで8件が専決処分でした。これについては、補正予算なども含まれておりまして、議会軽視だという声が起きておりました。その内容なんですが、平成20年度の一般会計及び特別会計の補正予算、職員の地域手当の支給割合を100分の6から100分の7に改定すること。職員の期末手当を県に準じて0.2か月引き下げること。保険料の被保険者均等割の7割軽減が8.5割軽減になるということ。などが8件にわたり審議されました。直接、住民の方々にとっては、保険料の軽減割合8.5割軽減になるというのは、朗報だと思います。

議案第10号、11号は、連合職員の勤務時間、休息時間にかかわる条例の一部改正でして、職員の勤務時間を基本的には、週40時間から38時間45分、1日につき8時間を7時間45分にするということです。

以上、内容を報告いたしますが、補正予算案については、皆さんの机の上に配っておりますので、後ほどごらんになってください。

以上です。

○議長（野村賢一君） ご苦労さまでした。

次に、夷隅郡市広域市町村圏事務組合議会関係について、11番、正木武議員にお願いします。

正木さん。

○11番（正木 武君） それでは、報告をいたします。

8月31日、午前10時から勝浦市役所において第2回の広域組合議会が招集され、野村議長、小高議員、私の3名で出席いたしました。

本定例会においては、任期満了に伴う副議長の選挙、平成20年度一般会計の決算及び平成20年度外房線複線化事業特別会計の決算認定、水槽消防ポンプ車購入にかかわる財産取得、消防本部での草刈り中に発生した車両物損事故にかかわる損害賠償の額の決定及び和解について、平成21年度の組合一般会計補正予算の5議案が提出されました。

初めの副議長選挙であります、任期満了に伴う副議長選挙であります、勝浦市の岩瀬義信議員が再選されました。

平成20年度の一般会計及び外房線複線化事業の特別会計決算については、お手元に配付させて頂きました決算資料のとおり、一般会計歳入決算額20億4,969万7,782円、歳出決算総額20億989万227円、歳入歳出差し引き残額3,980万7,555円とする決算、また、外房線複線化事業の特別会計では、歳入決算額2億2,060万5,374円、歳出決算額2億2,059万2,956円とする

決算が、原案のとおり認定されました。

次に、財産取得であります。広域消防岬分署に配分予定の水槽つき消防ポンプ車1台の購入に伴うもので、指名競争入札契約により3,286万5,000円で、東京都八王子市の日本機械工業株式会社東京営業所所長を契約の相手方とすることを原案のとおり可決しました。

次に、損害賠償の額の決定及び和解についてであります。本年7月5日に消防署本部駐車場で職員が草刈り作業中に石が飛んで、消防本部に来ていた人の車を傷つけたことにより、その損害額9万9,800円を支払い和解しようとするものであり、これも原案のとおり可決されました。

次に、一般会計補正予算ですが、歳入歳出予算額の総額、322万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を18億8,458万8,000円とするもので、主な歳出予算は、臨時職員賃金257万6,000円、事務用OA機器の賃借料8万2,000円、賠償金額の10万円であり、これについても原案のとおり可決されました。

なお、詳細は、お配りしました資料によりご了承いただきたいと思います。

以上、組合議会の報告とさせていただきます。

○議長（野村賢一君） ご苦労さまでした。

次に、監査委員から例月出納検査結果の報告がありました。

お手元に配付の印刷物によりご了承願います。

これで諸般の報告を終わります。

◎会議録署名議員の指名

○議長（野村賢一君） これから日程に入ります。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第119条の規定により議長より指名します。

2番 小 倉 明 徳 議員

3番 江 澤 勝 美 議員

をお願いします。

◎会期の決定

○議長（野村賢一君） 日程第2、会期の決定を議題とします。

お諮りします。

本定例会の会期は、本日から 9 月 29 日までの 15 日間としたいと思います。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（野村賢一君） 異議なしと認めます。

したがって本定例会の会期は本日から 9 月 29 日までの 15 日間とすることに決定しました。

◎報告第 1 号の上程、報告

○議長（野村賢一君） 日程第 3、報告第 1 号 継続費精算報告書についてを報告願います。
総務課長。

○総務課長（君塚良信君） それでは、2 ページをお開きいただきたいと思います。

平成 20 年度大多喜町一般会計継続費精算報告書。西中学校の整備につきましては、平成 19 年度から 20 年度にかけて整備し、事業が完了いたしました。年度ごとの事業費が確定いたしましたので、地方自治法の規定により、精算内容を報告させていただきます。

精算内容の報告であります。款 9 教育費、項 3 中学校費、事業名中学校建設事業。全体計画の年割額であります。平成 19 年度では 1 億 6,403 万円、20 年度で 2 億 7,705 万 8,000 円、実績欄の支出額では、平成 19 年度、1 億 6,359 万 1,967 円、20 年度で 2 億 7,651 万 3,030 円、年割額と支出済額の差であります。平成 19 年度で 43 万 8,033 円、20 年度で 54 万 4,970 円、支出済額の合計で 4 億 4,010 万 4,997 円でございます。

以上で報告を終わります。

○議長（野村賢一君） ご苦労さまでした。

以上で、報告を終わります。

◎同意第 1 号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（野村賢一君） 日程第 4、同意第 1 号 固定資産評価審査委員会委員の選任についてを議題とします。

本件について、提出者の説明を求めます。

町長。

○町長（田嶋隆威君） それでは、同意第 1 号固定資産評価審査委員会委員の選任についてということで、次の者を大多喜町固定資産評価委員会委員に選任をしたいので、地方税法第 423 条第 3 項の規定により議会の同意を求めるものでございます。

住所は、大多喜町大多喜415番地、氏名は、矢代健雄氏、生年月日、昭和16年1月6日生まれ、現在、68歳でございます。

次に提案理由の説明を申し上げます。

固定資産評価審査委員会の委員は、3名でございますが、そのうちの1名、安本清一委員さんがこの10月3日をもって任期満了となります。その他の委員さんにつきましては、君塚善利委員さんが平成22年6月、もう1人の磯野太喜雄委員さんが平成22年10月とそれぞれ任期が異なるわけでございます。安本清一さんにつきましては、皆様方にご案内のように非常に博学で、経験豊富な方でしたが、一身上の都合によりまして、ご辞退をしたいとのことで、改選をするわけでございます。

また、新たにご提案申し上げます矢代さんにつきましては、41年間銚子信用金庫の行員として勤務をされ、本店審査部副部長を最後に平成13年に定年退職をされました。現在は、千葉県板金工業組合事務局長として、ご活躍をされております。非常に博学で人格ともすばらしい方でございますので、固定資産評価審査委員会委員として、ぜひ議員の皆様方のご同意を賜りたいと存じますので、よろしく願いを申し上げ、提案理由の説明とさせていただきます。

○議長（野村賢一君）　これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（野村賢一君）　質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

本件については、討論を省略し、これから採決したいと思います。

ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（野村賢一君）　異議なしと認めます。

これから同意第1号を採決します。

お諮りします。

本件は、同意することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（野村賢一君）　異議なしと認めます。

したがって、同意第1号は同意することに決定しました。

◎一般質問

○議長（野村賢一君） 日程第5、一般質問を行います。

通告順に発言を許します。

◇ 小 高 芳 一 君

○議長（野村賢一君） 4番、小高芳一議員。

小高さん。

○4番（小高芳一君） ただいま、議長のお許しをいただきましたので、通告によりまして一般質問をさせていただきたいと思います。

一般質問の前に、先ほど、町長より冒頭にごあいさつがありましたが、今回の衆議院選挙において民主党が大勝利をいたしました。一方、自民党は、大敗北ということで歴史的な政権交代が起こりました。あした、新しい鳩山内閣が誕生しようとしておるところでございますけれども、今回の選挙で、民主党は数多くのマニフェストを掲げました。これから、一つ一つ実行されていくものと思います。これまでにない経験のない政権の移行であります。そして、予算も、特別会計も含めて組み替えをするというような大胆な発想であると思います。そういう意味からすると、これから我々の地方の行政にも大きな混乱が起きることが予想されておるところでありますけれども、執行部の皆さん、また、職員の皆さんには住民の生活ができる限り影響のないように適切な対応をお願いしたいと思います。

そういうことで、一般質問のほうに移りたいと思います。

私のほうからは、3点ほどお願いをしたいと思います。1番目に町財政の現状と将来見通しについて。2番目に行政課題の現状と推進方策について。3番目に町長選への出馬ということで、3点についてお願いをしたいと思いますけれども、1番と2番の質問につきましては、冒頭に議長のほうからお話がありましたけれども、今議会の会議中に新しく常任委員会協議会を開催するということになりました。より詳細に審査をしていくんだというような方向であります。それと同時に、職員の皆さんに事業の自己評価ということをお願いをいたしました。これは、事業の必要性とか、あるいは、効率性、そして、その成果、今後どういう方針でやっていくのか、そういうものを作成をしていただいたわけでありまして。今後、常任委員会でその事業について検証をしていくというようなことであるわけでありまして、細かく、一つ一つの事業をやっていきますと、どうしてもそれぞれの課の目指す基本方針と

いいですか、基本理念、そういうものがちょっと忘れられていく、ぼやけてしまうのではないかということで、それぞれの課のその大きな枠組みといいますか、目標、そういうものをひとつ確認をしておきたいと、そういう意味で、今回、1番と2番の質問をさせていただくということでもあります。

1番目の質問でありますけれども、町の財政は、国の三位一体改革とか、あるいは近年の経済状況の不況により、年々厳しさを増してきておりまして、町の予算規模もそれにあわせて縮小をしてきております。町の財政の魅力あるまちづくりとか、あるいは、町民の福祉向上にとっては、大変重要なものであると考えております。

ちなみに、予算規模で申し上げますと、5年前、平成15年には、歳入は54億7,000万円、地方交付税が12億9,000万円ということで、起債の残高は44億円でありました。今回の決算では、平成20年度で45億3,000万円、地方交付税が14億円ということで、起債の残高が50億円、平成21年には、多分、補正を含めてという話になると思いますけれども、43億円ということで、財政規模はどんどん縮小されてきておると、こういう状況があるわけでありましてけれども、このような中で、今、置かれている町の現状、それから、将来の財政推計をどのようにやっているのか。また、財政の目標をどこに置いているのか、まず、伺いたいと思います。

○議長（野村賢一君） 町長。

○町長（田嶋隆威君） それでは、小高議員の一般質問にお答えをいたします。

まず初めに町財政の現状と将来見通しということですが、まず、現状について申し上げますが、財政の状況を判断するには、財政の指標が大切であると判断をしております。ご存じのように夕張市の財政破綻に伴い、このような財政の破綻を早期に発見をし、透明性を確保するための財政指標の公表などが義務づけられた、いわゆる財政健全化法が平成20年4月から施行されております。

この指標によりますと4項目の指標が示されておりますが、本町の場合は、この4項目、すべてクリアをしております。実質赤字比率、連結実質赤字比率につきましては、実質赤字や資金不足比率がないため、算定をされません。また、実質公債費比率につきましては、早期健全化基準25%に対しまして9.2%、将来負担比率は、早期健全化基準350%に対して100.1%とすべての指標において早期健全化基準以下となっており、健全財政にあると言えます。

このほか、財政指標といたしましては、財政力指数は、平成19年度が0.53、平成20年度が

0.52と0.01ポイント下降、経常収支比率につきましては、平成19年度が88.8%、平成20年度が88.3%で0.5%改善をされております。

また、基金残高は、平成19年度末が約19億4,500万円、平成20年度末が18億2,000万円と1億2,500万円の減となっておりますが、三位一体の改革や経済不況等により、主要事業に充当したものでございます。

また、地方債残高につきましては、平成19年度末が約50億5,900万円、平成20年度末が50億100万円と、5,800万円減となっております。地方債残高のうち、普通交付税より振りかえられた臨時財政対策債につきましては、平成13年度より借入れが始まり、平成21年度末で約16億5,000万円となる見込みでございます。この臨時財政対策債を除く他の起債の残高は、平成13年度末には約38億7,000万円、平成21年度末には、約31億9,500万円と通常の起債につきましては、約6億7,500万円の減となっております。

次に、町財政の将来推計、財政目標について申し上げますが、先日の衆議院総選挙の結果によりまして、政権交代となったことから、国の施策の方向性や地方財政の影響が不透明なため、将来推計は非常に困難と思われませんが、現在の状況から推計をいたしますと歳入につきましては、景気の悪化や町人口の減少、高齢化によります減収は、今後も減収傾向にあり、譲与税や各種交付金についても同様に増収は見込めないと思われします。

また、交付税につきましては、平成12年度には、約18億3,000万円が年々減少し、平成19年度には12億1,000万円となりましたが、この平成20年度では約14億と増加となりまして、今年度は14億8,000万円程度が見込まれております。

歳出につきましては、平成20年度、国の1次、2次補正予算による地域活性化・緊急安心実現総合対策交付金、生活対策臨時交付金及び平成21年度国の1次補正予算によります地域活性化・経済危機対策臨時交付金、公共投資臨時交付金、交付総額2億4,318万8,000円の活用によりまして、翌年度以降に予定されていた事業が前倒しで予算化を実施することができ、一般財源の負担が緩和をされました。

しかしながら、今後、支払い額のピークを迎えます公債費、年々増加する扶助費、定員適正化計画の推進により抑制されてはいるものの、依然、大きな割合を占めます人件費など事務的経費の占める割合は大きなものと推測できます。

このような状況の中、政権交代などもあり、将来の推計は難しいところではありますが、次の第3次5か年計画の終了する平成27年度ごろを目標に置き、歳入歳出の支出均衡をにらみながら、時代の要請や政治情勢、また、次の5か年計画や行政改革を見据えた持続可能な

財政運営に取り組んでまいりたいと思っております。

以上です。

○議長（野村賢一君） 4 番小高さん。

○4 番（小高芳一君） ありがとうございます。

町も、大分前から大多喜町は、健全財政だということを随分言われて、実質的な公債費比率も 1 けたということで、非常に県下でも財政的には健全だというようなことは聞いておるところであります。

私がここで心配するのは、先ほど、答弁もありましたけれども、これからどんどん人口減になっていくし、生産年齢はどんどん少なくなっていく状況が当然あるわけでありまして、そうしますと、今の公債費比率はどんどん上がってくるわけであります。健全財政を維持するということは、非常に一家の台所がきちんとしていないと、これから何もできないということで、ぜひ、継続をしていけるような健全財政にしていってもらいたいと思います。

今、数字のほう、お話がありましたけれども、将来の負担健全度というのがあると思うのですが、県のほうでこれも出しておる資料でありますけれども、人口 1 人当たりの地方債現在高、これが 19 年度では 45 万 9,329 円ということであります。全国平均が 44 万 6,922 円、千葉県の平均が 33 万 2,733 円ということで 1 人当たりにすると、大多喜町は非常に借金を、要はしているということになるわけでありまして、この辺の県の分析の結果ですと、これから起債を起こすには慎重にやったほうがいいという分析も出ているようではありますけれども、この辺は、20 年度はどういう形になっているのか、あるいは、この辺の考え方はどうなのか、見解がありましたら、お聞かせを願いたいと思いますが。

○議長（野村賢一君） 総務課長。

○総務課長（君塚良信君） 先ほど、町長からも答弁申し上げましたけれども、この起債についてはですね、一般的な起債と、特に臨時財政対策債、これは、財源不足のために借入をするような起債でございますけれども、これは、交付税に、元利償還金の交付税が十分ございます。そういうこともありまして、一般的なものであれば、大分このところ少なくなってきましたけれども、三位一体等の改革によりまして、そういう財源を補てんするものが若干ふえておりますけれども、これがどういう影響を与えるかということではありますが、交付税制度が続く限りですね、これ、交付税措置がされますので、その辺は、我々も十分配慮した上で、起債を起こしておりますので、心配はないかと思います。

以上でございます。

○議長（野村賢一君） 4 番小高さん。

○4 番（小高芳一君） 今年度の補正でも大中の体育館、あるいは西中の体育会ということで、起債のほう 1 億 6,540 万円計上しております。地方分権と、よく国のほうは言われますけれども、この交付税の制度そのものは、それぞれの自治体が一生懸命やって健全財政を維持していこうという、余計交付税は減らされる。一方、起債をどんどんふやしていくと交付税はどんどん来る。頑張るところには自分らで自立しろということで、借金をしてどんどん何でもやってしまう、そういうところには国のほうから、そういう交付税ということで手当てが出るというような話で、非常に、これから国が目指そうという中では、この交付税措置というのは、非常に問題がある部分であろうと思います。

国は、よく言われるように今起債の残高は、地方合わせて 830 兆円とか、今年度末には言われている、そんなような状況があります。今回の自民党政権でも収入と同じような赤字国債を発行いたしました。そういうことで、これからどんどん地方に自立をとというようなことを促していく中で、国のほうは、もう地方になかなか財源を手当てできない、そういう方向がある程度あるのではないかと、交付税措置が今まであったから起債をどんどんつくってもいい借金なんだから大丈夫だというようなことは、そろそろ方向を変える意識というのが、非常に必要ではないのかなというような気がします。

起債はずっと何年もかかって返済をしていくものですから、国の方向は今度民主党になってどうなるかまた不透明なところがありますけれども、やはり、今までの交付税の措置というのは、これからは、私はなじまないというか、維持できなだろうというように思うわけありますので、その辺のこともこれから加味をしていただいて、財政運営を行っていただければと思います。

それから、もう 1 点、今の行政の予算というのは、単年度主義であります。今回、県でも大変な不正経理の不祥事の問題が起きました。一つの原因は、もらった予算はそのまま使ってしまった、余れば返さなくてはいけない、こういう弊害というのは、もう前から言われていたわけでありました。私たちの町でも、できるだけ節約をして余ったら削るのではなくて、次の予算に使うなり、あるいは単年度ではなくて複数年度で事業をやる、そういうことも法的にはなかなか難しい部分はあるのであろうけれども、考えていくべきではないかというふうに思っています。

1 つ、やはり、節約をして何もやらなくて余ったお金ではない、一生懸命節約して余ったお金は、やはりそれは評価をするような仕組みというか、そういうものをつくっていかない

と、やはり、無駄なものを今年度で使ってしまったらいけないというようなことがあればですね、県のようになるとは全然思いませんけれども、そういう意識が少しでもあるということは、無駄な税金が使われるということにもつながるというふうに考えますので、この辺の単年度の主義というものも、やはり、ある程度見直すようなことが必要ではないかと思えますけれども、この辺の考え方は、どういうご見解でいるのか、答弁ありましたらお願いしたいと思います。

○議長（野村賢一君） 総務課長。

○総務課長（君塚良信君） 今の小高議員のほうからご指摘がありました単年度主義の見直しということでもありますけれども、なかなか、これは法的なもので単年度で処理をしていくということも、一方では、当然、ある程度は続いていくと思えますけれども、何が一番効率よく執行できるのか、あるいは、皆さんからいただいた税金を本当に効率よく使えるのかということも考えていかなければならないと思っております。

現在の枠の中では、そのような制度でやっておりますけれども、我々も常日ごろ、我々の課でも財政のほうも担当しておりますので、査定時ですね、細かく積算をして、1,000円単位とか、100円単位まで細かく積み上げをして、予算の段階で、できるだけ適正なものにしていこうという対策をしております。

県の話もありましたけれども、同じ公務員として我々も大変遺憾に思っているわけですが、我々のところではですね、そのように精査をして、限られた予算の中でですね、やっておるという状況は、ぜひともお認めをいただければと思っておりますけれども、単年度の中で、できるだけ効率よくやって、余ったものは、基金に積み回しをするなり、次へ使うということは、我々も当然そういうことも考えておりますし、大賛成でございます。

できるだけ、そういう方向で事業も今年度も議員の皆さん方からも提出、事業効果のものを提出しろというふうに言われておりますけれども、そういうものと照らし合わせながらですね、できるだけ効率よく、無駄のないものにして、そういう余ったものは、評価をして次に繰り越すとか、基金に積み立てるというような方法をとってですね、できるだけ健全な財政を維持してまいりたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（野村賢一君） 4番小高さん。

○4番（小高芳一君） ありがとうございます。

民主党政権にかわってあらゆるものが、枠組みが変わり、予算の組み立ても変わっていく

と、今回は、いろいろな発想が出てくるようであります。町もやはり固定概念を捨てて、それに合わせるといいますか、新しい発想で健全財政を維持していくような方向をお願いしたいと思います。

次に、2番目に行政課題の現状と推進方策ということについてお願いをします。

町の重要な課題でもあります商工業や、あるいは農業などの産業振興、それから、子育て支援、高齢化対策、また、学校教育の推進、さらには住宅政策を含めた人口増対策、これらの課題の現状、それから問題点、それから今後、どのような対策を、問題があるならどのような対策を立てていくのか、お伺いをし、それから、田嶋町政は、選挙のときに町民と協働のまちづくりというようなことで掲げて推進をしてまいりました。どこの自治体でも、今は、住民の協力なくしては成り立たない状況であるし、また、そういう意識をどんどん住民に持ってもらうなければいけない、そういう意味を含めて、それぞれの課でどのような協力を求めたいのか、お伺いをしたいと思います。

○議長（野村賢一君） 町長。

○町長（田嶋隆威君） 行政課題と現状の推進方策についてということで、非常に多岐にわたっておりますので、少々長くなるかと思いますが、ご了解を賜りたいと存じます。

まず、商工業の振興、住宅政策を含めました人口増対策の課題と施策や方針をどのように考えているかという質問もございました。本町におけます商業は、ショッピングセンターを中心として、さまざまな業種が商業活動を展開をして、郊外の商業は極めて活発な状況にあるものと考えておりました。地元主導型店舗の整備が牽引役となり、バイパス沿線の開発を促進をしております。

一方、中心市街地の商業は、空き店舗や空き地が増加をして、日常生活に必要な商品を販売する商店が極めて少なくなっております。また、町内各集落には、1店舗あった雑貨店等も今ではほとんどなくなっておりまして、買い物先が大型店やコンビニへと変化をしてきております。近隣の大型店への買い物客が流れる減少は、特に平成元年ごろから顕著となっております、この頃を境に商店街の衰退が目立ってきております。

町ではこのような状況を察知をして、地元主導型ショッピングセンターの整備を推進するとともに、この中心市街地については、歴史的背景から城下町としての街並み整備をすること、個性的で魅力ある商業になる町の活性化を目指しているものであります。

この街並み整備は、平成12年から着手をして、本年度は、ちょうど10年目となりました。この整備によりまして、入り込み客も年々増加傾向にあるものの、景観整備につきましても、

商業活動についてもまだまだ道半ばでございまして、現在、各種団体から選出をされました人たちによる第2次町並み整備基本構想策定委員会を発足をさせていただきました。施設、景観整備部会、また飲食店及び土産物対策部会、集客増対策部会等を設けまして、現在、計画策定に向けて取り組みを始めたところでございます。

今後は、大多喜城周辺の歴史的な資源を生かして、魅力創出を図るとともに、城とこの城下町が一体となるような景観整備を進めてまいりたいと考えております。

また、歴史の推進によります商業の活性化についても大きな課題でありまして、近い将来、圏央道のインターチェンジも開通をして本町への入り込み客数もこれまで以上に増加することが予想されますので、現在、実施のイベントの活性化や見直しを含め、より効果的なものに変えていきたいと考えております。

また、養老溪谷におきましては、会所麻綿原間の道路改修を引き続き推進したいと考えております。なお、ことしのアジサイシーズンの駐車場の利用台数は、昨年のおぼ2倍の1,600台に達しておりまして、道路改修によつては、さらに駐車車両の増加が予想をされております。

また、栗又の滝遊歩道も滝の下流約2キロ地点で工事が現在中断をしておりますが、老川橋から小沢又までの間につきましては、（仮称）養老川自然遊歩道として、整備センターと協議を進めてまいりたいと考えております。

養老溪谷におきましては、当面、これらの整備によつて、大幅に観光客も増加することが予想され、これら、入り込み客に対応した事業の取り組みによつては、商業はもとより、地域産業全体の活性化が図られるものと考えております。

また、次に工業の振興につきましては、立地企業の交流の場であります企業連絡協議会を通じまして、連携を引き続き深めてまいりたいと考えております。特に、企業活動に必要なものとなっております光ファイバー網の整備による情報通信基盤につきましても町の財政負担を最小限に抑えるため、国の交付金事業の採択により整備に向けて現在、取り組んでまいりたいと考えております。

また、企業誘致につきましましては、パンフレットを作成しまして誘致案内を強化するとともに、当面、独立行政法人理化学研究所、戦前は、理研財閥ということであります。電源地域振興センターなどから情報を得ていきたいと考えております。

次に、人口増対策でございしますが、9月1日現在で1万866人となっております、この少子高齢化が進行して減少に歯どめがかからない状況でございまして、こういうような状況か

ら、現在、人口問題研究プロジェクト会議を設置をし、各分野から委員を選任をいたしまして、対策案の策定に向けて取り組んでいただいております。

町としてもこの策定を見守っているところでありまして、今後、提言がなされることになっておりますので、議会にも報告をしまいたいと考えております。

次に、田嶋町政は、町民との協働のまちづくりを掲げているが、これを推進していく上で、町民に対してどのような協力を求めたいと考えているかというご質問がございました。町の基本構想の中にも記述されているところでありまして、施策の推進に当たっての考え方を示したものでございます。

既に町民との協働のまちづくりは、取り組んでおりまして過去の行政の施策の推進が行政主導で行われていたことから、転換と町民の連携によるまちづくりを図ろうとするものでございます。

具体的には、まちづくり懇談会、出前行政講座、各種の委員会、プロジェクト、町長への手紙などによるまちづくりの提言なども行政の参加という点では、協働に当たると考えております。

なお、当初は、町の主導で行ってございました房総の小江戸大多喜をつくる会、また、上瀑地区におきましては、人材育成研究会、また、観光ボランティアの育成に努めて現在、歴史と観光案内に力を発揮しております観光ボランティアの育成、また、地域商店街のおかみさんの会であります、あおいの会等々も民間の力を活用した協働のまちづくりに一緒に取り組んでいる民間団体でございます。

このほか、実質的な事業では、奉仕作業やイベントへの町民参加、また、林道の補修工事におきます町からの材料補助により地元が工事を行うことなど、通常、町が事業を進めようとするものと、そのほとんどが財政出動を伴うものでありまして、当然のことながら、財政も限りがありますので、より効果的に事務事業を進めようとする、町ができない部分につきましては、町民が率先をして行うなど、まちづくりを一緒になって、しかも役割分担をお願いして事務事業を行っているものであります。

いずれにいたしましても今後、さまざまな施策を実施するためには、行政の効率を高めまして、町民とともに公共行政を支えていかなければなりませんので、これから、大いにまちづくりの推進に町民参加の協力をお願いするものでございます。

この現状と推進方策につきまして、細かくいろいろございます。その中で、今、一端を申し上げましたけれども、子育て支援、高齢者対策等々がありますが、このことにつきまして

もお答えをさせていただきます。

行政課題の現状と推進方策のうち、子育て支援関係についてということでありましたが、少子化は、年々深刻な問題となっており、国を初めといたしまして、少子化対策がいろいろと打ち出されてきておりますが、その歯どめがかかることなく、進行をしております。その要因といたしましては、個人の価値観、家族観や社会の変化が複合的に絡み合った結果でございます。個人の努力にゆだねるだけではなく、社会全体でそれぞれの要因を一つ一つ改善する取り組みが必要と思われます。

そこで、家庭と地域の子育て力の回復、多様な労働形態によります子育てと就労の両立、子育てを支援する環境整備などを重点に親同士の交流の場の提供や身近な相談の充実、母親の育児不安の解消などを充実させる必要があるかと思えます。

また、子供たちへは家庭、学校、地域が一緒になって心身ともに健やかに地域への親しみを身につく教育に取り組む、郷土愛をはぐくむ必要があるかと思えます。

これらを充実されるため、一人一人に適した子育て環境の向上、子育てに優しい生活環境を整える施策を推進をしてまいりたいと思っております。

次に、質問事項の一つであります高齢者対策の質問でございますけれども、現在の高齢化率、本町の高齢化率は30%を上回っておりまして、今後、さらに上昇する傾向でございます。高齢者のみの世帯や高齢者ひとり暮らし世帯が増加する見込みであります。高齢者の多くは、住みなれた地域で生活を続けたいという願いを抱えておることから、高齢者の自立した生活を支えるためには、近隣住民の支援と協力が必要でございます。

今後、保健福祉サービスの充実を図るとともに、地域や関係機関、ボランティア等の密接な連携、協力のもとで高齢者が安心して快適に暮らせるまちづくりを目指す考えでございます。

また、高齢者の生きがいづくりとしてシルバー人材の活用や、生涯学習等の機会の提供といった事業を展開をし、生きがい支援を推進する必要があるございます。健康面では、特に寝たきりや認知症などの要介護状態にならず、健康で自立した生活を送れるよう、介護予防や疾病予防に努めてまいりたいと思っております。

そして、この中に農業問題等も入っておりますので、あわせて農業、教育問題等についても触れさせていただきます。

本町の農業でございますが、農業従事者の高齢化や担い手不足、加えて農産物価格の低迷によります農業離れ、シカ、イノシシなどの有害鳥獣によります農産物への被害により荒廃

農地の増加などが農業振興の阻害要因となっております。

これらの状況を踏まえまして、本町では、水田等有効活用促進対策や物理さく、電気さくなどの有害鳥獣被害防止対策事業として耕作放棄地再生利用緊急対策など、さまざまな施策を推進しているところであります。今後も引き続きまして、国・県からの支援を受け、本町農業の推進に努めてまいりたいと考えております。

特に農産物の販売促進は、これからの本町を支えるものの育成に重点を置いてまいりたいと考えております。

次に、最後でございますけれども、教育問題、これに触れられておりますので、お答えをさせていただきます。町の教育委員会では、あすの大多喜町を担う子供たちの生きる力をはぐくむために、これまでの取り組みを一層充実させるとともに、地域の利点を生かした学校、家庭、地域との連携によります特色ある教育が推進をされております。

学校施設につきましては、児童・生徒の学習、生活の場であるとともに地震等の災害時の緊急避難場所としての役割を果たすことからその安全性を確保するため、耐震性に劣ります老朽化した屋内運動場の耐震化を引き続き推進をしてまいりたいと考えております。

以上で、答弁を終わらせていただきます。

○議長（野村賢一君） 4番小高さん。

○4番（小高芳一君） ありがとうございます。

大変、広範囲な質問でありましたので、なかなか答弁のほうも大変だったと思うんですけれども、冒頭申し上げましたようにこれから常任委員会で一つ一つの事業について詰めていくということで、細かくはやっていきたいというふうに思っていますけれども、細かい事業をいろいろ言われたんですけれども、その事業が、本当に、本来の皆さんがそれぞれの課で担当している、何のためにその課があって、どういうことをやるんだという、で、どういう結果が出ているんだというか、出さなくてはいけないんだということは、ちょっと見えてこない。

例えば、農業問題にしろ、いろいろなこと、事業をやっても、じゃ、実際に後継者がふえたのか、農業所得は上がったのか、そこが大きな目的であるし、商業関係でも本当に後継者がいて、所得が上がっているのか、いろいろな事業をいっぱい、観光をやったりなんかして、お客さんも来ているけれども、実際にどうなんだと。そこが、はっきり、現状を把握しないと、実際に事業を幾らやって、こうやっています、こういう事業をやりました、やりましたと言っても、それが本当に所得に、産業振興ということでいえば結びついていない、そこが

やっぱり一番問題であるんだと思います。

ほかにも住宅政策にしろ、城見ヶ丘は何回も言ったように、なかなか売れ残っているけれども、今回も500万というようなことで、4区画ですか、売れるようになった。もっともっと、売ることが目的ではなくて、定住させることが目的であるので、やはり、全部完売するなり、あるいは、遊休地が、たしか町のほうにもあったと思うんですけども、住宅を建てると、民間に建ててもらおうんだというようなことで、前に話がありました。実際にどうなっているのか、ほとんど建たない。要は、少しでも高くという気持ちはありますけれども、住宅を建てて人をふやすというようなことが目的であれば、もっと、大胆な発想で済ますことをまず第一に考えると。そんなこと、必要ではないのでしょうか。まだまだ、それぞれの数ですね、実際に結果を出していかないと、何にもならないという部分があるので、今やっている事業そのものは、もちろん検証するんですけども、ここでできれば、それぞれの担当課長に聞きたいのですけれども、もっともっと結果を出すような、あるいは、出さなくてはいけない、そういう意気込みがあるのか、ちょっとお伺いをしたいというふうに思うんですけども。

ちょっと抜けましたけれども、子育て支援にしろ、今、大多喜町は出生率1.1じゃないですか。いろいろなことを、支援をどんどんやってきたけれども、一向に人口増にならない。これが10年後には9,200人、20年後には7,600人になると言われているときに、少しでもふやしていくような、実際に結果としてね、ふやしていかなければいけないということは、ただ単に今政策をやっているというだけでは、多分、結果は出てこないのだろうと思います。

財政の健全化である方向でありますので、それをもっと、大胆なといいますか、発想を持って、やっていかなければいけないのではないかというふうに思うんですけども、簡単に結構でありますので、それぞれの担当課長さんに意見がありましたら、お願いをしたいと思います。

○議長（野村賢一君） 企画商工観光課長。

○企画商工観光課長（森 俊郎君） ただいま町長のほうから商工業の振興、あるいは人口増問題等々につきましてお答えをしたところであります。

今、議員さんのほうからですね、本当にやる気はあるのかという状況のようなご説明をいただきました。先ほど、町長の答弁の中にもありましたように、平成元年ごろから町の商業についてはですね、非常に厳しいという状況の中で、1つは、ショッピングセンターの整備、もう一方では街並み整備ということで、これまでの商店街をどうするんだということで、実

は、これは大きなプロジェクトでありまして、それを現在進めてきております。答弁しましたようにですね、大分バイパス周辺、郊外というんでしょうか、商業のほうも活発化をしてくまして、いよいよ若い人が住めるような状態ができたのかなという状況が現在できております。

一方では、町並み整備でどのくらい町に貢献した状況ができているのかということ、確かにある程度の整備はできましてですね、日ごろ、見なかったお客さんもですね、このところ、大分来ております。しかしながら、商業を進めようという部分には達しておりませんので、答弁もありましたように、今後、第2次町並み整備基本構想、このあたりをやりまして、さらにですね、効率的ないわゆる商店街につくりかえていく必要があるだろうというふうに考えております。

後継者問題等々につきましては、当然、商業者が大変減っております。そういった中で、かつて、議員さんにももっとこういう経済状況なので、商業者をもっと支援しなさいというご質問をいただいております。そこで、現在、商工会と、そのあたりも詰めておりまして、特に、後継者をどう育成するか、これ、いわゆる商業だけではなくて、農業も含めまして、その育成につきまして、この際、商業の支援の中でもう一つそれを加えて検討して、検討というか、加えていきたいというふうに現在考えております。

それと、所得の向上と言っていましたけれども、当然、お客がふえて、何か売る物があってですね、販売していかないと、所得というのは上がりません。郊外の商店につきましては、大変多くのお客、特にショッピングセンターにつきましては、もう100万人を超えるお客を今集客しております。あの周辺ではかなりのお客がですね、大多喜に集まっているという状況でございますが、この町なかのほうにつきましても、さらに2次構想の中で発揮させていきたいというふうに考えております。

企画商工観光課については、以上ですが、後ほどご質問等ございましたらお受けしたいと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

以上です。

○議長（野村賢一君） ほかに、担当課長。

建設課長。

○建設課長（浅野芳丈君） 住宅関連ということでお話がございましたんですけども、私どももの町につきましては、昔から住宅が少ないというようなことで、お話があったことは事実でございます。今現時点で、大多喜町につきましては、町営住宅が111戸ございます。それ

と、先ほどお話がありました城見ヶ丘につきましては、64区画プラス2区画ですね、定住化という関連、それを含めてですね、私どものほうで計画、あるいは実施をしたものでございます。

現時点で、今年度、2区画売れております。それで、残りが17区画になりまして、今回の補正予算に上げさせていただいておりますけれども、あと2区画売れる可能性が見込めるということで上げさせていただいております。

ご案内のとおり、どこの市町村もですね、住民の定住化、あるいはいろいろなもの、商業についてもそうでございます。それを引っ張り合いっこをしておるのが現状でございます。それに負けないようにですね、私どものほうの町もそういった定住化、商業関係、それらも含めて、総合的な形で町を発展させるということで考えてやっておるわけですが、現状におきまして若い人たちがですね、都市部に流れていってしまう。これは、ストロー現象ということでよく言われることですが、私どものほうで見ますと、市原市であるとか、茂原市、そういったところへですね、ストロー現象で吸い込まれてしまっておるといものがございます。

いずれにいたしましても、私どものほうで、定住化を進めているのは、これは、間違いのないということでございますけれども、今後、これ以上にですね、私どものほうも売り込みを図っていききたいというふうに感じておるところでございます。

微力ではございますが、今後頑張っていきたいと思いますので、どうぞよろしくお願いいたします。

以上でございます。

○議長（野村賢一君） 子育て支援と農業関係。

農林課長。

○農林課長（岩瀬鋭夫君） それでは、農林課のほうから今後の方針についてご説明をしたいと思います。

議員、ご指摘のとおり、事業の目的、あるいはその結果が出ていないのではないかと。明確にされていないのではないかと、あるいはまた、所得にそれが結びついていないのではないかとというようなご指摘でございました。農業については、本町のみならず全国的に厳しい状況にあると思っております。

加えて、本町の農業は、高齢化、あるいは担い手の不足、先ほど町長が申し上げたとおりでございますけれども、特に、本町、あるいは南房総地域においては、有害鳥獣、そういう

ものも多く発生しておりまして、その対策にも非常に苦慮しておるところでございます。これらについても今後、力を入れていきたいというふうに考えております。

また、特に最後に町長が申し上げましたけれども、農産物の販売促進、あるいは、これらの本町の農業を支える担い手となられる方、そういう方に特に力を入れて支援をしてまいりたいというふうに思っております。

まとまったかどうかわかりませんが、農業関係については以上でございます。

○議長（野村賢一君） 子育て支援室長。

○子育て支援室長（花崎喜好君） 子育て支援の関係のご質問ございましたので、それを含めて、ご回答をさせていただきたいと思います。

確かに、少子化対策、これは、大多喜町だけのことでございません。全国、日本全体の問題でございまして、この要因としてはですね、先ほど町長が申し上げたとおり、個人の価値観ですとか、家族観、そういうものがかなり要因があるのではないかと思います。そのために大多喜町では出産の祝い金等の交付を単独ではやっておりますけれども、なかなか子育てに結びついて、また、少子化をとめるだけの策とはなっておりません。今年度ですね、次世代育成計画をつくる年度でございます。その中で、小学生と保育園生の父兄、保護者にアンケートをとった状況もございますので、そういうアンケートの中でですね、今の保育園の実態等に対しての多少の不満も出ている面もございますので、その辺を改善してですね、取り組んでまいりたいと思います。

また、次世代育成計画の中で、そういう少子化対策について、今後、どのように対策をとっていくかということを、委員さんを含めて協議をしてまいりたいと思います。

その辺の回答でご勘弁をいただきたいと思います。

以上です。

○議長（野村賢一君） 4番小高議員、あと10分ありますので。

○4番（小高芳一君） どうもありがとうございました。

これから未来に向かって、私たちのこの大多喜町も、やはり、立派なまちづくりをしていかなければならない、その原動力は皆さんであると思います。ぜひ、いろいろな面で創意工夫しながら頑張る、これしかないのだらうと思います。ぜひ、よろしく願いをしたいと思っています。

ちょっと時間のほうがないようでありますので、3番目のほうに移りたいと思います。

町長選挙への出馬意向についてということで、質問をさせていただきたいと思います。

町長は、これまで4期16年間、全身全霊をもって数々の実績を残して、町民の幸せやまちづくりに献身的に尽くされてこられました。心から敬意を表するところであります。

特に、初当選のときには、反対もあったとは聞きますけれども、農業振興の拠点としての都市交流センター、道の駅おおたき、この建設に尽力されて、今や第三セクターとして、数少ない成功の例として注目をされ、年間3億円を売り上げるまでに成長を遂げまいりました。

また、商業施設の核としてショッピングセンター、オリブを立ち上げて、これまでの商店街にも歴史のまちにふさわしい街並みを仕上げてまいりました。これから多くのお客さんが来町されることは、期待をされるわけであると思います。

そして、さらにこの4期目には、町を大きく揺るがしまして産廃問題に、町長は英断をもって反対され、多くの町民の期待に応えられたことは、大変、高く評価をするところであります。そして、今は、県の町村会長としてその重責を担っておるところであります。

しかしながら、町長の任期もあと4か月余り、来年の1月の23日ですか、町長選、投票日ということであります。この任期満了に伴う大多喜町の町長選の執行が予定されておりますけれども、この選挙に町長は立候補される意思があるのか、お伺いをしたいと思います。

○議長（野村賢一君） 町長。

○町長（田嶋隆威君） 小高議員の質問で、次期の町長選挙へ出馬する意向があるのかということですが、ただいま小高議員も申し上げましたとおり、私も4期16年、議員の皆様方の暖かいご理解とご支援をいただきまして、16年間務めさせていただきました。そして、町民の皆様方のご意見、そして、有能な職員の皆様方のバックアップもありまして現在に至っております。非常に厳しい財政状況の中、これからも厳しいまちづくりが続くかと思いますが、次期の立候補につきましては、今の時点ではお答えができませんので、今少しのご猶予をいただきたいと存じまして、答弁とさせていただきます。

○議長（野村賢一君） 4番小高さん。

○4番（小高芳一君） ありがとうございます。

町長は、見てのとおりまだまだ若くて実行力もあるし、経験も豊かであります。まだまだ十分に町政を担っていけるというふうに私も思っております。

しかし一方、町長に対しての多選の弊害と言いますか、後進に道を譲ったらいいいのではないかなという意見もあるわけでありまして、まだ時間のほうもしばらくあるようではありますので、できるだけ早く決断をしていただけたと思います。

以上で、私のほうの一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（野村賢一君） ご苦労さまでした。

一般質問の途中でございますが、ここで10分間休憩したいと思います。

（午前 11 時 18 分）

○議長（野村賢一君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午前 11 時 29 分）

◇ 荻 込 孝 次 君

○議長（野村賢一君） 一般質問を続けます。

次に、5 番、荻込孝次議員。

荻込さん。

○5 番（荻込孝次君） 私は、町有のですね、建設資材置き場のあり方についてをお伺いしたいと思います。

というのは、森宮地先の元女子校下の字本郷というのですが、そこに町有の資材置き場がありますが、現在、コンクリート管の廃材とか、残土が産業廃棄物同然に置いてありまして、風が吹くとですね、砂ぼこりが立ち、また、資材の積み卸しのときにバケット車等の機械のエンジン音がうるさく、周辺の 9 軒の住民は、非常に迷惑をしておるということでございます。

建設資材置き場は必要なものでありますが、住民の迷惑にならないようにすべきではないでしょうか。静かな環境で日常生活を営みたいと願っているのに、これからもずっと際限なく、期限なく迷惑という不平不満を抱きながら悩まされ、我慢を強いられるのは、気の毒でございますが、日常生活上、迷惑と思う人がいる場合、資材置き場としては不適かとは思いますが、しかし、かといってそういう施設も必要でございますので、町の考え方に、この資材置き場のあり方についての考えをお伺いしたいと思います。

よろしく願いいたします。

○議長（野村賢一君） 町長。

○町長（田嶋隆威君） 荻込議員の質問にお答えをさせていただきます。

町有の建設資材置き場のあり方ということでございますが、ご指摘の森宮地先の資材置き場でございますが、この置き場は、平成13年3月当時、道路改良工事等の公共工事で発生を

します建設残土や他の土砂を必要とする公共事業に流用し、公共工事全般のコストの削減を図るためのストックヤードとして利用することを目的に開設をされました。当時は、このようなストックヤードが必要としており、条件に合った広さを持つ場所を模索していたところ、森宮の道路改良工事に隣接をいたしました現在の資材置き場の台帳地目はため池になっておりますが、現況が田んぼでございましたが、官有地であったことからこれを無償で町が譲渡を受けまして、ストックヤードとして使用してきた次第でございます。

建設課で常時使用していた資材の一時保管場所としての資材置き場は、このほかにも横山地先にもありますが、この土地につきましては、財産処分の候補地になっているために、横山の資材置き場にあった資材を森宮に移動し、現在に至っております。

苅込議員のご指摘の件につきましては、平成21年4月13日に森宮区長さんより搬入物の美観や子供の進入の危険性、また、騒音等についての改善の要望がありまして、このうち美観を損なう搬入物は、主に道路の小枝切時に発生をした枝や草とのことであり、これについては、既に撤去は完了しております。

また、子供の進入につきましては、ロープで囲ってあったものを竹のさくにかえ、進入しにくいように努めてきております。しかし、騒音につきましては、抑えようがなく、日中の一時期に限られるために未対応となっております。

このような経過ではございますが、近隣の皆様に対して、多大なご迷惑をおかけしているということは、まことに遺憾に存じますが、今後、新たな適地を探し、ストックヤードを確保することになりますと、測量費、土地購入費、進入路の整備、排水路の整備といったことに多大な経費と時間を費やすことになりまして、現在の財政状況から非常に困難と考えられますので、現在の森宮の資材置き場に塀を建てるなど、極力周辺住民への影響を緩和する措置をいたしたいと思っておりますので、ご理解をいただきたいようお願い申し上げ、答弁にかえさせていただきます。

○議長（野村賢一君） 5番苅込さん。

○5番（苅込孝次君） 資材置き場とか、何かというのはですね、一度してしまうとずっとそのまま放置されて、いわゆるごみ捨て場みたいな感じになることが多々あるわけですが、時折ですね、住民の意見を聞きながらですね、随時、配慮をしてですね、そうすれば、住民との意思疎通も図れますし、このような苦情もなくなるのではないかと思いますので、ひとつ、担当課は大変ですが、時折、この住民にですね、意見を聞いてみたり、現地を見たりしていただきたいと思っております。

以上でございます。答弁ありがとうございました。

○議長（野村賢一君） ご苦労さまでした。

◇ 藤 平 美智子 君

○議長（野村賢一君） 次に、10番、藤平美智子議員。

藤平さん。

○10番（藤平美智子君） 私は、平成21年9月定例本会議におきまして、通告に従い、町政に対する一般質問をさせていただきます。

最初に町民一人一人を災害時から身を安全に守る防災対策について、何点かお伺いいたします。

日本は、災害列島と改めて思い知らされたことしの夏、7月の台風9号に伴う豪雨が西日本の各地を襲いました。この台風が東へ向かい、今度は進路に当たる東海地方で最大震度6弱の静岡沖地震が発生をいたしました。当初、懸念されておりました巨大地震、東海地震との関連はないと判明されましたが、これらの台風によって多くの負傷者が出るとともに、複合災害に発展する最悪な状況となりました。どちらの被害も深刻であり、政府と関係自治体では、救護と復旧に全力を挙げていたことは記憶に新しいところであります。

このような災害がいつ我が町に襲ってくるかは未知数であります。備えあれば憂いなしであります。そのためにも平常時から町民一人一人に対しまして、ゲリラ豪雨、大きな地震対策等から身を安全に守る体制づくりは急務であると思われま。

現在町では、自主防災組織での連携や消防団とも綿密な連携調査を行い、安全対策に取り組んでおられますが、災害に直面したときに、本町の予測される実態を正しく町民も含めて把握しておくことが必要であると思われま。

そこで、次の点について町での取り組みをお伺いいたします。

最初に、がけ崩れ等の危険箇所について、予備調査をされているか、お伺いいたします。

2点目に、町として安全確保の対策で予測雨量は何ミリぐらいを想定されているのか、伺います。

最後に、避難場所に夜間等の誘導するに当たっての照明灯の確保はどのように準備をされているのか。

以上、3点についてお伺いいたします。

○議長（野村賢一君） 町長。

○町長（田嶋隆威君） 藤平美智子議員の一般質問の答弁をさせていただきます。

防災対策についてということですが、1から3まで3つに分かれております。本年7月21日に梅雨前線の影響によりまして山口県防府市で、また、8月9日には兵庫県佐用町で豪雨による被害が相次ぎ発生をいたしました。また、8月11日には、駿河湾を震源とする最大規模6弱の地震が発生し、多くの被害が発生しているように、毎年、全国で豪雨や地震による災害が発生をしております。

このようにいつ起こるかわからない災害から住民の安全を守り、被害を最小限にとどめる対策を講じておくことが、町としては非常に重要なことと考えております。

まず、1番目でありましてけ崩れ危険箇所の予備調査はされているかというご質問でございますが、土砂災害から国民の生命を守るため、土砂災害のおそれのある区域について、危険の周知、警戒避難体制の整備、住宅等の新規立地の抑制等を推進をしようとする土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律、いわゆる土砂災害防止法が平成13年4月に施行されました。この法律によりまして、県が土砂災害により被害を受けるおそれのある場所の地形や地質、土地の利用状況などを調査をし、その調査により必要と思われる地域の住民への周知、説明を行いまして、市町村への意見照会の後、県が区域指定を行うということとされております。

千葉県では、土砂災害危険箇所、9,764か所あるようでありまして、そのうち優先的に調査を行う優先危険箇所の1,158か所について、おおむね5年間で基礎調査を行うこととしております。本町では135か所が危険区域とされており、そのうち優先危険箇所は12か所とされておりまして、本年3月には優先危険箇所12か所のうちの1か所について地元説明会を行いまして、この区域については、まもなく指定をされるものと伺っております。

次に、大雨によりまして災害対策上、危険と思われる時間降雨量は何ミリくらいを想定され、どのような対策をとるかというご質問でございますが、本町においては、災害対策上、危険と思われる雨量について、具体的に何ミリという想定はございませんが、気象庁において、当地域において、重大な災害が起こるおそれのある旨を警告して行う大雨注意報の基準は、3時間雨量で110ミリとなっております。

警戒発令後の対応といたしましては、昼夜を問わず、警報発令後、直ちに全国瞬時警報システムJ-ALERTにより防災行政無線を自動的に起動させ、警報が発令されたことを放送をし、住民に伝達をいたします。

また、大雨及び洪水警報につきましては、気象庁からの情報を受けまして、今後の予想雨量等を伝達をし、警戒を呼びかけるため、自動放送の後、再度放送を行っております。なお、勤務時間外に大雨洪水警報が発令された場合には、防災担当職員は、直ちに登庁し、情報の収集等に当たります。

また、夷隅川の増水に対しましては、夷隅川の水位が4.8メートルになりますと町消防団、これは本部分団でございますが、久保排水機場に待機をさせまして、警戒に当たっております。その後、水位がさらに上昇し、久保側の水位が8メートルになりますと、久保排水機場操作要領により水門を閉鎖をし、ポンプを始動させることとしております。

災害に対する職員の配備体制といたしましては、地域防災計画の中で災害対策本部設置前の第1、第2配備体制、また、災害対策本部設置後の第3から第5配備体制の5段階に区分をされておまして、その状況に応じ、職員の配備体制をとることとしております。

次に、3番目の避難場所に夜間避難誘導や停電時に対応する照明設備などの準備がされているかというご質問でございますが、本町には、現在17か所の避難所がございますが、今のところ、その避難所に停電時に対応する照明器具は、設備は整備されていないのが現状でございます。

災害は、昼夜を問わず、また、いつ発生するかわかりません。停電時に対応するためには、商用電源に頼らない発電機等を使用した設備が必要と考えておりますが、設備を整備をしても必要なときに使用できなければ意味がなく、日ごろの点検、整備等が極めて重要となりますので、その管理方法等につきまして、関係機関と協議をし、また、その整備に要する財源につきましても、補助制度等を活用いたしまして計画的に整備をしてまいりたいと考えております。

以上であります。

○議長（野村賢一君） 10番藤平さん。

○10番（藤平美智子君） 今の答弁の中で、危険箇所が大多喜町に135か所、そのうち、危ないところが12か所ということがありましたけれども、どういうところか、わかる範囲で教えていただきたいのですが。

○議長（野村賢一君） 総務課長。

○総務課長（君塚良信君） 町内の危険箇所ということでありますけれども、町内に広くありまして、やはり、住宅に山が接近して、一定の基準内にですね、崩れるおそれのあるところというふうになっておりますけれども、これ、県の調査でございますけれども、その中で示

されたものであります。

老川方面にもありますし、西畑は山をしょったところもありますし、総元、上瀑、全般的に広がっておりますけれども、その中で、順次、そういうものを県と一緒にですね、話し合いをしながら指定していくというような体制で進んでおります。

○議長（野村賢一君） 10番藤平さん。

○10番（藤平美智子君） 国は、2005年に避難に関するガイドラインを全国の市町村に体制整備の要請をしております。まず、増水や土砂崩れの危険のある場所を洗い出す、これに基づき被害が及びそうな地域を地図化する。その上で、河川の水位、降雨量をもとに住民に避難を呼びかける基準もあらかじめ定めておくという内容のものであると記録をされております。一瞬にして家や田畑をのみ込んでしまう土石流は、大変恐ろしい災害であります。なかなか、その予知は難しいものと思われま。それだけに、行政にとっても地域住民にとりましても日ごろの心がけや点検、また、訓練等が大事かと思われま。

山口県防府市では、土砂災害の想定判断が甘かったとも指摘されております。土砂災害警戒情報、避難準備情報、避難勧告とすべて後ろ手に回り、本来の情報システムが生かされなかったとの報道もありました。その結果、特別養護老人ホームの方々を初め、多数の犠牲者を出してしまいました。

一方、兵庫県佐用町でも避難勧告がおくれ、最悪の状態で避難誘導をしたため、幼いお子さんを含め多数の皆さんが濁流にのまれてしまいました。避難しないで家にいれば助かったのにとの声も多くありました。情報の伝達には大変難しい判断が要求されると思います。

大多喜町におきましても過去に大きな災害を経験をしております。洪水には、警戒水位等が基本になると思われま。土砂災害等が発生したとき、避難勧告等の発令基準は、どのような判断、システムで住民の安全を確保されているのか、基本的な考え方について、お聞かせしていただきたいと思いま。

○議長（野村賢一君） 総務課長。

○総務課長（君塚良信君） 先ほど町長の答弁の中にもありましたけれども、この災害の関係につきましては、非常に住民の安全を守るという意味では、非常に大切なところでございま。そんなことからですね、町のほうの体制は、職員の中ではですね、5段階の配備体制を設けて、それぞれの災害の大きさによって、出動範囲を定めております。最近はですね、J-A L E R Tによりましてですね、全国的に防災無線を通じて先ほど申し上げましたけれども、基準の雨量を超えますと、自然に大雨警報等が発令できるようなシステムになってお

ります。それも、地震もそのような震度5以上とかですね、そういうものについては、自然に発令する方法をとっております。

我々も大多喜町に長い間皆さん住んでおりますから、どの程度の雨が降ったらどうということは、経験でもわかりますし、また、最近では、雨量計が自動的に町のほうにも入ってまいります。それは、上野のほうで降った雨量と夷隅川の水位というのは非常に関連してくるわけですね。上野のほうで大雨が降りますと、非常に大多喜町のほうに1時間後とか2時間後におくれて来るというような、そういう経験も非常に大切なというふうな判断をしております。

現状では、そのような状況ですね、判断をしておりますけれども、これは、全国的にいつ出すかというタイミングは、非常にこの難しい判断を迫られるところであります。そんなことで、今後ですね、そういうタイミング等につきまして、住民からの意見とか、過去のデータをもとに、経験したものを参考にしながらですね、作成するように作業を進めてまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（野村賢一君） 10番藤平さん。

○10番（藤平美智子君） 本町におかれましても防災マップが全戸配布をされております。

この防災マップを活用した取り組みについては、一定の評価をいたすものでありますが、町民の皆様の防災意識の向上にもつながっているものと思われまします。しかし、本町には65歳以上の高齢者が占める地域でもあります。雨の音で防災無線がよく聞こえない、老夫婦だけだと思うように避難移動ができない、また、深夜に避難場所移動中に被害に遭ってしまったなどの要援護者の避難対策等、この際、今、提言してまいりました内容をもとに、また、今の町長の答弁にもございましたけれども、こういうものをすべて含めて防災ハザードマップを作成して、安全対策を構築するべきであると思ひますが、前向きな答弁をお伺いいたします。

○議長（野村賢一君） 総務課長。

○総務課長（君塚良信君） ただいまの質問につきましてはですね、18年の3月に「我が家の防災、もしものときに備えて」という、これは、きょうお持ちしましたけれども、こういうものをお配りしましてですね、この中に、マップといたしまして、両面にある程度、水位の状況とか、危険箇所とか、避難場所というものを整備してお配りしてあります。

確かに、小さくてわからないところもあるかと思いますが、現状ではこれが一番新しい形で進めております。

そんなこともありまして、今すぐにこのつくりかえるということは考えておりませんけれども、これを有効に活用いただきながらですね、最近では、町のほうも避難の防災訓練というのを大多喜、上瀑、老川というふうに、毎年地域をかえて、地域ぐるみですね、防災訓練を実施しております。そういう中で、徹底をしておきたいというふうに考えておりますけれども、行政だけの手ではなかなかこういうものはできませんので、みずからの生命、財産はみずから守っていただきたいということで、自主防災組織というのものをですね、設立を常をお願いしております。

老川地区につきましては、少しずつ、着々と作業が進んでおりまして、つくっていただけるものと思っておりますし、また、西畑につきましても、今年、そのようなことも防災訓練と一緒にやっていきたいということで、そういう防災組織等をつくっていただいて、地域ぐるみですね、この当面は、このマップで対応していただきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（野村賢一君） 10番藤平さん。

○10番（藤平美智子君） 災害時は、人命第一は当然でございますが、牛や豚等の家畜を飼育している方々やペットと共に暮らしている皆さんにとっての災害時の扱いは深刻な問題であります。たとえ、避難所に行っても残してきた家畜やペットが心配で落ちつきませんとの声もありました。

2004年10月に発生した新潟県中越地震の際もペットの猫が心配で、家に探しに行ったまま下敷きになって亡くなった方、また、飼い犬が避難先の体育館に受け入れてもらえず、車で一緒に生活していた方がエコノミー症候群で亡くなったとの悲惨なニュースが報道されました。この一例を見ましても、人の命とペットのかかわり合いは、無視できない関係にあることがわかります。

家畜については、組合もあり、横の連携で助け合っているところもあるようですが、ペットについては、何の保障もありません。全国的に災害時のペット対策のおくれが指摘される中、東京都稲城市では、地域防災訓練でペットを連れての避難訓練が実施され、その模様は、一般紙にも紹介されたそうです。また、災害時には、多くのペットが迷子になる、最終的には保健所等に収容されることとなりますが、飼い主を捜すのにマイクロチップが役立つとのことで、マイクロチップ普及促進もやっているそうであります。

そこまでやるのかと考えさせられますが、この点については、中越地震に見られますよう

に、人の命とペットのかかわり合いを考えますと、無視できないとも思いますが、お考えがありましたら、お聞かせいただきたいと思います。

(「議長、回数越えている」の声あり)

○議長(野村賢一君) 一般質問の途中でございますが、ここで休憩いたします。

午後は、午後1時から開会いたします。よろしくお願いいたします。

(午前11時56分)

○議長(野村賢一君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

(午後1時00分)

◎会議録署名議員の補充指名

○議長(野村賢一君) なお、会議録議員として指名しました2番、小倉明德議員が所用のため午後の会議を欠席する旨の通告がありました。会議録署名議員の補充指名を行います。

会議録署名議員の指名は、会議規則第119条の規程により議長より指名します。

4番、小高芳一議員にお願いします。

○議長(野村賢一君) 10番、藤平美智子議員の一般質問を続けます。

藤平さん。

○10番(藤平美智子君) 先ほどは、どうも申しわけございませんでした。2回ほど通過してしまいまして、すみませんでした。今度は簡単に終わります。

次に、農業従事者の確保と農地の有効利用対策について、お伺いいたします。

日本の国内の食料自給率は40%と先進国の中で最低レベルに落ち込んでおります。その要因となっているのが、農業従事者の減少と高齢化、そして、耕作放棄地がふえたことによります。食料自給率を上げるためにも耕作放棄地の解消による十分な農地の確保と農業従事者確保が求められております。国の2009年度予算に耕作放棄地を再生、利用するための活動を手厚く支援する新たな取り組みも盛り込まれました。

については、町として、今後、これらの対策にどのように対応されるお考えでいられるか、お伺いいたします。

○議長(野村賢一君) 町長。

○町長(田嶋隆威君) 藤平議員の一般質問にお答えさせていただきます。

農業従事者の確保と農地の有効利用対策についてということでございますが、農業従事者の確保や耕作放棄地の解消につきましては、本町だけでなく全国どこの市町村でも抱えておる大きな問題でございます。本町では、農業委員会と協力をいたしまして認定農業者の確保を推進しておりますが、平成15年度から農業従事者の確保を目的に専業農家の方や、夷隅振興センターの職員を講師にお迎えをいたしまして、主に数年後に定年などにより退職をされる方を対象に、定年帰農者セミナーを開設し、農業従事者の確保に努めてまいりました。

19年度からは参加者がございませんでしたので、夷隅農林振興センターで行われております夷隅農業実践塾に場所を移して農業従事者の確保に努めております。

夷隅農業実践塾は、36歳以上から定年退職前後の方を対象に2年間の過程で実践を通して販売を目的とした営農を学んでおり、毎年20名近くの方が参加をしております。

また、35歳以下の青年農業者を対象といたしました農業経営体育成セミナーが開催をされ、農業経営者としての必要な能力と仲間づくりを目的としております本町から本年度4名の方が参加をしております。

このほか、国や県からの農業、林業関係の情報を提供し、農業従事者の確保に努めているところでございます。

今後も夷隅農林振興センターやいすみ農協等と協力をいたしまして、1人でも多くの農業従事者が確保できるように取り組んでまいりたいと考えております。

国の耕作放棄地を再生、利用するための新たな取り組みといたしましては、耕作放棄地再生利用緊急対策交付金であり、対象となる農地は農業振興地域内の農地で一定の条件を満たした農地に対して交付をされるものでございます。

本町におきましては、耕作放棄地の再生利用を推進するために、農業委員長、また、町土地改良区理事長及び農家の代表、また、その他関係団体をメンバーとする耕作放棄地対策協議会を設立して、耕作放棄地の解消を図ろうとするものでございます。

あわせて町農業委員及び農林振興センターから主に担い手農家の方に耕作放棄地再生利用緊急対策交付金を活用するようお願いをし、また、7月には区長さんを通じて耕作放棄地解消キャンペーンのパンフレットの回覧を依頼して、町民の皆様への啓発も図ったところでございます。

農業の置かれた環境は、大変厳しい現状ではございますが、今後、農業従事者の育成及び耕作放棄地の解消等に向けまして努力をしてみたいと思います。

以上であります。

○議長（野村賢一君） 10番藤平さん。

○10番（藤平美智子君） 農地の利用が進まない背景には、農地価格の上昇から所得者がいづれ高く売れるだろうと、転用を期待し、貸し出しに消極的なことがあり、貸し出されたとしても農地が点在し、借り手が効率よく使える体制になっていないことを伺っております。

しかし、改正案では農地の減少に歯どめをかけるために、転用規制の強化をしつつ、農地の有効利用を後押しする方向性を示しました。どんな小さな田んぼであっても耕地化すれば、水回りに支障を招き、耕作放棄地の増加は営農を続けている周囲の農地へも悪影響を及ぼしております。長年にわたり、放置された耕作地は、雑草や灌木が生い茂るなど、さらにイノシシやシカなどの格好のえさ場や隠れ場となっております。

国の農地対策は、当然のことと思いますが、今、大多喜町として何ができるか、その支援策について、町の考えを今一度伺いいたします。

○議長（野村賢一君） 農林課長。

○農林課長（岩瀬鋭夫君） 今後、町がどんな対策ができるかというご質問でございますけれども、先ほど町長が申し上げたとおり、耕作放棄地の解消に向けて、農業委員会、あるいは、各種団体と協力をして耕作放棄地の解消に特に努めていきたいというふうに考えております。

○議長（野村賢一君） 10番藤平さん。

○10番（藤平美智子君） 耕作放棄地など、ある町の方がおっしゃってございましたけれども、観光農園などに使用可能なところがあるかということ伺ったんですけれども、その辺について、ちょっと伺いいたします。

○議長（野村賢一君） 農林課長。

○農林課長（岩瀬鋭夫君） 観光農園に必要な場所があるかということですが、具体的にそういう場所があるかどうか、現時点での把握はできておりませんが、全くないわけではないというふうに思っております。

ただ、観光農園が果たして営業目的、あるいは、収益を上げられるのかどうかというと、非常に難しい点もございますので、その辺は検討しながら、もし事業を進める上であれば検討していきたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（野村賢一君） 10番藤平さん。

○10番（藤平美智子君） 農業にとって、今一番の課題は、やはり後継者、農業の担い手です。まだ、周りの仲間が米づくりをやっているから頑張っているけれども、誰かがやめたら

ばたばたとやめる人が出てくると思いますとの声がありました。全くそのとおりだと思います。優良な農地の確保、農業で生活できる環境整備確立、その一番の条件は、経営体育成基盤整備事業であります。農業の法人化、営農組合、また、個人経営にも対応できる環境を考えていただくことをお願いいたしまして、私の一般質問を終わらせていただきます。

ありがとうございました。

○議長（野村賢一君）　ご苦労さまでした。

◇　野　中　眞　弓　君

○議長（野村賢一君）　次に1番、野中眞弓議員。

野中さん。

○1番（野中眞弓君）　8月の総選挙で劇的に政権が変わりました。私は鉛筆1本の一揆と思っているのですが、本当に国民の鉛筆1本で政権を交代するという歴史的な出来事でした。これから、日本の政治も住民が、国民がしっかりした意思と情報を持てば、本当の民主主義が発展する、そういう時代に入った、そういう幕開けの選挙ではなかったかと思います。

で、私は、今回の一般質問、4点あるのですが、その4点の中の1点目として、この政権交代に際して、町政はどうなのか。これから、どういう影響を受けるのか。あるいは、どういうつもりで、どういう心構えで民主党政権と折り合ってやっていくのか。そういう基本的な考えを伺いたいと思います。

まずこれが1点目の質問であります。

○議長（野村賢一君）　町長。

○町長（田嶋隆威君）　政権交代に伴う町政のあり方ということでのご質問にお答えさせていただきます。

冒頭、私のあいさつの中でも、ちょっと一端に触れさせていただきましたけれども、政権交代に際しまして、町政にもたらす影響、また、対策をどのように考えるかというご質問がありますが、今の段階では、明日、正式に発足するということもございまして、新しい政権が発足しておらないので、この質問に応じることは、非常に難しいところでございます。

あす16日に国会が召集されることになっており、現時点では民主党のマニフェストや新聞、テレビで報道されていることから判断をいたしますと、次の5つのことが実施されるものと思われます。

1つは、平成21年度国の総額予算207兆円を全面組み替え、税金の無駄遣い等、天下りを

根絶いたします。議員の世襲と企業団体献金を禁止し、衆議院の定数を80削減いたします。
ということが1番目ですね。

次に、2番目として中学卒業まで、子供の手当ということで、1人当たり年31万2,000円の子供手当を支給いたします。高校は実質無償化をし、大学は奨励金を大幅に拡充いたします。

ということと、3番目に年金手帳で消えない年金、年金制度を一元化をし、月額7万円の最低保障年金を実現いたします。後期高齢者医療制度を廃止をし、医師の数を1.5倍にします。

4番目には、地域主権を確立し、第一歩として地方の財源を大幅にふやします。農業の個別所得補償制度を創設、また、高速道路の無料化、郵政事業の抜本見直しで地域を元気にします。

5番目に中小企業の法人税率を11%に引き下げます。月額10万円の手当つき職業訓練制度によりまして、求職者を支援いたします。

地球温暖化対策を強力に推進をし、新しい産業を育てます。

以上が民主党のマニフェスト等々になっておりまして、これが実行されますと、平成22年度から平成25年度の4年間で16.8兆円の所要額が必要となります。必要財源の確保につきましては、国の総予算207兆円の中から公共事業で1.3兆円、天下りや独立行政法人の見直し、補助金改革等で6.1兆円、その他人件費の削減や無駄遣いの見直しで1.7兆円、税金などをため込んだ埋蔵金資産の活用で5兆円、租税特別措置などの見直しで2.7兆円を生み出すこととしております。

このようなことから判断をいたしますと、マニフェストどおりに実施をされますと、その部分につきましては、充実強化をされますが、また、見直される部分につきましては、当然、影響が出るものと思われま。

本町での影響が出ると思われるものといましては、公共事業の見直しでは老川地区で実施をしております県道小田代勝浦線、筒森バイパス改良工事、全般的な補助金、配偶者や扶養控除などの租税特別措置の見直しによるものに影響が出るものと思われま。

また、このほか、今年度の補正予算が見直しの対象となっておりますが、既に多くの事業が動き出しているところもあり、難航が予想されます。しかしながら、無駄遣いの象徴とされております46基金については、2次補正予算案を見直し、秋の臨時国会に提出されるものと報道されております。この予算案が成立しないと見直し内容がわかりませんので、どのよ

うな影響が出るのか、判断できない状況でございます。今後の動向を見ながら、機敏な対応をしてまいりたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（野村賢一君） 1 番野中さん。

○1 番（野中眞弓君） 本当に、これ、難しい質問だと私も思うのですが、私は、民主党政権に対する町長のお考えを伺いたいと思います。10年前小泉政権が発足したとき、私は、強烈に覚えているのですが、小泉さんが国民には痛みを耐えていただくけれども、二、三年後には明るい未来が切り開けると、そう言ったことに対して私は国民の痛みというのは、国民生活が厳しくなることだ、それに対して町政はどうカバーしていくのかという質問をしたら、町長は、小泉さんを尊敬しているからそんなことは考えていないという内容の答弁をなさいました。10年後は、本当に私たち国民生活も国全体もぼろぼろというような状況ではないかと思うんです。町長がどのように政権のことを新しく発足した政権のことを考え、立ち向かっていくのかという姿勢は町政運営にとって住民にとって、少なからぬ影響のあるものです。そういう意味で町長の新政権への考えをお伺いしたいと思います。よろしくお願いします。

○議長（野村賢一君） 町長。

○町長（田嶋隆威君） 新政権に対する考えということでございますが、多くの国民の期待を担って新政権が発足したのでありますので、まず、国民のためになる政治を行っていただくということでありますので、その点については今後の動向を注目してまいりたいというふうに考えております。

いずれにいたしましても、政策の中でも地域に密着して効果のあるような子育て支援であるとか、そういうものについては、これからも大いに見守って内容を見きわめて町政に反映をしていきたいというふうに考えております。

その他につきましては、今の経済状況を見ますと、早期にこの景気が回復するということは、うかがわれなと思いますので、やはり、今までの自民政権同様、民主党にもある程度期待は持っておりますけれども、町政としましても一段と行政改革、合理化等に力を入れてまちづくりを推進してまいりたいというふうに考えております。

以上であります。

○議長（野村賢一君） 1 番野中さん。

○1 番（野中眞弓君） まだ始まっていないことに対する質問ですので、この件については終わりたいと思いますが、あくまでもどんな状況になっても住民の暮らし向きを守るというス

タンスで頑張っていたきたいと思います。

2点目の質問に移ります。介護保険利用料軽減制度の復活についてです。

ほぼ10年前に介護保険制度が発足した当時、保険料あってサービスなしという懸念が広く心配されておりました。そして、こういう不安にこたえて大多喜町では、翌年、平成13年度に低所得者在宅介護サービス利用者負担軽減事業というのを始めました。これは、条例ではなくて、規則で対応しておりました。このときには、この制度が19年に終わるということは明記されておりました。で、私はああよかった、これで介護保険料を払っても低所得者は安心して利用できる額になると、本当に喜びました。ところが、去年、実はこの制度が廃止されていたということをこの議場で言われまして、びっくりして例規集を見たわけですが、私の手元に保存してあった例規集は18年度からしかなくて、それ以前は処分してありましたので、もう18年度にはそれが書かれていたので、いつのことかわからなかったのです。でも、いつのまにやら、規則ですので議会に諮ることもなく変更されていたわけです。今、高齢者の置かれている経済的な状況というのは、年金は激減ではありませんけれども減っています。そして、介護保険料は引き上げられた上、さらに去年から後期高齢者医療保険料の天引きが始まっております。経済的に追い詰められる一方です。そして、さらに、要介護認定の改定がありました。去年のモデル事業の、大多喜町の結果ですが、9件のモデル件数の中で、5件が介護認定を切り下げられております。で、今実際はどうかと言いますと、1年間は経過措置で介護度を旧来のままでよろしいということなので、ことし1年は切り下げられたかどうかわかりませんということなので、サービスは同じように続いているのですが、来年度以降、7月に厚生省は認定の中身を半分くらい変えて、今、講習会が行われているという話ですけれども、それでも全面的にもとどおりになったわけではありません。そうすると、サービス料が、前と同じサービスを受けようと思うと、10割の自己負担が入ってくるわけですから、低所得者は、介護保険を保険料は天引きされても受けられないという事態が懸念されます。

で、介護保険料が上がっていることへの憤りは、今、町の中、いろいろなところで介護保険がすごく上がっちゃってなんていうのを聞きますけれども、認定のことについては、そういう理由で聞いておりませんが、不満は高まる一方です。

そこで、本当に介護を社会で見るという本来の建前どおりに機能するために、廃止された介護サービス利用者負担軽減事業制度を拡充して復活させる考えはないのか、お伺いしたいと思います。

○議長（野村賢一君） 町長。

○町長（田嶋隆威君） 野中議員の介護保険利用軽減制度の復活についてということですが、この制度は、平成12年度に介護保険法が施行される以前にホームヘルプサービス事業を利用されていた低所得者が法施行後も引き続き同サービスを利用する場合に、利用者負担が3%から10%に急激に増加することを考慮する特別の措置として13年度から4年間、利用者負担の70%を助成をし、17年度から3年間、50%を助成し、段階的に引き上げて19年度末にてこの制度は廃止をした経緯がございます。

当初の目的は、在宅サービスの利用促進と介護保険制度の浸透と、従前からの制度との緩和措置でありましたので、当初の目的を達成したことと、第3次介護保険計画でも明記されておりますことや、他のサービスへの利用者負担との均衡も図れないことから廃止をした制度については、復活させる考えは今のところございません。

また、制度廃止に当たり、利用者に理解をいただくためにご通知も差し上げております。制度廃止後の混乱もなく、サービス利用状況を見ても増加をしており、制度を廃止した影響は出ていないものと考えております。

以上であります。

○議長（野村賢一君） 1番野中さん。

○1番（野中眞弓君） 住民のほうからいたしますと、町のほうがこれやっちゃったから、もうしようがないとあきらめているんですけども、今、介護を取り巻く状況というのは、悪化する一方ではないでしょうか。

介護保険で、介護保険料でいいますと、大多喜町の場合、平成12年度に開始したときには、1年間の保険料は、標準で2万6,500円でした。それが、ことは、4万600円に値上がりしています。私は、すべての介護保険利用者軽減と言っているわけではありません。平成13年度にできた制度も低所得者の軽減制度です。そう銘打ってあります。その低所得者でいうと、1年間の保険料がこの10年間で、今ちょっと計算をしたんですが、7,050円の値上げなんです。で、リッチな方には七千何百と言っても大したことないと思うんですけども、ぎりぎりの生活をしている者にとっては、やはり、つらい問題で、それこそスーパーで1円の値段の差でもって買い物をするという生活をしているわけです。

今、介護で本当に、親の介護のために仕事をやめて、あるいは、老老介護でもうやり切れなくて、夫が妻を殺してとかという介護殺人があちらこちらで起きています。施設は余りふやしません。高齢者はふえます。介護者もふえます。そういう中で、矛盾がますます激化し

ています。できれば施設には入りたい、だけれども、施設はない。施設に入るとお金もない、結局、自宅で見てくれるわけですが、自宅で見ることに対しては、本当に苦勞が多いわけですね。その上、はたまたお金の算段をしなければならないというのは、大変なことです。だれもが年をとってピンピンコロリでいけばいいんですけれども、そのところは予測できません。自分がどういう経済状況に転がり落ちるのか、だれにも自分の将来はわかりません。でも、介護を社会で支えよう、それが介護保険の目的ですし、それから、貧しい人たちに対して低所得者に対してもできるだけ格差のないような社会をとというのが、税金本来の使い方なわけですから、この介護制度を、低所得者の助成金制度、これをふやして、制度を新たにやるという町というか、自治体は聞くのですが、それを廃止したというのは、私、勉強会などに行っても、ほとんど聞くことがないんですね。

そういう面では、先ほど町の財政状況はいい、行革も進んでいるみたいなことをおっしゃいましたけれども、住民につらい思いをさせて、あるいは、いろいろな使用料なども上げた中で、財政指数だけは上がっていく、だから、うちの町は健全だと、万々歳だと、それは、本末転倒ではないでしょうか。困っている人がふえる介護保険の値上がりに対して、みんながいい思いを、楽になったから、上がってもしょうがないよねと思えるような町だったら私はいいと思うんですけれども、これだけの多くの方たちが介護保険上がったことに対して、老人ホームにも入れないし、保険料、医療保険は、どんなことがあっても医者にかかれるけれども、介護保険は、利用したいと思っても利用できない、そういう面もあるのに保険料だけ上げるのは、やらずぼったくりではないかと、こういう声も聞かれます。そういうのを少しでも解消していくために、そして、だれもが安心して、老後の面倒を見てもらえるような大多喜町にするために、これは、大したお金ではないと思うんです。町全体からすれば。始まった当初は、おふろとホームヘルパーの派遣で約80万円、そして、廃止された19年度は、170万円程度のお金だったと思います。それを何としてもやっていただきたいことと、在宅介護は、介護だけではなくて在宅看護という、看護師さんを派遣してもらおう事業もあるのですが、それも入れて、実施する方向で取り組んでいただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（野村賢一君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（花崎喜好君） 今、野中さんのご質問の件でございますけれども、先ほど町長が申し上げたとおり、復活するのは、大変難しい状況であるというふうなことを、まずご理解をいただきたいのと、現在、低所得者と言われております生活保護ですとか、生活保護の

方、あるいは、昔、年金を納めてなかった老齢福祉年金の受給者等の世帯のサービスの利用でございますが、高額介護サービスという事業がございまして、これに該当する方が大多喜町で7名の6世帯でございます。この方々のサービスの利用状況を見ますと、訪問介護、デイサービス、ショートステイと、ほぼ毎日のようにサービスを利用されています。このサービスの利用負担は、1世帯で1万5,000円以上はかかりません。この状況を見ますと、1日にしてみると約500円程度でサービスを受けられるというふうなことでございます。これも階層別にございまして、その上の世帯ですと月額が2万4,600円、普通世帯ですと、月額が3万7,200円、あくまでも世帯全員といいますか、旦那さん、あるいは奥さん、両方が介護サービスを受けた場合、この限度額以上の負担はする必要がございませんので、そういうふうな所得に応じてですね、高額の利用負担も考えて設定をされておりますので、これらの状況をご考慮いただいて、この制度についての復活はなかなか、先ほど申し上げましたけれども、財政的にも難しいような状況でありますこととして回答させていただきます。

以上です。

○議長（野村賢一君） 1番野中さん。

○1番（野中眞弓君） 高額医療全体まで使えということではなくて、全部使える方というのは、必要に応じてだし、それから使えると思うんですね。だけれども、ここまで使えない人が問題だと思うんですね。で、復活が難しい状況だというのですが、どういう事情で復活が難しいのでしょうか。気持ちの問題ではないのでしょうか。人間が生きるということが何よりも大事なのではないのでしょうか。だから、町全体の、町政の柱というのに町民が安心して生きられるまちづくり、そういうのがあったような気がするのですけれども、そのところを根幹に置けば、出せない額ではないのでしょうか。

真剣なやる方向での取り組みをお願いして、私これでまだ二度目ですよ。お願いして、答弁をお願いいたします。

○議長（野村賢一君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（花崎喜好君） それに代替するものとしましては、今の介護保険の中で2事業等をやっております。そういう中で、この6月からですね、介護度の高い人、まして、所得の少ない人に対しておむつの支給等の額も今まで3か月で5,000円だったものを月額3,000円に上げたりというふうな対策も進めているところでございます。

それに合わせまして、今、野中議員さんからのご質問の中で、どういうわけかというふうなお話でございますが、先ほど、質問の中でありましたとおり、17年度の決算状況を見ます

と、ホームヘルプと入浴だけで町が170万円の支出をしているというふうなお話がありました。そのとおりでございまして、これを全部のサービスに充てますとかなりの額になると。その辺の額の算定まではしておりませんが、今後、低所得者のニーズ調査、低所得者がどういうサービスを考えているのか、そういう調査ですとか、サービスの利用の現況等を調査をしてまいりたいと思います。

以上です。

○議長（野村賢一君） 1 番野中さん。

○1 番（野中眞弓君） 前向きに調査をしてくださるというふうにとってよろしいですね。それで次にいきたいと思います。

新型インフルエンザ予防対策についてです。

カラスは鳴かない日があっても新型インフルエンザに関するニュースが流れない日はないというくらい、今、やはり、新型インフルエンザが、私たちを取り巻く健康の問題では、大きくなっております。いろいろな情報については、既に皆さんご存じだと思いますので、そういうことについては、省かせていただきますが、新型インフルエンザの本格的な流行が始まって、ことしの、この9月の下旬から10月にかけてがピークではないかと言われています。

国立感染研究所のまとめでは、患者は、ご存じのように20代までの若者、子供に集中していること。そして、初めは、この新型インフルエンザは軽い、毒性の軽いものではないかと言われていたのですが、流行の規模拡大に伴い、重症化の危険性が高くなる、こういうことが予想され、慢性疾患の患者、妊娠女性、乳幼児、高齢者などへの注意等、対策を感染研究所では急ぐようにと求めています。

本町では、住民の命と健康を守るために、従来、高齢者インフルエンザ予防接種に加え、予防体制の一環として、新型インフルエンザ予防ワクチン接種への助成事業を実施する考えはないのか、伺いたいと思います。

少なくとも危険が、重症化の危険性が懸念される人たちへの対策は欠かすことができないのではないかと思います。お考えを伺います。

○議長（野村賢一君） 町長。

○町長（田嶋隆威君） 新型インフルエンザの予防対策ということでございますが、新型インフルエンザ予防対策についてのご質問でございますけれども、ご指摘のとおり、新型インフルエンザにつきましても、依然として感染者が増加をしており、感染の蔓延期を迎えておまして、一部報道では10月中旬ごろがピークではないかと言われております。特に慢性疾患

者や妊婦、乳幼児などのが重症化の傾向にあると言われております。

これまで町としては、新型インフルエンザ予防対策として、各戸に予防パンフレットの配布や広報紙にて手洗い、うがいの励行やマスクの着用等の周知を図ってまいりました。今後、さらに集団発生の予防や、また、重症患者への感染予防に努めてまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（野村賢一君） 1 番野中さん。

○1 番（野中眞弓君） 私が求めていたのは、新型インフルエンザ予防ワクチンへの助成事業のことであります。

不確かな情報なんですけれども、それから政府がどの程度このワクチンに対して助成するかわかりませんけれども、ワクチンは、もしかしたら1回の接種が七、八千円ではないかというような話を聞いたことがあります。従来型と同じような額になるかどうかともわかりません。でも、対象者全体、できれば、本当は全町民が受けられればいいんですけれども、ワクチンの量が限られている、その量がちょうど重症化の危険性のある人たちの人数とほぼ一致するような人数なので、健康な人は、ちょっと控えざるを得ないかなと思いますが、1回のワクチンがもしも国からの助成もなければ、かなり高額になって、もしかして打っていれば軽く済むものを打たないがために重症化する。それは、本人が苦しむことだし、健康保健財政でも支出が膨らむことです。双方にとって、一番いいのは、予防で食いとめられることが一番いいわけですが、それができなければ、軽症化の段階で食いとめる。そこが、ワクチンだと思うんです。

少なくとも幾らになるかわからないけれども、対象者に幾つかの助成には段階があると思うんですね。重症化の危険性の高い人たち、みんなに助成するからおやりなさいというのと、みんなはできないけれども、やっぱり低所得者の方については、助成しますよというのと、あると思うんですが、できれば重篤、その危険性の高い人たち全体に、担当課で調べていただいたんですけれども、対象者は町内で600人くらいになるのではないかと。で、600人掛ける何ほかの計算をしてください。で、もしだめなら、その中の低所得者だけでも助成制度をできるように。できればただになるのがいいのですが、最低でも従来型のインフルエンザと同じ程度の助成まではできないでしょうか。自己負担が1,500円で済むという、そういう意味です。よろしくお願いいたします。

○議長（野村賢一君） 町長。

○町長（田嶋隆威君） ご質問の新型インフルエンザ予防ワクチンの接種に伴う助成の件でございますけれども、現在、厚生労働省では、ワクチンの制度に限りがございます、接種者の優先順位や費用負担等を検討している段階なので、一般の方々への接種が感染のピークを過ぎ、本年度は不可能ではないかとも言われております。

ちなみに、先ほどの薬の代金でありますけれども、薬の代金が7,000円で、その他諸経費を入れると1万円近くになるとも言われております。そういうことで、本年度の接種者への助成につきましては、今後、厚生労働省の動向等を十分見きわめる必要がございますが、現時点では、予防接種者への助成については、考えておらないのが現状でございます。

以上であります。

○議長（野村賢一君） 1 番野中さん。

○1 番（野中眞弓君） ここでも貧困と格差をまざまざと感じます。仮に1万円だとしたら、やはり、予防接種を受けられる階層と、受けられない階層がはっきりします。そこを埋めるのが行政ではないでしょうか。それとも、受けられないのも自己責任だから、お金がなければ死ぬのも仕方がないとお考えになるのでしょうか。温かい行政的な配慮がこういう場合こそ必要ではないでしょうか。

答弁願います。

○議長（野村賢一君） 町長。

○町長（田嶋隆威君） 先ほどお話をしましたけれども、今後、厚生労働省の動向等を見きわめて判断をしてみたいというふうに考えております。

以上であります。

○議長（野村賢一君） 1 番野中さん。

○1 番（野中眞弓君） 質問回数が終わってしまって残念ですが、それは、前向きだというふうに判断させていただきたいと思います。

最後になります。職員の勤務条件の改善についてです。

労働者は、基本的に休憩時間を自由に使えることになっています。どこでどういうふうに過ごしてもいいはずなのですが、町職員は、人によつての温度差はあるんですけれども、基本的にお昼休み、自席にいるようにというようなことを言われましたと、はっきりおっしゃる方もいらっしゃいますし、まあそういう雰囲気ですと、というふうにおっしゃる方もいらっしゃいます。これは、労働基準法の違反ではないかと思われまふ。が、私自身は、お昼休みに職員が自席にいてくださることによつて、大変重宝しています。急な、何か伺いたいこ

とがあったとき、お昼休みなんだけれどもって、電話しても8割、9割方くらいは、ほとんど応じていただいております。

働いていらっしゃる町民の方がお昼休みだったら自由に電話できるし、役場に行くこともできるという方が多いと思うのですが、そういう人たちにとっても、お昼休み、フルスタッフで役場が仕事をしてくださっているというのは、大変ありがたいことなんです。労働者の立場からいくと、町役場には労働組合ありません。そういう面では、やはり、執行部が住民サービスを充実させながら、労働基準法も守り、職員が納得した働き方ができるような環境を整えるべきではないかと思うのですが、いかがでしょうか。

○議長（野村賢一君） 町長。

○町長（田嶋隆威君） 職員の勤務状況等の改善についてということでございますが、労働基準法は、労働時間が6時間を超える場合においては、少なくとも45分、8時間を超える場合においては、少なくとも1時間の休憩時間を労働の途中に与えなければならないという労基法第34条第1項の規定にありますし、また、休憩時間を自由に利用させなければならないこと、同条第3項にも定められております。休憩時間は、労働者の心身の疲労の回復、作業能率の向上等の見地から、与えられるものでございまして、勤務時間には含まれないものであり、給与等の支給の対象とならない時間でございます。

町では、勤務時間条例及び規則により一般的な職員の場合、午後零時から午後1時までの1時間を休憩時間として定められております。この間に昼食をとり、また、休憩をするわけですが、昼休みでなければ役場に来ることができない、また、電話をかけられないという方もおりますので、昼休みの時間帯であっても、おいでになるお客様がおります。こういうようなことから、特に拘束をしているわけではございませんが、現状では、休憩時間であっても、特に用がなければ、外出をせずに、庁舎内で休憩をとっている職員がほとんどでございます。

特に問題となるのが、お客様の多い部署でございますので、都合により休憩時間に休めなかった場合には、必要に応じ、休憩時間を繰り下げるなどの対応をしていきたいと思っております。

住民サービスを充実させ、また、改善すべきところのご質問でございますが、例えば、職員を2班に分けて、交代で完全に休憩をとることも一つの方法だと思いますが、それぞれの業務の担当職員数が少なく、職員の削減が進む現状では、非常に難しいものと思います。

国や県と違いまして、市町村は、住民に最も身近な事務事業を扱っておりまして、その分

だけ直接窓口を訪れる方も多いわけですので、職員に協力をお願いし、これまでどおり対応して、行政サービスの向上を図っていききたいというふうに考えております。

以上であります。

○議長（野村賢一君） 1 番野中さん。

○1 番（野中眞弓君） これまでどおりでは困るんです。これまでどおりではなくて、何らかの改善をしてほしい。そのことについて、不満に思っている職員もいるわけですよね。大変、私ごとなんですけれども、私の経験をちょっと話させてください。

私は、学校で働いている時期がありました。学校というのは、もう、朝から夕方、勤務時間を過ぎてても子供がいます。お昼休み、休憩時間、本当に見境なく仕事をしているという、そういう状況でした。今の先生方はもっと大変だと伺っておりますが。ある校長が、学校というのは、子供を安全に帰さなければいけないので、冬場はお天道様があるうちに、うちに帰そうということで、4 時過ぎると、子供を帰してしまいました。教員はたくさん仕事があるんですけれども、そのとき、校長がおっしゃったことは、普段、お天道様が長く空にいるときには、超過勤務をやっている。それに対して、教員は超過勤務手当は出ません。夏場は頑張ってもらっているのに、冬場の子供が学校にいなくなったときには、自分の仕事の段取りがついたら同僚には話して、校長には話さなくてもいいから、帰っていいですよと言われました。

それで、職員が帰ったかという、なかなか片づきませんので、帰れるわけではありませんが、2 週間に一遍でも、あるいは、急な用事ができたときでも、安心して、何かゆったりした気持ちで、職場を出ることができました。職員が超過勤務をしたから手当をくださいとか、そういうことは言っていないと思うんです。ただ、拘束されている、その分どこかでわかってもらって、補ってもらえるような時間があると、気持ちの上では頑張ろうという気になるよねって、私も自分の経験からそういう気持ちで働けました。ですから、役場の職員もそういう規則がこうだからとか、あるいはもう精神的にガンバリズムで、精神主義で頑張ってもらうとかではなくて、やはり、そういうような具体的なね、みんな一斉ということではできないと思います。各課で、もっと安心して休憩時間がとれるような対策をしていただけたらと思います。

労働組合がない以上、やはり、執行部できちんと職員の働き方のことについても考えるべきではないでしょうか。

○議長（野村賢一君） 町長。

○町長（田嶋隆威君） ただいまの問題は、特にサービスの多い担当の課等もありますが、それぞれの課で検討していただきまして、できるだけ休憩をできるような体制を整えていきたいと思います。

ただ前に一例がございまして、時間等の変更等で、その間、庁外に出ておりますと、例えば、買い物など用足しをした場合に、時間内に自分のことをしておるということで、ご指摘をいただいて、町で何か連絡があったようなこともありますので、その辺のところを十分配慮をして、そういうものに、これからそれぞれの課で臨んでいただければありがたいと思っています。

以上であります。

○議長（野村賢一君） 1 番野中さん。

○1 番（野中眞弓君） 職員の方にとっても、役場が働きやすい職場であることを願って、私の一般質問を終わらせていただきます。

以上です。ありがとうございました。

○議長（野村賢一君） ご苦労さまでした。

一般質問の途中でございますが、ここで10分間休憩します。

（午後 1 時 5 6 分）

○議長（野村賢一君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午後 2 時 0 8 分）

◇ 吉 野 僖 一 君

○議長（野村賢一君） 一般質問を続けます。

7 番、吉野僖一議員。

吉野さん。

○7 番（吉野僖一君） 一般質問の通告について、次の事項について、質問をいたします。

1 つ目がドクターヘリポートの整備について。2 点目が、残土の有効利用について。3 点目が中野本村区と新町区の排水経路の見直しについて、お伺いします。

初めにドクターヘリポートの整備について。町民の生命、財産を守ることに关しては、一番身近に実感するのは、火災や事故などによる人命救助であり、緊急医療業務の充実が急務と考えます。現在、町の緊急ヘリポートは、町の総合グラウンド、西中学校及び老川小学校

グラウンドの3か所が指定されていると思います。

ドクターヘリが来る前に、まず消防タンク車が来て、砂ぼこりがたないように散水して、着陸、そして、離陸する前にも散水してから飛び立つことになり、大変な作業が必要となり一秒一刻を争う患者さんのことを思うと簡易型の常設ヘリポート施設整備が必要と考えますが、町長さんのお考えをお伺いします。

○議長（野村賢一君） 町長。

○町長（田嶋隆威君） 吉野議員の一般質問にお答えをさせていただきます。

ドクターヘリポートの整備についてということですが、ドクターヘリの簡易型の常設ヘリポート施設整備にかかわるご質問でございますが、ご承知のことと存じますが、平成13年10月1日から日本医科大学附属千葉北総病院を基地病院といたしまして、千葉県ドクターヘリ事業が開始をいたしました。その後、本年1月19日から県内2か所目となります木更津市の君津中央病院が基地病院となりまして、ドクターヘリが配備をされました。このドクターヘリへの本町の利用状況でございますが、平成20年で5件、21年度では9月1日現在、3件となっております。

本町の臨時ヘリポートは、海洋センター多目的広場、また、野球場、老川小学校及び西中学校のグラウンドが指定をされておりますが、吉野議員ご指摘のようにヘリコプターの着陸、離陸のときには、消防署におきまして安全確認、砂ぼこりを防ぐための水まき作業が行われております。

なお県内の臨時ヘリポートは、現在500か所ほど指定をされておりますが、そのほとんどが公共の運動場、公園、小中学校の校庭などとなっております。こういうような中で、近隣の長南町では、本年の6月にヘリポートを整備いたしました。町有地約1,000平方メートルに中心部50平方メートルをコンクリート舗装し、その周り約840平方メートルにつきまして、アスファルト舗装によって着陸、離陸時に砂ぼこりが上がらないよう、対応しております。

本町の臨時ヘリポートの野球場は別といたしまして、学校のグラウンドを使用することは検討の余地があるものと思いますが、救急業務に支障が来さないようなヘリポートについて、今後、消防本部と検討、また、協議をしてみたいと考えております。

なお、検討の内容でございますが、町有地や民間の土地でヘリポートに利用できる土地があるかどうかなどの調査をまず実施をしていきたいというふうに考えております。

以上であります。

○議長（野村賢一君） 7番吉野さん。

○7番（吉野僖一君） 私も過去に大動脈解離になりまして、救急車の利用で何とか命拾いした経緯がございます。せんだって、7月の、先ほど町長さんから21年度に3件ということで、そのうちの2件がですね、1つが西中のグラウンドを利用してのヘリが来まして、その人は、会所の方だったんですが、そのときが7月ということで、やはり、散水してもすぐ乾いてしまうということで、砂ぼこりがすごかったんですよね。やはり、ああいうヘリなんていうのは、自分で巻き上げた砂を吸って、また、エンジントラブルとかになった場合には、ちょっと危ないということがありまして、その後、7月30日に、私の先祖もとであります堀切の君塚良夫さんがですね、心筋梗塞で、朝ぐあい悪くなって、救急車を呼んで、救急ヘリもみえたんですが、そのときは、やはり総合グラウンドを使って、命拾い、危うく助かったということで、そういうことがたまたまうちの新盆のときに、堀切の区の人とか、中野の組の人が来て、いろいろな話になったときに、やはり、そういう整備が必要ではないかということで、とりあえず、そうしましたら、堀切の方が、元千葉営林署、今、千葉森林管理事務所というんですかね、そこのところは、昔、材木、原木を貯蔵する場所があるんですが、そこが碎石を敷いてあるので、ほこりがそんなに飛ばないのではないかとということで、話が進んでおりまして、ちょっと所長さんに話をしましたら、救急のことであればですね、そういう面で、現況のままであれば、西中等、そこら辺はお互いに使えるということで、一応、話は進んで、いいほうにいらいますので、ちょっと消防署のほうも。

実は、本当に申しわけないのですけれども、向こうの都合できのうちちょっと会いたいというので、行ってきたんですけれども、皆さんに断りなく申しわけないのですが、向こうの都合でその日しかあいていないということで、話、企画課の高橋謙周さんも一緒に行ってくれたのですが、現況のままであればオーケーということで、正式な文書になるとなかなか、上にそれを出さなくてははいけないので、現況のままで、使う分にはそのままでもいいということで。

帰り、また、消防署のほうへ行ったら、そういう新しいところは登録するだけでオーケーらしいので、その辺は、一応、町のほうから確認をしてくだされば、この件に関しては、いいと思うし。

ただその、長南町がそういう整備をしたということで、24時間体制でできることであれば、そういう施設をつくる必要があるのではないかと質問したわけで、町長さん、また、関係の皆さんのご意見をもう一度確認をしておきたいと思います。

よろしくお願いします。

○議長（野村賢一君） 企画商工観光課長。

○企画商工観光課長（森 俊郎君） ただいまの議員が説明したとおりで、昨日、森林管理事務所のほうに行ってまいりました。内容につきましては、そのようなことでございますが、いずれにしても、もしそれを恒久的に使うということであれば、また、土地買収なり、当然、森林管理組合事務所の貯木場もまだ砂ぼこりが飛ぶような状態状態にありますので、舗装なりなんなりをしないといけないという状況でございます。

それよりも、我々が一番知りたいのは、大多喜は非常に広いわけでございますので、一刻を争うということであれば、より患者をですね、早くそのヘリコプターで病院に送るということからすると、大多喜は1か所では当然済まないと思いますので、これから、先ほど検討内容のですね、どういう検討をするかということで、町長、答えたとおり、これから土地を探しまして、幾つかの候補地を挙げたいなというふうに考えております。

なおかつ、そういうものをつくりますと、当然、周りが使えなくなるという状況がまずあります。それと、障害物を建てられないと。あるいは、木も当然問題になってきますので、いろいろなことを想定しまして、町を歩きまして、いい場所をできたら探したいなと。できることであれば、土地を買いたくないし、経費もできるだけかからないような場所、そういった場所を選んでいきたいなというふうに考えています。

今、一番すぐ使えるところと申しますと、ゴルフ場なんですよ。ゴルフ場がコンクリートというか、舗装がされていて、周りが芝生であると。ごみを飛ばそうと思っても芝が飛ばかどうかわかりませんが、さほどそういう影響はないのではないかなということだと思いますので、ゴルフ場も含めまして、検討の中に入れていきたいというふうに考えております。

以上であります。

○議長（野村賢一君） 7番吉野さん。

○7番（吉野僖一君） どうもありがとうございます。

ただその行って、言われたことはですね、営林署も今整理をしたくて、できれば買っていたら一番いいんだということを言われたんですけども、ちょっと値段が高いみたいなことで。最初に公的なところは話をして、そこで話が決まらなと一般入札、競争入札みたいなことになるということですので、できるだけ前向きに検討していただきたいと思います。

今の件は、前向きに検討してもらいたいということで終わります。

2点目、残土の有効利用について。県道178号線、小田代勝浦線の小田代交差点から面白区までの道路切り通し工事に伴う残土が多量に出ると聞いておりますが、中野新町地先の休耕田、地権者7名が高齢化と後継者不足により現在荒れ放題となっております。

そこで、この建設残土によりこの休耕田を埋め立てし、残土の有効利用と土地の有効利用をあわせて図ることが得策と考えます。これは、ちょうど中野駅周辺ということであります。埋め立てに当たっては、地権者や小湊鉄道の協力はもちろん、町のご理解と協力が必要と考えますが、町での考えをお伺いします。

○議長（野村賢一君） 町長。

○町長（田嶋隆威君） 残土の有効利用ということでご答弁をさせていただきます。県道小田代勝浦線の面白バイパス改良工事のオープンカットにつきましては、今年度に工事を発注する予定であるとの見解を県から伺っておりますが、これに伴いまして、今年度から数年間にわたり、約8万立方メートルの発生土が生じます。このうち約3万立方メートルを工事用として区域内での使用をいたしますが、残り5万立方メートルがいわゆる工事残土となるため、県から町に公共目的であって、埋め立て可能な場所の有無の打診がございまして、各課に該当地の情報を求めているところでございます。

吉野議員の申し出の場所につきましては、上総中野駅から見て左側国道465と小湊鉄道に挟まれました窪んだ所であると思いますが、埋め立て工事には様々な制約がございまして、当該地が農地であるため、農地法による公共事業施工における廃土処理事業の届け出が必要となります。これは、公共事業による算出した残土を使用し、埋め立てを行ったものは、農地として引き続き使用することとなります。埋め立て面積が3,000平方メートル以上であれば、県の土砂等の埋め立て等による土壌の汚染及び災害の発生防止に関する条例、いわゆる残土条例の許可が必要でございます。

また、埋め立て前に法定外の公共物であります赤線、青線及び区域内の境界確定測量も行う必要がございまして、このほかに災害に対する配慮も必要で、当該地は、くぼんだ土地であり、使用排水路がトンネルでつながっておりまして、排水路がつまりやすく、埋め立て後にはトンネルを使用しない排水施設を計画する必要がございまして。

また、タカハシサイクルショップの後ろに排出をしておりますトンネルは低い位置にあることから、埋め立ての高度はこの高度に合わせることであり、余り高くは埋め立てできないものと思われます。

いずれにいたしましても遊休土地の有効利用につきましては、地域活性化等の観点からも好ましいものと考えておりますので、諸条件がクリアされた場合は、町も協力してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（野村賢一君） 7番吉野さん。

○7番（吉野僖一君） はい、ありがとうございます。

実はですね、そこの田んぼはですね、10何年前ですかね、排水路、今まで駅の下のほうへ流れていたのをやはり上流のほうにもう一つ水路があって、そちらのほうに流すための改良工事をやっていただいたんですが、排水が悪くて田んぼに水がたまりっぱなしで、機械が入らなくて、荒れている状態で、今、手がつけれない状態でございます。

どうか、前向きにその辺をお酌み取りいただきまして、町発展のためにご理解を賜りたいと思います。

続きまして3番目、2番目に質問したのに関連性がありますんですが、中野本村区と新町区の排水路の見直しについて。

当地区では、昔から両地区の排水路について問題があり、区民の皆さんの心配の種となっております。特に国道465号線の下に素掘りトンネル2か所、小湊いすみ鉄道両鉄道の下にも2か所のトンネルがあります。特に中野駅前の交差点と駅前広場では、過去に突然陥没したこともあり、大変危険な場所と考えますので、専門家により排水路の調査をしていただき、調査結果によっては、排水路の見直しなど関係機関の協力を得て、必要な対策を講じる必要があると考えますが、町でのお考えをお伺いします。

○議長（野村賢一君） 町長。

○町長（田嶋隆威君） 同じく、中野本村区と新町区の排水経路の見直しということのご質問でございますが、このご質問の排水路についてでございますが、国道465号下の素掘りトンネルを除く北側及び南側につきましては、平成7年度農村総合モデル事業の排水路整備事業で工事が実施をされております。これは、コンクリート製品やパイプ等による整備されたものであります。過日、現地を調査をしていただきましたところ、整備部分については、異常は認められませんでした。また、懸念をされておりました素掘りトンネル内部については、千葉県県土整備部、千葉地域整備センター職員の立ち会いを求め、調査しましたところ、落盤や亀裂等の異常は認められず、特に対策を講じなければならないような問題は見当たりませんでした。

また、中野駅前交差点、駅前広場については、内部の調査ができないため詳細はわかりませんが、今後も監視をする場所として位置づけをしたいと考えております。

以上であります。

○議長（野村賢一君） 7番吉野さん。

○7番（吉野僖一君） ありがとうございます。

先ほどから、やはり、残土の問題とこの件は、赤線、青線も絡んでおりますので、前の君塚議員さんもこの排水路計画で、一応、議会の予算を経て、排水路の見直しで予算がついて、いざ着工するときになったら、小湊鉄道の反対でもってできなくなったという経緯があったそうでございます。どうか、今後も、ちょっとその辺が小湊さんとの関連とどうしても埋め立てするには、赤線、青線も絡みますので、そこら辺を絡めてですね、できれば対応していただきたい。

あと、それとせんだって、先ほど町長さんから言われましたように4日の日ですね、現場調査ということで、建設課課長ほか、2名、3名で土木のほうから2名、地権者が2名、私とですね、現場確認をして、確かに素掘りはいいいんですが、下が青岩の岩盤で、どうしても浸食というか、だんだんになっていて、素掘りのちょうど国道の下あたりですかね、1メートルくらいの深さのところは2か所ぐらいあるということで、やはり、早急に手当てをしておけば、あのまま使えると思うのですが、あの現況のままですと、やはり、心配されますので、早期発見ということで、たまたま、私も小さいときにもぐったきりで何十年ぶりに現場を見て、確か、50メートルくらいの長さのトンネルで、その中央辺がちょっと深いところが2か所ぐらいあるということで、下だけでも、セメントを流すだけでも違うと思うので、その辺をまた検討を願いたいと思います。

○議長（野村賢一君） 答弁もらいますか。

○7番（吉野僖一君） 一応、建設課長。

○議長（野村賢一君） 建設課長。

○建設課長（浅野芳丈君） 議員さんの申し出がありました関係につきましては、9月4日の日に私どもと県土整備部ですね、地域整備センターの関係者、ともども行きまして調べさせていただいたんですけれども、私どもの職員が2名、ばかなが、このくらいのやつで、入りましたところ、このくらいまで潜ってしまったというところがあるそうでございます。

立ち上がりですね、側壁面、それから上の天井部分のところにつきましては、その当時ののみの関係もきちんと残っておりまして、そんなに心配はないものということで、議員さ

んのほうにお答えをしたんですけれども、その2か所につきましては、水性のセメントとか、そういったものでふさいでおく必要があるのかなということで、実感で感じておりました。それにつきましては、どこがやらなくてはいけないのかどうかということもですね、ございますので、その辺については、関係者と協議をさせていただきまして、早急に対処してまいりたいと思います。

以上でございます。

○議長（野村賢一君） 7番吉野さん。

○7番（吉野僖一君） 期待しておりますので、よろしくお願いしたいと思います。

以上で質問を終わります。

○議長（野村賢一君） ご苦労さまでした。

以上で、一般質問を終わります。

◎議案第1号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（野村賢一君） 日程第6、議案第1号 大多喜町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

健康福祉課長。

○健康福祉課長（花崎喜好君） それでは、議案第1号 大多喜町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について、ご説明をさせていただきます。

議案の本文に入る前に提案理由のご説明をいたします。

本条例の一部改正につきましては、国の少子化対策の一環として、本年、5月22日付にて健康保健法施行令等の一部改正する政令が施行され、本年10月1日から平成23年3月31日までの間の出産にかかわる出産育児一時金が35万円から39万円に改正されたことに伴い、本町の国民健康保険条例に附則の1項を加える一部改正を行うものでございます。

実質の支給額につきましては、38万円から42万円に引き上げられるものでございます。

それでは、本文に入らせていただきます。

大多喜町国民健康保険条例の一部を改正する条例。

大多喜町国民健康保険条例、昭和34年条例第11号の一部を次のように改正する。附則に次の1項を加える。

平成21年10月から平成23年3月までの間の出産にかかわる出産育児一時金に関する経過措

置。３、被保険者または被保険者であった者が平成21年10月１日から平成23年３月31日までの間に出産したときに支給する出産育児一時金についての第７条の規定の適用については、同条第１項中35万円とあるのは39万円とする。

附則、この条例は平成21年10月１日から施行する。

以上で、提案説明とさせていただきます。

よろしくご審議くださるよう、お願いいたします。

○議長（野村賢一君）　これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（野村賢一君）　質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

本案については、討論を省略し、これから採決したいと思います。

ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（野村賢一君）　異議なしと認めます。

これから議案第１号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（野村賢一君）　異議なしと認めます。

したがって、議案第１号は原案のとおり可決されました。

◎議案第２号～４号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（野村賢一君）　日程第７、議案第２号から日程第９、議案第４号までの大多喜町字の区域の変更については、関連ありますので、一括議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

農林課長。

○農林課長（岩瀬鋭夫君）　それでは、７ページをお開きください。

初めに議案第２号　大多喜町の字の区域の変更についてでございます。

それでは、本文に入る前に提案理由のご説明をさせていただきます。

県営中山間地域総合整備事業西老地区平沢工区でございます。この圃場整備は、平成17年度から19年度にかけて5.6ヘクタールの工事を完了したところでございます。これによりまして、当該施工区域内に異なる字区域が生ずることとなったことから完成した地形に見合った字区域に変更しようとするものでございます。

変更の内容でございますが、従前地の大字及び字を再編するための変更でございます。この変更にかかわる新旧の大字、字の対比及び従前の地番につきましては、8ページの変更調書に記載をしてございますので、ごらんをいただきたいと思います。

なお、本工区における従前地の筆数は94筆で、換地後は41筆となる予定でございます。

それでは、本文に入らせていただきます。

大多喜町の字の区域の変更について。

土地改良事業（県営中山間地域総合整備事業西老地区平沢工区）施行の結果、土地改良法第54条第4項の規定による換地処分の公告があった日の翌日から別記変更調書のとおり字区域を変更したいので、地方自治法第260条第1項の規定により議会の議決を求めるものであります。

次に、議案第3号でございます。9ページをお開きください。

それでは、本文に入る前に提案理由の説明をさせていただきます。

県営中山間地域総合整備事業西老地区小沢又工区でございます。この圃場整備は、平成16年度から19年度にかけて5.9ヘクタールの工事を完了したところでございます。これによりまして、当該施工区域内に異なる字区域が生ずることとなったことから完成した地形に見合った字区域に変更しようとするものでございます。

変更の内容についてでございますが、従前地の大字及び字を再編するための変更でございます。この変更にかかわる新旧の大字、字の対比及び従前の地番につきましては、10ページの変更調書に記載をしてございますので、ごらんをいただきたいと思います。

なお、本工区における従前地の筆数は132筆で、換地後は65筆となる予定でございます。

それでは、本文に入らせていただきます。

大多喜町の字の区域の変更について。

土地改良事業（県営中山間地域総合整備事業西老地区小沢又工区）施行の結果、土地改良法第54条第4項の規定による換地処分の公告があった日の翌日から別記変更調書のとおり字区域を変更したいので、地方自治法第260条第1項の規定により議会の議決を求めるものでございます。

続きまして、議案第４号でございます。11ページをお開きください。

それでは、本文に入る前に提案理由の説明をさせていただきます。

県営中山間地域総合整備事業西老地区笛倉・小内工区でございます。この圃場整備は、平成19年度から21年度にかけて21.0ヘクタールの工事を完了したところでございます。これによりまして、当該施工区域内に異なる字区域が生ずることとなったことから完成した地形に見合った字区域に変更しようとするものでございます。

変更の内容でございますが、従前地の大字及び字を再編するための変更でございます、この変更にかかわる新旧の大字、字の対比及び従前の地番につきましては、12ページから14ページにかけての変更調書に記載をしてございますので、ごらんをいただきたいと存じます。

なお、本工区における従前地の筆数は290筆で、換地後は133筆となる予定でございます。

それでは、本文に入らせていただきます。

大多喜町の字の区域の変更について。

土地改良事業（県営中山間地域総合整備事業西老地区笛倉・小内工区）施行の結果、土地改良法第54条第４項の規定による換地処分公告があった日の翌日から別記変更調書のとおり字区域を変更したいので、地方自治法第260条第１項の規定により議会の議決を求めるものでございます。

以上で、議案第２号から議案第４号の説明を終わります。

○議長（野村賢一君）　これから、質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（野村賢一君）　質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから議案第２号から議案第４号まで、討論を省略し、これから採決したいと思います。

ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（野村賢一君）　異議なしと認めます。

これから議案第２号から議案第４号までを採決します。

初めに、議案第２号を採決します。

お諮りします。

議案第2号は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(野村賢一君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第2号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第3号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(野村賢一君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第3号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第4号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(野村賢一君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第4号は原案のとおり可決されました。

◎議案第5号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長(野村賢一君) 日程第10、議案第5号 平成21年度大多喜町一般会計補正予算(第4号)を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

総務課長。

○総務課長(君塚良信君) それでは、15ページをお開きいただきたいと思います。

議案第5号 平成21年度大多喜町一般会計補正予算(第4号)。平成21年度大多喜町一般会計補正予算(第4号)は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正第1条。歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ5億1,275万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ45億8,975万3,000円とする。

2、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正による。

2条、地方債の追加は第2表地方債補正による。

続いて、20ページをお開きいただきたいと思います。

まず、第2表の地方債の補正であります。追加起債の目的といたしましては、義務教育施設整備事業債で、限度額といたしましては、新たに1億6,540万円を計上するものでございます。

内容といたしましては、義務教育施設整備事業債として大多喜中学校屋内運動場改築に要する経費でございます。

次に事項別明細書により説明いたしますので、23ページをお開きいただきたいと思います。

まず、歳入であります。款12分担金及び負担金、目3農林水産業費負担金、補正額66万円でございますが、これは、台、高谷の地区の農業用排水路改修工事に伴う地元の負担金であります。

目5給食費負担金、補正額12万2,000円で、学校給食センター備品修繕に伴ういすみ市分の負担金であります。

款13使用料及び手数料、目3衛生費手数料、補正額1万円でございます。一般廃棄物処理業者許可申請手数料業者負担分であります。

款14国庫支出金、目1民生費国庫負担金、補正額29万6,000円、障害者医療費の国からの負担分であります。

目3教育費国庫負担金、補正額6,777万8,000円でございます。大多喜中学校屋内運動場改築に伴う国からの負担金であります。

次の24ページをお開きいただきたいと思います。

款14国庫支出金、目2衛生費国庫補助金、補正額107万6,000円、感染症予防事業等、国からの補助金でございます。

目3土木費国庫補助金、補正額476万7,000円、住宅建築物耐震改修モデル事業の国からの補助金であります。

目4教育費国庫補助金、補正額8,422万3,000円、これは、各小中学校へのテレビ購入に伴う学校情報通信技術環境整備事業補助金、あるいは、大多喜中学校屋内運動場改築工事補助金であります。

目5総務費国庫補助金、補正額1億1,453万4,000円、国の地域活性化・経済対策臨時交付金や、公共投資臨時交付金でございます。

目6子育て応援特別手当補助金、補正額894万9,000円、これは、子育て応援特別手当補助金と事務費でございます。

目 8 農林水産業国庫補助金、補正額89万6,000円、農地有効利用支援整備事業の補助金でございます。

下の25ページになります。

款15県支出金、目 2 民生費負担金、補正額14万8,000円、これは、障害者医療負担金でございます。

款15県支出金、目 1 総務費補助金、補正額101万4,000円、緊急雇用創出事業臨時特例基金事業補助金となっております。

目 2 民生費補助金、補正額46万8,000円、生活ホーム運営事業等補助金でございます。

目 4 農林水産業費県補助金、補正額20万円、これは、農道にかかわる橋梁点検調査の県からの委託補助金でございます。

款16財産収入、目 1 不動産売り払い収入、補正額2,500万円、城見ヶ丘団地 2 か所分の売り払い収入でございます。

款17寄附金、目 2 指定寄附金、補正額10万円でございます。これは、奨学金に対する寄附金がございました。

次に26ページになります。款18繰入金、目 5 道路整備推進基金繰入金、補正額100万円、道路整備に対する道路整備基金からの繰入金でございます。

目 8、小中学校施設整備基金繰入金補正額300万円、大多喜小学校周回路改修工事に伴う前年度指定寄附金を充当するための繰入金でございます。

款18繰入金、項 2 老人保健特別会計繰入金、補正額 8 万1,000円でございます。老人保健特別会計からの繰り入れでございます。

款19繰越金、目 1 繰越金、補正額3,245万7,000円。今回の補正に要する一般財源分を前年度からの繰越金を充当計上するものでございます。

款20諸収入、目 2 雑収入、補正額58万円でございます。内容につきましては、町営住宅修繕入居者負担金や老川小学校が受賞いたしましたコカ・コーラ環境教育賞副賞でございます。

下の27ページになります。

款21町債、目 3 教育債、1 億6,540万円で、大多喜中学校屋内運動場改築に充当するものでございます。

以上が歳入であります。

次に、歳出を説明いたしますので、28ページをお開きいただきたいと思います。

それでは、歳出の説明をいたします。

このたびの歳出補正の中で、各項目にわたりまして、人件費の補正がございます。この主な理由といたしましては、本年度4月1日付で人事異動がございまして、当初予算に対しまして項目間に増減が生じ、補正が必要となりました。したがって、各項目での人件費の説明は、割愛させていただきたいと思っております。

3、歳出。款1 議会費、目1 議会費、補正額22万5,000円、これは人件費のみでございます。

款2 総務費、目1 一般管理費、補正額496万円、人件費のほか自動車学校境界確認測量委託費、あるいは、職員健康診断委託料、職員研修費委託金であります。このほか、老川小学校でコカ・コーラ環境賞の副賞として50万円交付することになっておりますが、補正では、予算額が42万円、これ、報償費になっておりますが、これは、講師謝礼等で8万円減となっておりますので、収入額と同額の、50万円の交付を予定しております。

このコカ・コーラの教育環境賞というものは、老川小学校が、全国134小中学校が参加した第16回コカ・コーラ環境賞の活動部門で大賞に輝いたものでございまして、学校周辺の養老溪谷の山合いの自然で貴重な生物を観察したり、学習成果を多彩な手段で情報発信してきた取り組みが高く評価されたものでございます。

目5 財産管理費、補正額1万円、庁舎検討委員会最終段階の会議を、ボランティアで、無報酬でやっていただいておりますけれども、最終日の昼食代を計上させていただきました。

目6 企画費、補正額230万8,000円、メキシコ通り桜等苗木植栽賃金や苗木代、日墨交流事業実行委員会補助金のほか、房総横断鉄道ガイドブック作成負担金でございます。

次に、下の29ページになります。

款2 総務費、目1 税務総務費、補正額242万7,000円の減額でございます。人件費のみとなっております。

款2 総務費、目1 戸籍住民基本台帳費、補正額520万3,000円。産休職員分の臨時賃金のほか、戸籍電算システムの委託料でございます。

款2 総務費、目1 統計調査総務費、補正額68万2,000円の減でございます。

款3 民生費、目1 社会福祉総務費、補正額104万1,000円。

次のページになりますが、生活ホーム運営事業補助金や透析など自立支援給付費、また、国保助産費の繰出金でございます。

目2 国民年金費、補正額43万8,000円の減で人件費のみでございます。

目3 老人福祉費、補正額1万7,000円で、これは、福祉タクシー利用者の増によるもので

あります。

目 5 介護保険事業費、補正額39万8,000円でございますが、介護保険特別会計への職員給与等の繰出金であります。

款 3 民生費、目 1 児童福祉総務費、補正額192万9,000円。31ページに引き続きますが、主なものといたしましては、障害者用のリーフレットの作成や、国の施策による子育て応援手当の支給でございます。21年度の1次補正によりまして、1人当たり前回と同額の額ですね、1人当たり3万6,000円の支給を予定してあります。

目 4 の児童福祉施設費、補正額353万7,000円、人件費のほか、みつば保育園の冷凍庫あるいは、つぐみの森の保育園の遊具の修繕、あるいは、ロッカー、耐火金庫等の購入でございます。

款 4 衛生費、目 1 保健衛生総務費、補正額61万3,000円。人件費のみの減であります。

目 2 予防費補正額、131万円。がん検診手帳等の印刷代や集団検診の委託料、次の32ページになりますが、パソコンやソフトの購入費等でございます。

目 3 環境衛生費、補正額200万8,000円の減額でございます。

目 1 清掃総務費、31万9,000円でございます。

目 2 塵芥処理費、補正額48万9,000円の減額であります。庁用車のタイヤ交換、公共施設のごみ収集回数の減、特別収集業務委託、ごみ収集場所地図データ作成委託料、高圧洗浄機の購入等でございます。

款 5 農林水産業費、目 1 農業委員会費、目 2 農業総務費は人件費のみの補正でございます。

目 5 農地費補正額210万1,000円、33ページにかかりますが、平沢ダムの管理用資材や林道面白線ほか、2か所橋梁点検調査委託、台、高谷の排水路の改修工事であります。

目 6 集落センター運営事業補正額1万3,000円、火災報知機誘導灯の整備でございます。

目 7 味の研修館運営費、補正額2万2,000円、管理備品の購入でございます。

目 8 農村コミュニティーセンター運営費、補正額10万円、これは、駐車場のラインを引く工事となっております。

款 5 農林水産業費、目 1 林業総務費、目 3 大多喜県民の森運営費につきましては、人件費のみの補正でございます。

目 4 都市農村交流施設運営費、補正額12万5,000円で、施設の燃料や保冷库、あるいはタイヤの交換でございます。

34ページをお開きいただきたいと思います。

次に、款 6 商工費、目 1 商工総務費は、人件費のみであります。

目 3 観光費、補正額52万8,000円、観光センター污水排水管の修繕、空調設備の保守点検委託、公衆便所施設整備設置経費でございます。

款 7 土木費、目 1 土木総務費、補正額は、101万2,000円、消耗品の購入やパソコンの積算システム接続設定料であります。

目 2 登記費は、人件費のみであります。

下のほうになりますが、款 7 土木費、目 1 道路維持費、補正額177万7,000円、チェーンソー等の消耗品、大多喜中野線街灯の修繕。

35ページになりますが、会所麻綿原線拡張工事に伴う原材料でございます。

目 2 道路新設改良費、補正額1,165万7,000円でございますが、人件費のほか、大多喜中野線、大多喜高校入り口付近の測量調査委託や設計委託業務、あるいは、公有財産の購入費でございます。

款 7 土木費、目 1 街路事業費、人件費の補正でございます。

目 1 住宅管理費、補正額582万6,000円、町営住宅の修繕や地震ハザードマップ作成委託料でございます。

目 2 宅地造成費、補正額1,000万円、城見ヶ丘団地 2 区画分の定住化補助金であります。

36ページをお開きください。

款 8 消防費、目 3 消防施設費、補正額144万7,000円、4 分団器庫改修、あるいは16分団の器庫シャッター等の改修でございます。

目 4 災害対策費、補正額10万8,000円、防災無線局定期検査手数料でございます。

款 9 教育費、目 2 事務局費、補正額58万8,000円であります。人件費の減額のほか、寄附行為に伴う奨学金の積み立てであります。

項 2 小学校費、目 1 学校管理費、補正額707万円、大多喜小学校校門付近の防犯灯の設置や寄附行為による周遊路改修工事。各小学校デジタルテレビ購入費等でございます。

項 3 中学校費、目 1 学校管理費、補正額3,292万6,000円、西中学校屋内運動場耐震補強工事及び両中学校のデジタルテレビ購入費等でございます。

37ページになります。

目 2 教育振興費、補正額50万2,000円、指導要領の購入、あるいは、全国大会出場生徒派遣、また、遠距離通学補助金、人員増による補正でございます。

目 3 学校建設費、補正額 4 億2,004万7,000円、大多喜中学校屋内運動場改築に伴う経費で

ございます。

款 9 教育費、目 1 社会教育総務費、補正額124万8,000円、人件費の減額補正であります。

目 2 公民館費、補正額94万5,000円、公民館バスのダイナモ等の修繕となっております。

38ページになります。

4、文化財保護費、補正額13万円、登録文化財 4 個分のプレート、看板作成委託料であります。

款 9 教育費、目 1 保健体育総務費、補正額25万5,000円の減額であります。人件費のほか、事務用品、FAXの購入となっております。

目 2 学校給食費、補正額89万8,000円、人件費のほか、コンベアほか、備品の修繕費でございます。

目 3 体育施設費、補正額46万8,000円、臨時職員の賃金、光熱水費、汚泥収集手数料、全国ジュニア水泳参加者増による補正となっております。

39ページになりますが、款10災害復旧費、目 1 道路橋梁災害復旧費、補正額75万6,000円、これは、町道大戸環状線の災害復旧費でございます。

40ページをお開きいただきたいと思います。

まず、特別職の給与明細書であります。まず一番下の比較の欄の計であります。右のほうになりますが、共済費が13万7,000円の減額となっております。これは、町長の健康保険の対象が共済組合から後期高齢者医療保険になったことによる減額となったものでございます。

次は、41ページになります。

一般会計給与明細書であります。一番下の表の総括でございますが、比較の欄で申し上げますと、給料は、1,470万6,000円の減であります。退職者と新規採用者との差額及び育児休業等であります。隣の職員手当では、255万2,000円の減額の理由は、給与と同様になっております。

共済費の1,248万7,000円につきましては、共済費財源率の増によるものでございます。その他、表のとおりであります。人件費の比較で、477万1,000円の減額となっております。

以上で、一般会計の補正案の説明を終わります。

○議長（野村賢一君） ご苦労さまでした。

会議の途中でございますが、ここで10分間休憩いたします。

（午後 3時03分）

○議長（野村賢一君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午後 3時15分）

○議長（野村賢一君） これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

1 番、野中さん。

○1 番（野中眞弓君） 何点かあります。

1 点ずつということよろしいのでしょうか。

○議長（野村賢一君） はい、よろしくお願いします。

○1 番（野中眞弓君） 23ページ、農地有効利用支援整備事業というのがあります。具体的内容は、台、高谷地区の排水整備だということですが、初めて聞く事業のように思います。この事業の概要、そして、事業の決定の仕方とか、そういうものについて、お伺いいたします。

○議長（野村賢一君） 農林課長。

○農林課長（岩瀬鋭夫君） ご指摘のとおり、この事業は、今年度から3年間という事業でございます。それで、今年度、21年度につきましては、本年度の経済対策の一環としまして、その採択要件が緩和されているということでございます。

本工事の2か所、台、高谷でございますけれども、地元からの要望が強かったものですから、災害でということも検討したんですけれども、県の担当官と現地を踏査したら、いろいろ検討したのですが、過年度ということもありまして、災害では対応が難しいということもございまして、たまたまこの事業がございました。それで、県のほうにも検討を重ねた結果、この事業で何とかいけるだろうと。今年度、採択要件が緩和されたという意味でいけるだろうということで、この事業を決定したということでございます。

なお、その収支といいますか、そういうものですが、農地有効利用支援整備事業ということで、担い手への、農地の集積、あるいは進展につれた農業用排水、そういう施設の操作等に要する労力の軽減、そういうもの、あるいは、農地水利施設、そういうものの老朽化による営農を継続することが困難と見込まれる場合には、採択になると。あるいは、耕作放棄地の発生を未然に防止する観点から、そういう施設を整備、あるいは改修、補修、そういうものは可能であるということが主な採択要件となっております。

以上でございます。

○議長（野村賢一君） ほかにございますか。

1 番、野中さん。

○1 番（野中眞弓君） 24ページ、地域活性化の経済危機対策公共投資臨時交付金が出ています。今後、これを利用する予定はないのでしょうか。

○議長（野村賢一君） 総務課長。

○総務課長（君塚良信君） 地域活性化・経済対策の公金と公共投資のほうの臨時交付金の予定はあるかということでございますけれども、経済対策のほうにつきましては、一応、9月をもちまして割り当ての分が消化をされますので、今後、またこういうものが起きればあると思いますけれども、これについては、一応、現状ではなしということになっております。

公共投資のほうの関係につきましては、これも経済対策の一環で、公共事業等の追加を伴う地方負担の軽減を図り、国と歩調を合わせて地域における公共投資を円滑に実施することができるようにということにされておりますけれども、こちらのほうはですね、学校のほうで振りかえをしておりますので、所管がちょっと文部省のほうになると思いますので、ちょっと、そちらのほうの状況は、財政のほうでは具体的なことは、ちょっとわかりかねますので。一応、これで体育館のほうも済んでしまいますので、特別なものがない限りですね、これもないのかなと思っています。

○議長（野村賢一君） ほかにございませんか。

1 番、野中さん。

○1 番（野中眞弓君） 25ページの緊急雇用創出事業臨時特別基金事業補助金、内容は、何をやるのでしょうか。本当に雇用になるのでしょうか。

○議長（野村賢一君） 企画商工観光課長。

○企画商工観光課長（森 俊郎君） 25ページの県支出金のうちの、緊急雇用創出事業臨時特別基金事業補助金101万4,000円ですけれども、これにつきましては、現在、メキシコ通りと言われていて、その下、御禁止川の川の斜面と申しますか、そこのですね、雑木の除去を現在やっております。それにつきましては、既に、議会のご承認をいただきまして、現在、臨時、いわゆる失業対策ということで、雇用4名をやって、ほぼその部分終わっているようでございます。

そこで、今後は何をやるかということでございますが、同じようにですね、せっかくきれいになったところでございますので、さらにきれいにしましてですね、将来的には、いわゆる観光施設的な場所になるように、景観整備をしたいということで、今回、またさらにその

4名の方を雇用しまして、桜とかもみじ、そういった苗木の植栽をやっていききたいというふうに考えております。

あわせて一部草刈りの、草とかもまた出てきておりますので、そういったものの燃料代等々に使うことで予算計上させていただきました。

以上です。

○議長（野村賢一君） ほかにございませんか。

1番、野中さん。

○1番（野中眞弓君） 28ページです。

房総横断鉄道沿線ガイドブック作成負担金8万4,000円とありますが、これはどういう内容でしょうか。取り組む主体、あるいはいつ完成して、どんなふうにご利用していくのか。私自身は、いすみ鉄道と小湊鉄道を本当に一体化してね、ただ単なる観光ではなくて生活鉄道としてもできればいいなと思っているのですが、このガイドブックについて伺いたいと思います。

○議長（野村賢一君） 企画商工観光課長。

○企画商工観光課長（森 俊郎君） 28ページの19の負担金補助及び交付金の中の房総横断鉄道沿線ガイドブック作成負担金ということでございますが、これ、早くから小湊鉄道といすみ鉄道、横断鉄道という位置付けをさせていただいております。あわせてですね、当然、その沿線にですね、いろいろな観光施設、名所等々があるということで、それをガイドブックをつくって、さらに選定していこうということでございます。

数年前からやっておりまして、今回、作成部数につきましては、2万500部を予定しております。

なお、この中心となる主体はですね、現在、事務局そのものが小湊鉄道さんをお願いしております。

あと、加入団体につきましては、いすみ鉄道は当然入っております。それと自治体では、市原市、いすみ市、大多喜町ということで、3市町が入っております、総体的には5団体ということになっております。

それぞれ負担金をもらうということでありまして、同じ同額の8万4,000円ずつを負担していただくということになっております。

なお、この事業につきましては、房総横断切符というものもあわせてこれに伴いまして発行しておりますが、年間の利用ですと昨年で8,277枚利用させていただいております。それに

伴います売り上げというものも400万円を超えておりまして、鉄道としても大変期待している事業でありまして、ぜひ、このガイドブックをつくってですね、ことしはさらに多くのお客さんに来ていただくということで、この予算を計上させていただきました。

以上です。

○議長（野村賢一君） ほかにございませんか。

10番、藤平美智子さん。

○10番（藤平美智子君） 24ページ、教育費国庫補助金、先ほどテレビ購入費と言われたんですけれども、これ、テレビは何台くらい設置予定を考えていたでしょうか。お伺いします。

○議長（野村賢一君） 教育課長。

○教育課長（渡辺嘉昭君） 24ページの学校情報通信技術環境整備事業デジタルテレビ購入事業費でございますが、7台でございます。小学校、中学校、各1台ずつでございます。

以上でございます。

○議長（野村賢一君） ほかにございませんか。

1番、野中眞弓さん。

○1番（野中眞弓君） 29ページ、戸籍電算化システム委託料、420万円があります。この内容を教えていただきたいことと、住基カードとの関連はどうか。

そして、最近聞いたんですけれども住基カードの有効期限が3年と聞きました。これ、永久化の計画はないでしょうか。E-TAXとのかかわり合いで、E-TAXをやれば、減税になりますよというので、E-TAX、減税の中身に住基カード取得費用みたいなものが入っていて、永遠に使えるのだと思っていたら3年で更新だということを小耳に挟んだんですけれども、1回発行されたらなくさない限り、ずっと使えるというふうにはならないのでしょうか。お願いします。

○議長（野村賢一君） 税務住民課長。

○税務住民課長（菅野克則君） まず、1点目の29ページの戸籍住民基本台帳費の戸籍電算化システム委託料420万円でございますが、これにつきましては、戸籍業務を電子化とするための作業委託料でございます。

現在の戸籍の記載につきましては、平成14年購入の戸籍記載用タイプライター1台により和紙への打ち込み、戸籍の発行につきましては、戸籍簿から該当者を探し出し、複写により発行しております。タイプライターも操作に熟練を要しまして、耐用年数も5年も経過し、既に機器の製造がされていない状況でございます。活字の入手も活字も製造されていない、

困難な状況となっております。どうかこの機械の保守点検も見まして、機能を維持している状況でございます。

この戸籍業務を電算化いたしまして、戸籍の編成から発行をコンピューターで管理及び修理するもので、全国では約80%の自治体で、千葉県では56市町村中、50の市町村で電子化がされております。本町においてもこの戸籍電子化を21年度、22年度、23年度の3年計画で整備いたしまして、23年4月から整備が整った戸籍から順次運用しようとするものでございます。

この戸籍の電算化を実施することによりまして、戸籍の記載において、現在では約1週間程度要していたものをほぼ1日、戸籍の発行においても取得内容によっては、約30分間を要していたものが5分程度となりまして、業務の短縮と待ち時間の短縮によるサービスの向上を図れるものと思っております。戸籍の電算化については以上でございます。

次の2点目の住基カードとの関連ということでございますが、住民基本台帳カードは、行政機関への申請等のときに本人確認に利用するもので、居住する市町村で発行します。顔写真付きのタイプは社会的な身分証明書としての効力があり、また、公的個人認証、サービスで電子証明書、これには住基カード内に保存される住所、生年月日、性別、氏名を取得している場合には、電子申請等のパソコンからの申請、届け出に電子証明書を添付することによりまして、本人確認が完了したと見なされます。

本町では、住民基本台帳カードが利用できる業務は、現在ございませんけれども、将来的には、戸籍や住民票、印鑑及び税務証明等が証明自動交付機の設置や電子申請のオンライン化業務拡充により可能となった場合での本人確認に住民基本台帳カードが利用されることとなります。

次に、有効年数ということでございますけれども、住民基本台帳カードの有効年数ということでございますが、住民基本台帳法で発行から10年間と定められております。また、住民基本台帳カードに記録する公的個人認証の電子証明書の有効期限は、公的個人認証法第5条で3年と定められております。ご質問にありました有効期限の永久化につきましては、町独自の決定は困難な状況でありますのでご理解をいただきたいと思います。

以上でございます。

○議長（野村賢一君） ほかにございませんか。

1番、野中眞弓さん。

○1番（野中眞弓君） 30ページ、地域支援事業繰出金で、包括的支援事業の中の任意事業の

減額が6,000円ということなんだと思いますが、減額理由を伺いたいと思います。

この減額は、要介護認定制度の改悪と関連があるのでしょうか。

○議長（野村賢一君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（花崎喜好君） 30ページの介護保険事業の繰出金の6,000円の減でございますが、これにつきましては、補助率が改定されたことによります減でございます。それ以外には別にご指摘の介護認定の関係とは関係ございません。

以上です。

○議長（野村賢一君） 1番、野中眞弓さん。

○1番（野中眞弓君） 関連してですけれども、では、この任意事業の内容は、どういうものなのでしょうか。補助率の改定というのは、具体的にどういうふうになるのでしょうか。

○議長（野村賢一君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（花崎喜好君） 補助率につきましては、国・県、一般財源の町というふうな形で、後ほどですね、介護保険特別会計の中でご説明しようと思ったのですが、そちらの中に出てきますが、国が40.5%が40%に、県が20.25%が20%に、ここで出ております町の分が、町からの繰り出しでございますので、県と同じく20.25%が20%になるというふうなことでございます。

包括支援事業でございますが、うちのほうでやっております介護保険係の中にある包括支援センターの業務でございます。主に高齢者の健康指導、あるいは、いろいろな面の介護関係の支援、そういうものを担当している部門の事業費に対しての繰り出しでございます。

以上です。

○議長（野村賢一君） 1番、野中眞弓さん。

○1番（野中眞弓君） そうすると、利用者に対しての補助というか、影響はないわけでしょうか。

○議長（野村賢一君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（花崎喜好君） 利用者そのものには影響がございません。あくまでもこの残りの分につきましては、保険料の中で、一般財源、要するに介護保険特別会計の一般財源の中で対応しております。

以上です。

○議長（野村賢一君） ほかにございませんか。

1番、野中眞弓さん。

○1番（野中眞弓君） 32ページ、ごみ収集委託料が123万8,000円の減額になっています。この減額理由を教えてください。

○議長（野村賢一君） 建設課長。

○建設課長（浅野芳丈君） ごみ収集委託料の123万8,000円の減額の理由ということでございますが、一般廃棄物の収集運搬業務の委託の変更に伴う減額補正でございまして、変更理由は、ごみの収集運搬業務は、平日と第1及び第2、第3土曜日の半日間を使いまして委託業者が行っておるわけでございますが、この第1、第3土曜日の半日の収集箇所につきましては、12か所だけでございます。その12か所を3台で行っているわけでございますが、その3台でやるには、余りにも箇所数が少ないということと、このうち5か所が官公署にあるものでございます。それと他の箇所につきましては、すぐ近く、1メートルか2メートルしか離れていないところに普通の収集場所、集積所ということでしょうか、がございまして、また、ごみの量もですね、そういうごみの集積所があるおかげでほとんどないような状況でございました。

それと、観光部門というところに近いところにあるということの関係になるわけでございますが、町の観光部門もですね、観光客のごみの持ち帰りを奨励しておりますことから、土曜日の収集を廃止いたしまして、その差額を減額補正したものでございます。

それで、平成21年の4月から、この土曜日の収集を行っておらないわけですが、これに対しての苦情は、現在、1件もないという状況でございます。

以上でございます。

○議長（野村賢一君） ほかにございませんか。

1番、野中眞弓さん。

○1番（野中眞弓君） 35ページ。先ほど藤平議員の一般質問の中で、地震のハザードマップの作成は、予定がないみたいな話があったのですが、35ページ、住宅のところに地震ハザードマップ作成委託料というのがあります。このハザードマップは何でしょうか。

それからもう一つ。ハザードマップを作成、町民に配布しただけでは、やはり、徹底しないと思うんです。大規模災害が起きた場合、大体それは地域全体での対応となると思うんですね。ですから、地域で少なくとも集落、で、その集落全体での意思統一と、それから特に高齢者家庭への啓蒙というか、徹底というか、どのように対策を考えているのか伺いたいと思います。

○議長（野村賢一君） 建設課長。

○建設課長（浅野芳丈君） 質問の地震ハザードマップ作成委託料でございますが、これについては、ハザードマップというのは災害予測図というものでございます。阪神淡路大震災をですね、契機といたしまして地震に対して備えるソフト事業やハード事業を含めた施策を国が展開しておりますけれども、このたびの補正につきましては、100%、国庫補助で行う事業でございます、今後、役場職員が他の団体の作成した計画をもとに策定をいたします。これを予定しておるわけでございますが、耐震改修促進計画を作成する基本資料としてまた活用ができて、町民への耐震化の普及、啓蒙にも啓発にも活用ができるというものでございまして、地震被害の想定をハザードマップということで、作成をするものでございます。地震被害の想定ですね。

具体的にはですね、50メートル四方の関係を点にしていきまして、四角いものをですね、そういった点をつくりまして、この点は、地震に対して液状化現象が起きやすいとか、あるいは、地震に対してもろい地盤であるとか、そういったものを表示する、そういうものでございます。

それと、啓蒙につきましてはですね、耐震改修促進計画、この概略版をつくる予定でございますから、それとですね、地震ハザードマップを各戸に配布をしていく予定でございます。

集落内での意思決定とか、そういったものにつきましてはですね、これ、私どものほうのところで受け持っているものではないというふうに理解をするものでございますけれども、防災担当のほうと、足並みをそろえさせていただきまして、今後、内容をどのようにやっていくか、打ち合わせをしたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（野村賢一君） ほかにございませんか。

1 番、野中眞弓さん。

○1 番（野中眞弓君） 最後の質問になります。

今回のこの補正で、町内経済への影響は、どのくらい見込んでいるのでしょうか。額と補正額総額との割合をお願いします。今までと比べて変化しているところはあるのでしょうか。

○議長（野村賢一君） 総務課長。

○総務課長（君塚良信君） 大変難しい質問でありますけれども、今回の補正額は、5 億円を上回るわけでありますけれども、そのうち学校の関係の改築、建設がですね、約 4 億 4,000 何がしというふうになるわけでありますけれども、それはちょっとどの程度の影響があるかというのは、今後のことになろうかと思っておりますので、それを除いてありますけれども、直接

影響があると思うのは、4,900万円くらいかなというふうに読んでおまして、約9.6%くらいになろうかなと思っております。

ただ、学校を除いたものではですね84%くらいいくのかなと思っております。学校の建設については、今後、そういうものを配慮しながらしていくことになろうかと思えますけれども、この事業の、今回の経済対策はですね、町内の中小企業、零細の企業も含めてということになりますので、学校についてはそういうものも配慮していただくことでは、承知をしておりますので、よろしくお願ひしたいと思えます。

○議長（野村賢一君） 1 番、野中眞弓さん。

○1 番（野中眞弓君） 教育長にお伺ひします。今回の補正予算のほとんどは、今の答弁だと学校の改修、4 億何ぼが使われると。で、施主として業者さんに、地元の業者、できるだけ利用するような条件つきとか、そういうのを考えていらっしゃるのでしょうか。

○議長（野村賢一君） 教育長。

○教育長（田中啓治君） 大変、難しい質問でございます。およそ 4 億何千万円かのご予算をいただいて、大多喜中学校の建築及び西中学校の耐震補強、あるいは、各学校のデジタルテレビの購入等がございます。任意でやれば一番よろしいんですが、やはり、これだけの金額になりますと、入札ということになりますので、その辺は、ここで地元の方にこうしてもらいたいという私の願ひもありますが、一般常識上、なかなかそうもいかないのではないかと考えられます。

以上です。

○議長（野村賢一君） 1 番、野中眞弓さん。

○1 番（野中眞弓君） 施主として、一般入札で決まろうと何であろうと、大きい仕事、建築を扱える業者が町内にはいらっしゃるであろうことは、私はわかります。でも、決まった業者に対して、施主として、例えば資材とか、それから下請とか、そういうところで何%くらいの地元を使うようにとかという要求というのはできないものではないでしょうか。

1 割使っても、確実に使っても4,000万円、半分使ってくだされば2 億円のお金が大多喜町に流れるわけです。公共事業の一つの目的は、やはり、自治体が抱えている地域の業者を潤すって、特に今のように経済が冷え込んでいるときには、その配慮は必要なんじゃないかと思うんです。ぜひ、頑張って、業者にねじり込んでいただきたいと思うのですが、いかがでしょうか。

○議長（野村賢一君） 教育長。

○教育長（田中啓治君） ご意見は、まことにごもっともでございますが、それにつきましては、私どものほう、教育課のほうにその入札権というのが実はございません。これは、私のほうでは、これだけの工事をやりたいので、こういうシステムで、こういうふうになりますよというのは、やはりほかにございますので、そちらのほうからご回答いただけたらと思います。私のほうは、以上です。

○議長（野村賢一君） 今の質問ですけれども、予算に対する質疑にちょっとずれているような気がしますけれども、いかがでしょうか。

○1番（野中眞弓君） 予算の執行に対しての態度をただしているわけだから関係なくありません。私はもう発言を3回やってしまったので、自主的に答弁していただきたいのですが。

○議長（野村賢一君） もう、終わったんじゃないですか。

（「入札の関係のところに答弁をしてもらいたいという教育長の発言だったんですが、私どものほうでは、それを答える内容としてはずれているのではないかと思いますので……。入札はですね、それを決めるんだという話ではありませんので」の声あり）

○議長（野村賢一君） 教育課長、3回目ですから、答弁できますか。
教育課長。

○教育課長（渡辺嘉昭君） 今回、大多喜中学校体育館、西中学校の体育館改築あるいは耐震補強工事が4億何がし、あとデジタルテレビの購入、また、電子黒板等の購入がこれからになります。どの程度できるか、テレビ等の購入、議員さんは、大きなものについてのご要望かと思いますが、発注のあり方等もこれから検討してまいりますので、どの程度実現できるかわかりませんが、ご意見をいただいてまいりたいというふうに思います。

以上でございます。

○議長（野村賢一君） ほかにございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（野村賢一君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

本案については、討論を省略し、これから採決したいと思います。

ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（野村賢一君） 異議なしと認めます。

これから議案第5号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(野村賢一君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第5号は原案のとおり可決されました。

◎議案第6号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長(野村賢一君) 日程第11、議案第6号 平成21年度大多喜町国民健康保険特別会計補正予算(第1号)を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

健康福祉課長。

○健康福祉課長(花崎喜好君) それでは、議案第6号 平成21年度大多喜町国民健康保険特別会計補正予算(第1号)の本文に入る前に提案理由の説明をいたします。

今回の補正でございますけれども、20年度の国民健康保険医療費の精算分及び少子化対策に伴います出産育児一時金の増額、人事異動に伴います人件費の補正が主なものでございます。

それでは、本文に入らせていただきます。

45ページをお開きいただきたいと思います。

平成21年度大多喜町国民健康保険特別会計補正予算(第1号)は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。第1条、歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ2,813万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ14億994万4,000円とする。

2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表、歳入歳出予算補正による。

なお、詳細につきましては、事項別明細書によりご説明をいたしますので、50ページをお開きください。

歳入でございます。

4款国庫支出金、1目財政調整交付金、補正額につきましては、39万6,000円を計上させていただきましたが、75歳到達者の高額療養費特別支給分でございます。

3目介護従事者処遇改善臨時特例交付金、補正額114万7,000円ですが、新規の交付金で介護保険料の増額に対する国の補てん措置でございます。

4目出産育児一時金補助金、補正額12万円ですが、少子化対策に伴う国の緊急対策補助金でございます。一時金の増額分4万円のうち、2万円が補助されるものでございます。

6款前期高齢者交付金、1目前期高齢者交付金、補正額1,317万4,000円の減でございますが、交付額の確定に伴う減額でございます。

9款繰入金、1目一般会計繰入金、補正額48万8,000円ですが、人事異動に伴う人件費の繰り入れ減と出産育児一時金の改正に伴います繰り入れ増分でございます。

10款繰越金、1目療養給付費交付金繰越金、補正額981万6,000円ですが、療養給付費返還分の前年度からの繰越金です。

2目その他繰越金、補正額2,932万1,000円ですが、前年度からの繰越金です。

51ページに移ります。

11款諸収入、6目歳入、補正額2万円ですが、70歳以上の療養費にかかわる国庫連合会からの負担分でございます。

以上が歳入でございます。

引き続きまして、歳出でございますが、52ページをお開きください。

1款総務費、1目一般管理費、補正額60万5,000円の減でございますが、人件費の減、及び消耗品の増分でございます。

2款保険給付費、1項3目の一般被保険者療養費、補正額2万円ですが、70歳以上の方の療養費、1割負担分の経費でございます。

4目退職被保険者等療養費、補正額18万円ですが、執行増によるものでございます。

2項1目出産育児一時金、補正額176万2,000円ですが、10月からの制度改正に伴う増額分で、1件当たり4万円の増となり、現行の38万円から42万円になります。出産予定者4名分増加予定を計上させていただきました。

次に53ページに移ります。

3款後期高齢者支援金、1目後期高齢者支援金、補正額614万1,000円ですが、額の確定による増分で、社会保険診療報酬支払基金より示された額でございます。

4款前期高齢者納付金等、1目前期高齢者関係事務費拠出金です。補正額24万5,000円でございますが、65歳から74歳までの加入者に応じて拠出するもので、額の確定による増でございます。

5 款老人保健拠出金、1 目老人保健医療費拠出金、補正額489万3,000円の減額ですが、拠出金の額の確定による減額でございます。

6 款介護納付金、1 目介護納付金、補正額769万9,000円の減額でございますが、支払基金より額の内示がありましたので、額の確定に伴う減額でございます。

9 款諸支出金、3 目償還金、補正額3,258万7,000円ですが、20年度分の精算による国庫支出金及び療養給付費交付金の返還分でございます。

次に54ページをお開きください。

4 目高額療養費特別支給金、補正額39万6,000円ですが、75歳到達時の高額療養費の支給分でございます。

以上で、国民健康保険特別会計補正（第1号）の説明を終わります。よろしくご審議のほど、お願い申し上げます。

○議長（野村賢一君） これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（野村賢一君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

本案については、討論を省略し、これから採決したいと思います。

ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（野村賢一君） 異議なしと認めます。

これから議案第6号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（野村賢一君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第6号は原案のとおり可決されました。

◎議案第7号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（野村賢一君） 日程第12、議案第7号 平成21年度大多喜町老人保健特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

健康福祉課長。

○健康福祉課長（花崎喜好君） それでは、議案第7号 平成21年度大多喜町老人保健特別会計補正予算（第1号）の本文に入る前に提案理由の説明をいたします。

今回の補正予算でございますが、20年度の老人保健医療費の精算分について、国費、県費負担分及び町の一般会計からの負担分についての精算金の補正でございます。

それでは、本文に入らせていただきます。

59ページをお開きください。

平成21年度大多喜町老人保健特別会計補正予算（第1号）は、次の定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。第1条、歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ108万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ439万2,000円とする。

2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額ならびに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正による。

なお、詳細につきましては、事項別明細書によりご説明しますので、64ページをお開きください。

歳入でございます。

2款国庫支出金、1目医療費国庫負担金、補正額80万9,000円でございますが、平成20年度老人医療事業費実績に伴う精算交付分でございます。

3款県支出金、1目医療費県負担金、補正額30万7,000円の減額でございますが、当初予算の見込み額より実績額が下回ったことによります減額でございます。

5款繰越金、1目繰越金、補正額58万7,000円でございますが、前年度からの繰越金でございます。

次に、歳出でございます。

65ページをお開きください。

3款諸支出金、1目償還金、補正額100万7,000円。平成20年度老人医療費の精算に伴う支払基金への返還金でございます。

4款繰出金、1目繰出金、補正額8万2,000円、これも平成20年度老人医療費精算に伴う一般会計への繰出金でございます。

以上で老人保健特別会計補正予算（第1号）の説明を終わります。

よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（野村賢一君）　これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（野村賢一君）　質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

本案については、討論を省略し、これから採決したいと思います。

ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（野村賢一君）　異議なしと認めます。

これから議案第7号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（野村賢一君）　異議なしと認めます。

したがって、議案第7号は原案のとおり可決されました。

◎議案第8号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（野村賢一君）　日程第13、議案第8号　平成21年度大多喜町介護保険特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

健康福祉課長。

○健康福祉課長（花崎喜好君）　それでは、議案第8号　平成21年度大多喜町介護保険特別会計補正予算（第1号）の本文に入る前に提案理由を申し上げます。

今回の補正予算の内容でございますが、平成20年度、介護保険事業の精算に伴う国・県等の返還金、あるいは余剰金の積み立て、人件費の補正でございます。

それでは、67ページをお開きいただきたいと思います。

平成21年度大多喜町介護保険特別会計補正予算（第1号）は、次の定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。第1条、歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ2,068万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ8億1,188万2,000円とする。

2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出

予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正による。

それでは、事項別明細書により歳入からご説明します。

72ページをお開きください。

まず、第3款国庫支出金、1項1目介護給付費負担金でございますが、補正額42万2,000円ですが、20年度の介護給付費国庫負担金の精算に伴う追加交付分でございます。

2項国庫補助金3目地域支援事業交付金、補正額1万3,000円の減額ですが、支援事業の補助率が改定されたことに伴う減額でございます。

これは、先ほどご質問のあった一般会計の繰出金からと同じところでございます。

4款県支出金、1目介護給付費県負担金、補正額169万6,000円、20年度の介護給付費県負担金の精算に伴う追加交付分でございます。

2目地域支援事業交付金、補正額6,000円の減額で、支援事業の補助率が改定されたことに伴う減額でございます。これは、先ほどの国庫補助と同じでございます。

次に73ページに移ります。

5款支払基金交付金、1目介護給付費交付金、補正額285万3,000円のですが、20年度の介護給付費支払基金の交付金の精算に伴う追加交付分でございます。

6款繰入金、1項1目一般会計繰入金、補正額39万8,000円、支援事業の補助率改定に伴う減額、それと、職員の人件費の増額、事務費の財源調整による減額の繰り入れでございます。

2項2目介護従事者処遇改善臨時特例基金繰入金、補正額12万7,000円ですが、特例基金の周知用経費の繰り入れでございます。

8款繰越金、1目繰越金、補正額、1,520万9,000円、前年度からの繰越金でございます。

以上が歳入でございます。

引き続き、歳出でございますが、74ページをお開きください。

1款総務費、1項1目一般管理費、補正額53万1,000円ですが、職員人件費の増と介護保険説明用のパンフレット作成用の事務費でございます。

4款基金積立金、1目介護給付費準備基金積立金、補正額1,796万円ですが、前年度の繰越分及び介護給付費追加交付分の積み立てでございます。

5款地域支援事業、2項2目包括的支援事業、補正額6万2,000円ですが、職員人件費で、制度改正に伴う増額でございます。

6款諸支出金、1項1目償還金及び還付金、補正額213万3,000円ですが、20年度介護給付

費の精算に伴う支払基金への返還金、地域支援事業の精算に伴います国・県への返還金でございます。

以上で、平成21年度介護保険特別会計補正予算（第1号）の説明を終わりにさせていただきます。

よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（野村賢一君）　これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（野村賢一君）　質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

本案については、討論を省略し、これから採決したいと思います。

ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（野村賢一君）　異議なしと認めます。

これから議案第8号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（野村賢一君）　異議なしと認めます。

したがって、議案第8号は原案のとおり可決されました。

◎議案第9号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（野村賢一君）　日程第14、議案第9号　平成21年度大多喜町特別養護老人ホーム特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

特別養護老人ホーム所長。

○特別養護老人ホーム所長（石井政一君）　それでは、79ページをお開きください。

議案第9号　平成21年度大多喜町特別養護老人ホーム特別会計補正予算（第1号）でございます。

提案理由でございますけれども、人事異動等によります職員人件費の補正をお願いするも

のでございます。

それでは、本文に入らせていただきます。

平成21年度大多喜町特別養護老人ホーム特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。第1条、歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ81万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ3億607万3,000円とする。

2、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正による。

詳細につきましては、事項別明細書により説明したいと思います。

82ページをお開きください。

それでは、歳入からご説明申し上げます。

款1項1介護給付費交付金、目1居宅介護給付費交付金でございますけれども、補正額71万9,000円でございます。

次に、款2分担金及び負担金、項1負担金、目1居宅介護給付費負担金、補正額9万2,000円でございます。これらは、施設、短期入所者の施設利用分でございます。

続きまして83ページでございます。

歳出についてご説明いたします。

款1総務費、項1総務管理費、目1一般管理費、補正額81万1,000円の増額でございます。節2給料80万3,000円の減、節3職員手当3万6,000円、節4共済費157万8,000円の増でございます。

以上で、大多喜町特別養護老人ホーム特別会計補正予算の説明を終わらせていただきます。

ご審議のほどよろしく申し上げます。

○議長（野村賢一君） ご苦労さまでした。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（野村賢一君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

本案については、討論を省略し、これから採決したいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(野村賢一君) 異議なしと認めます。

これから議案第9号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(野村賢一君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第9号は原案のとおり可決されました。

◎議案第10号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長(野村賢一君) 日程第15、議案第10号 平成21年度大多喜町水道事業会計補正予算(第2号)を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

水道室長。

○水道室長(浅野芳丈君) それでは、89ページをお開きいただきたいと存じます。

議案第10号 平成21年度水道事業会計補正予算(第2号)を提案させていただきます。

提案理由につきましては、事項別明細のところで説明させていただきますので、本文に入らせていただきます。

総則第1条、平成21年度大多喜町水道事業会計の補正予算(第2号)は、次の定めるところによる。

収益的収入及び支出。第2条、予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

支出。第1款水道事業費用、既決予定額4億8,652万1,000円、補正予定額133万6,000円、計4億8,785万7,000円。

第1項営業費用、既決予定額4億1,590万6,000円。補正予定額133万6,000円、計4億1,724万2,000円。

資本的収入及び支出。第3条、予算第4条本文括弧中1億2,254万5,000円を1億2,355万5,000円に、277万1,000円を421万2,000円に、1億1,977万4,000円を1億1,934万3,000円に改め、資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

収入、第1款資本的収入既決予定額9,152万5,000円、補正予定額1,600万円、計1億752万

5,000円。

第2項企業債、既決予定額1,000万円、補正予定額1,600万円、計2,600万円。

支出、第1款資本的支出、既決予定額2億1,407万円、補正予定額1,701万円、計2億3,108万円。

第1項建設改良費、既決予定額9,849万2,000円、補正予定額1,701万円、計1億1,550万2,000円でございます。

90ページをおあけいただきたいと思います。

企業債第4条、予算第5条中、表を次のように改める。

改めてあるのはですね、限度額の金額だけでございますので、ほかは、割愛をさせていただきたいと存じます。

限度額2,600万円、計2,600万円。

事項別明細でございますが、92ページをおあけいただきたいと存じます。

収益的収入及び支出。

支出、款1水道事業費用、項1営業費用、目1原水及び浄水費、既決予定額2億2,238万7,000円、補正予定額100万円、計2億2,338万7,000円。

節19修繕費100万円、浄水施設修繕でございますけれども、修繕箇所が多かったため、補正をするものでございます。

目3総係費、既決予定額4,793万8,000円、補正予定額33万6,000円、計4,827万4,000円。

節19修繕費33万6,000円でございますが、建設課で使っておりましてバックホウ、かなり古いものでございますけれども、キャタピラが断せつをしております。それをですね、修理をしてこちらで使うということでございます。

水道については、かなり短時間で使うものでございますので、何とかこれでやりくりして使っていきたいということでございます。

続きまして、94ページをおあけいただきたいと存じます。

資本的収入及び支出、収入のほうでございますが、款1資本的収入、項2企業債、目1企業債、既決予定額1,000万円、補正予定額1,600万円、計2,600万円。

節1企業債1,600万円でございます。

支出、款1資本的支出、項1建設改良費、目1配水施設費、既決予定額5,985万円、補正予定額が1,701万円、計7,686万円でございます。

節34工事請負費1,701万円でございますが、県道小田代勝浦線の栗又の滝見苑から栗又の

橋がございますが、その間、県道の改良を行ってまいります関係上、導水管と配水管の布設がえを467メートル行うものでございます。

以上で説明を終わらせていただきます。

ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

以上です。

○議長（野村賢一君） ご苦労さまでした。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（野村賢一君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

本案については、討論を省略し、これから採決したいと思います。

ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（野村賢一君） 異議なしと認めます。

これから議案第10号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（野村賢一君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第10号は原案のとおり可決されました。

会議の途中でございますが、ここで10分間休憩いたします。

（午後 4時15分）

○議長（野村賢一君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午後 4時25分）

◎日程の追加及び順序の変更

○議長（野村賢一君） お諮りします。

ただいま、町長から議案第11号 財産の取得についての議案が提出されました。これを日

程に追加し、追加日程第１として、日程の順序を変更し直ちに議題としたいと思います。

ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（野村賢一君） 異議なしと認めます。

議案第11号を日程に追加し、追加日程第１として日程の順序を変更し、直ちに議題とすることに決定しました。

職員をして議案をお配りします。

（議案配付）

○議長（野村賢一君） 議案の配付漏れはございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（野村賢一君） 配付漏れなしと認めます。

◎議案第１１号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（野村賢一君） 追加日程第１、議案第11号 財産の取得についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

総務課長。

○総務課長（君塚良信君） それでは、日程の大変厳しい中での追加議案ということで、大変恐縮しておりますけれども、よろしくお願ひしたいと思います。

まず、本文に入る前に提案の理由と経過等についてご説明をさせていただきたいと思ひます。

現在、本町の消防団24分団に対しまして、ポンプ車12台、小型動力ポンプ積載車13台を配備しております。これまで購入後、16年から20年を経過した車両を対象に計画的に更新をしております。今回、購入しようとする車両につきましては、国の地域活性化・経済危機対策臨時交付金によりまして、7月の臨時議会におきまして補正予算を計上、可決いただいたものであります。

配備分団は、第１分団、構成区は筒森、大田代区、現車両は、平成２年１月に登録をされたものでありまして、来年１月をもちまして20年が経過いたします。

また、16分団構成区は、新町、桜台、現車両は平成４年11月に登録されたもので本年11月をもちまして17年が経過いたします。

また、18分団構成区は、大多喜、久保、猿稻、現車両は、平成６年２月に登録されたもの

で、来年の2月をもちまして16年が経過いたします。この購入に当たりましては、去る9月7日、指名業者8社によりまして入札を実施し、その結果、株式会社千葉トーハツ商会が落札をいたしましたので、その購入について、議決を求めるものでございます。

それでは、本文のほうでありますけれども、議案第11号 財産の取得について。

照明電源小型動力ポンプ付積載車の購入契約を締結するため、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は財産の処分に関する条例第3条の規定により議会の議決を求める。

1 といまして、契約の目的。照明電源小型動力ポンプ付積載車3台。

2、契約の方法。指名競争入札。

3、契約金額。2,268万円。

4、契約の相手方。千葉県長生郡一宮町一宮3120番地。株式会社千葉トーハツ商会代表取締役、杉山貞夫。

以上でございます。

○議長（野村賢一君） これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

1番、野中眞弓さん。

○1番（野中眞弓君） 今、補正予算の議案書を持っておりませんので、わかりません。7月補正で幾ら予算があったのか、教えていただきたい。

それから、入札状況、指名業者はどのようにして決定したのか。

そして、それぞれの業者が幾らで札を入れたのか教えて下さい。

○議長（野村賢一君） 総務課長。

○総務課長（君塚良信君） 野中さんの質問でございますが、7月の臨時議会で計上させていただいております、ちょっと額は、ここに資料がありませんでしたが、予算以内でということでありまして、それぞれの業者の入札、札を入れた額ということですか。

（「業者をどういう根拠で指名をしたのか」の声あり）

○総務課長（君塚良信君） 失礼しました。

予算のほうは、申しわけありません、2,410万円でございます。

これは、町のほうの指名審査会にかけまして、それぞれ町のほうに出されております指名の建設課のほうに出されております内容から選考させていただいております。

これらに関するこのポンプ車を扱っておる業者ということで、8社ほど選定をさせていただいております。

それで、1件1件の額でございますが、8社のうち1番目といたしまして、株式会社モリタでございます。2,448万円。株式会社清水商会2,285万円。有限会社若菜防災2,300万円。日本機械工業株式会社2,380万円。株式会社吉田商会2,230万円。ジーエムいはら工業2,395万円。株式会社斉藤商会2,260万円。株式会社千葉トーハツ商会2,160万円。

以上でございます。

○議長（野村賢一君） すみません、手を挙げてお願いします。

ほかに。

1番、野中眞弓さん。

○1番（野中眞弓君） 最後の業者さんは、2,160万円ですか。消費税抜きで。そうすると、トーハツは、消費税抜きでですか。契約金額は消費税込みですね。2,268万円というのは、消費税込みですね。

○総務課長（君塚良信君） そういうことになります。

（「これ、消費税抜きだと幾らになるのでしょうか。最後がトーハツですね。わかりました。お店の名前を聞きそびれたので。了解しました。」の声あり）

○議長（野村賢一君） ほかにございませんか。

7番、吉野僖一さん。

○7番（吉野僖一君） 7月のときにですね、第1分団筒森のほうはですね、冬は凍結するということでスタッドレスタイヤ、スノータイヤですか、それを内容に入れてくれということと言ったのですが、その辺はどうなっていますか。確認のため。

○議長（野村賢一君） 総務課長。

○総務課長（君塚良信君） その辺は、十分配慮しております。

○議長（野村賢一君） 7番吉野さん。

○7番（吉野僖一君） ありがとうございます。了解です。

○議長（野村賢一君） ほかにございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（野村賢一君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

本案については、討論を省略し、これから採決したいと思います。

ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（野村賢一君） 異議なしと認めます。

これから議案第11号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（野村賢一君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第11号は原案のとおり可決されました。

◎請願第1号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（野村賢一君） 日程第16、請願第1号 細菌性髄膜炎を予防するワクチンの早期定期予防接種化を求める国への意見書提出を求める請願書についてを議題とします。

請願内容について、紹介議員の説明を求めます。

10番、藤平美智子議員。

○10番（藤平美智子君） 請願文の朗読をもって説明にかえさせていただきます。

大多喜町議会議長野村賢一様。

請願者、住所千葉市中央区新千葉2-7-2、太宗センタービル4F「細菌性髄膜炎から子どもたちを守る会」を支援するネット・ちば。

代表、黒崎知道。

紹介議員、藤平美智子。

細菌性髄膜炎を予防するワクチンの早期定期予防接種化を求める国への意見書提出を求める請願書。

請願趣旨。

細菌性髄膜炎は5歳未満の子供たちがかかると予後の悪い重篤な感染症です。我が国では、毎年、約1,000人の子供たちが罹患していると推定されています。その約6割強がインフルエンザ菌b型（Hib＝ヒブ）によるもの、約3割が肺炎球菌によるもので、この2つの起因菌によるものが全体の約9割を占めています。いずれも日常的に存在し、格別珍しい細菌ではありません。細菌性髄膜炎の発症早期には、発熱と嘔吐以外に特別な病状が見られない場合が多く、早期診断が大変厳しい疾病です。治療には、起因菌による有効な抗生物質を高容量投与しますが、近年、特にヒブの薬剤に対する耐性化が急速に進んでおり、適切な治療が

難しくなっていることが指摘されています。

しかも、迅速な治療が施されても、ヒブの場合で3から5%、肺炎球菌の場合で10から15%の患児が死亡します。生存した場合でも、10から20%に脳と神経に重大な損傷が生じ、水頭症、難聴、脳性麻痺、精神遅滞等の後遺症を引き起こします。

ヒブと肺炎球菌による細菌性髄膜炎は、ワクチン接種によって予防することができます。ヒブワクチンは、多くの国々で承認され、133か国以上で定期予防接種されています。世界保健機関（WHO）は、ワクチンの有効性と安全性を高く評価し、1998年に世界中のすべての国に対して乳幼児へのヒブワクチン無料接種を求める勧告を出し、ワクチンを定期接種に組み込むことを推奨しています。肺炎球菌についても、肺炎球菌ワクチン（7価ワクチン）が世界93か国で承認され、米国やオーストラリア等35か国で定期接種されています。これらのワクチンを定期予防接種化した国々では、発症率が大幅に減少しており、アメリカではヒブ髄膜炎の発症率が約100分の1に激減したと報告されています。

ところが、日本では、WHOの推奨から10年以上が経過した現在においても、ヒブワクチンは定期予防接種化されていません。そうした状況の中、世界の多くの国で有効なワクチンを日本でも一日も早く購入して、細菌性髄膜炎から子供たちを守りたいとの思いで運動されている「細菌性髄膜炎から子どもたちを守る会」（田中美紀代表・大阪市東成区）や国内、県内の小児科医を初め、多くの関係者の努力が実り、厚生労働省の決断するところとなり、2008年12月より国内発売が開始されました。ようやく任意接種ですが、希望する子供たちに接種することができるようになりましたが、4回接種で約3万円の自己負担となっており、経済的な負担を理由に接種することができないお子さんが出てしまうことがとても気がかりです。

また、現在、日本で承認されている肺炎球菌ワクチン（23価多糖体ワクチン）は、免疫力の未熟な乳幼児に効果が期待できず、乳幼児に使用できる肺炎球菌ワクチン（7価ワクチン）は、承認待ちの状況で一日も早い導入が求められています。

ヒブワクチンと肺炎球菌ワクチンの定期接種化により、細菌性髄膜炎の多くを防ぐことができます。早期発見が難しく、迅速に治療しても予後が悪く、さらに菌の薬剤耐性の高まりによる治療の困難化が指摘されている現状からも、早期に定期予防接種化することが重要であるため、下記の項目を国並びに関係機関への地方自治法第99条の規定により意見書として提出くださいますようお願いいたします。

1、速やかにヒブ重症感染症（髄膜炎、喉頭蓋炎及び敗血症）を予防接種法による定期接

種対象疾患（一類疾病）に位置づけること。

2、小児用肺炎球菌ワクチン（7価ワクチン）の早期薬事法承認のための手だてを講じる
こと。

以上でございます。

ご審議、よろしくお願いいたします。

○議長（野村賢一君） お諮りします。

本請願については、会議規則第92条第2項の規定により委員会の付託を省略したいと思います。

ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（野村賢一君） 異議なしと認めます。

したがって、請願第1号は、委員会への付託を省略することに決定しました。

これから本会議において直ちに審査を行います。

本請願について質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（野村賢一君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

本請願については、討論を省略し、これから採決したいと思います。

ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（野村賢一君） 異議なしと認めます。

これから請願第1号を採決します。

お諮りします。

本請願は、これを採択することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（野村賢一君） 異議なしと認めます。

したがって、請願第1号は採択することに決定しました。

◎陳情第1号の上程、討論、採決

○議長（野村賢一君） 日程第17、陳情第1号 現行保育制度に基づく保育施設の拡充に関する

る意見書の提出を求める陳情書を議題とします。

お諮りします。

本陳情については、会議規則第92条第2項の規定により委員会の付託を省略したいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(野村賢一君) 異議なしと認めます。

したがって、陳情第1号は、委員会への付託を省略することに決定しました。

これから本会議において直ちに審査を行います。

なお、陳情につき、紹介議員がおりませんので、説明、質疑は略します。

これより討論を行います。

初めに、本陳情に反対者の発言を許します。

(発言する者なし)

○議長(野村賢一君) 次に、本陳情に賛成者の発言を許します。

1番、野中眞弓さん。

○1番(野中眞弓君) 私は、今回上げられました現行保育制度に基づく保育施設の拡充に関する意見書の提出を求める陳情書にぜひとも皆さんにご同意をいただきたく、賛成討論をしたいと思います。

現行保育制度とか言いますと、何のことかわからないのではないかと思います。私は、かつて、かつてと言ってもここ1年ぐらいの間に保育制度のが大変だよという話を聞いておりました。私のとっている「女性のひろば」というとても優しい雑誌なんですが、ことしの6月号に問題点が載っておりました。自分の子供たちがこういう制度の中で育てられるとしたら、大変だというのが改めて痛感された記事でした。

今回、この保育問題が出てきましたので、議員の方々にも何としてもお力添えをいただきたくて、本当に子供たちが安心して育ててもらえる保育所を守るという気持ちを国会に届けたいと思います。

今、国会では、あす、新しい政権が、新しいメンバーによって発足します。先ほど、町長も民主党政権については、期待もあるけれども、不安もある。私もそうです。たくさんのおいしいマニフェストを並べました。財源が明らかではありません。でも、だからこそ、民主党の気持ちを国民のほうにしっかりと向けるために地方から意見書を上げていく、今こそそ

のことが大切だと私は思います。

その保育所問題については、ちょっと時間がかかるかと思いますが、実は、資料を用意したのですが、陳情書ということなので、資料の配付は控えていただきたいということで資料を提示できないことが残念で、私の力量で、皆さんに本当にわかったいただけるのか、不安ですけれども、賛成討論の中で、制度の改正とは言えない制度の変更提案について説明させていただきますと思います。

今の現行保育所の制度というのは、理念では児童福祉法に基づいて保育所は子供により環境を与えるところだということで市町村が福祉としての保育を保障しています。ところが、ことしの2月の24日に厚生労働省の社会保障審議会少子化対策特別部会というところが保育制度改革の第1次報告というものをしました。その保育所の、どういうふうに変えるかという、今、待機児童がたくさんふえた。特にこの1年間では約6,000人もふえて2万5,000人を上回る子供たちが入れずに親たちは困っている、こういう記事が最近載っていましたが、本町では、残念ながらというか、子供が少なくなっているという深刻な問題がないのが幸せかどうか、ちょっとわからないのですけれども、ありませんが、千葉県全体としても保育所は足りないでいます。

私たちの子供が都市部に出て、そこで家庭を持ったとき、もしかしたらぶつかるかも知れない問題でもありますから、人ごとではないという立場に立っていただきたいと思います。

それで、その改革案というのは、保育所をふやそうということが主たる目的らしいのですが、福祉ではなくて、介護保険のように民間企業を参入させて公費をかけずに保育の供給を効率よくふやそうという目的で、今では現行法では保育所を認可するにも、つくるにも1人当たりどのくらいの面積がなくてはいけない、保母さん1人当たり1歳児未満はこうで、3歳まではこうで、5歳まではこうだというふうに最低基準が決められています。

そして、保育の質を落とさない、日本全国どこへ行っても子供たちが同じように高い質の保育を受けられるように保障されていますが、報告書は、そういう最低の基準も取り払ってしまうということです。保育の質が、まず物的な質が保障されていません。

あとは運用なんですけれども、今は、保育所に入りたいという申し込みは、市町村で行い、市町村が親の希望を踏まえて調整をして、あきがない、あるいは、ここに入れることになったということになっていますが、改革案では、申し込むのは、親が自分で各保育所に申し込む、そこであきがあれば、次から次、次から次と保育所のドアをたたいていかなければならない。乳飲み子を抱えた親がこういうことを1軒ずつ申し込みをしていくというのは、本

当に困難を伴うものではないでしょうか。

そして、じゃ、行政は何をするかという、改革案では、介護保険と同じようにサービスの保育度というものを決定する。介護保険のことを思い出してください。10年以上前は、町がヘルパーさん頼まれると、措置として、福祉の措置として徹底的に面倒を見ました。ところが、今はどうかというと、申し込みがあると、介護度を決めて、あなたは、要介護何度ですよということで、サービスの量を決定するのが行政の仕事になっていますが、今度のこの改革、保育所の改革案も行政のすることは、保育度を決定することで、その保育度は、親の勤務時間によって決められる。1度が4時間、2度が8時間、3度が11時間というふうなんだそうです。

そして、保育料の問題ですが、今は家庭の事情を考慮して、応能負担、親の経済力に応じてゼロ円からだんだん何段階か、決められております。

で、改革案は、応益負担、つまり預けた保育時間に応じて決定します。お金持ちもそれから収入のない人でも、パートだけで生活しなければいけない母子家庭の人でも時間単価、同じ料金が課せられることになっています。そうすると、本当に収入のない家庭では、保育所が利用できない、こういう事態も予測されます。そして、保育料に対して介護保険のように行政から補助金が出ます。その補助金の割合は、介護保険が9割公費負担、1割が自己負担、保育園の場合は、6割が公費、4割が自己負担ということになって、認定された時間を過ぎると全額自分で払わなければいけなくなります。昼食代も、今は保育料に含まれて、昼食代として徴収していないけれども、今度は、別料金、介護保険と同じです、別料金です。

子供たちはどうなるかと言いますと、親にしてみれば、もう認定の時間ぎりぎりで行きたいと思うと思うんですね。ですから、例えば、午前中の親は、午前中パートで4時間ぐらい働いている親は、8時ぎりぎりに連れてきて12時ぎりぎりに多分帰ることになると思います。お昼をとらないで。そして、例えば、10時から2時まで働く親は、その時間帯だけしか預けられない。午後の親は、午後連れてきて午後帰る、そうすると、子供たちは、今だったら、大多喜の場合は、保育園バスでわーっと来て、多分、親が連れて来ても9時くらいにみんな集合して、一斉に保育が始まる、集団保育もできる、個々に応じた保育もできるということだと思いますが……

◎会議時間の延長

○議長（野村賢一君） 野中議員さん、ちょっと待ってください。

野中議員さん、討論中ですが、討論を少し待ってください。

本日の会議時間は、議事の都合によってあらかじめこれを延長したいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（野村賢一君） 異議なしと認めます。

したがって、本日の会議時間を延長することに決定しました。

○議長（野村賢一君） 討論を続けてください。

○1番（野中眞弓君） そうすると、子供たちは落ちついた環境で育てられない。そして、保育の内容からしても、例えば今だったら運動会の練習とか、お遊戯会の練習とかというのがあって、集団でおけいこをするけれども、そういうこともできなくなる。保母さんの問題だけれども、保育所の収入は、実施した保育時間に応じてもらうということになっているので、保育時間の短い子がいれば、1日保母さんを雇うことができないので、時間対応のパートの保母さんが主軸になるだろう。そうすると、先生のほうも1日のうちにかかわらざるを得ない。保育士の身分も保障されない、子供にしてみれば午前中は何々先生、午後は何々先生で、きょうは全部何々先生だったとかというめまぐるしく保育士もかわる。こういうような状況の中で、子供の発達と成長が保障できる保育所になるのだろうか。ということがありますし、事業体としての保育所を考えると、保育時間の、保育実施時間に対応するわけですから、保育料の徴収義務、あるいは行政への補助金の請求、あるいは、入りたいという入所希望者の受け入れ調整とか、本当に事務量がふえる。で、収入は、ぎっちぎっちともう実施保育時間ということで締められる。で、介護保険の例で介護保険も同じように民間企業の参入で公費をかけずに介護の供給を保障するというようなことだったと思います。

ところが今、介護保険の事業者はどうでしょうか。施設経営が困難で、閉める事業所も出ています。職員の労働条件の悪化は皆さんご存じのとおりです。

そして、必要な福祉、受けられるかという、そうではありません。先ほどもあった一般質問で言いましたように介護殺人、至るところで起きています。この同じような目に遭わせないために、これが今出されている報告です。それを踏まえてこの現行保育制度に基づく保育施設の拡充、今やっている保育政策で保育行政をやってくれという内容ですので、あとは読ませていただきます。

国の「公立保育所をつくらせない」という方針のもと、老朽化などによる公立保育所の減

少が進み、少子化の進行にかかわらず、保育所に入れない待機児童は増加の一途をたどり、経済環境の悪化とあいまって、子供を家に置いて働きに出ているという深刻な事態も広がっています。国会では、私たちが提出した「保育・学童保育・子育て支援施策の拡充と予算の大幅増額を求める請願」が2006年以降、4回の国会で衆参両院で全会派一致で採択されており、保育・学童保育・子育て支援の拡充が国民の要求になっていることは明らかなです。

しかし、国は財界主導の委員会などの議論を受け、社会保障審議会少子化対策特別部会で保育制度改革の議論を進め、本年2月24日に直接契約、直接補助方式、保育水準の後退容認、保育料の応益負担など、現行保育制度を福祉からサービスへと根本的に転換させる第1次報告を提案しました。

この提案が実施されると、保育者は、受けられる保育時間が勤務状況などで制限され、保育内容も保育料に応じて多様化されます。保護者は、定員超過入所をしても待機児があふれている中、市町村の入所調整もなく、保育所をみずから探して安定的な契約ができなければ仕事を続けることが困難になります。保育所は、子供の保育時間が個々に異なるため、効率的な子供の受け入れ調整や保育料の徴収、契約手続、苦情対応など事務量が大幅にふえます。保育所の収入は、保育実施時間に対応するため、保育者は、子供の時間変動に対応することが求められ、時間パート的な勤務にならざるを得ません。

これらのすべての影響を受けるのは子供です。保育内容は、保護者の経済力に左右され、保育所で保育を受ける子供や保育者がめまぐるしく変わり、集団保育や一人一人の子供に対応した保育を受けることは、困難です。これらのことが子供の保育環境にとってよくないことは明らかであり、子供の発達と成長を保障するための制度としては、提案されている制度は不適切なものです。

現行保育制度は保育所を子供によりよい環境を与えるところと位置づけ、保育の公的責任を明確にし、保育水準とそれを維持するための財源を明確にしています。少子化や子供が保育所に入れないので働けない、また、子育てへの支援も求めている、多くの国民に必要なことは、保育を金次第とする不安定な市場原理にゆだねることではなく、幾度にも及ぶ国会の全会派一致の意志に示されているように現行保育制度を拡充し、安心して子育てをし、働くことを保障する以外にありません。事は急を要します。

私は、子供を朝7時半の時間外から夕方7時までの時間外で育てていただきました。おかげさまでまともな、ごく当たり前の人間に育ってくれたと私は今の現行制度に感謝しております。そういう私の個人的な経験からも何としてもこの国会に対して現行保育制度の堅持拡

充と保育・学童保育・子育て支援予算の大幅増額を求める意見書を大多喜町議会からも出していただいて、人間を、子供のときから大切にする、そういう民主党政治の流れをつくる呼び水としていただけたら幸せかと思います。

これをもちまして、賛成討論と、長かったのですが、させていただきます。

以上です。

○議長（野村賢一君） ほかに討論はありませんか。

3番、江澤勝美さん。

○3番（江澤勝美君） 討論というか、私の意見を述べさせてもらってよろしいですか。

今、確かにいろいろこういうご意見がありますけれども、昨日の選挙で衆議院、国会も政権交代がなされました。民主党にしてもいろいろ改正案を提案されております。今までは自民党の政策であったんですけれども、今回、民主党が大幅に政権を変えるということで、いろいろ提案されております。

私の意見としては、大多喜町議会としては、もう少し国の方針を勘案した中で、後日また検討していったらいいのではないかと、私はそう考えます。

以上です。

○議長（野村賢一君） ほかにございませんか。

（発言する者なし）

○議長（野村賢一君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから陳情第1号を採決します。

この採決は挙手によって行います。

本陳情を採択することに賛成の方は挙手願います。

（賛成者挙手）

○議長（野村賢一君） 挙手少数です。

したがって、陳情第1号は不採択とすることに決定しました。

◎陳情第2号の上程、討論、採決

○議長（野村賢一君） 日程第18、陳情第2号 子どもの医療費無料制度早期実現のため国への意見書提出を求める陳情書を議題とします。

お諮りします。

本陳情については、会議規則第92条第2項の規定により委員会の付託を省略したいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(野村賢一君) 異議なしと認めます。

したがって、陳情第2号は、委員会への付託を省略することに決定しました。

これから本会議において直ちに審査を行います。

なお、陳情につき、紹介議員がおりませんので、説明、質疑は略します。

これより討論を行います。

初めに、本陳情に反対者の発言を許します。

(発言する者なし)

○議長(野村賢一君) なしと認めます。

次に、本陳情に賛成者の発言を許します。

1番、野中眞弓さん。

○1番(野中眞弓君) 民主党政権が発足するときだからこそ、鉄は熱いうちに打てといいます。だからこそ、皆さん、出そうではありませんか。証文の出しおくれということがあります。証文の出しおくれにならないよう、そして、この子供の医療費無料化制度早期実現は、直接町財政に響いてくる問題ですから、賛成をよろしくお願いいたします。

今、大多喜町では、就学時前の子供への医療費助成は、無料にするために、20年度決算で1,340万出しました。その中で、県支出金やそのほかからの入れられたお金がありまして、町の一般財源から771万円が出ています。国が、国がというか、民主党政権が中学3年生まで医療費の無料化ということをすぐにやってくれば、町の財源は21年度、ことしからでもできるわけです。その分、ほかのところに使えます。ですから、この子供の医療費無料制度早期実現のための意見書は何としても出すべきだと思います。

私たちは、数年前から就学前の医療費が無料になっています。しかも、償還払いではなくて、もう、現物支給という形で一番いい形で大多喜町の子育て中の親と子供は恩恵をこうむっているわけですが、まだなっていないところがいっぱいあります。日本列島、どこで子育てしても同じように子供が恩恵をこうむれるように、国が国の制度として、国の事業として制度化することはやっぱり火急のことだと思います。今のうちに、経済的に若い人たちの間に特にしわ寄せがいつている中では、政権が発足してからすぐに実現してもらいたい施策の

一つでありますので、意見書を提出することに賛成します。

これを持ちまして、賛成討論といたします。

○議長（野村賢一君） ご苦労さまでした。

ほかにございませんか。

8 番、志関武良夫さん。

○8 番（志関武良夫君） 賛成とか、反対とかという意見ではなくてですね、私の意見として、ちょっと聞いていただければいいと思うのですが、よろしいですか。

○議長（野村賢一君） これに関するあれですか。はい。

○8 番（志関武良夫君） 今、陳情が幾つか出ていますけれども、今、常任委員会、2つの常任委員会がありますけれども、それにかかわる問題としてですね、各常任委員会でですね、十分検討してですね、みたらどうかというような私の考えですけれども、これをここで一々やっていたらですね……

（「順序が違ってる」の声あり）

○議長（野村賢一君） 今回は、議運で決めたものですから、次から私も常任委員会で少しもんでくれたらいいなと思っております。

それでは、ほかにございませんか。

（発言する者なし）

○議長（野村賢一君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから陳情第2号を採決します。

この採決は挙手によって行います。

本陳情を採択することに賛成の方は挙手願います。

（賛成者挙手）

○議長（野村賢一君） 挙手少数です。

したがって、陳情第2号は不採択とすることに決定しました。

◎陳情第3号の上程、討論、採決

○議長（野村賢一君） 日程第19、陳情第3号 国民健康保険制度改善のため国への意見書提出を求める陳情書を議題とします。

お諮りします。

本陳情については、会議規則第92条第2項の規定により委員会の付託を省略したいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(野村賢一君) 異議なしと認めます。

したがって、陳情第3号は、委員会への付託を省略することに決定しました。

これから本会議において直ちに審査を行います。

なお、陳情につき、紹介議員がおりませんので、説明、質疑は略します。

これより討論を行います。

初めに、本陳情に反対者の発言を許します。

(発言する者なし)

○議長(野村賢一君) 次に、本陳情に賛成者の発言を許します。

1番、野中眞弓さん。

○1番(野中眞弓君) 国民健康保険制度改善のため国への意見書提出を求める陳情書を取り上げる立場で討論をいたします。

国民健康保険制度は、憲法25条に基づき、発足した国の制度であります。で、発足した当時は、国の負担が、公費負担が45%ということでやってきました。1984年、昭和59年を境に国の公費負担が減らされてきました。今では、公式には34.何%になっているのですが、実際は違います。

私の今、手元にある資料なのですが、これは厚労省の出した資料ですけれども、昭和59年には国庫負担は、49.8%でした。そのとき、国保加入の世帯の平均所得は179万円でした。資料がちょっと古いのですが、今から5年前の2004年ですけれども、保険料はずっとふえて、1人当たり7万9,000円、加入世帯の所得は165万円と25年前に比べて下がっています。にもかかわらず、保険料は、2倍に膨れ上がっています。今は、その2004年よりもさらに5年進んで、国民の所得は下がっています。でも、保険料は、私もずっと国保をやっているのですが、上がってきています。

この間の国の負担がどうなっているかといいますと、1984年には49.8%国庫負担であったものが、2005年には30.6%まで下がっています。下がった分、国庫負担をしない分、国民の負担がふえたということです。議員の皆さんもかなりの方が国民健康保険の加入者でいらっしゃるのではないかと思います。国民健康保険の負担というのは、私の調査では、国民健

康保険以外の健康保険組合を総称して社会保険と呼んでいると思いますが、社会保険には幾つかありまして、例えば、大工さんなんかは土建組合の保険、中小の会社は、政府管掌の健康保険、それから、公務員でも町村と県と国家公務員は別々になっていますが、共済の保険組合と。図をお見せすれば簡単なんですけれども、国民健康保険は、同一条件で計算した場合、そのほかの社会保険の2倍の保険料を加入者は払っております。で、所得が低い上に、所得は下がった上に保険料は2倍、ほかの社会保険の保険料の2倍の保険料を払っているというのが、国民健康保険の保険料の実態です。

滞納者がふえるのは、本人の心がけの問題ではなくて、制度そのものから来る問題ですし、その根本は、国が公費負担を減らしたことにあります。ですから、今、この1984年から減らすときに、国は、各町村の国保会計が大変になったら国庫負担率はもとに戻すという約束をしているんだそうです。この約束を国にきちんと守らせる、今、国民の健康を守る上で、そのことが一番求められている、健康保険の問題ではないでしょうか。

そのことによって、滞納も減っていきます。町の担当者も議会で責められないで済むことになります。大多喜町からも本当に意見書を出していく。いかがでしょうか。請願であろうとも、陳情であろうとも、私たちの前にこういう意見を国に届けるという道が、ドアが開かれたわけですから、今、その入口に入っていくこと、住民の願いを国会に届けることが私はこの大多喜町議会の今に課せられたことだと思います。皆さんの勇気ある決断を期待しております。

以上をもちまして、賛成討論といたします。

○議長（野村賢一君） ほかにはございませんか。

（発言する者なし）

○議長（野村賢一君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから陳情第3号を採決します。

この採決は挙手によって行います。

本陳情を採択することに賛成の方は挙手願います。

（賛成者挙手）

○議長（野村賢一君） 挙手少数です。

したがって、陳情第3号は不採択とすることに決定しました。

◎陳情第4号の上程、討論、採決

○議長（野村賢一君） 日程20、陳情第4号 新要介護認定制度の中止・介護保険制度の改善のため国への意見書提出を求める陳情書を議題とします。

お諮りします。

本陳情については、会議規則第92条第2項の規定により委員会への付託を省略したいと思います。

ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（野村賢一君） 異議なしと認めます。

したがって、陳情第4号は、委員会への付託を省略することに決定しました。

これから本会議において直ちに審査を行います。

なお、陳情につき、紹介議員がおりませんので、説明、質疑は略します。

これより討論を行います。

初めに、本陳情に反対者の発言を許します。

（発言する者なし）

○議長（野村賢一君） 次に、本陳情に賛成者の発言を許します。

1番、野中眞弓さん。

○1番（野中眞弓君） 新要介護認定制度の中止・介護保険制度の改善のため国への意見書提出を求める陳情書に賛成の立場から討論をいたします。

介護保険は、ことしで10年目になります。一般質問でもやりましたけれども、介護保険の保険料は、大多喜町ではこの10年間で普通の標準で1万4,000円、当初の保険料が2万6,000円でしたから、約1.5倍にふえています。本当にバラ色の幻想を介護保険の開始のときもばらまきました。そして、今、どうかというと、ところどころ陳情趣旨を読みながら、追加の部分もつけ加えさせていただきます。

10年たってみれば、こんなはずでなかった、介護の社会化を目指してスタートした介護保険制度10年目の現実です。介護報酬はわずかですが、初めて引き上げられ、一方で、利用者にとっては、介護保険の給付を受けるため、必ず通らなければならない入口である要介護認定の仕組みが全面的に見直されました。

新しい介護認定制度では、寝たきりの人を自立、つまり介助されていないからということですが、自立と同様に判定するなど、必要な介護が受けられなくなることが危惧されていま

す。

介護利用者や施設にとっては、介護、要介護度が下がれば減収につながるようになります。多くの関係者から介護度が軽くなっている、凍結、中止を求める声上がり、厚生労働省は、実施後も検証を行い、必要があれば迅速に見直すと言わざるを得ない事態となっています。

大多喜町ではどうかと言いますと、去年行ったモデルケース、9件の中で、症状は同じでも9件のうち5件が軽く認定をされました。4月から制度が始まったのですが、経過措置で認定度は従来のおりでよいということになっているので、特別に認定をしていなくて、だから、認定度が下がったかどうかは、今は言えない、そういう状況だそうです。

ですから、本当は制度が始まっているんだけど、経過措置のために、住民というか、住民にはその制度の影響は、1年間だけはないことになっています。

そして、この厚生労働省は、実施後も検証を行う必要があるということで、7月29日に一部手直しを通告して、担当課でも伺ったのですが、担当課職員は、講習を受けているという話を聞きました。でも、それは、全面的ということではありません。今、保険があつて介護なしの現実が一層広がり、地域の介護は崩壊の危機にあります。10人が犠牲となった群馬県の高齢者入所施設での火災は、低所得の人が入れる施設がない実態を明らかにしました。

介護心中、殺人も増加しています。懐ぐあいと相談して介護サービスをあきらめた。低賃金で働き手がいらない、事業者も経営を続けられないなどの批判は、大きくなるばかりです。

費用負担の心配なく、必要な介護が保障されることは、すべての国民の願いです。そして、それを支える介護職員がその専門性を高め、誇りを持って働くことのできる環境整備が急務です。

また、介護、社会保障の充実、雇用、内需を拡大させ、地域の活性化にもつながります。つきましては、介護保険制度の改善を求め、下記の事項を陳情いたしますということで、新しい認定制度を中止することと国の介護社会保障費を大幅にふやし、介護報酬を引き上げることとしております。

よろしくお願いいたします。

○議長（野村賢一君） ご苦労さまでした。

ほかにございませんか。

（発言する者なし）

○議長（野村賢一君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから陳情第4号を採決します。

この採決は挙手によって行います。

本陳情を採択することに賛成の方は挙手願います。

(賛成者挙手)

○議長(野村賢一君) 挙手少数です。

したがって、陳情第4号は不採択とすることに決定しました。

◎休会について

○議長(野村賢一君) お諮りします。

9月17日木曜日は、各常任委員会協議会開催のため、また、9月18日金曜日から9月28日月曜日までは議案調査及び休日が入るため休会としたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(野村賢一君) 異議なしと認めます。

したがって、9月17日木曜日は、各常任委員会協議会開催のため、また、9月18日金曜日から9月28日月曜日までは議案調査及び休日が入るため、休会とすることに決定しました。

◎散会の宣告

○議長(野村賢一君) 以上で、本日の日程は全部終了しました。

あした、9月16日は、午後1時から、また、9月29日は午前10時からの会議を開きますので、ご承知願います。

長時間ご苦労さまでした。

本日の会議を閉じます。

これにて散会します。

(午後 5時30分)

大 多 喜 町 第 3 回 定 例 会

(第 2 号)

平成21年第3回大多喜町議会定例会会議録

平成21年9月16日(水)

午後 1時00分 開議

出席議員(12名)

1番	野 中 眞 弓 君	2番	小 倉 明 徳 君
3番	江 澤 勝 美 君	4番	小 高 芳 一 君
5番	苅 込 孝 次 君	6番	君 塚 義 榮 君
7番	吉 野 信 一 君	8番	志 関 武良夫 君
9番	野 口 晴 男 君	10番	藤 平 美智子 君
11番	正 木 武 君	12番	野 村 賢 一 君

欠席議員(なし)

地方自治法第121条の規定による出席説明者

町 長	田 嶋 隆 威 君	副 町 長	酒 井 太 門 君
教 育 長	田 中 啓 治 君	代表監査委員	秋 山 嘉 道 君
総 務 課 長	君 塚 良 信 君	企画商工観光課長	森 俊 郎 君
税務住民課長	菅 野 克 則 君	健康福祉課長 子育て支援室	花 崎 喜 好 君
建設課長 環境生活室長 水道室長	浅 野 芳 丈 君	農 林 課 長	岩 瀬 鋭 夫 君
特別養護老人 ホーム所長	石 井 政 一 君	会 計 室 長	岩 佐 秀 樹 君
自動車学校長	中 村 勇 君	教 育 課 長	渡 辺 嘉 昭 君

本会議に職務のため出席した者の職氏名

事 務 局 長	鈴 木 朋 美	書 記	小 倉 光太郎
---------	---------	-----	---------

議事日程(第2号)

日程第 1 認定第 1号 平成20年度大多喜町一般会計歳入歳出決算認定について(提

案説明)

- | | | | | |
|-----|---|-----|----|--|
| 日程第 | 2 | 認定第 | 2号 | 平成20年度大多喜町鉄道経営対策事業基金特別会計歳入歳出
決算認定について(提案説明) |
| 日程第 | 3 | 認定第 | 3号 | 平成20年度大多喜町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定
について(提案説明) |
| 日程第 | 4 | 認定第 | 4号 | 平成20年度大多喜町老人保健特別会計歳入歳出決算認定につ
いて(提案説明) |
| 日程第 | 5 | 認定第 | 5号 | 平成20年度大多喜町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認
定について(提案説明) |
| 日程第 | 6 | 認定第 | 6号 | 平成20年度大多喜町介護保険特別会計歳入歳出決算認定につ
いて(提案説明) |
| 日程第 | 7 | 認定第 | 7号 | 平成20年度大多喜町特別養護老人ホーム特別会計歳入歳出決
算認定について(提案説明) |
| 日程第 | 8 | 認定第 | 8号 | 平成20年度大多喜町水道事業会計決算認定について(提案説
明) |
| 日程第 | 9 | 認定第 | 9号 | 平成20年度大多喜町自動車学校事業会計決算認定について
(提案説明) |

◎開議の宣告

○議長（野村賢一君） ただいまの出席議員は12名全員です。したがって、会議は成立しました。

これから本日の会議を開きます。

日程に入ります。

（午後 1時00分）

◎認定第1号から認定第9号の一括上程、説明

○議長（野村賢一君） 日程第1、認定第1号 平成20年度大多喜町一般会計歳入歳出決算認定についてから日程第9、認定第9号 平成20年度大多喜町自動車学校事業会計決算認定についてまでの各会計の決算認定を一括議題とします。

なお、本決算認定については、日程にお示ししたとおり、本日は提案説明並びに決算審査報告までとします。

これより順次説明を求めます。

最初に、認定第1号 平成20年度大多喜町一般会計歳入歳出決算認定について説明願います。

総務課長。

○総務課長（君塚良信君） それでは、認定第1号、大多喜町一般会計についてご説明をいたします。

初めに、お配りしました薄いほうの平成20年度主要施策の成果説明書から説明をさせていただきます。

1ページをお開きいただきたいと思います。

まず、決算収支の状況でございますが、一般会計のほか6つの特別会計を会計別に、平成18年度から3年間の収支の状況を記載したものであります。後ほど会計別に報告いたしますので、ここでの説明は省略させていただきます。

2ページをお開きください。

普通会計決算額の前年度に対する歳入歳出の比較でございますが、この表は、市町村の財政状況指数の分析を行うために調査をしたもので、本町は、一般会計のほか鉄道経営対策事業基金特別会計を加えた2会計を普通会計として合算し、決算分析をしたものでございます。

この表につきましては、一番下の欄の合計額のみを説明申し上げます。

歳入合計でございますが、決算額合計で45億4,018万4,000円、前年度決算額で47億5,469万2,000円、比較で2億1,450万8,000円の減で、比率では4.5%の減でございます。決算合計額に対する住民1人当たりの額は41万6,490円でございます。

次に、歳出でございますが、決算額合計で43億1,840万2,000円、前年度決算額で45億4,155万7,000円、比較では2億2,315万5,000円の減で、比率では4.9%の減でございます。住民1人当たりでは39万6,147円でございます。

次に、3ページをお開きいただきたいと思います。一般会計決算書の性質別歳入歳出比較表でございますが、歳入歳出の明細につきましては、後ほど、決算書の事項別明細書によりご説明いたしますので、この表につきましても一番下の欄の合計額のみを説明いたします。

歳入合計でございますが、決算額で45億3,828万5,000円、前年度決算額で46億494万円、比較いたしますと6,665万5,000円の減で、比率では1.4%の減となっております。住民1人当たりの額に換算いたしますと41万6,318円でございます。

次に、歳出でございますが、決算額合計で43億1,650万2,000円、前年度決算額で43億9,180万6,000円、比較いたしますと7,530万4,000円の減、比率では1.7%の減でございます。住民1人当たりでは35万7,855円でございます。

次に、4ページをお開きいただきたいと思います。

平成20年度の主要施策の成果一覧表であります。今年度は、明日、各委員会で自己評価の説明予定となっておりますので、説明につきましては、ここでは割愛をさせていただきますと思います。

6ページをお開きいただきたいと思います。

これは地方公共団体の財政の健全化に関する法律の指標でございますが、この法律は、いわゆる財政健全化法が平成20年4月から施行されたことによりまして、健全化に関する指標を議会に報告することとなったものであります。

公表する指標は4指標でありまして、まず1つ目は実質赤字比率でございます。普通会計の実質の赤字額を見るものであります。本町の場合、赤字額はありませぬので、該当ございませぬ。

2つ目になります。連結実質赤字比率でございますが、普通会計に特別会計、公営事業と水道事業、自動車学校事業の会計を含みますが、実質の赤字額及び資金不足、余剰金等を見るものでございます。これにつきましても赤字が発生しておりませぬので、該当はござ

いません。

3つ目の実質公債費比率でございますが、この比率につきましては、一般会計、特別会計、一部事務組合や広域連合を含めた公債費の比率でございます。本町での比率は9.2%でございます。

4つ目の将来負担比率でございますが、この比率は、先ほど申し上げました実質赤字比率、連結実質赤字比率及び実質公債費比率は年度単位で財政状況を示しているのに対しまして、この将来負担比率では将来の財政上の負担を総額でとらえることになります。将来負担の比率の対象は、地方公共団体の全会計だけではなく、一部事務組合、広域連合、地方公社及び第3セクターも含まれることになります。本町の比率は100.1%でございます。

以上が4指標の数値でございますが、昨年度から新たに公表する指標するでございますので、若干説明を加えさせていただきますと、財政破綻を未然に防止するため、従来の制度では十分な対応ができないために、新しい法制度としたものでございます。

この法律では、3つの段階を想定しております。まず、健全段階では、指標の整備と情報開示を徹底し、健全財政を維持しようとするものでございます。

第2段階は、早期に財政の健全化が図られなければならない段階であります。この段階では、自主的な改善努力による財政の健全化を図る必要があり、財政の健全化計画の策定、これは議会の議決が必要なほか、外部監査などが必要になります。この早期健全化基準比率につきましては、6ページの表に示したとおり、実質赤字比率は15%、連結赤字比率では20%、実質公債費比率では25%、将来負担比率は350%までとなっております。

次の段階が3つ目の財政の再生段階となります。この指標から申し上げますと、実質赤字比率20%、連結赤字比率40%、実質公債費比率35%、将来負担比率は350%となっております。この段階になりますと、国の関与による確実な再生となり、再生計画は、議会の議決や外部監査はもちろんのこと、総務大臣に協議し、同意を求めることになります。

新しい法制度のもとでは、健全段階から徹底した指標を公開し、財政が悪化しない方法に重点が置かれております。

それでは、続きまして、財産に関する調書について申し上げたいと思いますので、厚いほうの決算書の460ページをお開きください。

まず、1の公有財産、(1)土地、建物でございますが、土地につきましては、決算年度中増減高で申し上げますが、公共財産、学校でございますが、マイナス4,152平方メートルとなっておりますが、老川小学校旧会所分校用地をその他の用地に所管がえしたものでござ

います。

公園につきましては、二の丸公園用地として3,325平方メートルを取得したものでございます。

その他の欄の566平方メートルでございますが、不要となった道路用地等の土地をその他に所管がえしたものでございます。

次に、隣の木造の建物でございますが、公共用財産の学校でございますが、上瀑小学校のプール機械室の建てかえ、旧会所分校の学校施設からその他の施設への所管がえにより462平方メートルの減、その他施設については、旧会所分校所管がえによる463平方メートルの増となっております。

隣の非木造の学校では、西中学校の校舎の新築により1,903平方メートルの増となっております。

次に、下の表になりますが、（２）の山林でございますが、合計の欄で申し上げますが、面積については増減ございませんでしたので、決算年度末現在高は190万800平方メートルとなっております。

右のほうになりますが、立木の推定蓄積量の決算年度中の増減高の合計、一番下の欄の右から２番目の列であります。1,069平方メートルの増につきましては、立ち木の育成により推定蓄積量の増で、決算年度末残高は4万5,657立方メートルとなっております。

次の462ページをお開きください。

（３）の有価証券でございますが、決算年度中の増減はありませんでしたので、決算年度末残高は7,630万6,000円でございます。株券の内訳でございますが、いすみ鉄道が4,080万円、みずほホールディングス14万8,000円、エフエムサウンドちば20万円、関東天然瓦斯10万8,000円、千葉園芸プラスチック5万円、有限会社たけゆらの里3,500万円。

次の（４）の出資による権利につきましては、千葉県家畜畜産物衛生指導協会ほか14件に対する出資状況でございますが、合計欄の決算年度中の増減高は、真ん中にありますが、1,727万9,000円の増であります。内容は記載のとおりであります。南房総広域水道企業団は1,647万9,000円の出資増、また地方公営企業等金融機構は、地方公営企業金融機構の解散により新たに設立されたものであり、すべての自治体が出資をしておるものでございます。出資額は80万円で、主な業務は、地方公共団体の資金調達の支援、地方債資金を供給することとあります。決算年度末現在高は3億3,991万1,000円となっております。

次の463ページになりますが、２の物品につきましては、決算年度中増減高の庁用車両の

うち建設課のトラックを購入したものでございます。その他、消防ポンプ車は、14分団ポンプ車を廃車し、かわりに4分団から14分団に所管がえしたことによる減でございます。パソコンシステムは、リース契約満了に伴い、リース会社より寄附により取得した2台でございます。オフトーク通信情報管理装置1台、その下になりますが、オフトーク通信基本装置1台につきましては、オフトーク事業が完了したことによる減でございます。

次の3の基金につきましては、465ページになりますけれども、区分欄に記載されました表のとおりでございます。それぞれの目的に基づいて積み立てや取り崩しを行った結果の増減であります。21件の基金の合計で申し上げますが、決算年度中増減高は9,313万4,000円の減で、決算年度末現在高の合計は33億6,184万4,000円でございます。

以上が20年度主要事業施策の成果並びに予算の執行状況報告、財産に関する調書の説明でございます。

次に、2ページをお開きいただきたいと思います。

平成20年度大多喜町歳入歳出決算会計別総括表でございますが、一般会計ほか6つの特別会計につきまして、後ほど会計別に説明いたしますので、ここでは合計額のみをご報告させていただきます。

まず、歳入でございますが、7会計の合計で予算現額では74億9,377万3,000円でございます。調定額は76億3,693万9,428円、隣の3ページになりますが、収入済額は73億3,883万8,631円、不納欠損額では916万3,786円、収入未済額は2億8,893万7,011円でございます。

次に、歳出でございますが、同じく7会計の合計で申し上げますと、予算現額では74億9,377万3,000円、支出済額では69億4,040万6,772円、翌年度繰越額は3億3,545万円、不用額は2億1,791万6,228円。

以上が平成20年度における7会計の歳入歳出の総括状況でございます。

次に、平成20年度の歳入歳出決算については事項別明細書によりご説明いたしますので、20ページをお開きいただきたいと思います。

平成20年度大多喜町一般会計歳入歳出決算事項別明細書。

まず、歳入でございますが、金額につきましては右ページの調定額より申し上げます。款1町税、調定額14億1,206万1,187円、収入済額12億729万7,600円、不納欠損額573万5,405円、収入未済額1億9,902万8,182円、収納率は85.5%であります。

このうち項1町民税は、個人、法人合わせました調定額では、4億9,916万626円、収入済額は4億7,354万8,065円、不納欠損額49万9,178円、収入未済額2,511万3,383円、収納率は

94.9%であります。

次に、項2固定資産税は、調定額が7億5,746万6,379円、収入済額6億2,510万2,443円、不納欠損額511万127円、収入未済額1億2,725万3,809円、収納率は85.5%であります。

項3軽自動車税でございますが、調定額は2,611万5,500円、収入済額は2,416万6,300円、不納欠損額12万6,100円、収入未済額182万3,100円、収納率は92.5%であります。

次に、項4たばこ税でございますが、調定、収入済額が同額でございますして、7,375万8,192円。

次は22ページになります。

項5鉱産税でございますが、これも調定、収入済額同額で、292万300円でございます。

項6特別土地保有税でございますが、調定額が4,483万7,890円、収入済額なし、不納欠損額もなし、収入未済額は4,483万7,890円でございます。収納率はゼロとなっております。

項7入湯税でございますが、調定額、収入済額同額の780万2,300円でございます。

款2地方譲与税でございますが、調定額、収入済額同額の8,533万7,000円でございます。

このうち、項1自動車重量譲与税、調定額、収入済額同額で、6,458万4,000円であります。

項2地方道路剰余税、調定額、収入済額同額で、2,075万3,000円であります。

款3利子割交付金でございますが、調定額、収入済額同額の375万8,000円であります。

款4配当割交付金、調定額、収入済額同額の176万9,000円となっております。

次に、24ページをお開きください。

款5株式等譲渡所得割交付金、調定額、収入済額同額の58万9,000円でございます。

款6地方消費税交付金、調定額、収入済額同額の1億1,187万8,000円でございます。

款7ゴルフ場利用税交付金でございますが、調定額、収入済額同額で、1億2,977万444円。

款8自動車取得税交付金でございますが、これも調定額、収入済額同額でございますして、4,792万9,000円でございます。

26ページをお開きください。

款9地方特例交付金でございますが、調定額、収入済額同額の1,081万9,000円でございます。

款10地方交付税、調定額、収入済額同額の14億180万6,000円。普通交付税、特別交付税の内訳でございますが、備考欄に示したとおりでございます。

款11交通安全対策特別交付金、調定額、収入済額同額の255万4,000円でございます。

28ページをお開きください。

12分担金及び負担金でございますが、項 1 負担金合計額で申し上げますが、調定額が 1 億 9,957万865円、収入済額 1 億9,274万4,306円、不納欠損額ゼロ、収入未済額682万6,559円、収納率につきましては96.6%でございます。内容につきましては、目 1 の民生費負担金から 30ページの目 7 の土木費負担金まで、それぞれ事務事業実施に伴う受益者負担あるいは関係団体の負担金となっております。

次に、30ページの下のほうになりますが、款13使用料及び手数料でございますが、調定額 8,978万3,068円、収入済額8,747万2,458円、不納欠損額ゼロ、収入未済額231万610円、収納率は97.4%でございます。

項 1 使用料、目 1 衛生使用料から34ページの目 6 教育使用料まで、施設などの使用料でございます。合計額で申しますと、調定額は6,495万5,698円、収入済額で6,264万5,088円、不納欠損額ゼロ、収入未済額231万610円、収納率は96.4%でございます。

次に、34ページの真ん中辺になりますが、項 2 手数料合計で申し上げますが、調定額 2,482万7,370円、収入済額2,482万7,370円、不納欠損額、収入未済額ともにゼロとなっております。収納率は、したがって100%であります。

次に、36ページをお開きいただきたいと思います。

款14国庫支出金、調定額、収入済額同額で、2 億5,136万2,816円でございます。

項 1 国庫負担金であります。調定額、収入済額同額で、7,513万6,745円でございます。内容であります。目 1 の民生費負担金から次の38ページ、目 2 公共土木施設災害復旧費国庫負担金まで、それぞれ事業に係る国からの負担金収入であります。

次に、38ページの下の方になりますが、項 2 国庫補助金、調定額、収入済額同額の 1 億 7,245万5,000円。内容は、目 1 の民生費国庫補助金から42ページの目 7 定額給付金事業までの各事務事業に対する国からの補助金であります。

44ページをお開きください。

項 3 国庫委託金、調定額、収入済額同額で、377万1,071円でございます。内容でございます。目 1 の総務費委託金から目 2 の民生費委託金まで、それぞれ国の事務事業の委託金収入でございます。

次に、款15県支出金、調定額、収入済額同額の 2 億3,109万1,996円でございます。

項 1 負担金、これも調定額、収入済額同額の 1 億1,134万2,353円でございます。内容でございます。このページから46ページの下の方にかけて、目 3 の土木費県負担金まで、事務事業に対する県からの負担金収入でございます。

46ページの項2 県補助金でございますが、調定額、収入済額同額の5,491万2,977円でございます。

目1 総務費県補助金から、5枚ほどめくっていただきまして56ページの下のほうになりますが、目6 消防費県補助金まで、各事務事業に係る県からの補助金であります。

56ページの下のほうになりますが、項3 県委託金、調定額、収入済額同額で、6,483万6,666円でございます。内容は、目1 総務費負担金から次の60ページの目5 消防費委託金にかけてであります、各事業に係る県からの委託金であります。

60ページになりますが、次の款16の財産収入であります。調定額、収入済額同額の294万5,335円でございます。

項1 財産運用収入であります、調定額、収入済額同額でございます、293万1,017円。内容につきましては、目1 財産貸付収入は、普通財産であります土地、建物の貸付収入、目2の利子及び配当金は、各種基金の利子が主なものであります。

項2 財産売却収入でございます、調定額、収入済額同額で、1万4,318円。内容は、立ち木の売り払い収入でございます。

次に、60ページの下のほうから62ページになりますが、款17 寄附金、調定額、収入済額同額の2,102万円でございます。これは、有限会社たけゆらの里おおたきからの一般寄附や大多喜小学校や図書館等への寄附金でございます。

次は62ページでございます、款18の繰入金でございます。これも、調定額、収入済額同額の1億3,765万8,818円でございます。

項1 基金繰入金でございます、調定額、収入済額ともに同額の1億2,930万1,000円でございます。

内容であります、目1の財政調整基金繰入金から64ページにかけまして、それぞれの目的事業に充当するため、各種基金からの繰り入れでございます。

64ページの下のほうになりますが、項2 特別会計繰入金であります、調定額、収入済額同額の835万7,818円で、これは、老人保健、介護保険、国民健康保険、水道事業会計繰入金の前年度分の精算に伴う繰入金でございます。

66ページになりますが、款19繰越金、調定額、収入済額同額の2億1,313万4,769円で、前年度からの繰越金でございます。

款20諸収入でございます、調定額6,980万3,711円、収入済額6,564万7,175円、収入未済額415万6,536円でございます。内容について申し上げますと、項2 雑入、目1 高額療養費貸

付金償還金、調定額90万100円、収入済額30万3,700円、収入未済額59万6,400円でございます。

次のページになりますが、68ページです。

目2雑入、調定額6,561万7,017円、収入済額6,205万6,881円、収入未済額356万136円。内容につきましては、69ページから73ページまでの備考欄に記載されたとおりでございます。

次に、72ページをごらんいただきたいと思います。

項3受託事業収入209万2,285円。これは、後期高齢者医療広域連合からの受託事業でございます。

款21町債でございますが、調定額、収入済額同額で、3億3,170万円でございますが、74ページにかけまして、各種事業の実施に係る財源に充当するものであります。

次の74ページの歳入合計で申し上げますが、予算現額計で47億2,801万円でございます。調定額では47億5,634万2,009円、収入済額45億3,828万4,717円、不納欠損額573万5,405円、収入未済額で申し上げますと2億1,232万1,887円でございます。

以上が一般会計の歳入の状況でございます。

続きまして歳出であります。76ページをお開きいただきたいと思います。

次に、歳出でございますが、支出済額を中心にご説明申し上げますが、節欄及び備考欄につきましては概要のみの説明とさせていただきますので、ご了承いただきたいと思います。

款1議会費、支出済額は7,575万9,714円でございます。内容につきましては、76ページから79ページまでになりますが、町議会議員や事務局員の人件費や議会活動に要する事務的経費、または議事録等作成料、県・郡の町村議会議長負担金、政務調査費補助金や関係機関への負担金であります。

78ページになりますが、款2総務費でございますが、支出済額は6億3,517万4,596円でございます。

項1総務管理費、目1一般管理費、支出済額は2億5,874万5,374円でございます。これは、区長63名分の報酬や常勤の特別職2名、それに一般職19名分の人件費と役場全体に及ぶ事務管理経費、あるいは機械器具の保守管理、事務機械の使用料、備品等の購入であります。また、85ページの19節負担金補助及び交付金につきましては、備考欄に記載のとおりでございます。

86ページをお開きいただきたいと思います。

目2文書広報費でございますが、支出済額は940万7,196円でございます。内容につきまし

ては、各種法令集の追録印刷代、加除、及び広報おたきの発行に係る経費でございます。
節13委託料は、ホームページの更新委託や例規集のデータ更新に係る業務委託料が主なものであります。

88ページになりますが、目3財政管理費では、支出済額は824万9,807円でございます。これは、財政関係職員の出張旅費、予算書、決算書の印刷、財務システム用のパソコンソフト保守委託及びソフトの借り上げ料が主なものでございます。

目4の会計管理費で、支出済額は54万4,479円でございますが、これは、会計室におきます事務管理経費でございます。

次は90ページになります。

目5財産管理費で支出済額は2,457万9,057円でございますが、内容につきましては、役場庁舎、町有車、町有建物及び町有林等の維持管理経費、役場庁舎建設プロポーザルの謝礼金、薬草園のエアコン修理等でございます。

92ページの下の方になります。

目6企画費でございますが、1億1,930万1,996円でございます。職員6名分の人件費のほか主なものを申し上げますと、節13町内臨時バス運行委託料、節19では、次の96ページにかかりますが、負担金及び交付金として関係団体負担金補助のほか、広域市町村圏事務組合負担金、地方バス路線対策補助金、いすみ鉄道基盤維持費補助金、いすみ鉄道友の会補助金、国際交流協会補助金、まちづくり提案事業の補助金などであります。

次に、98ページになります。

節7電子計算費、支出済額2,850万8,923円で、町のコンピューター業務に係る経費でございまして、電子計算機の保守委託やデータ編集委託料、また電子計算機のリースが主なものとなっております。

次は100ページになります。

目8諸費でございますが、支出済額は1,692万7,153円でございます。主な内容を申し上げますが、節12役務費は、町の管理責任にある事故が発生した場合の総合賠償保険料であります。19節では、次のページにかかりますが、防犯灯設置電気料に対する補助金を初め、交通安全協会や防犯組合連合会の補助金、小田代集会施設増改築の補助金でございます。23節償還金利子及び割引料は、税の過誤納返還金、住民税減額特別措置還付金、国庫支出金の精算金でございます。

102ページの目9のところになりますが、オフトーク通信運営費、支出済額は355万2,380

円でございます。これはオフトーク放送通信事業の経費でございます、N T T回線使用料やオフトーク回線廃止工事手数料等でございます。

項 2 徴税費、支出済額は 1 億 570 万 4, 469 円でございます。

目 1 税務総務費、支出済額は 7, 596 万 7, 558 円でございます。これは、税務職員 10 名分の人件費と税務事務管理費等でございます。

104 ページになりますが、節 19 では、負担金補助及び交付金であります、たばこ増収対策補助金、青色申告会活動補助金等でございます。

106 ページになりますが、目 2 賦課徴収費では、支出済額は 2, 973 万 6, 911 円で、節 8 報償費は納期前納付報奨金でございます。節 13 委託料は、評価算定のための不動産鑑定や地図修正委託料、パソコンの保守点検、電算機ソフト変更、地図情報データー修正料などあります。次の 108 ページになりますが、節 14 では、使用料及び賃借料は、税の賦課に係る事務機器やパソコンのソフト借上料等であります。

項 3 の戸籍住民基本台帳費、支出済額は 3, 562 万 7, 633 円でありますが、職員 4 名分の人件費や出張所の臨時職員 2 名分の賃金、本町及び老川、西畑出張所の窓口業務の運営に係る経費でございます。

112 ページになります。

項 4 選挙費、支出済額は 1, 301 万 3, 000 円、目 1 選挙管理委員会費で支出済額は 72 万 1, 272 円でございますが、内容といたしましては、選挙管理委員会定時開催による委員報酬が主なものでございます。

次に、114 ページの上のほうになりますが、目 2 大多喜町議会議員選挙費でございますが、支出済額は 645 万 3, 032 円でございます。これは、1 月 18 日に執行されました町議会議員選挙の経費でございます。

116 ページをお開きください。

目 3 大多喜町農業委員会委員選挙費でございますが、支出済額といたしましては 15 万 4, 740 円で、3 月 1 日に執行を予定した農業委員の選挙用費用を計上したものでございましたが、選挙はありませんでしたので、経常的なもののみが決算額となっております。

目 4 千葉県知事選挙費、支出済額は 568 万 3, 956 円で、3 月 29 日に執行された千葉県知事選挙に係る経費でございます。

続きまして、118 ページの下の方になりますが、項 5 統計調査費、目 1 統計調査総務費、支出済額は 994 万 9, 548 円でございます。これは、統計調査に係る職員 1 名分の人件費のほか、

統計調査に係る事務的経費と各種団体の負担金でございます。

120ページになりますが、目2各種統計調査費でございます。支出済額は61万5,925円で、統計調査員への報酬や事務管理経費でございます。

122ページになりますが、項6、目1監査委員費で、支出済額は44万7,656円でございます。各種監査時に伴う監査委員の報酬、あるいは事務的管理経費や監査委員の研修の負担金でございます。

款3民生費、支出済額でございますが、9億5,084万2,448円でございます。

項1社会福祉費、目1社会福祉総務費、支出済額は5億8,914万1,737円でございます。この内容は、職員5名分のほか、124ページ、節8報償費は、民生委員の報酬や福祉タクシーの協力金、出産祝い金でございます。節13の委託料は、次のページになりますが、身体障害者や知的障害者にかかわる障害者福祉関係の業務委託料であります。節19負担金補助及び交付金の主なものといたしましては、次の126ページになりますが、町保護司会、遺族会、身体障害者福祉会、社会福祉協議会、生活ホーム運営事業等の各種団体補助や負担金などがあります。節20の扶助費につきましては、128ページになりますが、重度心身障害者医療費補助、介護給付費、身体障害者及び知的障害者施設訓練等の支援費等でございます。節21貸付金は高額療養費貸付金、節28の繰出金につきましては、国民健康保険特別会計への一般会計からの繰出金でございます。

目2国民年金費、支出済額は564万1,943円。職員1名分の人件費のほか、130ページになりますが、国民年金事務の執行に関する経費でございます。

目3老人福祉費、支出済額は3,041万8,440円でございます。節8報償費は、敬老祝い金や祝い品であります。このほか、133ページになりますが、緊急老人ホーム施設措置委託金あるいは緊急通報システム業務委託や外出支援サービス委託料などが主なものであります。節19につきましては、老人クラブに対する補助金や地域ボランティア補助金、高齢者の生きがいと健康づくり推進事業補助金であります。節20扶助費につきましては、老人日常生活用具給付事業、福祉タクシー利用助成金、老人保護措置費であります。節28の繰出金は、老人保健特別会計への一般会計からの繰出金でございます。

目4青少年女性対策費、支出済額54万5,397円でございます。内容につきましては、134ページになりますが、青少年相談員25名分の報酬並びに活動に係る経費でございます。

134ページの真ん中になりますが、目5介護保険事業、支出済額は1億4,415万9,215円でございます。介護保険事業の推進に係る経費でありまして、委託料は、電算システムの保守

及びソフト修正委託料であります。136ページになりますが、節19負担金補助及び交付金でございますが、ホームヘルプサービス利用助成金及び訪問入浴サービス利用助成金でございます。節28繰出金は、介護保険特別会計への一般会計からの繰出金でございます。

目6後期高齢者医療費、支出済額1億4,303万2,935円で、次のページになりますが、後期高齢者医療事務に係る経費や療養給付費後期高齢者連合の負担金及び繰出金であります。

138ページの真ん中になりますが、項2児童福祉費、目1児童福祉総務費、支出済額は5,464万7,716円でございます。職員5名分の人件費のほか扶助費が主たるものでございまして、乳幼児医療費や児童入院医療費等であります。

140ページになります。

目2児童措置費、支出済額は6,191万6,236円でございます。主な内容は、次のページになりますが、扶助費の各児童手当や特例給付などの支給事務に要した経費でございます。

142ページでございますが、目3母子福祉費、支出済額は96万1,988円でございます。これは、ひとり親家庭等医療費助成でございます。

目4児童福祉施設費、支出済額は2億4,417万4,771円でございます。保育園嘱託医6名分の報酬及び職員29名分の人件費であります。次は144ページになります。節7賃金は、臨時保育士等の賃金であります。節11需用費は、保育園や放課後児童クラブの運営に係る消耗品費、光熱水費や給食用賄い材料費等でございます。146ページになります。節13委託料は、2つの保育園の警備や設備の保守点検を初め清掃管理業務委託料、並びに園児の送迎バス委託料等であります。節14つぐみの森の保育園借地料や放課後児童クラブ入所送迎用車両等借上料でございます。

148ページをお開きいただきたいと思います。

款4衛生費、支出済額は4億6,048万8,249円でございます。

項1保健衛生費、目1保健衛生総務費、支出済額は8,364万814円でございます。これは、環境生活課職員6名分の人件費のほか、151ページになりますが、国吉病院の負担金が主なもののほか、関係団体の負担金であります。

目2予防費、支出済額は3,035万6,621円でございます。節7賃金は、住民健診等の臨時職員や健康コーディネーター等の雇用によるものであります。節11需用費は、各種健診に当たり必要な消耗品、医薬用材料でございます。152ページをお開きいただきたいと思います。節13委託料は、予防接種、結核検診、健康診査及びがん検診、後期高齢者医療システム関係等の委託等が主なものとなっております。

154ページになりますが、目 3 環境衛生費、支出済額は4,576万3,973円で、環境対策審議員 4 名分の報酬や職員 4 名分の人件費のほか、節 8 報償費では、不法投棄監視員の謝礼等があります。節11需用費から節14使用料及び賃借料までは、水質浄化対策事業やごみの不法投棄対策事業等に関する経費でございます。156ページをお開きください。節19負担金補助及び交付金では、合併処理浄化槽設置整備事業補助金や生ゴミ処理機購入補助金、そのほか関係団体の負担金であります。

158ページをお開きいただきたいと思います。

目 4 母子保健事業、支出済額346万6,649円でございます。母子保健事業の運営に係る協力医報酬や健康診査に当たり必要な消耗品や健康診査母子保健訪問指導の委託料でございます。

目 5 火葬場費、支出済額1,153万6,431円でございます。火葬場の施設修繕や管理経費、次のページになりますが、施設の夜間警備、あるいは施設設備の点検管理、火葬炉運転業務委託料、火葬炉の改修が主なものでございます。

160ページの目 6 し尿処理施設設置管理費、支出済額145万8,057円でございます。これにつきましては、船子地先城見ヶ丘団地内にありますし尿の集合処理施設維持管理費でございます。

○議長（野村賢一君） 説明の途中ですけれども、ここで10分間休憩したいと思います。

（午後 2時01分）

○議長（野村賢一君） それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

（午後 2時13分）

○議長（野村賢一君） 総務課長、よろしくお願いします。

○総務課長（君塚良信君） それでは、162ページからになります。

項 2 清掃費、支出済額は 1 億8,424万8,704円でございます。目 1 清掃総務費、支出済額 6,717万8,278円。これは環境センター 4 名分の人件費と、節 7 では、環境センターの分別作業に従事する臨時職員の賃金であります。164ページになりますが、負担金補助及び交付金では、夷隅環境衛生組合の負担金であります。

164ページの目 2 塵芥処理費、支出済額は 1 億1,707万426円で、環境センターの管理運営に係る経費であります。節11の需用費では、施設の修繕、光熱水費、またはごみの分別収集カレンダー印刷等であります。節13委託料は、167ページになりますが、ごみの収集委託

料や粗大ごみ処理委託、あるいはごみ袋作成・販売委託料、一般廃棄物処分委託料、いすみクリーンセンター処理委託料等が主なものであります。節15の工事請負費につきましては、台貫施設の改修工事費であります。

項3上水道費、目1上水道運営費、支出済額は1億1万7,000円でございます。水道企業会計に対する上水道高料金対策補助金や南房総広域水道企業団に対する補助金、南房総広域水道企業団の構成市町村の出資金でございます。

続きまして、166ページの下になりますけれども、款5農林水産業費、支出済額1億7,090万5,215円でございます。

項1農業費、168ページになりますが、目1農業委員会費。支出済額は1,276万6,269円でございます。これは、農業委員会委員の報酬及び関係職員1名分の人件費が主なものとなっております。事務的経費のほか、171ページになりますが、関係機関の補助金でございます。

目2農業総務費、支出済額は5,264万242円で、農林関係の職員7名分の人件費でございます。

目3農業振興費、支出済額は478万9,784円で、これは、農家組合長の報酬のほか農業振興に要する事務的経費、173ページになりますが、農業生産団体育成強化や、次の175ページになりますが、産業まつり実行委員会の補助、農業近代化資金の利子補給、農業振興のための各種補助金が主なもので、そのほか関係団体の負担金でございます。

174ページの目4畜産業費、支出済額は28万1,990円で、これは、畜産振興に係る事務的経費のほか家畜伝染病予防事業等であります。

目5農地費、支出済額は2,662万8,662円で、これは平沢ダムや八声観測所管理用設備運営費が主なものであります。このほか、平沢ダム管理電子計算機補修委託料、並びに八声の監視装置整備補修工事、あるいはダム施設の年間管理委託料であります。節16原材料費は、農林道の補修用材料代であります。公有財産購入費は、平塚、湯倉土地改良施設用地換地精算金であります。179ページになりますが、その他、土地改良団体や県営中山間総合整備事業に係る負担金、換地精算であります。

180ページの目6集落センター運営事業費、支出済額60万7,482円。これは、基幹集落センターの管理運営経費でございます。

目7味の研修館運営費、支出済額384万807円でございます。味の研修館の管理運営費等でございます。

182ページになります。目8農村コミュニティーセンター運営費、支出済額340万7,910円

で、農村コミュニティーセンターの施設管理運営費でございます。

184ページになりますが、項2 林業費、目1 林業総務費、支出済額は2,466万9,677円で、林業関係職員2名分の人件費のほか、187ページになりますが、猿とか猪の捕獲報償金、有害駆除委託料でございます。このほか、関係団体の負担金でございます。

186ページの下の方になりますけれども、目2の農林業振興費、支出済額727万4,384円でございます。次のページになりますが、流域公益保全林整備事業委託料や森林機能強化対策事業委託金、あるいは農林業振興協議会へのサル、シカ、イノシシの被害対策に係る補助金やサンプスギ再生事業補助金でございます。

目3 大多喜県民森運営費、支出済額3,135万4,461円、大多喜県民の森管理運営に関する経費でございますが、職員3名分の人件費のほか、191ページになりますが、臨時作業員及び臨時職員の賃金、竹細工等各種講座等講師謝礼、そのほか、193ページになりますが、施設運営用備品等の購入であります。

192ページの下の方になりますが、目4 都市農村交流施設運営費、支出済額264万3,547円でございます。石神に設置いたしました猪解体施設管理運営に関する経費で、臨時職員の賃金や捕獲報償金であります。

194ページになります。

款6 商工費、支出済額は6,851万3,169円でございます。職員5名分の人件費のほか、商工関係の事務及び管理費でございます。

196ページをお開きいただきたいと思います。

目2 商工業振興費、支出済額1,182万6,924円でございます。商工振興に係る事務的経費のほか、次の199ページになります。節19では、経営改善事業普及等商工会への補助金を初め、人材育成、商店街路灯の電気料の補助、養老溪谷商店街街路灯修繕事業補助金等が主なものとなっております。

目3の観光費、支出済額2,450万957円で、観光振興に係る経費でございますが、人力車の車夫の賃金、公衆便所の消耗品や光熱水費のほか、修繕費、観光ポスター印刷、または麻綿原駐車場警備、公園管理委託、公衆便所の清掃委託、あるいは町営駐車場の管理委託、遊歩道維持管理委託等でございます。203ページになります。ここでは、夷隅川の放流事業やお城まつり、レンゲまつり、町観光協会や養老溪谷観光協会の補助金、その他関係団体の補助金であります。

202ページになりますが、款7 土木費、支出済額は4億2,976万9,620円でございます。

項1 土木管理費、目1 土木総務費、支出済額7,053万8,638円でございます。職員8名分の人件費と、次の205ページになりますが、臨時職員賃金、道路台帳更新業務委託、パソコン用ソフト保守委託料や、207ページでは関係機関の負担金でございます。

208ページの目3 登記費、支出済額は3,601万9,246円でございます。職員4名分の人件費のほか未登記用地測量委託料や、207ページになりますが、測量機器の購入費であります。

210ページの目3 国土調査費、支出済額は2,999万1,978円でございます。地籍調査に係る臨時職員及び推進員賃金のほか、測量ぐい、境界ぐい等の購入、地籍調査に伴う測量、地図等の作成委託料でございます。

次は212ページになりますが、目4 道の駅管理費、支出済額は371万8,313円でございます。これは、石神地先にあります道の駅の維持管理費等でございます。

項2 道路橋梁費、目1 道路維持費、支出済額は3,102万921円でございます。それぞれ町道の補修員や臨時作業員に係る経費、215ページになりますが、町道の舗装打ちかえ工事費や配水管布設工事、道路舗装または補修用材料の購入、クレーン作業車、除雪機の購入であります。

目2 道路新設改良費、支出済額は1億8,978万4,302円ございまして、これは、担当職員3名分の人件費と事務的経費のほか、217ページになりますが、道路整備に係る測量、資材価格調査委託、町道峯之越ほか4路線の改良工事や湯倉地先トンネルの修繕工事でございます。節19の負担金補助及び交付金につきましては、県道の道路改良や排水工事に伴う県負担金でございます。

目3 橋梁維持費、支出済額は404万2,500円、これは町道黒原上野線にあります橋の塗装工事でございます。

218ページをお開きいただきたいと思います。

目4 で交通安全対策費、支出済額は258万4,254円でございます。これは、節15の工事請負費では、町道の区画線設置工事や滑りどめ舗装工事等であります。節16の原材料では、カーブミラー、ガードレール等の交通安全対策用材料の購入費であります。

項3 都市計画費、目1 街路事業費、支出済額は5,397万3,660円で、歴史的景観審議会委員の報酬を初め関係職員1名分の人件費のほか、220ページになりますが、街なみ整備事業で取得施設や商い資料館の管理経費が主なものでありますが、節13では、街なみ整備事業に係る設計業務委託や設計審査業務委託でございます。節15の工事請負費につきましては、看板、電話ボックス修景、石畳の工事等であります。222ページになりますが、節19では、街なみ

整備助成事業であります。

項 4 住宅費、支出済額は809万5,808円で、目 1 住宅管理費、支出済額は784万6,719円で、町営住宅に関する経費でございまして、町営住宅の選考委員の報酬を初め町営住宅の補修計画策定業務委託料、大多喜田丁団地の借地料、工事請負費は、船子、山之越の団地改修工事等でございます。

224ページをお開きいただきたいと思います。

目 2 宅地造成費、支出済額では24万9,089円で、城見ヶ丘団地の管理経費でございます。

款 8 消防費、支出済額は 2 億9,791万3,718円、項 1 消防費、目 1 常備消防費、支出済額は 2 億2,882万7,826円でございまして、これは、夷隅広域常備消防の負担金でございます。

目 2 非常備消防費、支出済額は3,261万5,833円で、消防団員、消防委員の報酬、あるいは訓練や各行事、火災等における団員の出動手当、そのほか団員の作業服、長靴等の補充や消耗品や備品の購入、あるいは操法大会、出初めの経費でございます。226ページになります。節13委託料は、消防団員の健康診断に要する経費、負担金補助につきましては、団員の公務災害の補償、あるいは団員の福祉共済金、このほか消防協会等の負担金などであります。

目 3 消防施設費、支出済額は1,599万2,281円でございます。各分団における消耗品費や消防車の燃料、または修繕料でございます。そのほか、228ページになりますが、八声、久保、葛藤の各水門の管理の委託料、工事請負費では、横山地先の防火水槽設置、あるいは解体工事でございます。そのほか、備品では、ホースなどの消防用備品、車両の排気ガス対策、負担金補助につきましては、14分団機械器具置場の改修工事、消火栓の改修工事等であります。

目 4 の災害対策費、支出済額では2,047万7,778円でございます。

主なものといたしましては、次のページになりますが、防災備蓄品の購入、防災無線の基地局の電話料、防災行政無線施設の保守委託料、あるいは防災行政無線戸別受信機等の購入でございます。

款 9 教育費、支出済額では 7 億3,758万159円でございまして、項 1 教育総務費、目 1 教育委員会費、支出済額は106万9,345円でございます。これは、教育委員 4 名分の報酬や教育委員会活動に要する事務費等でございます。

232ページになります。

目 2 事務局費でございまして、支出済額は7,206万1,136円でございまして、教育長や教育委員 5 名分あるいは語学指導助手 1 名分の人件費と、教育委員会の運営管理費に係る経費でございます。234ページになりますが、節13委託料では、外国人講師派遣渡航やパソコン保

守点検委託料でございます。237ページでございますが、関係機関の負担金やあるいは補助金でございますが、このほか、中学生の海外派遣研修補助金などがあります。

項2 小学校費、支出済額は7,444万264円で、目1の学校管理費、支出済額では6,524万7,287円でございます。次の238ページにわたりますが、各小学校の電話料や児童、学校職員の健康検査手数料、240ページになりますが、委託料では、各学校の夜間警備やパソコンの保守点検、建物の定期調査報告作成、老川小学校送迎バスの委託料でございます。節14では、各学校における事務機、パソコン等の使用料であります。

工事請負費につきましては、西畑小学校内中学校の仮設教室の撤去、243ページになりますが、上瀑小学校屋上防水改修工事等であります。

242ページの目2教育振興費、支出済額では919万2,977円でございます。卒業記念品、運動会の参加、あるいは校内研究講師謝礼のほか、244ページになりますが、備品では、教材備品の購入、クラブ活動補助金、遠距離通学費のほか、扶助費では、保護児童の各用品補助や特別支援教育就学奨励費でございます。

項3 中学校費、支出済額では3億1,518万4,121円で、目1 学校管理費は、支出済額2,958万4,210円でございます。需用費では、消耗品、光熱水費、修繕料等、経常経費でございます。

246ページでは、中学校のインターネットに係る通信運搬費、学校職員・生徒健康審査、設備等に係る手数料が主なものでございます。委託費では、学校の夜間警備や、次の248ページになりますが、大多喜中学校屋内運動場建設予定地地質調査、エレベーター設置工事委託、西中学校屋内運動場耐震診断、送迎バス委託料でございます。節14使用料、賃借料では、学校におけるパソコン等の借上料でございます。

250ページになりますが、目2教育振興費、支出済額では908万6,881円でございます。報消費では、卒業記念品、運動会の参加、あるいは校内の研究会の講師謝礼などで、次は252ページになりますが、負担金補助では、クラブ活動あるいは各種大会の生徒派遣、遠距離通学児童生徒送迎助成金等でございます。扶助費では、特別支援教育、要保護・準要保護に対する補助金でございます。

その下の目3 学校建設費、支出済額でございますが、2億7,651万3,030円でございます。節13の委託料では、西中学校校舎建設施工監理委託料のほか、次、254ページになりますけれども、工事請負費では、西中学校校舎改築工事や外構工事等でございます。

項4 社会教育費、支出済額では7,293万9,199円でございます。

目 1 社会教育総務費、支出済額は5,022万7,801円で、社会教育指導員や社会教育員の報酬のほか、職員 6 名分の人件費でございます。256ページになりますが、節13では、旧分校の清掃管理委託料、節19では、子ども会育成会連絡協議会補助金、文化団体活動補助金等であります。

258ページになりますが、目 2 公民館費、支出済額では1,664万1,034円でございます。公民館運営審議委員の委員報酬のほか、成人式記念や研修、各種教室等での講師謝礼等でございます。260ページになりますが、委託料では、夜間警備を初め、清掃管理委託業務ほか保守点検の管理、公民館バス運行管理委託料となっております。節15工事請負費につきましては、公民館の高架水槽改修工事でございます。

262ページになります。目 3 図書館費、支出済額は498万688円でございます。天賞文庫の管理運営経費及び図書の購入でございます。

264ページになりますが、目 4 文化財保護費、支出済額は47万9,676円でございます。文化財審議委員の報酬、文化財の管理に要する経費でございます。節19の補助金及び交付金では、町内のはやしなど無形文化財保護育成に係る地域団体への補助金であります。

266ページになりますが、目 5 の視聴覚教育費、支出済額は61万円でございますが、これは、夷隅郡視聴覚教育センターへの負担金でございます。

次に、項 5 保健体育費、支出済額は 2 億188万6,094円、目 1 保健体育総務費、支出済額は 2,392万3,235円でございます。これは、体育指導員の報酬や海洋センターの職員 3 名分の人件費のほか、268ページになりますが、町体育協会への補助金、郡体育協会への負担金、その他関係団体の負担金であります。

目 2 学校給食費、支出済額は 1 億6,599万2,493円ございまして、学校給食センター運営委員 7 名分の報酬や職員 8 名分の人件費でございます。

270ページの賃金では、給食センターの臨時職員の賃金、以下、給食センター業務運営に係る物件費、施設の消耗品や光熱水費、施設備品の修繕料でございます。273ページでございますが、節13の委託料では、施設の管理業務及び給食の配送委託料、害虫駆除等であります。274ページになりますが、節15の工事請負費では、給食センター設備改修工事、節18では、給食配送用コンテナ運搬車などの備品購入費であります。

目 3 の体育施設費、支出済額では1,197万366円でございます。これは、海洋センターや野球場、テニスコート、総合運動場の管理運営費でございます。賃金では、夜間管理人、臨時職員の賃金の雇用経費であり、276ページになりますが、委託料では、海洋センターや野球

場、プール、テニスコート維持管理、夜間警備、清掃管理、野球の芝管理、プールの監視業務等となっております。

278ページでございますが、款10災害復旧費、目1道路橋梁災害復旧費、支出済額は568万7,311円で、道路災害復旧2か所の工事費でございます。

款11公債費、支出済額は4億8,386万7,786円でございます。目1元金で、支出済額は3億8,943万3,023円。

目2利子、支出済額では9,443万4,763円。これらの支出は、今までに実施した事務事業に充当した起債の償還金であります。

次に、280ページになりますが、款12予備費、当初予算では500万円でございますが、緊急予備費の支出は314万7,000円ございました。主なものといたしましては、千葉県知事公営ポスターの掲示板の区画変更、あるいは行旅病人の対策、建設課の車両のエンジンの緊急修理、学校給食センターの食材料の不足などとなっております。

以上、歳出合計でございますが、現計予算額で47億2,801万円、支出済額では43億1,650万1,985円でございます。翌年度の繰越明許費が3億3,545万円、予算に対しての不用額は7,605万8,015円であります。

以上が一般会計の歳出決算の事項別明細書の状況でございます。

最後に、次の282ページをお開きいただきたいと思います。

実質収支に関する調書でございますが、この表は、会計年度の実質的な収入、支出を表示したものでございます。

区分、金額でございますが、1、歳入総額45億3,828万5,000円。

2、歳出総額43億1,650万2,000円。

3、歳入歳出差引2億2,178万3,000円。

4、翌年度へ繰り越すべき財源、繰越明許費繰越額3,873万4,000円。

5、実質収支額は、繰越額を差し引いた額1億8,304万9,000円となりました。

以上で平成20年度大多喜町一般会計歳入歳出決算の説明を終わらせていただきます。

ありがとうございました。

○議長（野村賢一君） ご苦労さまでした。

次に、認定第2号 平成20年度大多喜町鉄道経営対策事業基金特別会計歳入歳出決算認定についてを説明願います。

企画商工観光課長。

○企画商工観光課長（森 俊郎君） それでは、決算書の285ページをお開きください。

この特別会計は、いすみ鉄道の運行維持を図るために、合併前の1市5町からの拠出金等をもとに設けられました基金を運用するための会計でございます。基金の運用は、主にいすみ鉄道への赤字助成であります。

なお、平成20年度から上下分離方式によりまして、上の部分につきましては、いすみ鉄道みずからの収入によって賄うこととなりましたが、下の基盤部分については、県と2市2町が、これまでの負担割合によりまして、それぞれが補助金としていすみ鉄道に直接支出することとなっております。

これによりまして、平成20年度は、上の部分の赤字が発生しませんでしたので、基金からの赤字補てんはございません。

それでは、事項別明細書によりまして決算内容について説明いたしますので、291ページをお開きいただきたいと思います。

まず、歳入であります。款1財産収入につきましては、基金に対する利息190万円であります。

款2寄附金、款3繰越金、及び款4諸収入については、収入はありませんでした。

歳入合計は、調定額、収入済額とも同額の190万円であります。

次に、歳出についてご説明いたしますので、294ページをお開きいただきたいと思います。

款1鉄道経営対策事業費、目1事業費、節25積立金の支出済額198万円ありますが、預金利子190万円を鉄道経営対策事業基金に積み立てするものであります。

歳出合計は190万円で、不用額は3,000円でありました。

次のページの実質収支額については、収支同額でありまして、翌年度への繰り越しは発生しませんでした。

以上で説明を終わりにします。

○議長（野村賢一君） 次に、認定第3号 平成20年度大多喜町国民健康保険特別会計歳入歳出決算についてを説明願います。

健康福祉課長。

○健康福祉課長（花崎喜好君） それでは、認定第3号 平成20年度大多喜町国民健康保険特別会計決算につきましてご説明させていただきます。

公的医療保険は、医療技術の進歩や制度改正などにより、年々増加しております。保険給付の財源確保は大きな課題となっております。

本町の国民健康保険は、歳入面はいまだ景気の回復が見えてこない状況から、所得割の減少など、大変厳しい財政状況が続いております。

歳出面については、保険給付が19年度と比較するとやや減少傾向となり、後期高齢者医療制度の新設により、拠出金などが減少しました。20年度末の国民健康保険加入状況を見ますと、加入世帯総数2,121世帯で、前年度比較438世帯ほど減りました。被保険者につきましては3,650人で、後期高齢者医療制度の新設によりまして、1,552人と大幅に減少となりました。

それでは、決算の概要についてでございますが、主要施策の成果説明書の39ページから45ページにかけましてお示ししてございますので、後ほど、概要についてはごらんいただきたいと思います。

それでは、決算内容につきまして、決算書の事項別明細書のほうでご説明をさせていただきます。

310ページをお開きください。

歳入でございます。

収入済額を主に説明させていただきます。

1 款国民健康保険税、予算現額 3 億865万7,000円、調定額 4 億773万9,465円、収入済額 3 億2,888万5,710円、収納率につきましては80.7%でございました。

1 目一般被保険者国民健康保険税、収入済額 3 億143万3,325円で、収納率は81.8%。

1 節医療給付費分現年度課税分でございます。収入済額 1 億9,075万4,148円で、収納率につきましては93.8%でございます。

2 節介護給付費分現年度課税分、収入済額2,776万2,192円で、収納率93.8%。

3 節医療費給付費分滞納繰越分、収入済額907万9,581円で、収納率につきましては17.2%で、不納欠損分につきましては、時効成立に基づきますものでございます。

4 節介護給付費分滞納繰越分、収入済額78万7,344円で、収納率につきましては17.2%で、不納欠損処分につきましては、時効成立と法に基づく理由によるものでございます。

5 節後期高齢者支援金分現年課税分、収入済額7,305万60円で、収納率93.8%でございます。

2 目退職被保険者等国民健康保険税、収入済額2,745万2,385円、収納率69.9%でございました。

1 節医療費給付費分現年度課税分、収入済額1,502万2,008円で、収納率93.8%。

2 節介護給付費分現年度課税分、収入済額446万8,572円、収納率93.0%。

3 節医療給付費分滞納繰越分、収入済額193万7,248円、収納率17.2%。

4 節介護納付分滞納繰越分、収入済額16万1,537円、収納率17.2%。

次に、312ページをお開きください。

5 節後期高齢者支援金現年分、収入済額586万3,020円、収納率94.0%。

2 款一部負担金につきましてはございませんでした。

3 款使用料及び手数料でございますが、予算現額 1 万円、調定額、収入済額とも 2 万 1,700円。

1 目督促手数料、調定額、収入済額とも 2 万1,700円でございます。

4 款国庫支出金、予算現額 3 億4,662万7,000円、調定額、収入済額とも 3 億4,357万6,155 円。

1 目療養給付費等負担金、療養給付費国庫負担金でございますして、調定額、収入済額とも 2 億6,080万3,520円。

2 目高額医療費共同事業負担金、高額医療費の共同事業国庫負担金でございますして、調定額、収入済額とも771万635円。

次に、314ページをお開きください。

3 目特定健康診査負担金、特定健診の国庫負担金でございますして、調定額、収入済額とも 99万円。

2 項国庫補助金、1 目財政調整交付金、調定額、収入済額とも7,407万2,000円でございます。

5 款療養給付費交付金、1 目療養給付費交付金、社会保険診療報酬支払基金より被保険者に係る交付金でございますして、収入済額8,971万8,592円でございます。

6 款前期高齢者交付金、1 目前期高齢者交付金、これも社会保険診療報酬支払基金からの交付金で、調定額、収入済額とも 2 億2,931万3,113円。

7 款県支出金、予算現額6,494万8,000円、調定額、収入済額とも7,282万635円。

1 項県負担金、1 目高額医療費共同事業負担金、県負担金でございますして、調定額、収入済額とも771万635円。

2 目特定健康診査負担金、特定健診に係る県の負担金でございますして、調定額、収入済額とも99万円でございます。

次に、316ページをお開きください。

2 項県補助金でございますが、1 目財政調整交付金、調定額、収入済額とも6,412万円。

8 款共同事業交付金、1 目共同事業交付金につきましては、高額医療費共同事業該当の保険金としてのものがございます。実績に応じた交付分ございまして、収入済額 1 億 7,367 万 8,135 円。

9 款繰入金、予算現額 9,104 万 6,000 円、調定額、収入済額とも 8,700 万 3,818 円。

1 項他会計繰入金、1 目一般会計繰入金につきましては、調定額、収入済額とも 8,700 万 3,818 円。

1 節保険基盤安定繰入金、これは、20 年度より軽減割合を 7 割、5 割、2 割に変更した軽減相当分の国、県、町の法定負担分ございまして、収入済額 3,535 万 1,500 円。

2 節保険基盤安定繰入金、保険者の支援分として、収入済額 683 万 166 円。

3 節職員給与等繰入金、収入済額 3,551 万 8,486 円。

4 節助産費等繰入金、収入済額 260 万 6,666 円でございます。

次に、318 ページをお開きください。

5 節財政安定化支援事業繰入金、収入済額 669 万 7,000 円。

2 項基金繰入金につきましては、当該年度、取り崩しは行いませんでしたので、基金繰入金はございません。

10 款繰越金につきましては、調定、収入済額とも 7,519 万 944 円。

2 目その他繰越金につきましては、前年度繰越金として収入済額 7,519 万 944 円でございます。

11 款諸収入、調定額、収入済額とも 601 万 3,346 円。

1 項 1 目一般被保険者延滞金、調定額、収入済額とも 62 万 3,800 円。

次に、320 ページをお開きください。

2 項 2 目一般被保険者等第三者納付金、収入済額 102 万 2,753 円。

4 目一般被保険者返納金、収入済額 399 万 7,087 円でございます。

6 目雑入、健診などの徴収金で、収入済額 36 万 9,706 円でございます。

以上、歳入合計、予算現額 13 億 6,733 万 8,000 円、調定額 14 億 8,507 万 5,903 円、収入済額 14 億 622 万 2,148 円となりました。

次に、歳出でございます。

322 ページをお開きください。

1 款総務費、1 目一般管理費、ここは、職員 4 名分の人件費と、事務的経費で、レセプトの電算処理経費及び県国保連合会への負担金でございます。支出済額 3,654 万 7,786 円。

次に、324ページをお開きください。

下の2項1目運営協議会費は、町国民健康保険運営協議会の3回分の委員報酬で、支出済額16万7,400円でございます。

次に、326ページをお開きください。

2款保険給付費、1項療養諸費、支出済額7億1,972万8,839円。

内訳といたしまして、1目一般被保険者療養給付費、支出済額6億4,576万7,961円。

2目退職被保険者等療養費は、厚生年金、共済年金などの受給者で、65歳未満の方の医療費でございます。支出済額6,424万8,529円。

3目一般被保険者療養費は、舗装具や接骨具などの療養費に係る部分でございます。支出済額672万3,360円。

4目退職被保険者等療養費、支出済額82万1,058円。

次に、328ページをお開きください。

5目審査及び支払い手数料、これにつきましては、レセプトの診査委託料として216万7,931円。

2項高額療養費でございますが、一般被保険者並びに退職者等の高額療養費で、支出済額8,714万718円。

1目一般被保険者高額療養費、支出済額7,852万6,281円。

2目退職被保険者等高額療養費、支出済額861万4,437円。

3項移送費につきましては、支出はございませんでした。

次に、330ページをお開きください。

4項出産育児一時金、11件分でございます、支出済額391万円でございます。

5項葬祭費、25件分で、支出済額125万円でございます。

3款後期高齢者支援金、1目後期高齢者支援金、支出済額1億5,288万8,317円。これは本年度からのものでございます。

次に、332ページをお開きください。

2目後期高齢者関係事務費拠出金、支出済額2万3,987円。

4款前期高齢者納付金等、1目前期高齢者関係事務費拠出金、支出済額20万5,897円。

5款老人保健拠出金、支出済額3,049万5,215円。

1目老人保健医療費拠出金、支出済額3,015万2,089円。

次に、334ページをお開きください。

2 目老人保健事務費拠出金、支出済額34万3,126円。

6 款介護納付金、1 目介護納付金、40歳以上65歳未満の方で国民健康保険加入者分1,494名分の介護保険料として納付するものでございまして、支出済額7,169万4,018円。

7 款1 項共同事業拠出金、支出済額1 億5,593万4,259円。

1 目高額療養費共同事業拠出金、1 レセプト80万円を超える医療費に係る共同事業拠出金、支出済額3,084万2,540円。

次に、336ページをお開きください。

2 目保険財政共同安定化事業拠出金。これにつきましては、先ほどのその下のランク、1 レセプト30万円を超え80万円未満の医療費に係る共同事業拠出金です。支出済額1 億2,509万1,517円。

3 目その他共同事業拠出金、支出済額402円でございます。

8 款保健事業費、支出済額1,099万1,123円。

1 項1 目保健事業費、人間ドック関係経費でございまして、ドックの受診者39名、支出済額218万1,112円。

次に、338ページをお開きください。

2 項1 目特定健康診査等事業費、20年度より、保険者の責任によりまして健康診査を実施するということになりました。健康診査を受診された方、受診者885名、保健指導の参加者31名の経費でございます。支出済額881万11円でございます。

9 款諸支出金、1 項1 目一般被保険者保険税還付金につきましては、支出済額90万2,800円。

次に、340ページをお開きください。

3 目償還金、過年度国庫支出金の返還金でございます。支出済額164万2,954円でございます。

10 款予備費につきましては、43万4,000円を充当させていただきました。

以上、歳出でございますが、予算現額13億6,733万8,000円、支出済額12億7,352万3,513円でございます。

次に、342ページをお開きください。

実質収支に関する調書でございます。

1、歳入総額14億622万2,000円。

2、歳出総額12億7,352万4,000円。

3、歳入歳出差引額 1 億3,269万8,000円。

5、実質収支額 1 億3,269万8,000円。

以上で国民健康保険特別会計の決算の概要を説明いたしました。

○議長（野村賢一君） 説明の途中ですが、10分間休憩したいと思います。

（午後 3時06分）

○議長（野村賢一君） それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

（午後 3時18分）

○議長（野村賢一君） 説明を続けます。

次に、認定第4号 平成20年度大多喜町老人保健特別会計歳入歳出決算認定についてを説明願います。

健康福祉課長。

○健康福祉課長（花崎喜好君） それでは、続きまして、認定第4号 平成20年度大多喜町老人保健特別会計歳入歳出決算についてのご説明をいたします。

本会計につきましては、20年4月より後期高齢者医療制度が新設されまして、19年度末の月おくれ分の医療費を20年度にて支出されてございますので、その分の決算でございます。おおむね通常月の1か月分が決算としてあらわれております。概要につきましては、先ほど、国保と同じように申し上げましたが、成果説明書の46ページから47ページに示してございますので、後ほどごらんいただきたいと思います。

まず、歳入のほうからご説明申し上げます。

決算書の事項別明細書352ページをお開きください。

1款1項支払基金交付金、これは、社会保険診療報酬支払基金からの法定交付金で、予算現額6,556万4,000円、調定額、収入済額とも6,364万7,685円でございます。

1目医療費交付金、老人保健医療費支払基金交付金及び過年度分で、調定額、収入済額とも6,324万2,685円。

2目審査支払手数料交付金、老人保健の医療費審査支払手数料交付金で、調定額、収入済額とも40万5,000円。

2款国庫支出金、1目医療費国庫負担金、国の法定負担分でございます、調定額、収入済額とも5,214万1,469円。

3 款県支出金、1 目医療費県負担金、県の法定負担分でございますして、調定額、収入済額とも890万8,618円でございます。

4 款繰入金はございますが。

354ページをお開きください。

1 目繰入金、町の法定負担分でございますして、調定額、収入済額とも同額の1,072万4,000円でございます。

5 款繰越金につきましては、収入はございませんでした。

6 款諸収入につきましては、3 項の雑入としまして第三者行為の納付金で、収入済額190万8,648円でございます。

歳入合計、予算現額 1 億4,817万円、調定額、収入済額につきましては、ともに 1 億3,733万420円でございます。

次に、歳出の説明をさせていただきます。

356ページをお開きください。

1 款総務費、1 目一般管理費、老人保健の事務的経費でございますして、支出済額 6 万7,222円です。

2 款医療諸費、1 目医療給付費、19年度の月おくれ分の医療費とレセプト審査等で請求がおくれた分の医療費、支出済額 1 億1,020万7,148円。

2 目医療費支給費、医療支給費及び高額医療費交付金で、支出済額545万435円。

3 目審査及び支払手数料、国保連合会及び支払基金への審査支払い手数料で、支出済額38万4,742円。

次に、358ページをお開きください。

3 款諸支出金、1 目償還金、国、県支払基金の返還金で、支出済額25万7,504円。

4 款繰出金、1 目繰出金、一般会計に19年度分の精算金としまして、支出済額629万3,385円です。

5 款予備費につきましては、支出はございませんでした。

次に、360ページをお開きください。

6 款前年度繰上充用金、19年度への繰り上げ充用を行いましたので、その額が1,285万2,189円でございます。

以上、歳出合計でございますが、予算現額 1 億4,817万円、支出済額につきましては 1 億3,551万2,625円となりました。

次に、362ページをお開きください。

実質収支に関する調書でございます。

- 1、歳入総額 1 億3,733万円。
- 2、歳出総額 1 億3,551万3,000円。
- 3、歳入歳出差引額181万7,000円。
- 5、実質収支額181万7,000円。

以上で老人保健特別会計の決算の説明を終わりにさせていただきます。

○議長（野村賢一君） 次に、認定第5号 平成20年度大多喜町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について説明願います。

健康福祉課長。

○健康福祉課長（花崎喜好君） それでは、認定第5号 平成20年度大多喜町後期高齢者医療特別会計決算につきましてご説明をさせていただきます。

この制度につきましては、平成20年4月から新しい医療制度として発足しまして、75歳以上の高齢者の方々に生活を支える医療を提供するとともに、これまで長年、社会に貢献してこられた方々の医療を国民みんなで支える、長寿を国民みんなが喜ぶことができる仕組みとして発足した制度でございます。

それでは、決算の概要でございますが、先ほどの特別会計と同じように、成果説明は成果説明書の48ページから49ページにかけてお示ししてございますので、後ほど参考にしていただきたいと存じます。

それでは、決算内容につきまして、決算書の事項別明細書でご説明させていただきます。

372ページをお開きください。

まず、歳入でございます。収入済額を主に説明させていただきます。

1 款後期高齢者医療保険料、調定額6,600万3,300円で、収入済額6,585万9,750円、収納率99.8%でございます。

内容につきましては、75歳以上の被保険者2,025名分と、障害認定を受けられた65歳以上75歳未満の方の22名分の合計2,047名分の保険料でございます。

1 目特別徴収保険料、収入済額4,913万4,350円、収納率100%で、年金からの徴収分でございます。

2 目普通徴収保険料、収入済額1,672万5,400円、収納率99.1%で、現金納付と口座振替分でございます。

2 款繰入金、1 項一般会計繰入金、1 目事務費繰入金、収入済額563万7,147円。これは事務費の一般会計からの繰り入れ分でございます。

2 目保険基盤安定繰入金、収入済額3,125万1,738円。保険料軽減対象者分の繰入金で、県が4分の3、町が4分の1負担するものでございます。

3 款諸収入はございませんでした。

4 款使用料手数料、1 目督促手数料、収入済額 3 万5,700円で、保険料の督促手数料でございます。

374ページをお開きください。

歳入合計でございますが、予算現額 1 億688万1,000円、調定額 1 億292万7,885円に對しまして、収入済額 1 億278万4,335円でございます。

次に、歳出のほうを説明させていただきます。決算書の376ページをお開きください。

1 款総務費、1 項総務管理費でございますが、後期高齢者医療の事務的経費で、パソコンシステムの関係が主なものでございます。新規の事業でございましたので、パソコンの導入等、保守委託等が入っております。

支出済額505万8,610円、2 項徴収費ですが、保険料の徴収経費でございます。支出済額61万4,237円です。

2 款後期高齢者医療広域連合納付金、次に378ページをお開きください。1 項後期高齢者医療広域連合納付金ですが、被保険者から納付された保険料を保険者であります広域連合へ納付するもので、支出済額9,659万4,388円でございます。

3 款諸支出金についてはございませんでした。

以上、歳出合計でございますが、予算現額 1 億688万1,000円、支出済額につきましては、1 億226万7,235円となりました。

次に、380ページをお開きください。

実質収支に関する調書でございます。

1、歳入総額 1 億278万4,000円。

2、歳出総額 1 億226万7,000円。

3、歳入歳出差引額51万7,000円。

5、実質収支額51万7,000円。

以上で後期高齢者医療特別会計の決算の説明を終わりにさせていただきます。

○議長（野村賢一君） はい、ご苦労さまでした。

次に、認定第6号 平成20年度大多喜町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について説明願います。

健康福祉課長。

○健康福祉課長（花崎喜好君） それでは、認定第6号 平成20年度大多喜町介護保険特別会計歳入歳出決算についてご説明させていただきます。

少子・高齢化が進む中、高齢者を社会全体が支え合う制度として平成12年度にこの制度が発足しました。当初の予想を超えてサービス利用者数や給付費が増大し、制度の改正などが図られてまいりましたけれども、今後もさらに利用者がふえる予想がされる中、本町でも、第3期の介護保険事業計画に沿いまして、サービス提供基盤のより一層の整備・充実を図り、高齢者が住みなれた地域で安心して暮らせるまちづくりを目指してまいったところでございます。その関係の決算でございます。

では、平成20年度の決算概要ですが、介護保険の主要施策の説明は成果説明書の50ページから56ページにかけて示してございますので、後ほど参考にしていただきたいと思います。

それでは、決算内容について、決算書の事項別明細書392ページをお開きいただきたいと思います。

まず、歳入でございますが、収入済額を主に説明をさせていただきます。

1 款保険料、調定額 1 億232万2,200円で、収入済額 1 億127万6,000円、収納率99.0%で、内容につきましては、65歳以上の被保険者3,472名分の保険料でございます。不納欠損額16万2,000円ですが、12名分でございます。死亡者とか行方不明者など、法的に時効となる事項による処分でございます。

2 款分担金及び負担金、20年度、配食サービス事業者の撤退によりまして事業の実施がなかったもので、負担金はございません。

3 款使用料及び手数料 4 万7,580円につきましては、督促手数料、情報公開手数料でございます。

4 款国庫支出金、収入済額 1 億9,598万7,918円です。

1 目介護給付費負担金 1 億2,377万762円で、介護保険法定国庫負担金でございます。394ページをお開きください。

2 項国庫補助金、収入済額7,221万7,156円。

1 目調整交付金、収入済額6,175万6,000円でございますが、介護保険の財政調整を図るため、第1被保険者の年齢別、階層別分布状況、所得の分布を考慮しまして、市町村に交付さ

れるものでございます。

2 目地域支援事業交付金につきましては、介護予防事業に対する国庫補助金で、収入済額 150 万 4,750 円です。

3 目地域支援事業交付金につきましては、包括的支援・任意事業に対する国庫補助金で、収入済額につきましては 290 万 8,305 円でございます。

4 目介護従事者処遇改善臨時特例交付金、介護保険料 3 % の上昇分で、収入済額 604 万 8,101 円でございます。

5 款県支出金、収入済額 1 億 1,680 万 9,073 円。

1 目介護給付費県負担金、介護保険法定県負担金でございまして、収入済額 1 億 1,260 万 2,546 円。

次に、396 ページをお開きください。

2 項 1 目地域支援事業交付金ですが、介護予防事業の県の補助金でございまして、収入済額 75 万 2,375 円、2 目地域支援事業交付金ですが、包括的支援・任意事業の県の補助金でございまして、145 万 4,152 円。

6 款支払基金交付金、収入済額 2 億 2,878 万 1,000 円、1 目介護給付費交付金ですが、法定交付金であります。収入済額 2 億 2,620 万 6,000 円。

2 目地域支援事業支援交付金ですが、同様に法定交付金でございまして、収入済額 257 万 5,000 円でございます。

7 款繰入金、収入済額 1 億 7,516 万 4,519 円。

1 項他会計繰入金、1 目一般会計繰入金ですが、介護給付費地域支援事業の法定繰入金、職員の人件費、事務費の繰入金で、収入済額 1 億 3,811 万 7,519 円。

次に、398 ページをお開きください。

2 項基金繰入金、1 目介護給付費準備基金繰入金、保険給付費に対する保険料不足分での基金の繰入金で、収入済額 3,704 万 7,000 円。

8 款諸収入、収入済額 63 万 9,000 円。

2 目雑入、運動教室参加者負担金分で、収入済額 63 万 9,000 円でございます。

9 款繰越金、1 目繰越金 1,574 万 5,136 円、前年度からの繰越金でございます。

次に、400 ページをお開きください。

歳入合計でございしますが、予算現額 8 億 3,778 万 7,000 円、調定額 8 億 3,549 万 6,426 円に對しまして、収入済額 8 億 3,445 万 226 円でございます。

次に、歳出でございます。

402ページをお開きください。

1 款総務費、1 目一般管理費、支出済額3,627万7,722円ですが、職員 4 名分の人件費と介護保険事業の事務的経費でございます。

次に、404ページをお開きください。

2 項徴収費、賦課徴収費、支出済額60万4,210円ですが、被保険者に対します保険料の徴収事務費でございます。

3 項介護認定審査会費、1 目介護認定調査等費、支出済額326万100円につきましては、医師の意見書作成手数料、認定調査の委託料でございます。

次に、406ページをお開きください。

2 目介護認定審査会共同設置負担金、支出済額292万5,779円ですが、夷隅郡市の 2 市 2 町による審査会共同設置にかかわる負担金でございます。

4 項運営協議会費でございますが、支出済額20万4,600円です。町の介護保険運営協議会委員の報酬でございます。

2 款保険給付費、支出済額 7 億3,890万126円、1 目居宅介護サービス給付費 1 億9,139万693円、主に自宅にしながら受けるサービスの費用で、訪問介護とか訪問看護というものでございます。

次に、408ページをお開きください。

3 目地域密着型介護サービス給付費、支出済額1,547万7,210円でございますけれども、認知症対応型の共同生活介護給付費分でございます。

5 目施設介護サービス給付費、支出済額 4 億2,727万424円でございますが、介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護療養型医療施設に入所しております方々の給付費でございます。

次に、410ページをお開きください。

7 目居宅介護福祉用具購入費、支出済額103万8,281円。入浴あるいは排せつに使用する補助用具の購入費でございます。

8 目居宅介護住宅改修費、支出済額124万6,500円。住宅を改修する費用で、主に手すりとか段差の解消のためのスロープの設置費用でございます。

9 目居宅介護サービス計画給付費、支出済額2,604万1,410円でございますが、介護支援専門員によります居宅介護サービスの計画作成費でございます。

次に、412ページをお開きください。

2 項介護予防サービス等諸費、1 目介護予防サービス給付費でございますが、支出済額2,126万9,088円で、要支援1 及び2 の方に対する介護予防サービスに要する経費でございます。

その後、支出はございませんので、次の414ページをお開きください。

5 目介護予防福祉用具購入費、支出済額20万536円で、要支援1 及び2 の方に対する福祉用具の購入費でございます。

6 目介護予防住宅改修費、支出済額28万71円で、要支援1 及び2 に対する方々の住宅の手すりや段差解消に要する経費でございます。

7 目介護予防サービス計画給付費、支出済額263万7,500円につきましては、介護予防のケアプラン作成の経費でございます。

次に、416ページをお開きください。

8 目は、支出はございません。

3 項その他諸費、1 目審査支払手数料、支出済額79万9,040円、国保連合会に審査支払手数料としての経費でございます。

4 項高額介護サービス等費、支出済額1,419万5,409円、利用者の負担額が一定額を超えた場合に支給するものでございます。

次に、418ページをお開きください。

5 項特定入所者の介護サービス等費、支出済額3,705万3,960円。一定の基準に該当する者が施設サービス等を利用した場合に、食事とか居住費に係る経費の一部を助成するものでございます。

次に、420ページをお開きください。

財政安定化基金の拠出金、支出済額67万1,080円。事業の安定化を図るために、第3 期事業計画によりまして、毎年、同額拠出してきたものでございます。

4 款基金積立金、1 目介護給付費準備基金積立金として、支出済額1,030万6,000円ですが、前年度の繰越金の積み立てでございます。

2 目介護従事者処遇改善臨時特例基金積立金、支出済額604万8,101円ですが、平成21年4 月からの介護報酬改定に伴う保険料の上昇分を抑制するために充当する基金の積み立てでございます。

次に、422ページをお開きください。

5 項地域支援事業費、支出済額1,232万1,667円、1 目介護予防特定高齢者施策事業費198万2,112円。特定高齢者に対しまして、介護状態の悪化あるいは予防を図るものの経費でございます。

次に、424ページをお開きください。

2 目介護予防一般高齢者施策事業費、支出済額347万85円。特定高齢者以外の一般高齢者を対象に、介護予防事業に係る経費でございます。

2 項包括的支援事業・任意事業費、1 目任意事業費、支出済額92万5,995円ですが、介護保険事業の安定的な運営と地域の事情に応じた必要な支援を行う経費でございます。

次に、426ページをお開きください。

2 目包括的支援事業、支出済額594万3,475円。包括支援センターの関係職員1名分の人件費でございます。

6 款諸支出金、支出済額672万1,105円。過年度分の精算に伴う国、県支払基金返還金及び過年度分の保険料の還付でございます。

428ページをお開きください。

歳出合計でございます。

予算現額8億3,778万7,000円、支出済額8億1,824万490円でございます。

次に、430ページをお開きください。

実質収支に関する調書でございます。

1、歳入総額8億3,445万円。

2、歳出総額8億1,824万円。

3、歳入歳出差引額1,621万円。

5、実質収支額1,621万円。

以上でございます。以上が介護保険特別会計の決算の説明でございます。

○議長（野村賢一君） ご苦労さまでした。

次に、認定第7号 平成20年度大多喜町特別養護老人ホーム特別会計歳入歳出決算認定について説明願います。

特別養護老人ホーム所長。

○特別養護老人ホーム所長（石井政一君） それでは、平成20年度大多喜町特別養護老人ホーム特別会計歳入歳出決算についてでございます。

平成20年度の受け入れ実績でございますけれども、定員、長期入所者80名、短期入所者4

名のところ、長期入所者が延べ2万7,982人、短期の入所者が延べ1,206人でございました。

概要につきましては、成果説明書の55ページから56ページにかけてお示ししてございますので、後ほど参考にしていただきたいと思います。

それでは、決算内容について、事項別明細書によりご説明いたしますので、440ページをお開きください。

初めに、歳入でございます。

款1 介護給付費交付金、調定額、収入済額ともに2億5,537万4,166円でございます。

目1 居宅介護給付費交付金については、調定額、収入済額ともに1,056万9,995円で、これは短期入所者の介護保険9割分が交付されるものでございます。

目2 施設介護給付費交付金につきましては、調定額、収入済額ともに2億4,480万4,171円で、これは長期入所者の介護保険9割分が交付されるものでございます。

款2 分担金及び負担金、調定額、収入済額ともに3,890万8,796円でございます。

目1 居宅介護給付費負担金については、調定額、収入済額ともに248万4,555円で、これは短期入所者の個人負担分でございます。負担割合は1割でございます。

目2 施設介護役務費負担金については、調定額、収入済額ともに3,642万4,241円でございます。これは長期入所者の個人負担分でございます。負担割合は1割でございます。

款3 寄附金については、実績はございませんでした。

次に、442ページでございます。

款4 繰越金、調定額、収入済額ともに2,340万2,295円でございます。これは前年度繰越金でございます。

款5 諸収入、調定額、収入済額18万1,528円でございます。

項1 預金利子についての実績はございませんでした。

項2 雑入につきましては、調定額、収入済額ともに18万1,528円でございます。これは実習生受け入れ謝礼等の雑入でございます。

歳入合計は、予算現額3億368万4,000円、調定額、収入済額ともに同額で、3億1,786万6,785円でございます。

続きまして、歳出でございます。

444ページをお開きください。

款1 総務費、支出済額2億888万9,043円。目1 一般管理費、支出済額1億6,795万1,295円でございます。

節 2 給料から節 4 の共済費までは職員人件費で、支出済額合計で 1 億 6,392 万 8,097 円でございます。

節 9 旅費 8 万 5,970 円は、職員研修費等の旅費でございます。

節 11 需用費 61 万 4,606 円は、事務用品、公用車の燃料代、備品修繕等でございます。

節 12 役務費の支出済額は 101 万 8,547 円でございます。続きまして、446 ページをお開きください。内訳といたしまして、電話料、細菌検査手数料、公用車の車両保険等でございます。

節 13 委託料 107 万 1,520 円は、職員健康診断委託料等でございます。

節 14 使用料及び賃借料 91 万 6,655 円は、コピー及びパソコン等の借り上げ料でございます。

節 19 負担金補助及び交付金でございますけれども、26 万 5,500 円は、関係団体機関への負担金及び職員の研修負担金でございます。

続きまして、448 ページでございます。

節 27 公課費 5 万 400 円は、公用車の自動車重量税でございます。

目 2 施設管理費、支出済額 4,093 万 7,748 円でございます。

節 11 の需用費 2,221 万 5,156 円は、施設の消耗品費、燃料費、光熱水費、修繕費等でございます。

節 12 の役務費でございますけれども、122 万 9,119 円は、施設の自動ドア点検手数料、受水槽の点検料、し尿処理等の検査及び清掃点検等でございます。

続きまして、450 ページでございますけれども、節 13 委託料 333 万 3,206 円は、施設清掃委託料、エレベーター保守点検委託料、ボイラー保守点検委託料等でございます。

節 15 工事請負費でございますけれども、924 万 1,591 円は、給湯用のボイラーの改修工事、フェンスの改修工事、ナースコール改修工事等でございます。

節 18 備品購入費 491 万 8,676 円は、業務用の洗濯機、電動ベッド等の購入でございます。

款 2 事業費、支出済額 6,507 万 9,881 円でございます。

目 1 居宅介護サービス事業費、支出済額 286 万 2,576 円で、短期入所者分の経費でございます。

節 4 共済費 28 万 259 円は、臨時職員社会保険料、雇用保険料等でございます。

次に、452 ページでございます。

節 7 賃金 213 万 3,042 円は、臨時職員の賃金でございます。

節 11 需用費 44 万 9,275 円は、消耗品費等でございます。

目 2 施設介護サービス事業費、支出済額 6,221 万 7,305 円は、長期入所者分の経費でござい

ます。

節 1 報酬123万1,200円は、老人ホーム嘱託医の報酬でございます。

節 4 の共済費360万6,516円は、臨時職員社会保険料、雇用保険料等でございます。

節 7 賃金2,704万8,051円は、臨時職員の賃金でございます。

節 8 報償費10万円は、理髪奉仕者への謝礼でございます。

節11需用費2,524万4,168円は、消耗品、食事の賄い材料等でございます。

節12役務費135万5,155円は、シーツ等のクリーニング代等でございます。

節13の委託料214万800円は、嘱託医、リハビリ訓練士、協力医の委託料でございます。

続きまして、454ページでございます。

節14使用料、賃借料149万1,415円は、テレビ受信料やおむつ等の使用料でございます。

款 3 基金積立金1,849万2,000円は、財政安定化基金積立金でございます。

款 4 予備費の支出はございませんでした。

歳出合計、予算現額 3 億368万4,000円、支出済額 2 億9,246万924円でございます。

次に、456ページでございます。

実質収支に関する調書でございますけれども、収入総額 3 億1,786万7,000円、歳出総額 2 億9,246万1,000円、歳入歳出差引額でございますけれども、2,540万6,000円、実質収支額 2,540万6,000円でございます。

以上で説明を終わりにいたします。

○議長（野村賢一君） ご苦労さまでした。

それでは、認定第 1 号から認定第 7 号までの平成20年度大多喜町一般会計及び各特別会計歳入歳出決算の説明が終わりましたので、ここで決算に対する審査報告をお願いします。

秋山代表監査委員。

○代表監査委員（秋山嘉道君） それでは、お手元の資料、平成20年度大多喜町各会計歳入歳出決算審査意見及び基金の運用状況審査意見についてご説明申し上げますので、ごらんいただきたいと思います。

平成20年度大多喜町一般会計・特別会計歳入歳出決算審査意見及び基金の運用状況審査意見について。

地方自治法第233条第 2 項及び同法第241条第 5 項の規定により審査に付された平成20年度大多喜町一般会計、特別会計歳入歳出決算及び基金の運用状況について審査したので、その結果について、次のとおり意見を提出します。

1 ページをお開きください。

平成20年度大多喜町各会計歳入歳出決算審査意見及び基金の運用状況審査意見。

第1、審査の概要。

1、審査の対象。各会計歳入歳出決算。

平成20年度大多喜町一般会計歳入歳出決算、平成20年度大多喜町鉄道経営対策事業基金特別会計歳入歳出決算、平成20年度大多喜町国民健康保険特別会計歳入歳出決算、平成20年度大多喜町老人保健特別会計歳入歳出決算、平成20年度大多喜町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算、平成20年度大多喜町介護保険特別会計歳入歳出決算、平成20年度大多喜町特別養護老人ホーム特別会計歳入歳出決算。

一般会計財政調整基金外20基金。

付属書類。平成20年度大多喜町各会計歳入歳出決算事項別明細書、実質収支に関する調書、財産に関する調書。

2、審査の期日。平成21年8月17日及び8月21日午前9時半より、大多喜町役場会議室におきまして、私と江澤監査委員で審査を行いました。

3、審査の手続。

(1) 各会計歳入歳出決算。

審査に付された各会計歳入歳出決算書、同事項別明細書、実質収支に関する調書及び財産に関する調書について、関係法令に準拠して作成されているかどうかを確かめ、これらの計数の正確性を検証するため、関係諸帳簿その他証書類との照合等、通常実施すべき審査手続を実施したほか、必要と認められたその他の審査手続を実施いたしました。

(2) 基金の運用状況。

審査に付された平成20年度の基金の運用状況を示す書類について、その計数の正確性を検証するため、関係諸帳簿等との照合その他通常実施すべき審査手続を実施したほか、基金の運用状況の妥当性を検証するため、関係書類を審査いたしました。

第2、審査の結果。

1、各会計歳入歳出決算。

審査に付された各会計歳入歳出決算書、同事項別明細書、実質収支に関する調書及び財産に関する調書は、関係法令に準拠して作成されており、その計数は、関係諸帳簿その他証書類と照合した結果、誤りのないものと認められました。

また、予算の執行及び関連する事務の処理は、適正に行われているものと認められました。

2、基金の運用状況。

審査に付された平成20年度の基金の運用状況を示す書類の計数は、関係諸帳簿と照合した結果、誤りのないものと認められました。また、基金の運用状況は妥当であるものと認められました。

審査の結果の詳細は以下のとおりでございます。

なお、内容につきましては、総務課長を初め各課長、所長の説明内容と同様でございますので、後ほどご参照くださるようお願いいたします。

それでは、25ページをお開きいただきたいと思います。

結びといたしまして、所感を申し上げます。

(むすび)

平成20年度の日本経済は、世界的な経済危機の中、生産の縮小、輸出の減少で雇用不安を招き、景気は停滞、消費は落ち込みました。このような状況下、限られた財源の中で、町民の負託にこたえるべく事業を実施した成果は、平成20年度歳入歳出決算書にて報告されており、決算審査を行ったところの概要は次のとおりです。

1、決算の概要。

一般会計、特別会計の歳入決算額は73億3,883万9,000円、前年度対比85.7%、歳出決算額は69億4,040万7,000円、前年度対比84.2%で、予算現額に対する執行率は、一般会計で91.3%、特別会計は94.9%で、予算に計上した事業はおおむね執行されました。

一般会計、特別会計における歳入歳出差引残高（形式収支）は3億9,843万2,000円（前年度対比126.6%）、翌年度に繰り越すべき財産を差し引いた実質収支の額は3億5,969万8,000円、前年度対比121.2%の黒字、これから前年度実質収支の額を考慮した単年度収支は、6,292万7,000円の黒字となりました。

これは、厳しい経営環境のもと、各事業を執行し、健全財政を目指し取り組んだ結果であり、評価したいと思います。

普通会計の主要財務比率は、財政力指数が0.520で、前年度対比0.01ポイント低下しておりますが、経常収支比率は0.5ポイント好転しています。引き続き経常一般財源の安定的確保が求められます。経常一般財源比率については94.3%で、前年度対比8.6ポイント低下しています。一般財源の確保が必要でございます。公債費比率については、前年度と比較して0.7ポイント上昇しております。

主要財務比率については、厳しい経済環境の中、健全財政確立に向け努力した結果であり、

許容される範囲と認めます。

2、一般会計。

町税の調定額は14億1,206万1,000円、収入済額は12億729万8,000円、収入率は85.5%で、前年度対比1.6ポイント低下しています。このうち、現年度分の調定額は12億2,199万6,000円、収入済額は11億9,359万円で、収入率は97.7%で、前年度対比0.2ポイント向上しています。

一方、滞納繰越分の調定額は1億9,006万5,000円、収入済額は1,370万8,000円、収入率7.2%で、前年度対比36.3ポイントと大きく落ち込んでいます。収入未済額が前年度対比4.6%増加し、しかも、収入未済額の85.7%は滞納繰越金であり、前年度対比1.7ポイント増加しています。

組織を挙げての徴収努力は認めるところですが、今後、これらが固定化し、不良債権化するおそれがありますので、保全管理、徴収に一層のご努力をお願いします。

不納欠損額の573万5,000円、前年度対比119.5%については、最大限の徴収努力をした上でやむを得ない措置とは思いますが、大切な債権を放棄することであり、健全財政確立の障害となります。このことは町民の不公平感を生むおそれもありますので、一層の徴収努力をお願いします。

児童福祉施設費負担金、学童保育負担金、学校給食費負担金、住宅使用料、町営住宅団地駐車場使用料の収入未済額は889万8,000円、前年度対比96.9%あります。そのほか、町営住宅に係る修繕負担金179万6,000円が長期にわたり固定化、未解決となっています。早急に解決処理されますようお願いします。

今年度は、これらの不納欠損処理はありませんが、特に学校給食負担金については徴収努力をいただいておりますけれども、収入未済額が636万8,000円、前年度対比104%と増加傾向にあります。引き続き保護者の理解をいただき、徴収努力を続け、固定化する前に解決されますようお願いします。

町税を初め各種負担金、使用料等の収入未済額は町の大切な債権であります。早急に債権の確認、保全、回収をし、最大限の努力をした上で、不納欠損金として処理すべきものは処理し、債権を明確にした上で管理してください。

城見ヶ丘団地につきましては、今年度は販売実績がなく、戸建て住宅地が19区画、共同住宅地が2区画売れ残っています。販売努力は認めるところですが、町の大切な財源が活かされないままになっています。いすみ鉄道の城見ヶ丘駅も完成したので、商店、学校等、住環

境のよさをアピールし、さらに販売促進を図り、町の大切な財源として活かされますようお願いいたします。その他、遊休土地についても、活用方法を検討されますよう要望します。

基金については、安全、確実に運用されており、前年度対比9,313万4,000円減少しておりますが、これは、一般会計財政調整基金、小中学校整備基金等、目的を持って積み立てた基金の取り崩しで、必要なものと認めます。

なお、今年度から奨学基金を初め3基金が新設されましたので、有効な運用をお願いいたします。

特別養護老人ホーム財政安定化基金については、昨年に引き続き1,949万2,000円の積み増しがされ、3億円を超える基金増設ができたことは、財務の健全化のため、高く評価します。

3、特別会計。

(1) 鉄道経営対策事業基金特別会計。

歳入歳出決算額とも190万円でした。今年度は、基金の取り崩しはありませんでしたが、いすみ鉄道基盤維持補助金として助成し、本町の負担額は1,666万6,000円でした。

いすみ鉄道については、各種イベント等、積極的に実施し、集客活動されていることについては評価したいと思います。しかし、現代の車社会や人口の減少による乗客数の伸び悩み、関係自治体の財務状況を考えると、今後さらに厳しさが増すと思います。民間からの経営者の起用、城見ヶ丘駅設置等、明るい展望もありますので、積極的な経営方策を打ち出し、いすみ鉄道の再建に取り組まれますよう要望します。

(2) 国民健康保険特別会計。

歳入決算額は14億622万2,000円で、前年度対比2.5%の減、歳出決算額も12億7,352万4,000円で、前年度対比6.8%減少しました。国民健康保険税の収入未済額は7,558万7,000円、前年度対比106.8%で、年々増加傾向にあります。このうち、現年度課税分が2,108万円、前年度対比101.4%、滞納繰越分が5,450万8,000円、前年度対比109%と大きくふえています。不納欠損額につきましても、326万6,000円、前年度対比82%と減少しているものの、依然として高額となっています。

このままの状況で推移すると、年々、収入未済額が増加、固定化、不良債権化し、不納欠損処理がふえるのではないかと懸念されます。さらに徴収努力を重ね、収入未済額の圧縮に努め、不納欠損金処理を減らし、健全財政のもと、町民の健康管理を図ってください。

(3) 老人保健特別会計。

歳入決算額は1億3,733万円、歳出決算額は1億3,551万3,000円であり、収入済額は、予

算現額に対して1,084万円下回りましたが、調定額に対しての収入率は100%でした。一方、支出済額は1億3,551万3,000円で、予算現額に対する執行率は91.5%でした。

引き続き財務の健全化を図ってください。

（４）後期高齢者医療特別会計。

今年度からスタートした制度であり、歳入決算額は1億278万4,000円、歳出決算額は1億226万7,000円であります。保険料の収入率は、調定額に対し99.8%であります。14万4,000円の収入未済額が発生しています。

早急に徴収し、財務の健全化を図ってください。

（５）介護保険特別会計。

歳入決算額は8億3,445万円で、前年度対比12.1%の増、歳出決算額の8億1,824万円で、前年度対比12.3%と大幅に増加しています。これは、保険給付費が前年度対比13%増と大幅に増加したことによるものです。

収入未済額は88万4,000円で、前年度対比6,000円減っており、不納欠損額も6万5,000円減っています。

しかしながら、収入未済額の56.2%は滞納繰越金で、徴収率も26%と低いので、引き続き収入未済額の圧縮に努めてください。

なお、保険給付費が前年度対比13%の増で、年々増加の傾向にあります。他会計からの繰入金も年々増加しておりますので、収入未済額の圧縮に努め、健全財政運営を図ってください。

（６）特別養護老人ホーム特別会計。

歳入決算額は3億1,786万7,000円で、前年度対比2.5%の減、歳出決算額も2億9,246万1,000円で、前年度対比3.3%の減でありました。収入済額は、予算現額を1,418万3,000円上回り、調定額に対する収入率は100%でしたが、前年度に比べ、806万5,000円減少しています。支出済額は2億9,246万1,000円で、前年度対比1,006万9,000円減少しております。なお、執行率は96.3%でありました。

前年度に引き続き、特別養護老人ホーム財政安定化基金へ1,849万2,000円の積み増しを行い、当年度末の基金残高が3億469万6,000円となりました。これは、今後の施設運営に当たり、大きな力となります。厳しい経営環境のもと、健全財政確立に取り組んだ姿勢を高く評価するとともに、さらに合理化を進め、経営の健全化を図ってください。

長期にわたり低迷してきた日本の経済は、世界的な経済危機の中、さらに回復がおくれる

ものと思われます。本町においても、歳入の柱である町税は、前年度比 1 億858万2,000円、前年度対比91.7%と大幅に減少しています。歳入総額に占める町税の構成比が26.6%、地方交付税が30.9%、合わせて57.5%を占め、この比率は年々高くなっています。歳入総額は年々減少し、その額は5年前と比較して6億5,000万円の減で、徐々にボリュームは小さくなっています。このままの状況で推移すると、町の事業展開にも影響が出てくるのではないかと思います。今日の経済環境のもと、安定した町税の確保、地方交付税を初め、国・県からの支出が今後期待できるのか、当分、厳しい状況が続くものと思われます。

このような財政状況のもと、西中学校校舎の改築工事、町道路改良工事、中山間地域総合整備事業等実施し、町民の負託にこたえたことは評価します。

財政運営がますます厳しくなる中、事務事業の一層の合理化と改善に努め、自主財源の確保、支出の見直し、収入未済額の圧縮で不良債権を解消し、健全財政のもとで住民の福祉の向上を図られますよう要望します。

以上です。

○議長（野村賢一君） ご苦労さまでした。

会議の途中でございますが、ここで10分間休憩いたします。

（午後 4時15分）

○議長（野村賢一君） それでは、休憩前に引き続き会議を再開したいと思います。

（午後 4時26分）

○議長（野村賢一君） なお、10番藤平美智子議員にあつては、体調不良のため早退する旨の通告がございました。

次に、認定第8号 平成20年度大多喜町水道事業会計決算認定について説明願います。

水道室長。

○水道室長（浅野芳丈君） それでは、認定第8号 平成20年度大多喜町水道事業会計決算認定について、提案を説明させていただきます。

水道事業につきましては、昭和35年12月から、給水人口2,500人を擁しまして実施をされておるわけでございますが、現時点で第5次拡張計画を実施いたしまして、給水人口1万人を擁しておる状況でございます。

この間、いろいろな関係があつたわけでございますが、施設の老朽化に伴いまして二の丸

浄水場の廃止、そして同じく紙敷浄水場の廃止、これに伴いまして南房総広域水道企業団からの受水施設、大多喜受水場、それから平塚の加圧所、それらを設けて今実施をしておるわけですが、私どものほうの人員の削減等もございまして、いろいろなところに委託をさせていただいております。そうしたことで努力をいたしまして、平成20年度におきましては、314万円程度の黒字に転じてきておるところでございます。

今後、どのような形になるかわかりませんが、努力してまいりたいと思いますので、よろしくお願い申し上げます。

それでは、決算書の説明をさせていただきます。

3 ページをお開きいただきたいと思います。

企業会計の財務諸表につきましては、甚だわかりづらいということがありますので、ごく簡単に、わかりやすい表によって説明をさせていただきますので、ご了承いただければと思います。

平成20年度大多喜町水道事業損益計算書、これは税抜きでございますが、この表にて説明をさせていただきます。

1、営業収益。

(1) 給水収益 3 億1,473万4,863円。

(2) その他営業収益94万1,489円。

営業収益計 3 億1,567万6,352円。

2、営業費用。

(1) 原水及び浄水費 2 億1,522万1,077円。

(2) 配水及び給水費1,884万6,750円。

(3) 総係費3,821万5,473円。

(4) 減価償却費 1 億1,611万277円。

(5) 資産減耗費424万3,070円。

(6) その他営業費用32万6,633円。

営業費用計 3 億9,296万3,280円。

営業収益から営業費用を引いた営業損失でございますが、7,728万6,928円ございました。

3、営業外収益でございますが、(1) 受取利息及び配当金ゼロ。

(2) 他会計補助金7,350万円。

(3) 県補助金7,205万7,000円。

(4) 雑収益11万2,999円。

営業外収益計 1 億4,566万9,999円。

4、営業外費用。

(1) 支払利息6,116万8,074円。

(2) 雑支出185万1,736円。

営業外費用計6,301万9,810円。

営業外収益から営業外費用を引いた額でございますが、8,265万189円でございます。経常利益、営業損失から営業外収益を引いたものでございますけれども、536万3,261円の経常利益が出ております。

5、特別損失。

(1) 過年度損益修正損222万2,656円。計222万2,656円。

当年度純利益、これは上の経常利益から過年度特別損失を引いたものでございます。314万605円でございます。

前年度繰越欠損金2,860万9,161円。

当年度未処理欠損金、これは当年度純利益から前年度の繰越欠損金を引いた残りでございますけれども、2,546万8,556円の未処理欠損金が生じております。

続きまして、14ページをお開きいただきたいと思います。

損益計算書に一番近い表がこの表でございますけれども、その内容を示したものが収益費用明細書でございます。事項別明細ということでご理解いただきたいと思います。この表にて説明をさせていただきます。

水道事業収益。

款 1 水道事業収益 4 億6,134万6,351円。

項 1 営業収益 3 億1,567万6,352円。

目 1 給水収益、これは水道料金でございますが、3 億1,473万4,863円、収納率は95%でございます。

目 2 その他営業収益でございますが、これは見てのとおりでございます。

項 2 営業外収益、目 1 受取利息及び配当金、預金利息でございますが、ゼロ。

目 2 他会計補助金、一般会計補助金でございますが、7,350万円でございます。

目 3 県補助金7,205万7,000円。

目 4 雑収益、その他の雑収益でございますが、11万2,999円ございました。

(2) 水道事業費用。

款 2 水道事業費用 4 億5,820万5,746円。

項 1 営業費用 3 億9,296万3,280円。

目 1 原水及び浄水費、これの主だったものにつきましては、委託料、施設管理、これは6施設を管理委託しておるわけですが、それと汚泥処理、353立方メートルの汚泥を処理しておりますけれども、それとガス、電話、電気料、それと修繕料は施設修繕25か所、電気保安とかそういったものですね。薬品費、パック、あるいは次亜塩素酸とか、そういったものを薬品費で購入しております。それと、一番大きいものにつきましては受水費でございまして、南房総広域水道企業団からの受水費、これの支払いに充てております。

目 2 でございますが、配水及び給水費、給料 1 名分と電話ですとか修繕87か所、4 か所及び12か所の路面復旧関係、それと材料を買っております。それと、大高加圧と栗山、それから紙敷の借地料を含んでおります。

目 3 総係費、4 名の給料と事務費、それから郵便、電話、口座振替、コピー、それ等の手数料等を含んでおります。それと、委託料でございまして、健診の委託、それと水道料金の調定システムの電算の保守委託ですね。そういったことと料金システムのリース代。これは電算でございまして。そういったことを含んでおります。それと、車検関係が今回含まれております。

目 4 減価償却費、これは建物、構築物、機械装置の減価償却でございまして、これらを含んでおります。

資産減耗費でございまして、構築物と機械装置、これを含んでのものでございます。固定資産資産除却費が主なものになります。たな卸はございませんでした。

その他営業費用でございまして、材料の売却でございまして。

項 2 営業外費用、目 1 でございまして、支払い利息。これは企業債の利息でございまして。

目 2 雑支出でございまして、これは一般的な支出のものでございます。

項 3 の特別損失でございまして、これは不納欠損でございまして。

目 1 過年度損益修正損、今申し上げたとおり、不納欠損という内容でございまして。

以上、雑駁でございまして、説明にかえさせていただきます。

よろしくお願い申し上げます。

○議長（野村賢一君） 説明が終わりましたので、ここで決算に対する審査報告をお願いいたします。

秋山代表監査委員。

○代表監査委員（秋山嘉道君） それでは、お手元の資料、平成20年度大多喜町水道事業会計決算審査意見についてご説明申し上げますので、ごらんをいただきたいと思います。

平成20年度大多喜町水道事業会計決算審査意見について。

地方公営企業法第30条第2項の規定により審査に付された平成20年度大多喜町水道事業会計決算について審査したので、その結果について、次のとおり意見を提出します。

1 ページをお開きください。

平成20年度大多喜町水道事業会計決算審査意見。

第1、審査の概要。

審査の対象。平成20年度水道事業会計決算。

審査の期日。平成21年7月3日午前9時30分より、役場会議室におきまして、私と江澤監査委員で審査を行いました。

3、審査の手続。審査に付された決算報告書、財務諸表、事業報告書及び附属書類について、関係法令に基づいて作成され、当事業の経営成績及び財務状態を適正に表示しているかどうかを検証するため、総勘定元帳その他の会計帳簿及び関係証書類との照合等、通常実施すべき審査手続を実施したほか、必要と認めたその他の審査手続を実施した。

なお、審査に当たっては、当事業が経済性を発揮し、公共の福祉を増進するように運営されているかどうかを検討するため、事業の経営分析を行いました。

第2、審査の結果。審査に付された決算報告書、財務諸表、事業報告書及び附属書類は、関係法令に準拠して作成されており、当事業の当年度の経営成績及び当年度末現在の財政状態を適正に表示しているものと認められました。審査の結果の詳細は、以下のとおりです。

この内容等につきましては、水道室長の説明と同様でございますので、後ほどご参照いただくということでお願いをしたいと思います。

8 ページをお開きいただきたいと思います。

結びといたしまして、所感を申し上げます。

（むすび）

平成20年度の日本経済は、世界的な経済危機により、大きな打撃を受けました。その結果、企業の生産縮小、輸出の減少、それに伴う雇用不安は景気を停滞させ、消費は落ち込みました。

当年度の年間有収水量は114万3,890立方メートル、前年度比3万56立方メートルの減で、

年々減少傾向にあり、供給量の減少に歯どめがかかりません。これは、給水人口の減少が主な要因と思われますけれども、積極的に新規顧客を開拓する努力が必要と思います。

有収率については78.05%、前年度比0.08ポイント低下し、全国平均と比較すると3.55ポイント低くなっています。コストの高い水を漏水で失うことは、健全経営を目指す上で大きな障害となっています。

しかしながら、施設の老朽化と総延長118キロメートルに及ぶ配水管を保守管理し、漏水防止に取り組んでいる姿勢は評価します。

営業成績は、総収益が前年度比889万8,000円、1.9%減少し、総費用も1,234万5,000円、2.6%減少しました。その結果、当年度の純利益は314万1,000円となり、昨年度繰越欠損金に繰り入れし、当年度末処理欠損金は2,546万9,000円となりました。

今年度、純利益が発生した要因は、営業収益が減ったものの、営業費用の支払い利息、減価償却費、委託料が減ったことによるものです。

今年度の給水原価は、費用の圧縮により、若干改善されましたが、398円34銭と依然として高く、供給単価は、給水収益の減少により、275円14銭となりました。この結果、給水原価と供給原価の逆ざやが213円20銭と広がり、健全経営を目指す上で大きな障害となっています。この逆ざやを県の補助金や一般会計からの繰り入れで補てんしているのが実情です。

この補助金は、事業収入の32%を占め、補助金依存の体質から早く脱却できるよう経営改善が求められます。逆ざやの解消を図るためには、収益を高め、費用の圧縮、さらに合理化を進め、受益者の理解を得ながら改善していくべきと考えます。

総費用に対する総収益の割合を示す総収支比率は100.69%で、前年度比0.76ポイント向上し、経常費用に対する経常収益の割合を示す経常収支比率も101.18%で、前年度比0.84ポイント改善されています。

しかしながら、営業収支比率については80.33%で、営業損失が発生しており、費用を営業収益で賄えない状況です。平成18年度より100%を割り込んでおり、全国平均と比較すると32ポイント下回っており、抜本的な改善が求められます。

営業未収金は、当年度末残高が2,592万2,000円と、前年度比15万3,000円減少しています。しかしながら、この中には、長期にわたり固定化しているものも多く見られ、今年度決算で222万3,000円の不納欠損金処理をしています。これらの不良債権については固定化し、今後、不納欠損金処理の額が増加するのではないかと懸念されます。

未収金は、町の大切な債権でありますので、引き続き回収、保全管理に努力され、利用者

に不公平感を与えないようお願いします。

財政状況は、紙敷浄水場の廃止に伴い、公団からの受水のため、平塚と紙敷に加圧所が新設され、給水体制が整いました。固定資産は、前年度比2,711万円減少し、自己資本に占める固定資産の割合を示す固定比率は168.78%、前年度比1.47ポイント改善されています。

しかしながら、全国平均と比較すると依然として高い数値にあり、自己資本の充実が求められます。

流動資産については、未収金、貯蔵品が増加、現金預金が増減したため、資産合計は4,095万1,000円減少しています。

本町の水道事業は、昭和30年、簡易水道施設から始まり、半世紀以上の長い歴史の中、数々の改良、拡張を重ね、今日に至っております。ここ数年、大きな転換期を迎え、二の丸浄水場等の閉鎖に伴い、企業団からの受水のため配水場や加圧所を新設し、施設の充実を図ってきました。しかしながら、老朽化の進んでいる施設もあり、その改修等、課題も残されております。

今後も、施設の改善を進めながら収益の向上に努め、単年度ごとの黒字化で早期に繰越欠損金の解消を図ってください。そして、平成22年度までの健全経営計画達成に向け、一層のご努力をお願いします。

町民の大切なライフラインとしての使命を持って、安全な水を安定供給し、町民の負託にこたえられる水道事業の運営を望みます。

以上です。

○議長（野村賢一君） ご苦労さまでした。

◎会議時間の延長

○議長（野村賢一君） お諮りします。

会議の途中ですが、本日の会議時間は、議事の都合によってあらかじめこれを延長したいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（野村賢一君） 異議なしと認めます。

したがって、本日の会議時間を延長することに決定しました。

○議長（野村賢一君） 会議を続けます。

次に、認定第9号 平成20年度大多喜町自動車学校事業会計決算認定について説明願います。

自動車学校長。

○自動車学校長（中村 勇君） 認定第9号 平成20年度大多喜町自動車学校事業会計決算認定について、地方公営企業法第30条第1項の規定により説明いたします。

決算書に基づき説明をさせていただきます。

6ページをお開きください。

これは事業報告書であります。

最初に概況ですが、結論から言うと、非常に厳しい結果の報告となり、十分反省しているところではありますが、職員一同、この厳しさを肝に銘じ、危機意識を持って、町営としての最後となる21年度の企業運営につきましては、運営資金をできるだけ多く残すべく、かつスムーズに民間移譲できるよう、最善の努力をしているところでもあります。

概況のうち、まず総括事項として2点説明いたします。

1点は業務状況ですが、公営企業会計移行8年目を迎えた本年度の業務状況は次のとおりでありました。

近年、少子化の影響によって、高校生等そのものの絶対数は年々減少し、収入として大きなウエートを占める普通車教習への入校者が減ると見込まれるところから、全職員により知恵を出し合い、入校生の確保対策や武道大学前に案内看板を設置したり、入校生を紹介してくれた方にクオカードを進呈するなどして入校生の確保に努めてまいりました。

しかしながら、近年は、人気のある合宿教習に行く生徒や、進路の未確定者、あるいは運転免許取得への希薄化、景気の悪影響等により入校者が予想以上に少なく、予定した人数を確保できず、大変厳しい結果となってしまいました。

入校者数の減少は、当校に限らず、県内ほとんどの教習所も同様でありました。

このような状況の中、総体的な入校者数は623名、前年度比43名減、卒業者数は591名、同じく167名減、初心運転者受講者数は20名、前年度比4名プラス、高齢者講習受講者数は944名、前年度比51名減という業務実績でありました。

一方、費用関係につきましては、経費削減を図ることを目標に、教習生の比較的少ない時期に合わせた時差出勤実施による時間外手当の削減、あるいは送迎バス運行形態の見直しによる人件費や燃料費等の軽減を行うなどして経費の抑制に努めてまいりました。

2点目は経理状況ですが、詳細はこの後、決算書により説明いたしますが、結論のみ説明

いたしますと、収益的収入は1億3,229万9,631円で、前年度比1,828万2,127円、12.1%の減となり、収益的支出については1億5,756万4,148円で、前年度比1,195万901円、7.1%の減となりました。

結果として、本年度は2,526万4,517円の純損失が生じてしまいました。

資本的支出については、企業債の償還元金分として362万7,883円、及びネットワークシステムの導入経費として22万4,226円支出しました。

今後、最後の単年度決算額を黒字に転換できるよう、より一層経営改善に努めてまいりたいと思います。

7ページ以降の(2)以降については、後ほど説明します。

それでは、決算書1ページをお開きください。

平成20年度大多喜町自動車学校事業決算報告書の説明を行います。

(1) 収益的収入及び支出。

収入。

第1款自動車学校事業収益、当初予算、合計とも1億7,471万4,000円で、補正等はなし。決算額1億3,889万7,659円で、予算額に対し決算額の増減、マイナス3,581万6,341円で、決算額のうち仮受け消費税及び地方消費税額659万8,028円です。

第1項営業収益、当初予算、合計とも1億7,438万7,000円、決算額1億3,817万2,573円で、増減はマイナス3,621万4,427円で、うち消費税等657万9,570円です。

第2項営業外収益、当初予算、合計とも32万7,000円、決算72万5,086円で、増減39万8,086円で、うち消費税等1万8,458円です。決算額が多いのは、排気ガス規制の関係で送迎用のマイクロバス、ハイエース1台売却した分と自販機収入分です。

次に、支出ですが、第1款自動車学校事業費用、当初予算額、合計とも1億7,403万8,000円で、決算額1億6,415万1,430円、不用額988万6,570円、うち消費税等116万782円。

第1項営業費用、予算額1億6,584万4,000円、予備費支出額48万3,000円、流用増減額マイナス12万3,000円で、小計及び合計1億6,620万4,000円、決算額1億5,830万5,239円、不用額789万8,761円、うち消費税等116万782円。予備費支出額については、民営化に伴い、学校の町有地等と近隣者との境界線の確認作業や境界くい打ちの建設費用等で運用いたしました。

第2項営業外費用、予算額769万4,000円、流用増減額12万3,000円で、小計及び合計781万7,000円、決算額584万6,191円、不用額197万809円で、消費税と企業債の利子です。流用増

減額12万3,000円は、3年前に中途退校した者の未教習料分の返納であります。

第3項予備費、予算額50万円、予備費支出額48万3,000円、小計及び合計1万7,000円、決算額ゼロ、不用額1万7,000円、うち消費税及び地方消費税納付額542万6,500円。

2ページをお開きください。

資本的収入及び支出。

収入、なし、

支出。

第1款資本的支出予算額362万9,000円、補正額29万円、小計、合計とも391万9,000円、決算額385万2,109円、不用額6万6,891円、うち消費税等1万676円。

第1項建設改良費、予算ゼロ、補正、小計、合計とも29万円、決算額22万4,226円、不用額6万5,774円、うち消費税等1万6,000円。この費用は、県警免許課、指定自動車教習所協会、県内各教習所間のネットワークシステムにかかわる機器の購入であります。

第2項企業債償還金、予算、合計とも362万9,000円、決算額362万7,883円、不用額1,117円。これは元金分であります。

資本的収入額が資本的支出額に不足する額385万2,109円は、当年度分消費税資本的収支調整額1万676円及び当年度分損益勘定留保資金384万1,433円で補てんいたしました。

次、3ページに移ります。

平成20年度大多喜町自動車学校事業損益計算書。これは自動車学校の経営状況をあらわしたもので、税抜きになっております。

1、営業収益。以下、教習収益、県支出金、その他営業収益、記載のとおりで、計1億3,159万3,003円。

2、営業費用。総務費以下、減価償却費まで記載のとおりで、その合計は、1億5,714万4,457円であります。

よって、営業損失は、営業費用から営業収益の差額である2,555万1,454円となります。

3、営業外収益。記載のとおりで、計70万6,628円です。雑収益については、1ページで説明したとおり、送迎バスの売却と自販機等の収入分であります。

4、営業外費用。支払利息と雑支出の計で41万9,691円で、営業外収益から差し引くと28万6,937円となります。雑支出については、先ほど説明した過去の途中退校者の教習料金精算分であります。

経常損失、すなわち営業損失2,555万1,454円から雑支出28万6,937円を引くと2,526万

4,517円となり、この額が当年度の純損失となり、前年度繰越欠損金 1 億1,504万9,362円を加えると、当年度未処理欠損金 1 億4,031万3,879円となります。

なお、参考までですが、経常損失2,526万4,517円から減価償却費1,196万2,401円を除くと、1,330万2,116円となります。

次、4 ページです。

平成20年度大多喜町自動車学校欠損金計算書（税抜き）。

欠損金の部は、ただいま 3 ページで説明したとおりであります。

次に、中段以下は平成20年度大多喜町自動車学校欠損金処理計算書（案）で、記載のとおりであり、ご承認後は平成21年度に繰り込みます。

次、5 ページです。

平成20年度大多喜町自動車学校事業貸借対照表（税抜き）。この表は、自動車学校の財政状況を示したものです。

資産の部。

1、固定資産。

（1）有形固定資産、イ、土地3,408万2,815円で、これは中央の列に記載されており、現在高の数値で、いわゆる評価額です。ロ、建物 1 億8,014万8,349円。減価償却累計額4,088万1,998円で、現在の評価額は 1 億3,926万6,351円。以下、ハ、建物附属設備、ニ、構築物ホ、車両及び運搬具、ヘ、工具器具及び備品の各減価償却累計額を引いた数値が中央の列に記載されており、有形固定資産合計が 2 億3,430万9,931円です。

（2）無形固定資産、電話加入権の 5 万円です。よって、固定資産資産の合計は、2 億3,435万9,931円。

2、流動資産。

（1）現金預金6,111万6,575円です。

（2）未収金、イ、営業未収金64万7,710円。これは、県の委託金、講習代金等が年度がかわってから入金されるためであります。

流動資産の合計は6,176万4,285円で、資産合計 2 億9,612万4,216円です。

負債の部。

3、流動負債。

（1）未払金、イ、営業未払金392万506円。これは、年度末時点で請求あるも、次年度に支払う分です。ロ、営業外未払金74万5,600円。主なものは消費税で、その合計が466万

6,106円。

(2) 前受金879万7,635円。これは、年度末時点において教習料金をいただいたうち、まだ教習を終えてない金額で、流動負債合計及び負債合計は1,346万3,741円です。

資本の部。

4、資本金。

(1) 自己資本金、イ、固有資本金の計4億248万8,371円。

(2) 借入資本金、イ、企業債の計2,048万5,983円で、資本金合計4億2,297万4,354円。

5、剰余金。

(1) 欠損金、イ、当年度未処理欠損金1億4,031万3,879円で、欠損金合計及び剰余金合計とも同じであります。

資本合計は、資本金合計から剰余金合計を引くと2億8,266万475円であり、負債資本合計は、負債合計と資本合計を足すと2億9,612万4,216円となります。

次、7ページ。

6ページの平成20年度大多喜町自動車学校事業報告書で、1、概況、(1)総括事項につきましては冒頭説明したとおりであり、(2)議会議決事項以降を説明いたします。

(2)の議会議決事項記載のとおり、3件でありました。

(3)行政官庁認可事項、該当なし。

(4)職員に関する事項ですが、21年4月1日からは、技術系職員の1人が退職し、臨時職員となっています。

その下の表は、職員の給料と手当の月額と1人平均月額の表であり、その他で平均年齢、平均勤務年数の状況であります。

2、工事等、該当なし。

次、8ページに移ります。

業務、(1)の業務量。入校者数等、前年との比較であり、概要で説明したので省略させていただきます。

(2)事業収入に関する事項。この表は、3ページで説明した損益計算書の収益分、それを構成比であらわしたものであり、内容については重複しますので省略させていただきますが、その他営業収益が前年比35万6,767円プラスになっていますが、これは、君津教習所の職員が牽引免許の事前事後教習に來た金額であります。

ちなみに、21年度も君津で牽引の教習に1人、茂原第1で大型特殊免許取得に4人來てお

ります。

(3) 事業費に関する事項。イ、科目別内訳及び9ページのロ、費用構成内訳、いずれも3ページ記載の内容の内訳ですので省略しますが、科目によっては後ほど補足説明をしますが、総務費のマイナス分は事務職員の異動に基づく人件費であり、事業費のマイナス分は職員の退職、再任用になりましたけれども、退職と、臨時職員の退職、さらには普通教習車両の車検がない年であった関係であります。

4、会計。

契約200万円以上は該当なしです。

(2) の企業債状況（税抜き）。企業債として前年度末残高2,411万3,866円、本年度償還額362万7,833円、本年度末残高2,048万5,983円、これは元金分のみです。

(3) その他会計経理に関する重要事項、該当なしであります。

5、経営健全化に関する指標の報告。この項目は、町長のあいさつ、また総務課長のあいさつでもありましたように、昨年度から新たに議会報告するようになった項目であり、資金不足比率が経営健全化基準の20%以上となると、その公営企業は経営健全化団体となり、経営健全化計画を策定し、計画の実施状況を報告しなければならないのですが、ゼロ%未満、横棒%でありました。

なお、資金不足比率の算定方法については、複雑ですので、省略させていただきます。

次、10ページ。

平成20年度大多喜町自動車学校事業収益費用明細書。

この表は、1ページ記載の決算報告書、税込みの内容を具体的にあらわしたもので、一部ダブりますけれども、若干、補足説明をいたします。

第1款自動車学校事業収益1億3,229万9,631円。

第1項事業収益1億3,159万3,003円。以下、内訳記載のとおりです。

目3その他営業収益の節1手数料とは、適性検査、卒業証明書料です。節2雑収益は教本代、写真代等です。

第2項営業外収益70万6,628円。以下記載のとおりです。

目2雑収益66万1,873円。節1その他雑収益とは、さきに説明した送迎用マイクロバスの売却等であります。

中段以降は事業費です。

第1款自動車学校事業費1億5,756万4,148円。以下、内訳記載のとおりです。

第1項営業費用、目1総務費、節1報酬は、自動車学校運営委員会委員、4人おりますけれども、その2回分ですが、欠席者が各1人ずつありました。

節2給料、節3手当、節4法定福利費は、私及び事務員2人分の人件費です。

節5賃金は、臨時職員2人分の人件費です。

節6報償費は、クオカード100枚分です。

節8交際費は、紺屋区観音寺の祭礼、縁日の祝儀、ビール代及び近隣高校等へのあいさつ時の手土産代です。

節9備品消耗品費45万9,284円の内訳は、清掃用具、事務消耗品、蛍光灯、卒業記念品の免許証入れ等です。

節10食糧費は、お茶っ葉代及び自動車学校民営化審査委員の部外者4名分の昼食代2,286円です。

節11印刷製本費は、入校案内1,000部、広告用チラシ3万部等です。

次、11ページです。

節12光熱水費は、電気約247万円、ガス約95万円、水道約32万円です。

節13修繕費、主なものは、漏水調査バルブ設置、取水栓交換工事、給油ポンプ修理、ガス給湯器修理、本館冷却水配管内清掃一式。建物等、古くなっておりますので、これだけいろいろ修理がかかりました。

節15委託料は、武道大学前看板制作工事31万円、自動車学校敷地境界確定業務46万円、警備業務委託料18万円、教習システム保守料83万円、その他として浄化槽点検手数料は、消防用設備保守点検料等々です。

節16使用料は、企業会計システム賃貸借料117万円、インターネット回線利用86万円、駐車場用地借地料31万円、複写機リース17万円、教習システム再リース料29万円等です。

節17負担金は、安全運転管理者協議会3万円、南部ブロック分担金17万円、公正取引協議会1万円等の負担金です。

節18保険料は、町村会自動車損害共済分担金86万円、建物災害共済基金分担金5万円等です。

節20手数料は、残高証明書等です。

目2事業費1億7,555万9,156円。以下、記載のとおりです。

節1から節3は、指導職員12人分の人件費です。

節4賃金は、臨時職員、バス送迎の3人分の人件費です。

節5 備品消耗費は、I Dカード教習生の予約用ですけれども、の23万円、初心者マーク、これは卒業記念で贈呈する分です。6万円。その他として教習原本、学科教本、運転教本、その他教習関係消耗品です。

節6 燃料費は、ガソリン、軽油等です。

節7 印刷製本費は、教習手帳約20万円、営業用ティッシュ約5万円です。

節8 修繕費は、教習車両の法定定期点検、車検代、タイヤ交換、バッテリー交換等、車両整備一式と校内交通信号制御機取りかえ工事50万円等です。

節9 手数料は、定期点検時の代行手数料。

節10 委託料は、シミュレーター保守点検料40万円、聴覚障害法改正対応8万円、学習効果映像改定4万円、適性検査委託に38万円等です。

節11 使用料は、普通シミュレーター25万円、二輪用シミュレーター26万円、学科教習用機材大型モニター使用料34万円、効果測定機使用料22万円等です。

節12 補助金は、いすみ鉄道利用者教習生定期購入補助金で6人分です。

節13 公課費は、車検時等の重量税及び印紙代です。

節14 負担金は、教習所協会へ64万円、指導員法定講習14万円、その他各種講習手数料や研修料金22万円等です。

節15 保険料、総合補償保険代金約14万円、自賠責保険料6万円等です。

節16 広告料は、チラシ等の売り込み料です。

目3 減価償却費、節1 有形固定資産減価償却費1,196万2,401円。

第2項 営業外費用41万9,691円、目1 支払利息、節1 企業債利息29万6,991円です。

目2 雑支出、節1 雑支出12万2,700円で、これは、先ほど言いました期限切れで退校した生徒への支払い分であります。

12ページに移ります。

固定資産明細書です。これは、5ページの貸借対照表を具体的に記載したものです。

(1) 有形固定資産明細書。以下記載のとおりですが、若干説明しますと、工具器具及び備品の当年度増加分の21万3,550円は、ネットワークシステム関係の機器の購入分で、年度末現在高は2,704万9,781円となり、合計で3億6,536万1,016円となります。

減価償却累計額は、当年度増加額の合計1,196万2,401円、償却額累計は1億3,105万1,085円。よって、年度末償却未済額は2億3,430万9,931円。残存価格として残っております。

(2) の無形固定資産明細書、電話加入権の5万円のみです。

次、13ページです。

企業明細書。これは企業債を具体的に記載したものです。

種類で、借入資本金3件で、1件目の1,800万円は、川ののり面工事、2件目の500万円は、大型二輪車コースの基礎工事、3件目の1,510万円は、大型二輪コースと照明工事に関するもので、償還額、未償還残高等は記載のとおりで、よって、20年度末の未償還残高は2,048万5,983円です。

以上で説明を終わります。

○議長（野村賢一君） ご苦労さまでした。

説明が終わりましたので、ここで決算に対する審査報告をお願いします。

秋山代表監査委員。

○代表監査委員（秋山嘉道君） それでは、お手元の資料、平成20年度大多喜町自動車学校事業会計決算審査意見についてご説明申し上げますので、ごらんをいただきたいと思います。

平成20年度大多喜町自動車学校事業会計決算審査意見について。

地方公営企業法第30条第2項の規定により審査に付された平成20年度大多喜町自動車学校事業会計決算について審査したので、その結果について、次のとおり意見を提出します。

1 ページをお開きください。

平成20年度大多喜町自動車学校事業会計決算審査意見。

第1、審査の概要。

1、審査の対象。平成20年度自動車学校事業会計決算。

2、審査の期日。平成21年7月3日午後1時より、役場会議室におきまして、私と江澤監査委員とで行いました。

3、審査の手続。審査に付された決算報告書、財務諸表、事業報告書及び附属書類について、関係法令に基づいて作成され、当事業の経営成績及び財政状況を適正に表示しているかどうかを検証するため、総勘定元帳その他の会計帳簿及び関係書類との照合等、通常実施すべき審査手続を実施したほか、必要と認めたその他の審査手続を実施いたしました。

なお、審査に当たっては、当事業が経済性を発揮し、公共の福祉を増進するように運営されたかどうかを検討するため、事業の経営分析を行いました。

第2、審査の結果。

審査に付された決算報告書、財務諸表、事業報告書及び附属書類は、関係法令に準拠して作成されており、当事業の当年度の経営成績及び当年度末現在の財政状態を適正に表示して

いるものと認められました。

審査の結果の詳細は以下のとおりです。

なお、内容につきましては、ただいまの自動車学校長の説明内容と同様でございますので、後ほどご参照いただくということをお願いをしたいと思います。

それでは、6ページをお開きいただきたいと思います。

結びとしまして所感を申し上げます。

(むすび)

平成20年度の日本経済は、世界的な経済危機の中、生産の縮小、輸出の減少で雇用不安を招き、景気は停滞し、消費は落ち込みました。

自動車学校の経営は、企業会計に移行し8年目を迎えましたが、少子化の影響で厳しい経営環境に立たされています。全国的に普通免許取得人口が減っており、特に若年層の免許取得率が落ち込み、さらに深刻さを増しています。入校者は年々減り続け、今年度は623名で、前年度比43名の減少となりました。企業会計移行時の入校者が948名と比較すると、66%までに落ち込んでいます。特に普通車の入校者の減少が収益の悪化につながっています。

その結果、教習収益は前年度比1,743万5,000円の減となり、営業収益に占める割合が90%と高いため、教習生の減少は収支に大きく影響しています。また、教習収益に対する職員給与費が93.6%と非常に高く、これが収支のバランスを欠く要因でもあります。

営業費用については、職員給与費、減価償却費、委託料の減少で、前年度比1,123万5,000円改善されましたが、当年度純損失は2,526万5,000円で、前年度からの繰越欠損金と合わせ、当年度未処理欠損金は1億4,031万4,000円となりました。

厳しい経営環境の中、職員の意識改革の徹底、積極的な営業活動、送迎バスの運行見直し等で、収益の確保、費用の圧縮に努めた関係者の努力は認めたいと思います。しかしながら、依然として費用に見合う収益の確保ができず、赤字体質からの脱却ができないため、収支の改善の兆しが見えません。これらの現状から、学校経営はさらに厳しさが予想されます。

平成22年4月より民営化される予定ですが、今後も費用に見合う収益の確保を目指し、よい結果をもって次の事業者を引き渡せるようご努力をお願いします。今年度の決算については、内容を十分検証され、今後の経営に生かされますようお願いします。

県下で数少ない公営の自動車学校として信頼され、多数の優良ドライバーを社会に送り出した実績は高く評価されております。大きな転換期を迎えましたが、企業会計を取り入れた原点に立ち、実習生の確保で収益を高め、合理化で費用の圧縮に努め、健全な経営を目指し

努力されますよう要望いたします。

以上です。

○議長（野村賢一君） ご苦労さまでした。

○議長（野村賢一君） 以上で本日の日程はすべて終了しました。

あす17日は、午前9時から常任委員会協議会が開催されます。

また、9月29日は、午前10時から会議を開きますので、ご了解願います。

本日はこれにて散会します。

長時間、お疲れさまでした。

（午後 5時26分）

大 多 喜 町 第 3 回 定 例 会

(第 3 号)

平成21年第3回大多喜町議会定例会会議録

平成21年9月29日(火)

午前10時00分 開議

出席議員(12名)

1番	野中眞弓君	2番	小倉明徳君
3番	江澤勝美君	4番	小高芳一君
5番	苅込孝次君	6番	君塚義榮君
7番	吉野信一君	8番	志関武良夫君
9番	野口晴男君	10番	藤平美智子君
11番	正木武君	12番	野村賢一君

欠席議員(なし)

地方自治法第121条の規定による出席説明者

町長	田嶋隆威君	副町長	酒井太門君
教育長	田中啓治君	代表監査委員	秋山嘉道君
総務課長	君塚良信君	企画商工観光課長	森俊郎君
税務住民課長	菅野克則君	健康福祉課長 子育て支援室長	花崎喜好君
建設課長 環境生活室長 水道室長	浅野芳丈君	農林課長	岩瀬鋭夫君
特別養護老人ホーム所長	石井政一君	会計室長	岩佐秀樹君
自動車学校長	中村勇君	教育課長	渡辺嘉昭君

本会議に職務のため出席した者の職氏名

事務局長	鈴木朋美	書記	小倉光太郎
------	------	----	-------

議事日程(第3号)

- 日程第 1 認定第 1 号 平成 20 年度大多喜町一般会計歳入歳出決算認定について（質疑～採決）
- 日程第 2 認定第 2 号 平成 20 年度大多喜町鉄道経営対策事業基金特別会計歳入歳出決算認定について（質疑～採決）
- 日程第 3 認定第 3 号 平成 20 年度大多喜町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について（質疑～採決）
- 日程第 4 認定第 4 号 平成 20 年度大多喜町老人保健特別会計歳入歳出決算認定について（質疑～採決）
- 日程第 5 認定第 5 号 平成 20 年度大多喜町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について（質疑～採決）
- 日程第 6 認定第 6 号 平成 20 年度大多喜町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について（質疑～採決）
- 日程第 7 認定第 7 号 平成 20 年度大多喜町特別養護老人ホーム特別会計歳入歳出決算認定について（質疑～採決）
- 日程第 8 認定第 8 号 平成 20 年度大多喜町水道事業会計決算認定について（質疑～採決）
- 日程第 9 認定第 9 号 平成 20 年度大多喜町自動車学校事業会計決算認定について（質疑～採決）
- 追加日程第 1 発議第 1 号 細菌性髄膜炎を予防するワクチンの早期定期予防接種化を求める意見書の提出について
- 追加日程第 2 発議第 2 号 ハッ場ダムの早期完成を求める意見書の提出について

◎開議の宣告

○議長（野村賢一君） ただいまの出席議員は12名全員です。したがって、会議は成立しました。

これから、本日の会議を開きます。

（午前10時00分）

◎町長あいさつ

○議長（野村賢一君） 日程に先立ち、町長から行政報告があります。

町長。

○町長（田嶋隆威君） それでは、行政報告をさせていただきます。

行政報告の内容につきましては、お手元の印刷物でご了知を願いたいと思いますが、去る25日、千葉県立中央博物館大多喜分館の400周年の特別展に皇太子殿下をお迎えしたわけですが、議員の皆様方には、全員ご出席をいただきまして、ご協力をいただき、さらに明るく日の26日の御宿で行われました日本メキシコ交流400周年記念式典にもご参加をいただきまして、無事にその仕事を終えることができましたことに対し、改めて厚く御礼を申し上げます。

なお、その席上、25日の夜、御宿町で御宿町長と私と皇太子殿下、東宮大夫を交えてお話をした中で、大多喜町についての印象といえましょうかを皇太子が話されました。その中で、特に大多喜町の町並み整備が非常に素晴らしいと。どういう事業をおやりになったんでしょうかということでご質問いただきまして、国の補助事業で10年間、平成21年度が10年目ということで、まだ未完成ではございますけれども、大体の形が町並み整備計画、城下町風のたたずまいを持つ商店街ということの意味をお話し申し上げましたら、大変興味を示しておりました。

なお、沿道の町民のお出迎えも、非常に大勢、きちんとお迎えをしていただいていたありがたかったと感謝を述べられておりました。

あと、いま一つ、大多喜町とメキシコの関係、特にクエルナバカ市との姉妹が、どういう形で姉妹都市の協定を結ばれたのかというお話も質問されたわけでありまして、これは、初めて大多喜町に来られたロペス大統領の肝いり、ご紹介で姉妹都市の縁結びができたということをお話し申し上げましたら、皇太子殿下は、アカプルコには行ったことがないけ

れども、クエルナバカ市には私も訪問させていただいて、歴史ある建造物、壁画等のお話もしていただきました。そういうことで皆様方にご報告をさせていただきます。

なお、これには載っておりませんが、昨日、28日、千葉県知事に要望活動をしてまいりました。内容につきましては、南房総広域水道企業団並びに九十九里水道企業団、そして千葉県の千葉県水道事業との水平統合の要望をお願いに伺ったわけであります。

一番の問題は、県内でも余りにも水道料金の格差が著しいということを知事に認識していただきまして、今、県で検討しております水平統合につきまして、速やかに統合ができるよう知事のお力をおかりしたいということで、私と南房総広域水道企業団、九十九里水道企業団、そして周辺関係の市長、茂原市の田中市長、南房総市の石井市長、館山市の金丸市長、そして町村関係では、大網白里町の堀内町長、横芝光町の佐藤町長等々が同道して、知事に約20分でしたが要望活動をしてまいりました。

一番の格差は、八千代市はリッター当たり90円、89円何がして、一番高いのが当方の勝浦市300円ということで、実に3倍の格差がある。県水が大体今平均200円ということで伺っておりますので、せめて県水並みに料金格差を是正したいということで強く要望してまいりました。

以上、ご報告を終わらせていただきます。

本日は、平成20年度の決算の認定でございます。どうか十分ご審議の上、ご承認、ご可決賜りますようお願いを申し上げ、行政報告とさせていただきます。ご苦労さまです。

○議長（野村賢一君） これで行政報告を終わります。

◎諸般の報告

○議長（野村賢一君） 次に、諸般の報告であります。9月16日以降の議会関係の主な事項は、お配りした印刷物によりご了承いただきたいと思います。

また、監査委員から、例月出納検査結果の報告がありました。お手元に配付の印刷物によりご了承願います。

これで、諸般の報告を終わります。

これより日程に入ります。

◎認定第1号から認定第9号の質疑、討論、採決

○議長（野村賢一君） 日程第1の認定第1号から日程第9認定第9号までの平成20年度大多

喜町一般会計歳入歳出決算、各特別会計歳入歳出決算及び各事業会計決算については、既に説明が終わっておりますので、9月16日の議事に引き続き、各会計ごとに質疑、討論、採決を行います。

なお、質疑の際は、決算書記載のページをお示しいただくとともに、質疑に当たっては、議題以外にわたり、またその範囲を超えることのないようお願いいたします。

日程第1、認定第1号 平成20年度大多喜町一般会計歳入歳出決算認定についての議事を続けます。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

1番、野中眞弓さん。

○1番（野中眞弓君） 具体的なページということではなくて、町の20年度の決算の中でいろいろな経費がありますが、そのことについてまず最初に伺いたいと思います。

20年度は、扶助費の件なんですけれども、今まで扶助費というのはずっと上がってきました。社会保障に充てる部分だと思っているのですが、今回、前年度比で1,355万円ほど、パーセントで4.6%下がっていますけれども、これはどういうところから来ているのでしょうか。

ちょっと、ついでだからもう1点やっちゃいます。

公債費が今回、前年度よりも多くなり、借り入れた町債よりも返還する公債費の方が多くなっています。公債費の割合というのは年々ふえているんですが、これから先も公債費の割合はふえていくのでしょうか。そして、この公債費の場合、借りたときの定款どおりに返しているのか、それともお金が余ったから余計に返しているのか、その辺も伺いたいと思います。

○議長（野村賢一君） 総務課長。

○総務課長（君塚良信君） まず、扶助費の関係が多くなっておるということでありまして、扶助費の関係については、ちょっともう少し中身を精査してみないと、今この場ですぐというわけにはいきませんので、少しお時間をいただきたいと思います。

それと、公債費の関係でございますけれども、これは、一応当初契約したとおり、予定どおり借入はしております。それで、今後どのように変化していくかということでありまして、現状からいたしますと、23年度までは若干ふえ続けておりまして、それ以降は、今後の起債の状況にもよりますけれども、年々減少していくという、現状から推計いたします。

とそういう推計になっております。ですから、23年が経過しますと、今までの借りていたものが比較的少なくなっておりますので、そういう減少になってまいるようなことになっております。

以上です。

○議長（野村賢一君） ほかにございませんか。

1 番、野中さん。

○1 番（野中眞弓君） いろいろな部署の需用のところに臨時職員の賃金という項目があります。この20年度全体を通じての雇用者数あるいは日数、そしてどういう仕事に従事してきているのか教えてください。

○議長（野村賢一君） 総務課長。

○総務課長（君塚良信君） 臨時職員の関係につきましては、町から社会保険を支出して経常的に年間を通じて雇用している臨時職員と、日にちが必要なときだけ臨時でお願いする、この2通りありまして、まず、町から社会保険を出しております、一般的に言います260日雇用といいますか、これは休み等も与えておりますので、その数字とはぴったりいきませんけれども、トータルでは57名おりまして、主に多いのが子育て支援課ですね。特に保育士の関係、あるいは特別養護老人ホームが非常に多くなっておりまして、そのほか、税務住民課の出張所の関係、あるいは建設課の土木作業員ですね、環境センターの作業員、そのほかに自動車学校の方もおりますし、トータルで20年度では57名ほどおります。

そのほかに、いわゆる常勤でないといいますが、そういう方につきましては、健康福祉課のほうは看護師と健康生活のコーディネーター、あとは事務員といたしましてレセプトのほうの関係ですね、この方が健康福祉課におりまして、これは、それぞれ必要に応じたときだけ雇用するという形であります。それと、建設課につきましては、草刈り等の道路整備員が11名、それと農林課ではイノシシの解体作業1名、企画商工観光におきましては、人力車の車夫あるいは商い資料館の管理ですね、観光本陣の事務員が1名、あとは生涯学習室のほうになりますけれども、公民館と海洋センター、それぞれ夜間の管理をする、例えば会議とかありますと、どなたか管理をしなければ、かぎを閉めたりしなければいけないので、そういう方と海洋センターの事務員ということになっておりまして、総勢29名かと思います。

以上でございます。

○議長（野村賢一君） ほかにございませんか。

1 番、野中さん。

○1番（野中眞弓君） 関連ですけれども、その方たちの賃金はみんな同一賃金の、県の最低賃金にのっとったものですね。

○議長（野村賢一君） 総務課長。

○総務課長（君塚良信君） これは、当然、県から毎年最低賃金の指示は来ますので、これにつきましては、もし低ければ、その最低は必ず守って、反映させております。そのほか、ある程度経験年数等によって若干違ったりはしておりますけれども、最低ラインというのは守っております。

以上でございます。

○議長（野村賢一君） ほかにございませんか。

1番、野中さん。

○1番（野中眞弓君） 町税課に質問いたします。

この決算書をよく見ると町民の経済状況が見えてくるような気がするんですけれども、今回、平成20年度の町税は何と、町税の部分だけですが、前年度に比べて1億円ぐらいの減収があったりしています。こういうものも含めて、この数字から20年度における町民の暮らし向きというものをどのようにとらえられているのか教えていただきたいと思います。

○議長（野村賢一君） 税務住民課長。

○税務住民課長（菅野克則君） ただいま野中議員さんの町税調定額と町民の暮らしの変化をどう考えているかというご質問でございますけれども、まず、個人住民税につきましては、人口の減少、年間約120人ほどの減少がございます、や高齢化の影響が考えられますが、本町の決算では前年とほぼ変化なく推移しております。一方で、法人町民税、昨年秋からの経済状況が原因と思われますけれども、当初予算に対しまして約1,400万円の減収、率にいたしまして17%の減でございます。

固定資産税の調定額、決算額につきましても、例年ほぼ横ばいでございますけれども、土地評価額の下落率、年1～2%でございますけれども、その程度の減少傾向でございます。

以上、申し上げましたように、住民税、固定資産税が町税収入12億円のうち9割方を占めております。町税によって町民が受ける影響ということでございますけれども、住民税、固定資産税とも地方税法どおりの標準税率で算出しておりますので、他の市町村と同様の税負担となっております。

個人住民税と法人町民税につきましては、収入に応じた税負担となりますので、担税力に相応した税額等を考えております。一方、固定資産税につきましては、納税義務者の経済力

に関係なく、資産の所有状況によって税額が決定されますので、収入の少ない方は大変ではないかと思いますが、税法に基づく課税を今まで同様に今後も継続する方針でございます。

税務住民課といたしましては、税額計算が不平等とならないように、町民一人一人の収入状況や資産の所有状況を確実に把握いたしまして、平等な課税を行い、賦課した税金が滞りなく収納できるように、なお一層の精進をしたいと考えております。

以上でございます。

○議長（野村賢一君） ほかに。

1 番、野中さん。

○1 番（野中眞弓君） 私が伺いたかったことは、そういう数字の問題ではなくて、その後ろに生きている人間がいるわけです。町税だけで1億800万円もの減税になったというのは一体どういうことなのか。ここで暮らしている町民にどういう変化があったのか。それを役場の執行部がどのようにとらえているのか。これは、町政を執行していく上で、政治というのは、まさにお金のやりとりそのものなわけですから、そのところをきちんと、数字にあらわれたものの中に町民の生活実態をきちんととらえなければ、町民のニーズに合った行政というのはできないと思うんです。

町税だけで1億800万円もの減収だというのはすごい大きなことだと思うんです。私が思うのは、昨年1年間、町民には税金を納めづらい経済的な事情が生じてきた、経済的に困ってきているまさにその証明ではないかと思うのですが、その辺の認識を共通することはできるのでしょうか。

決算というのは、その次に行く土台となるものですから、このところをきちんと町民の様子を押さえておかないと、来年度の予算編成にも私は影響があると思いますので押さえないと思います。特に、担当課長及び、また町長にも答弁願いたいと思います。

○議長（野村賢一君） 税務住民課長。

○税務住民課長（菅野克則君） ただいまも申し上げましたように、少子高齢化、住民の減少、また100年に一度の大不況と言われております経済不況、これらによりまして収入の減、それによりまして税金に反映されているわけでございます。税につきましては、収入に応じて地方税法に基づいた税率をかけますので、それに基づいた税額の算出となっております。

以上でございます。

○議長（野村賢一君） 町長。

○町長（田嶋隆威君） 今の答弁でございますけれども、町税が減ったということは町民の収入が減ったということでございまして、それ自体が非常に深刻な問題と受けとめております。そういうことで、町といたしましても、できるだけいただいた税金を有効に、そして合理的に活用するよう、これからも歳出等の削減に努めてまいりたいと考えております。

以上であります。

○議長（野村賢一君） ほかにございませんか。

1 番、野中さん。

○1 番（野中眞弓君） 企画課関係でお願いいたします。

いすみ鉄道支援に力を入れています。2 年間ということもありますので一層そうだろうと思いますけれども、いすみ鉄道支援関係の事業に対して、町としてはどのぐらいのお金を全部で使っているのでしょうか。

○議長（野村賢一君） 企画商工観光課長。

○企画商工観光課長（森 俊郎君） いすみ鉄道に対する事業というか支援の額というご質問であろうかと思いますが、20 年度ベースでいきますと約3,800 万円ほど町のほうから、直接ではないんですが、いろいろな事業の中で、絡みの中で町はいすみ鉄道対策費ということで出しております。

ただ、20 年度につきましては、たまたま新駅城見ヶ丘、これを1,700 万円で作っておりますので、それを引きますと約2,000 万円ぐらいが通常の町が年間使っている額になるのかなという状況でございます。

以上であります。

○議長（野村賢一君） ほかにございませんか。

1 番、野中さん。

○1 番（野中眞弓君） 大多喜町はいすみ鉄道に大変熱心にてこ入れしているんですけれども、いすみ鉄道自身はどのような取り組みをしているのか。前の吉田さんのときは、おせんべいをつくったりというようなこともありましたけれども、いすみ鉄道のほかの職員とか、会社全体が一丸となってというような熱意がなかなか伝わってこない。何か大多喜町におんぶにだっこというようなことを私は個人的に感じるんですね。そういう状況であれば、それこそ、いすみ鉄道だけが町の生命線ではないので、大多喜町としては抱え切れなくなるのではないかと私は思うんです。

本当にうちの担当の職員さんは一生懸命やっているけれども、いすみ鉄道との連携及びい

すみ鉄道へのそういう働きかけ、おまえたちもやれみたいな働きかけのようなことってして
いらっしゃるのでしょうか。

○議長（野村賢一君） 企画商工観光課長。

○企画商工観光課長（森 俊郎君） 大変厳しいご質問というか、我々としても、日常はなかなかそういうことは当然ほかの団体ということで言いにくいわけですが、このいすみ鉄道につきましては、対策協議会なり首長の会議等々ございます。そういった中でも、ここに町長がおりますけれども、厳しいそういう指摘は常にやっております。ただ、やっているから、果たして皆さん方の期待に添うような運営ができているかということになりますと、その辺はちょっとここではなかなか言い切れない部分がございますが、いずれにしても、自治体とこのいすみ鉄道が一体となって、何とか存続に向けた事業展開をということで現在やっておりますので。

現在どういうことをやっているかということでございますが、前回の吉田社長さんにつきましては、宣伝はさることながら、いろいろな商品開発等々をやっております。あわせて今回の鳥塚社長も、既に幾つかの商品を開発しまして、せんだっての城祭りあたりから販売を開始したところでございます。

なお、この10月1日からは、ムーミン列車ということで1日に出発式をやりまして、また新たな観光資源になるような対策もとっております。そういうことも、当然、社長一人ではできませんので、従業員ともども現在やっているということで我々としては判断しております。

以上であります。

○議長（野村賢一君） ほかにございませんか。

10番、藤平さん。

○10番（藤平美智子君） 全体的なんですけれども、行政効果については、予算の執行の結果、当初計画した財政の構造がどのように変化したか、その辺についてわかる範囲で教えてくださいと思います。

○議長（野村賢一君） 総務課長。

○総務課長（君塚良信君） 予算の構造はどのように変化したかということでしょうか。

（「はい」の声あり）

○総務課長（君塚良信君） 平成20年度の当初予算に計上したものは、ほとんど適切に執行されておるということでありまして、健全化の指数も申し上げたとおりでありまして、よくな

ったものも悪くなったものもありますけれども、構造的に大きく変わったというところは、特別大きくというのはありませんが、着実に、堅実に財政的な面も少しずつ改善はしてよくなっていると思っております。

麻生内閣のときにいろいろな臨時の交付金とかもいただいた関係もありまして、若干事業なんかも先取りいたしましたので、そういう面では、ある程度若干の余裕とかは出てきておると思っております。

以上でございます。

○議長（野村賢一君） ほかにございませんか。

1 番、野中さん。

○1 番（野中眞弓君） 健康福祉課関係でお伺いいたします。

129ページに日常生活用具給付費とあります。この内容及び高額療養費貸付金、59万円利用されておりますけれども、これの両方の利用者数や利用方法について、どうなっているのか教えていただきたいと思います。

○議長（野村賢一君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（花崎喜好君） 129ページの日常生活用具給付費の168万7,000円の支出の関係だと思いますが、これは、身体障害者の蓄便袋とか蓄尿袋あるいは紙おむつ、そういうものの給付をしております。給付といいますか、金額の給付ですが、全体の額の購入額の9割を支給しています。利用者は18名です。身体障害者ならば全部該当いたします。

それと、高額療養費でございますけれども、高額療養費につきましては、住民税の非課税世帯あるいは均等割のみの世帯に保険の高額療養費の給付額の10分の9、これも9割分ですが、9割分を貸し付けしております。ちなみに、利用者は20年度は1名でございました。

以上です。

○議長（野村賢一君） ほかにございませんか。

1 番、野中さん。

○1 番（野中眞弓君） この2つの制度は申告ですか。

○議長（野村賢一君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（花崎喜好君） いずれも申請によるものでございます。

以上。

○議長（野村賢一君） ほかにございませんか。

1 番、野中さん。

○1番（野中眞弓君） 133ページの外出支援サービスがあります。今年度925万4,000円の決算になっておりますけれども、外出支援サービス、19年度と20年度、課長のほうには数字を上げていっていますが、19年度は当初予算600万円に対して決算が778万3,000円でした。予算の超過達成部分178万円でした。20年度はどうかといいますと、それを踏まえて当初予算が前年度よりも270万円ふえて870万円の当初予算に対して、決算は925万4,000何ぼでした。そうすると超過達成分が55万4,000円です。

この超過達成部分というのは、事業の内容から言えば、たくさんの方が恩恵をこうむったということで大変歓迎されている事業だということがわかるのですが、限られた財政の中で事業を回す、やり切るという点では問題があるのではないかと思います。その辺の、効率よく予算の中で、できれば少ない予算の中で多くの住民の利便を図るということの対策は考えていらっしゃるのでしょうか。

○議長（野村賢一君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（花崎喜好君） ただいまの外出支援サービスの問題でございますけれども、これは、従前より野中議員さんからのご指摘で相乗り等をしたらというお話も聞いております。そういう中で進めてきてはいるんですが、まず、相乗りについての問題点につきまして、一応、この外出支援サービスはドア・ツー・ドアといいますか、うちの玄関から買い物、病院の玄関までという形で、その方が、人によっては、同じ地点から同じ地点に行くのであれば相乗りは可能だと思います。それも、極端に言いますと、どこかの集会所に集まっていたいて、皆さんが一緒に同じ病院に行くのであれば、同じお店に買い物に行くのであれば相乗りは可能だと思います。

そういうものも含めて、今後、利用者にその辺のアンケートをとって見て、町で相乗りをする場合、ドア・ツー・ドアとまではいきませんが、どこか近いところに集合していただいて、そこからタクシーに乗っていただいて、逆に老川地区の方から大多喜にいらっしゃる場合は大多喜の駅までとか、そういうふうな方法でいいのかどうか、その辺も利用者の方々に聞いてみたいと思います。

それが今のところできていないというのは、各個人が利用者から負担金を2割いただいておりますので、距離が違うことによって、タクシー会社の方で、この人は何キロで幾ら、この人は何キロで幾らというふうな料金の設定ができないということで、今のところタクシー会社からもそういう話を聞いておりますので、その辺が、先ほど言ったような集合して買い物に行けるような、あるいは病院に行けるような形がとれましたら、そういう方法も今後検討

していかなければ、議員さんご指摘のとおり、財政も決められた額の範囲でございますので、その辺も、今後利用者の意見を聞きながら進めてまいりたいと思います。

以上です。

○議長（野村賢一君） ほかにございませんか。

1 番、野中さん。

○1 番（野中眞弓君） 同じく健康福祉課関係ですが、135ページ、介護保険事業計画策定業務委託で183万円使っています。私が経費削減の中の一つにいつも挙げているものなんですけれども、現実に職員や、あるいはこの策定委員会みたいなものがありますよね、そういうメンバーの力をかりたりして自前の計画書をつくっている自治体が現にあるわけです。必要なことは、この計画の中身が住民にぴったり合っていて、職員がそれをよく承知しているということだと思うんですね。

これを今後、これは20年度で終わって、3年ごとにつくり変えるはずですから、もう3年後の準備は始まっていると思いますが、自分たちでつくってこうという準備をしているのかどうか。

それから、私どもが見ますと、そんなに大きく計画の中身が変わるというようなことって少ないのではないかな。今のことを積み上げていって次の計画ができるのではないかなと思うんですね。20年度にできた計画書、前の計画との相違点というのは、かなり実際はあるものなのではないかということ伺いたいと思います。

○議長（野村賢一君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（花崎喜好君） 介護保険事業計画の策定業務のご質問でございますけれども、ご存じのとおり、当初予算でこの事業は当初予算書の中に入っていると思うんですが、253万円ほどたしか予算を計上させていただいております。それを執行の段階で183万円と、約70万円弱執行のほうを減らしております。減らしたといいますか、その中では、議員さんご指摘のとおり、町でできる部分につきましては町のほうでやったらというふうなことを私のほうでも提言をしまして、計画の丸投げといいますか、すべてのものをこういうふうにやってくださいという丸投げではなくて、自己分析できるところは自己分析をしてつくりました。

それで、どうしてもできないものは、将来推計につきましては、これは本来、町も、恐らくその推計の中の数字を定めるためには町も一緒になってやっているんですが、いろいろな国の情報あるいは全国の市町村の状況、そういうような状況を、類似団体といいますか、そういう類似団体の状況もなかなか把握しづらい、把握するのに時間もかかるというふうな

ことで、そういうものは業者のほうがすぐれているということで、そういう面につきましては業者のほうにお願いをして今回の計画はつくりました。

今後も、議員さんおっしゃるとおり、自己分析あるいはその辺は次期計画に向けて毎年毎年分析を行っていけば、そのときに、計画をつくる年にだけ仕事量がふえるのではなくて、徐々にふえていけるような方法も考えております。

計画の相違点でございますけれども、まず、利用者はふえているというのは、これは当然のことなんですが、それに伴ってサービスの内容も多少変わっております。それと、平成24年度までに新しく老人療養施設が増設されます。その予定でございますので、それに伴った相違点はございます。

以上です。

○議長（野村賢一君） ほかにございませんか。

1番、野中さん。

○1番（野中眞弓君） 私は相違点の量、新しくできた計画書の中で、前と大幅に違うようなどのくらいの量があるのか。自分たちが積み重ねてやっていくわけですよ。中身ってそんなに変わらないと思うんです。ただ、それこそ、おっしゃいましたけれども、将来推計がどうのこうの、だけれどもずっと、役場の職員というのは途中から入ってきたりするのではなくて、それがまた問題でもあると思うんですが、18歳から、あるいは20歳ちょっと過ぎぐらいからずっと役場にいて、町の移り変わり、それから周辺の自治体との交流とかで、この地域のことを一番よく知っているのが町の職員ではないでしょうか。しかも、課長クラスになったら、もう30年以上やってらっしゃるわけです。もう大多喜町のことだったら何でも聞いてくれと。できれば、住民サイドにしてみれば町の生き字引であってほしい、コンサルタントよりもよほど将来の推計が立つのではないかと。そのくらいの力量を持った職員を私たちは欲しいと思っているんです。だから職員の身分は保証しなければならないと。

各課が、いろいろなこういう計画があると思いますけれども、自分のところの仕事をしっかりと見つめて、町の将来とそこに住んでいる私たち住民を見ていただいて、やっぱり自分でこういう将来の見通しの立てられる職員になっていただきたいと思うのです。私が、自分が比較的関心を持っているのが介護だったり、そういう面だったりするので、今、健康福祉課のところにターゲットが向いているみたいなんです、それは健康福祉課の問題だけではなくて、すべての課でもそういうふうにやっていただきたい。こういうふうにするだけで、財政が限られている中では、ちりも積もれば山となるで必ず住民に返っていくお金がふえる

と思うんですね。どうなのでしょう。よろしくお願いいたします。

○議長（野村賢一君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（花崎喜好君） ご指摘のとおりでございまして、私どもも三十数年役場に勤務しておりますので、生き字引というふうなことまではいきませんが、ある程度のことは理解しているつもりでございます。

その将来推計につきましては、数字的なものですね、計画的な内容、内容といいますか文書的なものにつきましては、こういうふうな形で将来進めていきたいという計画の文書的なものは町のほうでつくりまして、数字的なものにつきましては、ある程度、将来推計するために掛ける乗率といいますか、そういうものがありますので、そういうものについては専門家にお任せしたというふうなことでございます。

先ほどの計画の相違点の量でございますが、確かに、計画書を見ますと1章、2章とかそういう中で、この計画書の中の文章の量はほとんど同じ、ページ数にしましても約80ページ前後で、前回の計画書も今回の計画書も同様でございます。

以上です。

○議長（野村賢一君） ほかにございせんか。

1番、野中さん。

○1番（野中眞弓君） 137ページ、負担金補助及び交付金ですが、ホームヘルプと訪問入浴サービスの利用料が計上されております。これは前年度で廃止になっている事業だと思いますが、どういうことなのでしょう。

○議長（野村賢一君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（花崎喜好君） ホームヘルプサービスの利用助成と訪問入浴サービスの利用助成金のところでございますが、支出額で26万4,545円のところです。

この制度につきましては、確かに20年3月で終了していますので20年度予算には反映されないんですが、しかしながら、この利用者が使った料金の精算が、3月末で利用した人は、業者が請求するのは4月になります。4月に国保連合会にそのデータが行きます。そのデータが行って、町のほうに結果が来るのが5月になってしまいます。5月になると、町のほうからその利用者に、おたくの場合は減額の利用ができますよというふうなことで通知をします。そうすると申請が出てくるのが6月になってしまいます。要するに出納整理期間を過ぎてしまいますので、その分のものがございます。ですから、通常月の約12分の1の、19年度決算と比較していただければわかるんですが、約12分の1の額ではないかと思われます。そ

ういうことで、3月分だにご理解いただきたいと思います。

(「わかりました」の声あり)

○議長（野村賢一君） ほかにございませんか。

1番、野中さん。

○1番（野中眞弓君） 153ページ、予防事業があります。この関係について伺いたいと思います。

予防事業は、この決算書の中で予防接種、それから健康診査、がん検診が上げられていると思いますが、執行率はどの程度でしょうか。このくらいの人たち、例えば予防接種で言うと、このくらいの人たちを対象にしたいということについて、実際はどのくらい来ましたよという、そういう執行率です。予算というのは、何人やるから何ぼという予算をとるわけでしょう。それに対して予定数と実際受けた者のまず数の面です。

その次なんです、この説明書ではなくて、もう一つの評価のあれだったでしょうか、その中で、本町の死亡率、一番高いのはがんだとありました。がん検診をやっているわけですが、がんの発見率というのは実際どうでしょうか。検診の中での発見率の問題が一つあります。それから、もう一つは、その年にがんの治療を受けた人、新たに発見されて。この新しくがんになった人の中で検診で発見された人の割合というのはどのくらいあるのでしょうか。

この決算から見ますと、随分予算を消化していない気がするんですね。これに対する対策はどのように考えているのでしょうか。

○議長（野村賢一君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（花崎喜好君） まず、じゃ、予防接種のほうからいきますと、予防接種ですね、いろいろ3種混合とか2種混合、ポリオとか風疹が一応法定で予防接種をするようになっております。ただ、率を出すのが難しいのは、法定内というのと標準的にというのが2通りあるんですが、標準的なほうの割合でいきますと、標準的というのは、要するにこの年齢からこの年齢の人が対象ですよというふうな、予防接種の年齢がそういう対象の人の割合に対する接種率、実施率を申し上げます。

ジフテリア・百日ぜき・破傷風の3種混合につきましては75%、ジフテリアと破傷風の2種混合につきましては96%、ポリオにつきましては81%、麻疹・風疹につきましては90%、実施率はそういうような状況でございます。

健康診査の実施率でございますけれども、健康診査は、20年度より保険加入者はその保険

に加入しているところの保険でやりなさいよというふうなことで、国保加入者につきましては町、後期高齢者につきましては後期高齢者連合でやるようになりました。ですので、今回の場合は国保加入者を対象にお答えしたいと思います、対象は、一応国保加入者の40歳以上が対象でございます。

それで、この受診の目標率というものを定めまして、それが1,117人が目標の受診率でございます。そのうち受診者数が885人で、パーセントでいきますと79%でございます。国民健康保険の全体の被保険者に対しましては32.5%というふうな状況でございます。

がん検診につきましては、がん検診もいろいろあるので一概には申し上げられませんが、大体20から30%。これは、胃がんですとか、子宮がんですとか、肺がん、乳がん、それ別に申し上げるとちょっと時間がかかってしまいますので、大体20から30%の人が受診をしております。これは、がん検診につきましては保険加入は関係ございません。どんな保険に加入されていても町民であれば対象でございます。あとは年齢要件等がございますけれども、それに合っている者に対しての受診率が20から30%ということでございます。

あと、がんの発生率といいますか、検診の中から発見した率といいますか、そういうことでございますけれども、胃がんが0.3%、子宮がんはありませんでした。肺がんが0.1%、乳がんはありません。大腸がんが0.1%、前立腺がんが2.3%が、一応がんの疑いがあるというふうなことで発見はされております。

それで、あと、その病院に行っている方で、検診によつての状況といいますか、がんであると発見されたというのは、その辺はちょっとわからないんですが、国民健康保険の中で疾病統計等をやってあります。その中で、治療されている中の約2.8%ががんの治療をしているというふうなことでございます。一番多いのは循環器系で21.8%。これは歯科とかそういうものも入っていますので、歯科のほうは19%、高血圧が16.7%、そういうような状況になっております。

以上でございます。

○議長（野村賢一君） ほかにございませんか。

4番、小高芳一さん。

○4番（小高芳一君） 177ページ、平沢ダム関係についてお願いしたいと思います。

まず、15節の監視装置の修理状況について説明をお願いしたいと思いますけれども、この装置はもう何年たっているのか、また、今回修理をしたようでありますけれども、かなり高額なんです、これがどのくらいもって、今後さらにまた修理の必要性が出てくるのかどう

か。

それから、その上にインターネットの接続料ということでインターネット料ということでありますけれども、この検査結果のデータはどこに集積されるのかというか管理しているのか。

さらに、この平沢ダムの受益者というか、受益耕作地というか、その辺はどうなっているのか。今、大多喜町で平沢ダムも管理をし、こういうものを修理しているんですけれども、町が100%出しているようではありますが、その受益となる耕作地域といいますか、その辺はどのようなになっているのか。

過去に放流が何回かあったかと思うんですけれども、何回ぐらいあって、そのときの放流の条件とかそういうものを含めて、この平沢ダムの管理状況をちょっとお話ししていただければと思います。

○議長（野村賢一君） 農林課長。

○農林課長（岩瀬鋭夫君） 平沢ダムについてのご質問ですけれども、工事のほうの八声観測所の装置につきましては、この工事につきましては、土地改良施設維持管理適正化事業というものがございまして、その事業の中で対応しているということでございます。これは、5年間の中で、たまたま大多喜町の場合には20年度にその観測所の工事をしたということでございます。もちろん国・県の補助がございまして、町の負担が40%ということになっております。その中で工事をしたものでございます。

それと、施工管理に関しましては、この工事のための施工管理でございまして、20年度のみというふうになっております。

それから、インターネット料、どこにデータが来るのかということでありますが、当然、町のほうへデータが上がってくるということでございます。

さらに申しますと、放流の関係ですが、そのデータと一緒に、放流の基準といいますのは、八声の観測所で塩分濃度が500 p p m以上になった場合に放流をするということでございます。このインターネットの中に含まれておりますけれども、担当の携帯と連絡がとれるようになっておりまして、そのデータが500 p p m以上になると、携帯に500 p p m以上になったという連絡が入るようになっております。そんなこともこの中に含まれております。

流域の範囲ということですが、それは西畑川でしょうかね、平沢から下流に来て夷隅川の部分と、あと夷隅町の大多喜寄りの近辺、恐らく、正式にはちょっとはっきりわかりませんが、柿和田、あるいはもうちょっと下流ぐらいまでの部分が平沢ダムの流域の範囲と

いうことになっております。それ以下の下流につきましては、いすみ市にあります荒木根ダム、もと夷隅町ですけれども、その放流。その放流の基準も、やはり500 p p m以上なものですから、当然下流のほうが塩分、八声の観測所で500 p p m以上になると、当然下流のほうが濃度が高くなるということでございまして、荒木根のほうでも当然そういった数値が出るということのようございまして、ですから、恐らく同時に放流されるケースが多いんだろうというふうに思っております。

あと、過去の放流があったか、何回あったかということでございますけれども、回数についてはちょっと明確にわかりませんが、確かに放流はあったというふうに記憶しております。

以上でございます。

○議長（野村賢一君） 4番、小高芳一さん。

○4番（小高芳一君） ここで質問したのは、これからもこれは補修ということで工事であるので、どういう措置がわかりませんけれども相当高額なものだろうと思うんですが、これがこれからも当然何年か、大分古くなってくれば、これからさらに修理も年々来るのではないかと、その心配が一つあるのと、町がほとんどやっているので、夷隅町の今のいすみ市の一部も流域に入っているということでありますので、その辺が、大多喜町が全部負担するべきものだったのかなということで、過去の経緯はちょっと私のほうはまるきりわかりませんので、その辺が、負担がある程度そちらのほうに求められるものであれば、少し応援してもらったらいいいのではないかとという意味合いがありまして質問させてもらったんですけれども、できればその辺も考慮しながら、今後の対応をお願いできればと思っています。

以上です。

○議長（野村賢一君） 農林課長。

○農林課長（岩瀬鋭夫君） また新たな工事が発生するのではないかとということですが、それは全くないとは言えないと思います、機械ものですから壊れることもあると思いますが、当面はないだろうというふうに予想はしております。ただ、機械の精度がいいのかどうか、ちょっとこのところ誤作動といいますか、例えば、雨が降った後に塩分濃度が500 p p m出たというような連絡が入ったりという、ちょっと誤作動があるんで、その辺の改善がまた必要なのかなという感じはしていますが、機械本体そのものについては、当面大きな故障はないだろうというふうに考えております。

それから、いすみ市に一部流域が入っていると、負担ができないかということなんですが、これについては、今までも、私もどういう経緯でもらっていないのかわかりませんが、依然

として大多喜町単独で経費を賄っているという状況であります。今後、いすみ市から負担がいただけるかどうかというものについては、この場でははっきり申し上げられませんが、もし協議ができるものであれば、その辺も進めてまいりたいというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（野村賢一君） ほかにございませんか。

1 番、野中さん。

○1 番（野中眞弓君） ちょっと先ほどの健診の関連なんですけれども、健康診査は国保対象者だということですよね。国保対象者の健診と特定健診とのかかわり合いというのはどうなっているのでしょうか。

よくわかっていないんです。健康福祉課としてやるのであれば、国保対象ではなくて、全町民が対象ではないかと思ってしまいうんですね。国保の会計を見ると、国保は国保で特定健診が三百何万円とってありますよね。その辺のかかわり合いがちょっとわからないんですが。

○議長（野村賢一君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（花崎喜好君） 特定健診と普通の一般健診、要するに保険者としてやる分と町としてやる分というふうなことだと思うんですが、従前やっていた俗に言う住民健診、これにつきましては、すべて国保加入者だけしかできないようになりました。ただ、町としてやる健診につきましては、胸のレントゲンと普通の基礎的といいますか、問診をして血圧をはかるというか、そういう健診は町としてやれるようにしています。

以上です。

○議長（野村賢一君） ほかにございませんか。

6 番、君塚さん。

○6 番（君塚義榮君） ちょっと大雑把かもしれませんが、一応質問させていただきま

す。

77ページからでございますけれども、77ページの議会費の中で、節の4番、共済費の中で総合事務組合負担金というのがありますが、この総合事務組合というのはどういった性質のものか、まず1点ご説明願いたいと思います。

○議長（野村賢一君） 総務課長。

○総務課長（君塚良信君） 総合事務組合はどういう性質のものかということでありまして、これは、県下の市町村の共同で事務を処理するものをしております。どんなことをし

ておりますかという、常勤職員の退職手当の支給の事務関係、あるいは住民の交通共済、議会のほうの関係も公務補償等の仕事ですね、それとか消防団員に関する退職報償金の支給の事務とか、ほかにも、最近では職員の採用試験なんかもこういうところで一括してやっておるものもございます。14ほどありますけれども、大体ほとんどの県下の市町村が入りましてこの制度になっております。

設立については昭和30年ということで、これは地方自治法にのっとってそのようなものを設置したというふうに言われておる団体です。

以上です。

○議長（野村賢一君） 6番君塚さん。

○6番（君塚義榮君） 昭和30年からということなんですけれども、その中で主なものは、恐らく今、課長が話されたとおり退職金だと思うんですが、この退職金の、数字だけで中身はよくわからないんですが、数字から見ますと、昭和30年から平成19年までの数字を見ますと、各市の合計で退職金を引き当てた累計収支差が約200億円赤字になっているんですよ。それで、町関係では約620億円ですか、そのくらいの赤字になっていて、差し引きで見ますと110億円の黒字になっているんですけれども、これはあくまでも表の数字なんです、この辺がちょっと解釈しにくいんです。

それはともかくとして、じゃ、仮に大多喜町を見ますと、19年度で11億9,000万円ですか、このくらいの不足を生じているわけですね、退職金に対する引当金が。11億9,000万円が不足しているんですけれども、これは、この不足金額は、将来負担比率、20年度は101%だったんですが、これにカウントされていますか。

それと、この11億9,000万円ですか、20年度はどういうふうになるか推計はちょっとわからないんですけれども、退職者によるんですが、その辺をちょっと、細かいことはわからないと思うんですけれども、かいつまんでご説明願いたいと思います。

○議長（野村賢一君） 総務課長。

○総務課長（君塚良信君） 今、君塚議員のほうからお話のありましたように、確かに昭和30年から退職金の負担と支払いの関係でまいりますと約11億9,000万円ほど差額が生じております。これにつきましては、5年でこの差額は見直していくというようなことで、我々のほうから不足しているから多く納めるということはできません、この組合のほうから請求をいただいた中で、一般の負担金と特別負担金とか調整負担金とをその年によって納めております。そんなことで、必ずこれは、そういう差額が出れば負担が多くなってきますから、何

年か後にはそういうもので改善していくという制度となっております。

質問の中に、これが財政の健全化法という将来負担の比率の中に含まれているかどうかというご質問でございますので、これにつきましては起債と同じように含まれております。これは、町の職員がその年に退職しても大丈夫なような額が含まれておりまして、そのほかに、国吉の一部事務組合とか、そういうところが破綻しても何割か負担しなければならないような状況になっておりまして、これは、当然この数値というのは財政の健全化の中に含まれておりまして、これは隠れの借金とかそういうものは全くなくて、公表していく数字でありまして、大多喜町の場合は、101.何%というか、申し上げましたけれども、そういう比率の中に含まれておる比率であります。

以上でございます。

○議長（野村賢一君） 6番君塚さん。

○6番（君塚義榮君） 普通の会社であればこれは退職引当金であるし、それが大赤字になっていけば、これは退職引当金から出せないわけで、退職者に対しては借金で支払うか、あるいは出さないか、そういった形なんですけれども、これは12億幾らの町税の中から、あるいは交付金とかいろいろな問題の中から繰り出してこういった負担をして皆さんの退職金に充てているんだろうと思います。そういった点におきましては、我々とすれば、我々の退職金も含まれているわけですね。当然、議員の。

そういったことで、非常に町民の皆さんに歯がゆい思いなんかがするんですけれども、この退職金が、仮に現在は11億円ぐらいの赤字でいいんですけれども、これがもう少し少しかさんでいった場合には、これは5年で見直しするということなんです。そういったときに、負担割合が恐らく変動してくると思うんですけれども、そういったことに対する対応というのはできるのでしょうか。例えば、11億9,000万円あるんですけれども、これに、単年度では大体、これを見ると3億幾ら、退職する人数によって違うんですが、負担が来ると思うんですが、そういったことに対する心づもりというか腹づもりというんですか、その覚悟はあるのでしょうか。

○議長（野村賢一君） 総務課長。

○総務課長（君塚良信君） それは確かに、我々も計画的な中でやっていくことです。毎年これが赤字になるというものではありません。大多喜町の職員の場合、比較的年齢の高い人が今のところ若干多いところもありますので、年によっては、今度、その次あたりになりますとほとんどいなくなったり、必ずでこぼこがありまして、非常に多いときもあります。

れども少ないときもありますので、これが一気に急上昇するというようなことはないんじゃないかなと、退職者の状況によりますけれども、それはそういう心づもりで長期的に見て対応していきたいし、またそのようなことで考えております。

以上です。

○議長（野村賢一君） 質疑の途中ですが、ここで10分間休憩したいと思います。

（午前 11 時 11 分）

○議長（野村賢一君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午前 11 時 22 分）

○議長（野村賢一君） 質疑を続けます。

質疑ありませんか。

1 番、野中さん。

○1 番（野中眞弓君） 前に戻ります。3 度目の質問になります。

健康診査なんですけれども、私は、ことし久しぶりに町の健診を受けました。今までは医療機関で受けていたんですけれども、そうすると、町で受けた結果を見ると私はかなり健康体なんです。医療機関で受けた結果を見ると、あちらこちらでもう故障が起きているということで、気をつけなくてはいけないな、何とかしなければいけないなという意識なんですけれども。

その 2 つの結果を見まして、町の健診は、住民にとっては経済的に大変楽です。雑入のところとこちらの支出のほうを見ますと、住民負担は大体 10 分の 1 で、がん検診も基本健診もできているわけですから。だけれどもそれが、やはり信憑性というか信頼性からちょっとどうかなと思ったら、つまり安かるべし悪かるべしでは、やはり住民に対して申しわけないのではないかな。特に高齢化の町では、医療機関に行くという足とそれから経済的な負担を考えたら、町の健診を本当に充実させて、医療機関で改めて健診をしなくても大丈夫というような質の高い健診にしていいただきたいなという思いがあるんですが、課長、いかがでしょうか。

○議長（野村賢一君） 困ったね、こんな質問ね。答弁する。

健康福祉課長。

○健康福祉課長（花崎喜好君） 野中さんがご健康で大変ようございました。

そういうわけで、今おっしゃるとおりでございますが、町健康診査と病院健康診査の

結果が違うというふうなこと、違うといえますか、精度が違うというふうなお話でござい
ますが、確かに医療機関で、私どももそうなんですが、医療機関でやると、かなり細かいデー
タまで調査します。町でやっている健康診査につきましては、ある程度概略的といえますか、
大きな項目だけの診査しか、健診しか行いません。その結果、町では、それについてもしそ
のアバウトな段階でだめな人は、精密検査の指導をします。あるいは、ややおかしいかなと
いう方は、健康指導といまして、野中さんは健康なので呼び出されなかったんでしょけ
れども、呼び出されている方もいらっしゃる。そういうふうなことで、町としての健康
診査も、保健師が健康指導も、ややおかしい人についてはそういうふうな指導もしています。

経費的なこともありますので、余り細かいデータまで調査することはできません。今、議
員さんがおっしゃってくれたように、健診は500円程度しかいただいていませんので、その
程度の料金で住民サービスというふうな形で進めておりますので、その辺は十分ご理解をい
ただきたいと思います。

以上です。

○議長（野村賢一君） ほかにございませんか。

6 番、君塚さん。先ほどの件ですか。

○6 番（君塚義榮君） そうです。

では、最後の締めくくりでちょっとお願いしたんですけれども、単年度で支出の差が、町
の関係で、大多喜町が、選挙の投票率じゃないですがトップなんですよね。例えばですね、
18年度、19年度はちょっと資料はないんですけど、19年度で単年度収支差、これは赤字
が一番多いのは大多喜町で1億2,300万円、大ざっぱに。その次が酒々井町で9,800万円。こ
れは単年度ですね、18年度、県下でトップなんです。それと累計でもトップなんです。こ
れは累計といえますと昭和30年から平成18年の間。大多喜町は19年度ですね、先ほど言いまし
たとおり11億9,000万円の赤字になっていますね。ちなみに、その次に多いのが光町、これが
10億円、大多喜町は11億9,000万円、そのくらい大多喜町はトップなんですよ。

だから、そこでちょっと憂えるんですけども、一体どういうわけで大多喜町がこういう
ふうに赤字が多く、しかも両方で、累計でも単年度でもトップになっているんですが、ほか
の面のいいほうのトップならいいんですけども、赤字のトップというのは余り聞きやすい
ものではないと思うんです。

これは、どういう経過でこういうふうになっているのか、もし所見があったらお聞かせ願
いたいと思いますし、また改善策があれば重ねてお聞かせ願いたいと思います。

○議長（野村賢一君） 総務課長。

○総務課長（君塚良信君） 今、平成18年度が1億2,300何万円というお話でした。じゃ、その前はどうかというと、17年度は1,300万円のマイナスですね、16年度は4,200万円の黒字と
いいですか、15年度は2,600何がしの黒字ですね、その前にいくと600何万の黒字、その前が
4,300万円の赤字とかです。

これは、当然退職する人によって波があると思うんですね。ですから、当初申し上げまし
たけれども、我々のほうで多く納めたいと言ってもそうできる制度ではなくて、向こうから、
一定の式があるんだと思うんですが、その中で負担金を納めていくと。しかも、一般の負担
金と特別負担金と調整金というものがありますから、それは今後、高い数字になってくると
思うんですね。また、退職金も、当然退職する人によって差が出てきますので、なぜそうい
うふうになるのかと言え、そういう数の、退職する人が多かったからというふうになると
思います。

だから、これは総合事務組合のほうできちんとした算定でやっていただいておりますので、当面は、我々はそれを信じてやっていこう、やっていかざるを得ないのかなという
ふうに考えております。

以上です。

○議長（野村賢一君） 6番君塚さん。

○6番（君塚義榮君） 通年で累計でも赤字がトップ、単年度でも赤字がトップ。これが、極
端に言えば、裏を返せばもうかり過ぎているような形になりますけれども、表から見れば赤
字をしょっているという形になるんですが、そういったことを十分お互いに認識して、この
質問を終わりたいと思います。ありがとうございました。

○議長（野村賢一君） 次に。

1番野中さん。

○1番（野中眞弓君） 環境センター塵芥処理関係について伺います。

166ページに塵芥委託料というところがありますが、課長さんには、19年度、20年度の処
理量などの表をお渡ししました。ごみの処理の委託料が年々ふえています。これをとやかく
言うつもりはないんですが、その中で、いすみクリーンセンターの委託料が、19年度5,300
万円だったところ20年度は6,100万円で860万円ふえています。じゃ、ごみの量が減ったのか
というと、そうではありません。19年度は処理していただいた可燃ごみは2,234トンで、1
トン当たり2万4,981円です。1キロ当たり、大体1軒の家で生ごみが1日に出るのが1キ

口前後と言われているんですが、1キロ24円です。去年は25円か。それに対して、ことしは処理量が2,181トンで、減っているんですね、処理してもらうごみの量が。にもかかわらず、去年物すごく燃料が値上がりしましたよね。その影響なのかもしれませんが、20年度は1トン当たりの処理費が2万8,312円になっているんです。

今、できるだけごみは燃やさないということで、大多喜町も多分ことしもまた2番目ぐらいかもしれませんが、リサイクル率では県下2位という、そういう行政のほうもお金をかけ、人手をかけ、住民のほうも1手間、2手間かけて、環境にやさしい循環社会の大多喜町をということをやっているのですが、この燃やすごみはネックではないかと思うんですね。燃やすごみの減量ということについてしゃかりきに取り組む必要があるのではないかと思います。いかがでしょうか。

それと、郡内の住民1人当たりの可燃ごみの量というのはどうなのか、わかりますでしょうか。お願いします。

○議長（野村賢一君） 建設課長。

○建設課長（浅野芳丈君） 既に皆様方ご承知であろうかと思えますけれども、大多喜町については、今現時点で焼却炉は稼働しておりません。本件につきましては、平成12年当時、ダイオキシンの関連の法令の関係と、それから広域ごみ処理施設の建設関係、これの関係がございまして、広域的にごみの処理、そういったものをやっているということで、大多喜町については、その当時、夷隅・岬クリーンセンターというところに搬入するというようなことで解決をしていくと。それで、広域的なごみ処理場施設を、大きなものをつくって、その次はそのところに搬入するというような計画であったわけですが、その時点で、ごみの処理について委託をするわけですから、その関連で委託料が発生したという状況でございます。

その後、委託料につきましても、その施設が行っております全部の関係、それを私どものほうでもごみの処理量に応じて負担しているという形になっております。ですから、そちらで行っております人件費であるとか、あるいは需用費であるとか公課費であるとか、あるいは工事費であるとか、あるいは債権が発生しておりますので、その償還関係、それらすべてを含んでおるわけでございます。

議員からお話がありました八百六十数万円の関係が多くなっているということでございますけれども、これについては、大きな原因は、要因はということになりますが、要因につきましては、工事費が多額になったということでございます。詳細を申し上げますと、平成19

年度の工事請負費につきましては2,980万円程度でございます。それが大多喜町に、我々が得た金額は854万5,000円ということでございます。

それと、平成20年度の工事請負費につきましては大きな問題がありまして、エアカーテンというものを修理してございます。これが約3,000万円かかっております。それで、工事請負費全体で5,880万円かかっております。それで大多喜町に割り当てられました関係につきましては1,652万2,000円、これだけふえております。ですから、800万円ちょっとふえておるというところでございます。

そのほかにつきましては、給料、需用費、委託料、公課費、元利償還関係については、さほど変わっておりません。それが大きな要因でございます。

それと、郡内の住民の1人当たりの可燃ごみの関係でございますけれども、日グラムということで発表させていただきたいと存じますが、平成20年度でございますが、勝浦市1,159グラム、いすみ市894グラム、大多喜町781グラム、御宿町1,433グラムという内容でございます。

それと、今後の対策ということでございますが、町におきましては、議員からもお話がございましたとおり、リサイクル率、これについては18年、19年度については県下で第2位という誉れ高い実績を上げておるわけでございます。これについては、住民の皆様方、それと現場の職員の努力のたまものというふうに自負しておるわけでございますけれども、私どものほうであれしました場合については、平成18年度につきましては、ごみの総量でございますけれども、総量といえますか焼却ごみの量でございますが2,280トン、それから19年度については、議員のご指摘がございましたが2,223トンでございます。それから、平成20年度については2,167トン、そういう状況でございまして、年々ごみの関係につきましては減少傾向にあるということで、これも住民の皆様方の分別収集、その関係を私どものほうでやっておるわけでございますが、その効果が出てきておる状況であろうと思います。

今後、こういったことも兼ね備えまして、今後ともこの状況を堅持してまいりたいと思っております。

以上でございます。

○議長（野村賢一君） ほかにございませんか。

1 番、野中さん。

○1 番（野中眞弓君） 農林課に移ります。

171ページに農家組合長の手当が110万円計上されておりますけれども、今、農業事情がい

ろいろ変わってきておりますが、農家組合の役割と申しますか、これから先どうするのかというのを伺いたいと思います。

○議長（野村賢一君） 農林課長。

○農林課長（岩瀬鋭夫君） 農家組合の役割ということでございますけれども、今、町のほうから農家組合長さんをお願いしていることは、水稻の生産実施計画の取りまとめ、あるいは農業委員選挙人名簿の取りまとめ、それから、これは全地区ではございませんけれども、小谷松、大戸を除いた総元地区、あるいは上瀑地区、西部田地区も実施しておりますけれども、航空防除の関係の取りまとめ、あるいは農林業に関する会議の出席や、もろもろの災害あるいは病虫害が発生した場合などの周知、これは区長さんをお願いする場合がありますけれども、農家組合長さんが中心になるのかなというふうに考えております。そういうものの周知や何かに関することなどが主な業務でございます。

今後についても、これは恐らく継続していくんだろうというふうに考えておりますので、町のほうの方針としては、変わらず今のままの体制をとっていければというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（野村賢一君） ほかに。

1 番、野中さん。

○1 番（野中眞弓君） 181ページ、集落センターの運営事業があります。

60万7,000円計上されておまして、説明書によりますと、集落センターでは1年間利用件数が204件、利用者数が1,978人とかなり利用されておりますけれども、私の見落としかもしれませんが、利用料というかそういうものが決算書の中に計上されていないような気がするんですが、ここの集落センターというのは利用料は取らないのでしょうか。

それと、あと管理の仕方なんですけど、管理の謝礼というのが3万円計上されております。農村コミュニティーセンターは管理謝礼30万円と違いがありますけれども、この各センターの管理料というのは、一体どういう基準で、どんな仕事をして決めているのでしょうか。

○議長（野村賢一君） 農林課長。

○農林課長（岩瀬鋭夫君） まず最初に、集落センターの運営の中で利用料が計上されていないと、利用者があるようだけれども利用料が計上されていないがどういうことかということですが、確かに、21年度からまた利用料の改定がありまして、21年度からの実績では出るようになると思いますが、20年度までもその利用料を取るような規定がございました。

なぜ取らないかといいますと、老川のこの集落センターにつきましては、文化団体が100%と言えるような状況でございまして、免除になっておるといような状況でございます。でありまして、利用料の収益がなかったということでございます。

それから、管理の状況でございましょうか、集落センターと農村コミュニティーセンターの管理料の違いでございましょうか。集落センターのほうにつきましては、かぎの管理ということでございます。かぎを預かっているということでございまして、その利用者が、具体的に申しますと、南条商店に依頼をしております、そこに利用者の方がかぎをとりに来て利用する、使用が終われば返しに来ると、そういうような利用形態をとっております。

それから、農村コミュニティーにつきましては、休日あるいは夜間の使用時の開錠あるいは施錠、そういうものを委託している人、具体的に申しますと、湯倉の齋藤豊彦さんでございしますが、その方に依頼をしております、開錠、施錠を利用するたびにお願いをしているということでございます。それから、これにつきましては、セコム、警備保障も入っておりますので、その辺のセットもでございます。それから、休日の使用時については、施設の周りの巡視、そういうものもお願いしているということでございまして、その辺の差が生じているということでございます。

以上でございます。

○議長（野村賢一君） ほかにございませんか。

1 番、野中さん。

○1 番（野中眞弓君） 教育に移ります。

小学校、中学校とも、要保護・準要保護の援助制度をそれぞれ計上されておりますけれども、援助の内容及び援助の実態を教えてください。

○議長（野村賢一君） 教育課長。

○教育課長（渡辺嘉昭君） まず、準要保護でございしますが、平成20年度、小学校で7名、中学校で8名ということでございます。助成の内容でございしますが、学用品、給食費、修学旅行、校外活動費等に関する助成でございます。

以上でございます。

（「要保護は」の声あり）

○教育課長（渡辺嘉昭君） 20年度の要保護はございません。

○議長（野村賢一君） ほかにございませんか。

1 番、野中さん。

○1 番（野中眞弓君） 過年度分はわかりますか。

○議長（野村賢一君） 教育課長。

○教育課長（渡辺嘉昭君） 過年度分でございますが、19年度、小学校、準要保護12名、中学校が7名、18年度が、準要保護11名、中学校が5名、17年度が、準要保護7名、中学校が9名でございます。

○議長（野村賢一君） ほかにございませんか。

1 番、野中さん。

○1 番（野中眞弓君） こういう制度があるということの周知は、どのようにして行っておりますか。

○議長（野村賢一君） 教育課長。

○教育課長（渡辺嘉昭君） 各学校を中心とした対応となっておるというふうに承知しております。

以上でございます。

○議長（野村賢一君） 1 番野中さん。

○1 番（野中眞弓君） 具体的にはどんなふうに学校中心に行われていますか。例えば、あるところでは、小学校とか中学校の入学時にビラを配って、こういう制度がありますよということを親たちに知らせているという話も聞いています。制度そのものを知らないということがあるのではないかと思いますのですが、いかがでしょうか。

○議長（野村賢一君） 教育課長。

○教育課長（渡辺嘉昭君） この制度の周知ということでございますが、要保護・準要保護同様かと思えますけれども、まず、学校において家庭の状況を把握、また、場合によっては、要保護のほうは民生委員さんが、当然のことでございますが、特に資料等を用意して周知しているという状況はございません。関係機関・人によって行っているという状況でございます。

以上でございます。

○議長（野村賢一君） ほかにございませんか。

1 番、野中さん。

○1 番（野中眞弓君） 西中学校の建設にかかわって、パンフレット作成代24万円近くのお金が出ているのですけれども。

○議長（野村賢一君） ページ数はわかりますか。

○1番（野中眞弓君） ページ数、こっちじゃないかもしれない。こっちの細かい説明書の方だったかもしれません。

学校で稼ぐわけでも、よい印象を振りまかなくても行政はいいわけで、こういうものから、今パソコンなんかでかなりきれいに写真なんかもプリントできますし、こういうものも大枚なお金を使わないでささやかにできないものでしょうか。案外と行政、大多喜町に来て、こんなところまでお金を使わなくてもいいのになと思ったことが何度かありますので、どうなんでしょうか。

○議長（野村賢一君） 教育課長。

○教育課長（渡辺嘉昭君） パンフレットにつきましては、決算書253ページの23万9,715円、印刷製本費の関係かと思いますが、パンフレットにつきましては、竣工式の資料、他市町村からの照会・視察対応、将来への記録資料として必要であったというふうに考えております。以上でございます。

○議長（野村賢一君） ほかにございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（野村賢一君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

討論がありますので、初めに、本認定について反対者の発言を許します。

1番、野中さん。

○1番（野中眞弓君） 私は、この20年度の一般会計の決算に対して、反対の立場から討論させていただきます。

私ども日本共産党も、だれもが安心して暮らせる大多喜町を目指しております。決算書には、住民の経済、町政のかかわりが如実にあらわれています。これは、数字は物を言わないと私は思っていたのですが、本当に決算書には住民の懐ぐあいもわかるようになっていて、よくできた決算書だと思います。

この20年度という年は、9月に、アメリカの金融破綻に始まる世界同時経済危機に襲われた異常な年でありました。国内では、雇用が流動化し、非正規雇用が常態化し、1,000万人を超える人が、働いても年収200万円以下、ワーキングプアという状況に置かれている。そして、これらの非正規労働者が、この経済危機により大量首切りに遭いました。貧困と格差

が一層拡大しました。

この決算書の中でも、町税の町民税、個人の現年課税のところでは、普通納税、農業や自営業者あるいは臨時雇用などで、給料から税金が天引きされない普通納税の方と給料が天引きされる正社員による特別徴収の方たちの間では所得に2倍の差があり、そしてこの差が大きくなっております。こういうことがだれの目にもはっきりわかる、そういう年でした。

こういう中で、行政がしなければならないことは、やはりプアの解消、税金の再配分ということをしつくりと行って、だれもが安心して暮らせるまちづくりを目指すことではなかったでしょうか。

決算では、歳入で町税が1億円を超える減収になっております。町長もおっしゃいましたとおり、住民の収入が減った、住民が苦しくなったということだと私も思います。住民の経済そのものが冷え込みました。その中で、20年度予算、税の再配分で格差を埋めることになっていたでしょうか。社会保障費である扶助費、これについては答弁いただけませんでした。扶助費も、実は昨年までは、扶助費は少子高齢者対策、高齢化が進むにつれてふえておりましたけれども、20年度は前年比で3.5%の減少となっております。

行政の理念、税金の再配分という理念、弱者を救済するという基本理念を貫くよりも、20年度の場合は、厳しい財政状況の中、弱い者いじめになっても削りやすいところを削るという住民いじめになっていなかったでしょうか。財源は限られております。その中でいかに効率的に住民にサービスを提供するか、職員の意識と情熱にかかわってきます。

先ほど質疑の中で浅野課長が、環境センターの職員、ごみのリサイクル率が県下2位だ、本当に環境センターの職員の身を粉にした働き方、あるいは道路改修などでやればすぐに来てくれる、そういう現場の部署では本当にありがたいほど迅速に仕事を進め効果を上げているという側面もありますけれども、行政の基本である諸計画書を外注にするとか、外出支援にしろ、より簡便な方法に流れてしまうこととか、改善すべき点は多々あるのではないのでしょうか。行政としていかに経費が削減できるかは腕の見せどころで、住民の監視の目はそこに向かっていきます。

1月に選挙がありました。そのとき、「議員に望むことは何ですか」、「町政の無駄をチェックしてほしい」、こういう声が圧倒的に多いのです。大変な思いをして納めている税金、1円たりとも無駄に使ってほしくはない。ただ、行政の中にと、今までもこうやっていたのでこれが当たり前だと思う、マンネリ化というか、そういうものに陥っている部分もあるのではないかと思います。

先ほど出しましたけれども、当初予算を大幅に超えた外出支援、可燃ごみの処理など、改善・打開策を打つべきではないでしょうか。それまでのやり方を踏襲しているところに、今の大多喜町市政の課題があると思います。進取の風を引き起こし、前例がないということをよく行政では言いますが、千葉県の前例となるような行政を私は期待しております。

経常収支が90近くになって財政に余裕が少なくなっている今だからこそ、大なたを振るい、そして身を粉にして住民サービスに努めていただきたいということを希望して、反対討論いたします。

○議長（野村賢一君） 次に、本認定について賛成者の発言を許します。

4 番、小高芳一さん。

○4 番（小高芳一君） 私は、賛成の立場から討論をさせていただきたいと思います。

平成20年度の決算につきましては、まず、歳入の部は、世界的な金融危機の影響を受け、法人住民税、地方譲与税、各種交付金など大きく歳入が減となっています。このような状況の中、収入の確保に努め、税収の総額自体は減となっているものの、徴収率に関してはわずかながら前年度を上回っているなど、財源の確保の努力がうかがえます。

一方、歳出については、事務改善や行政改革の実施により、人件費や物件費など経常的な支出を抑制し、西中学校の建設、いすみ鉄道新駅の完成、町並み整備の実施、町道の改良、トンネルの修繕など、安心・安全な町民生活の維持向上に努め、福祉や介護、医療等の年々増加する行政需要についても、限られた財源の中で各種事業を実施しています。

また、非常に厳しい町財政を取り巻く環境の中で、地方公共団体財政健全化に関する法律の4つの指標についても、今のところ早期健全化基準の範囲内になっておりまして、大多喜町の財政は健全な状況となっています。

以上のことから平成20年度決算については賛成をするものでありますが、しかしながら、今回、20年度の決算につきまして、それぞれに事業自己評価を25事業実施していただきました。この中身は、ほとんど現状維持というものでありました。事業そのものが硬直化をしているように思われます。中には、もっと大きな成果を期待できるものもあるのではないかと、いうふうに考えます。

今後、20年度決算を踏まえて、より柔軟に、より大胆な発想で、少ない費用で大きな成果が上げられますよう皆様の努力をお願いしまして、賛成の討論とさせていただきます。

以上です。

○議長（野村賢一君） ほかに討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(野村賢一君) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから認定第1号 平成20年度大多喜町一般会計歳入歳出決算認定についてを採決します。

この採決は挙手によって行います。

本決算は認定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手多数)

○議長(野村賢一君) 挙手多数です。

したがって、認定第1号 平成20年度大多喜町一般会計歳入歳出決算は、認定することに決定しました。

会議の途中ですが、ここでしばらく休憩します。この間に昼食をとっていただき、午後は1時から会議を再開します。

(午後 零時04分)

○議長(野村賢一君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

(午後 1時00分)

○議長(野村賢一君) 日程第2、認定第2号 平成20年度大多喜町鉄道経営対策事業基金特別会計歳入歳出決算認定についての議事を続けます。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

1番、野中さん。

○1番(野中眞弓君) いすみ鉄道の助成というか援助に対して、上下方式にするということで、下のほうはやると、上のほうについては基金から出すと。結局、両方まずければ行政が出してやるということにもかかわらず、私たちは経営状態についてほとんど資料をいただいております。会社の経営のほう、ソフトのほうがどうなっているのか、やはり各自治体というか議員レベルまでその情報は流すべきだと思うんですけれども、その辺はどうでしょうか。

○議長(野村賢一君) 企画商工観光課長。

○企画商工観光課長（森 俊郎君） 確かに、これまで多分経営状況の内容は説明しておったと思いますけれども、細かい資料は出していなかったと思います。したがって、当然必要なことでありますし、多分これは公表できない話じゃないと思いますので、その辺は今後、またいすみ鉄道のほうにその辺も話をしたいというふうに考えておりますが、それによってまたどう変わるかわかりませんが、とりあえず要望はしてみます。

以上です。

○議長（野村賢一君） ほかにございませんか。

1 番、野中さん。

○1 番（野中眞弓君） 本当にいすみ鉄道が民間会社であるならば、自分の収益の中で経営していくのが当たり前だと思うんです。かなり古い話になるんですけども、こういう赤字体制でありながら、県から来た職員あるいは国鉄からおりてきた職員に対して、赤字会社としては法外の給料が支払われていたのではないかという時期が一時あったと思うんです。でも、そういう民間の会社なら会社としての努力をしてもらうためにも、親方日の丸ではなくて、自分たちできちんと経営をやっていくという意味でも、公開する努力はよろしく願いいたします。

○議長（野村賢一君） 企画商工観光課長。

○企画商工観光課長（森 俊郎君） そのように現在進めております。当然、これまでのように、いつも議員さん言うように日の丸ということがありますが、そういうことがないように、当然、対策協議会の中でも大いに頑張っていただきまして、できることであれば、自治体にそんな負担をかけないような収益で運営をしてもらいたいということで我々願っております。

そこで、今回たまたま基金からの取り崩しはなかったということは、簡単に言ってしまうと収入があったということで、基金からの取り崩しがないということになっております。したがって、まず第1段階として、この基金からの取り崩しを今度もしないと、その上でさらに下の部分、いわゆる県を含め自治体が負担しております下の部分を幾らかでも減額できるような収入を今後も引き続いてお願いしていくということになろうかと思います。

以上であります。

○議長（野村賢一君） ほかにございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（野村賢一君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(野村賢一君) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから認定第2号 平成20年度大多喜町鉄道経営対策事業基金特別会計歳入歳出決算認定についてを採決します。

この採決は挙手によって行います。

本決算は認定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

○議長(野村賢一君) 挙手全員です。

したがって、認定第2号 平成20年度大多喜町鉄道経営対策事業基金特別会計歳入歳出決算は、認定することに決定いたしました。

日程第3、認定第3号 平成20年度大多喜町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定についての議事を続けます。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

1番、野中さん。

○1番(野中眞弓君) 国保会計の国・県・本町の平均の国保額を教えてください。

それから、もう一つは、国保における国・県・本町の平均的な医療費は幾らかかっているのか教えてください。

○議長(野村賢一君) 税務住民課長。

○税務住民課長(菅野克則君) ただいま野中議員さんのご質問でございますけれども、国・県・本町の平均国民健康保険税額ということでございますけれども、国・県につきましては、一番新しい資料が平成19年度分でございますして、平成20年度の数値は出てございませんが、19年度の現年の課税調定分で申し上げますと、全国市町村平均で1世帯当たり調定額15万5,665円、1人当たり調定額8万4,367円、千葉県市町村平均で1世帯当たり調定額17万130円、1人当たり調定額9万290円、本町では1世帯当たり調定額14万7,567円で、全国平均より8,098円の減、千葉県平均より2万2,563円の減、1人当たりで見ますと、調定額7万1,775円で、全国平均より1万2,592円の減、千葉県平均より1万8,515円の減でございます。

1世帯当たり及び1人当たりでは、県内56市町村最低の額でございます。

本町における平成20年度の調定額、1世帯当たりにつきましては15万9,358円、1人当たり9万2,602円でございます。

以上でございます。

○議長（野村賢一君） ほかにございませんか。

健康福祉課長。

○健康福祉課長（花崎喜好君） 医療費に関してでございますけれども、18年度の数値を申し上げます。国のほうは全体的に18年度から公表されておりますので、18年度の国の1人当たりの医療費ですが37万5,137円、県が31万4,018円、大多喜町が36万5,717円でございます。19年度の統計で見ますと、国は出ておりませんが、県が32万9,916円、大多喜町が39万7,717円、20年度につきましては、皆さんのお手元に配付してございます実績報告書の40ページ、41ページに各費用別の負担が載っておりますので、それをごらんいただきたいと思います。

ちなみに、大多喜町の医療費でございますが、千葉県内では上位ランクのほうでございます。

以上です。

○議長（野村賢一君） ほかにございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（野村賢一君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

1番、野中さん。

○1番（野中眞弓君） 私は、20年度の国保会計決算に反対の立場から討論させていただきます。

20年度の本町の国民健康保険は大幅な保険料の値上げがありました。今、課長のほうから報告がありましたけれども、19年度では1人7万1,775円だったものが、20年度は9万2,602円、2万円以上も値上げしております。その結果どうなったかといいますと、収納率ですが、19年度は83.4%ありましたものが80.6%、これは町民が悲鳴を上げている、約20%の人たちが払えないという、そういう状況と換算できるのではないのでしょうか。そして、滞納額も増加しておりまして、調定額の18%、約20%近くが集められないでいるという状況が、高過ぎ

る保険料の引き上げによって起こされています。

そして、もう一つ、この国保会計、本当に大多喜町は今まで低い保険料、県下でも比較で言えば低い保険料なんですけども、国民健康保険加入者の所得水準を考えますと、それは決して安いわけではありません。担当課の試算によれば、国保加入世帯の平均所得は113万4,000円、その中で1軒当たり14万円だ、15万円だというお金を負担するのは大変なことであります。

それで、安心して医者にかかれるかという、果たしてそうでしょうか。お金のある人にはそのままかかれるのですが、特に滞納者に対しては、大多喜町は千葉県下で一番冷たい仕打ちをしている市町村であります。制裁率、滞納したら資格証を出すよというのをペナルティー、制裁だと考えます。その制裁率は千葉県第1位なんです。それから、収納率も大多喜町は去年までは千葉県2位というんですけれども、制裁があるから町民が出しているかという、決してそうではないと思うんです。大多喜町の税収は、本当にどこの部分をとっても、皆さんまじめな町民気風というかそういうものを反映して、どこでも県下トップクラスの収納率です。

そういう中であって、ごく一部の確信的な滞納者はいるかもしれませんが、多くの人たちは、滞納していることに対して引け目を感じて生きていらっしゃる。その滞納者に対して、国は対面で慎重にやれと言っているにもかかわらず、アンケートなどを見ますと、町では文書通告だけで県下一の資格証発行率を、これは誇ると言うわけにはいきません、そういう冷たい仕打ちをしているわけです。

国民健康保険は住民の命綱です。そういう点で、町が住民の命と、国民健康保険加入者ですね、命と健康を心温かく保障しようとしていることが感じられない20年度の国保行政だったと思わざるを得ません。それを支えてきたこの決算に対して反対討論といたします。

本当に住民に温かいまちづくり、お金がない人たちに対しても、対してこそ温かいまちづくりをやってもらいたいと思います。

以上です。

○議長（野村賢一君） 次に、本認定について賛成者の発言を許します。

8番、志関武良夫さん。

○8番（志関武良夫君） 平成20年度大多喜町国民健康保険特別会計決算認定について、賛成の立場から討論させていただきます。

公的医療保険は、医療技術の進歩や制度の改正などにより年々ふえ続ける医療費に対し、

保険給付の財源確保が大きな課題となっております。

本町の国民健康保険特別会計決算では、景気回復が見えてこない現状など大変厳しい財政状況が続いておりますが、医療費においては19年度に比較すると減少傾向となり、後期高齢者医療制度の新設により拠出金なども減少していることから、基金の取り崩しも行われず、歳入総額14億622万2,148円、歳出総額12億7,352万3,513円と、予算に計上した事業については適切に執行されていると考えます。

以上のことを踏まえ、本件決算認定については適正と思い、賛成討論とさせていただきます。

以上です。

○議長（野村賢一君） ほかに討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（野村賢一君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから認定第3号 平成20年度大多喜町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定についてを採決します。

この採決は挙手によって行います。

本決算は認定することに賛成の方は挙手願います。

（挙手多数）

○議長（野村賢一君） 挙手多数です。

したがって、認定第3号 平成20年度大多喜町国民健康保険特別会計歳入歳出決算は、認定することに決定しました。

日程第4、認定第4号 平成20年度大多喜町老人保健特別会計歳入歳出決算認定についての議事を続けます。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（野村賢一君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(野村賢一君) 討論なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから認定第4号 平成20年度大多喜町老人保健特別会計歳入歳出決算認定についてを採決します。

この採決は挙手によって行います。

本決算は認定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

○議長(野村賢一君) 挙手全員です。

したがって、認定第4号 平成20年度大多喜町老人保健特別会計歳入歳出決算は、認定することに決定しました。

日程第5、認定第5号 平成20年度大多喜町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定についての議事を続けます。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(野村賢一君) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

討論がありますので、初めに、本認定についての反対者の発言を許します。

1番、野中さん。

○1番(野中眞弓君) 反対の立場から討論させていただきます。

後期高齢者医療制度につきましては、町が直接いろいろな裁決をするわけではありません。この制度そのものについての反対の立場からの討論になりますが、今まで保険料を納めなかった扶養者からも保険料を取る、あるいは国保でうんと高かった方には安くなるというような面もありましたけれども、概して負担増があり、そして問題なのは、医療費を抑える、高齢者に進んだ医療を提供するのは、まるで枯れ木に水をやるようなものだと言わんばかりに高齢者医療に制限をかける、から安すで済むような医療しか提供しない。そういうような後期高齢者医療制度そのものについては、賛成するわけにはいきません。

よって、私は、この当大多喜町における後期高齢者医療特別会計決算についても反対いたします。

以上です。

○議長（野村賢一君） 次に、本認定についての賛成者の発言を許します。

8番、志関さん。

○8番（志関武良夫君） 平成20年度大多喜町後期高齢者医療特別会計決算認定について、賛成の立場から討論させていただきます。

この制度は、平成20年4月から新しい医療制度として発足し、75歳以上の方々に生活を支える医療を提供するとともに、国民みんなで支える医療制度として発足した制度です。

本町の後期高齢者医療特別会計決算では、国の制度に諮り、被保険者からの保険料の徴収と千葉県全市町村で構成します広域連合への保険料の納付は主たる業務であり、歳入総額1億278万4,335円、歳出総額1億226万7,235円については、適切に執行されていると考えます。

以上のことを踏まえ、本件決算認定については適正と思いますので、賛成討論とさせていただきます。

以上。

○議長（野村賢一君） ほかに討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（野村賢一君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから認定第5号 平成20年度大多喜町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定についてを採決します。

この採決は挙手によって行います。

本決算は認定することに賛成の方は挙手願います。

（挙手多数）

○議長（野村賢一君） 挙手多数です。

したがって、認定第5号 平成20年度大多喜町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算は、認定することに決定しました。

日程第6、認定第6号 平成20年度大多喜町介護保険特別会計歳入歳出決算認定についての議事を続けます。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(野村賢一君) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(野村賢一君) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから認定第6号 平成20年度大多喜町介護保険特別会計歳入歳出決算認定についてを採決します。

この採決は挙手によって行います。

本決算は認定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

○議長(野村賢一君) 挙手全員です。

したがって、認定第6号 平成20年度大多喜町介護保険特別会計歳入歳出決算は、認定することに決定しました。

日程第7、認定第7号 平成20年度大多喜町特別養護老人ホーム特別会計歳入歳出決算認定についての議事を続けます。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(野村賢一君) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(野村賢一君) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから認定第7号 平成20年度大多喜町特別養護老人ホーム特別会計歳入歳出決算認定

についてを採決します。

この採決は挙手によって行います。

本決算は認定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

○議長（野村賢一君） 挙手全員です。

したがって、認定第7号 平成20年度大多喜町特別養護老人ホーム特別会計歳入歳出決算は、認定することに決定しました。

日程第8、認定第8号 平成20年度大多喜町水道事業会計歳入歳出決算認定についての議事を続けます。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

1番、野中さん。

○1番（野中眞弓君） まとめて質問いたします。

まず1点目は、水道料の滞納額はお幾らになっているのでしょうか。そのパーセントも教えてください。3年分をよろしくお願いします。

損益勘定留保資金で赤字を埋め合わせていますが、この額はどうなっていますでしょうか。

それから、3点目は、水道の有収率が78.05%と前年度よりもさらに悪化しております。こういうもとで漏水による損失額は幾らに上っているのでしょうか。この有収率向上というのは、水道料金値下げの大きなポイントになっていくのではないかと思いますけれども、この有収率向上に対してどのような対策をとっているのでしょうか。

今、町は水道料金の高料金対策として7,000何万円というお金、そしてほぼ同額を県からももらっていますけれども、それでも県下トップクラスの高料金です。一層の高料金対策というものを考えていないのでしょうか。

以上、5点伺いました。

○議長（野村賢一君） 水道室長。

○水道室長（浅野芳丈君） それでは、質問が5つくらいに分かれていたと思いますので、個々にご回答させていただきたいと存じます。

水道料の滞納額とパーセンテージ、3年分ということでございますが、平成18、19、20年ということでお答えをさせていただきたいと存じます。

平成18年度につきましては、滞納額は269万737円。これは表をつくったのが21年3月31日現在でございますので、この時点では99.21%でございます。現況におきましては99.24%、0.03%向上しております。それと、平成19年度でございますが、327万5,345円、99.04%。現時点では99.10%まで向上しております。0.06%向上しております。平成20年度でございますが、これは、納付のはざまに当たっておりますので少し金額が多うございます。1,573万9,406円でございます。パーセンテージが95.24%、これは3月31日現在でございますが、現時点では98.04%まで向上しております。

以上が1番の水道料の滞納額とパーセンテージ、3年分ということでございます。

損益勘定留保資金の3年分の経過関係を知りたいということでございますが、使用可能な留保資金の金額ということで理解いたしますので、その金額について説明をさせていただきます。

平成18年度につきましては、留保資金につきましては1億5,716万1,178円でございます。平成19年度につきましては1億4,692万4,454円です。平成20年度につきましては1億3,529万58円です。

以上が損益勘定留保資金の3年間の移動状況でございます。

3番目でございますが、有収率の78.05%下での漏水による損失額ということでございますが、年間給水量から年間総有収水量を引いた水量、それに供給原価を掛けたもの、年間総給水量は146万5,617トンでございます。年間総有収水量が114万3,890トンでございますので、それに供給原価の275円14銭を掛けたものが8,851万9,967円となっております。

この有収率の向上を図る対策をとっておるのかということでございますが、現下におきまして、私どものほうでやはり一番有収率を上げるには、漏水関係、これをシャットダウンしなければいけないということでございます。浄水場とか配水場等に流水量を新たに設けまして、今、現時点でやっておらないということになるわけでございますが、今後こういったことをやりまして、現在設置してあるところにつきましては、かなり高精度なものに修繕を行いまして、漏水箇所の調査を簡便にわかるような形をとりまして、その漏水箇所の調査を実施いたしまして有収率の向上に努めてまいりたいと。また、現時点でもその関係につきまして実施をしております、かなりの箇所をやっておるということでございます。

それと、5番目の県下の水道料金の関係でございますが、高料金対策についてどのような考えをとっているかでございますが、高料金対策につきましては、現時点で県の方から7,000万円、町のほうから7,500万円程度をいただいてやっとなんか生きておるという状況でございます。

が、これにつきましても、私どものほうとしては、これでいいというふうには考えておりません。しかしながら、現状において水の需要がかなり減ってきておることが挙げられます。これにつきましては、いろいろな関係がこれに起因するものであるかと思いたすけれども、第1に人口が減少しておる、それと水の需要が落ちていると。これは、高齢化社会になって、少子高齢化という形になるわけですが、かなり私どものほうの考え方で申し述べさせていただきたく存じますが、中学校以上の子供さん方が使う水の量、これは莫大なものでございます。それがかなり減ってきておること。それと、節水型の家電製品であるとか、あるいはトイレ、こういったものの普及がかなり進んできているということが、今現状で挙げられております。そういったことでございますので、今後ともかなりの率でこの供給関係、需要のほう落ち込んでいくであろうかと思われます。

本町の給水人口を申し上げますと、平成16年度と比較いたしまして4.2%減少しておるところでございますが、給水量につきましては約10%減少してしまっておるわけでございます。人口の減少に比べて給水量の減少、これは今申し上げた内容に裏打ちをされているものであろうかと思いたす。

こういったことがあるわけですが、いずれにいたしましても、私どものほうといたしましては、この打開策といたしましては、収入の根幹をなすべき給水収益の減少、先ほど申し上げたとおりでございますが、有収率の向上、先ほど申し上げた有収率向上の対策を行っていったり、あるいは供給コストの削減、収納率の向上に努めてまいりたいと思うわけでございます。

いろいろな形で高額な形になっておるわけですが、県下の水道料金の関係でございますが、普通言われております関係、10トン使用した場合の1世帯当たりの関係でございますが、私どもの町の順位といたしましては10位であります。この近くにおきましては勝浦市が6位、御宿町が11位、いすみ市が26位というような状況でございますが、いずれにいたしましても、先ほど申し上げました高料金対策、これを個々に踏破いたしまして、それらをクリアしていきたいというふうに考えている次第でございます。

いかんせん人員を削減、一時の半分しかいない人員でございます。そういったこともかなりの手を煩わせてしまっているということもございまして、遅々として進まないところもあるわけですが、今後とも課員一同努力してまいりたいと思いたすので、よろしくお願い申し上げます。

以上でございます。

○議長（野村賢一君） ほかにありませんか。

1 番、野中さん。

○1 番（野中眞弓君） 最後のほうで、人員削減により遅々として進まないということですが、例えば、もしそうであるなら、水道課に対してもっと人員を入れていただきたいと思います。漏水による損失が8,800万円あります。職員1人配置すると、大体、中堅どころでいろいろな手当を入れて1,000万円弱ですよ。職員を入れることによってこれが解消していくのであれば、町民の福祉のために何としても増員していただきたいと思います。人員を少なくしたのは、いろいろなことを外注・委託に出しているという面もあると思うんですけども、その辺はちょっと泣き言のように聞こえないわけでもありません。でも、その辺はもう一回見直していただきたいと思います。

水の需要が減ってきているんですというその原因は、私は、本当に課長とぴったり同じことを考えているわけですけども、水の需要が大変であろうというもとに広域水道企業団がいろいろな受水量とかやりましたよね。今、大多喜町の買っている水の量と計画水量との関係はどうなっているのでしょうかというのが1点と。

もう一つは、水の需要に季節性、例えば、昔でしたら、夏場は観光客がふえて水の需要がぐんと上がるので、そのピークに合わせて計画水量を申し込んだという話を聞いたこともありますけれども、1年を通じての消費の波というのはどうなっているのでしょうか。

2点お願いいたします。3点かな。

○議長（野村賢一君） 水道室長。

○水道室長（浅野芳丈君） 職員の配置関係につきましては、現行におきまして、私のほうでお話し申し上げましたのは、ちょっと行き過ぎた点があるということで、おわびを申し上げたいと思います。

今、現状で、私どものほうに配置されております水道室の関係につきましては、私を含めて7名でございます。そういったことでございますので、この陣容で頑張らせていただきたいと思います。

あと、計画水量と現状でございますけれども、これにつきましては、資料を見つけるには少し時間がかかりますので、少し時間をいただきたいと思います。

それと、夏とその関係ですね、需要と供給、そのバランス関係についても、ちょっと調べさせていただきたいと思います。

以上でございます。

○議長（野村賢一君） ほかにございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（野村賢一君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

1 番、野中さん。

○1 番（野中眞弓君） 私は、水道会計に反対の立場から討論させていただきます。

課長答弁で、それぞれ頑張っているということがわかりました。しかし、現実の問題といたしましては、県下でもトップクラスの水道料金、そして有収率の低下など、20年度におきましては、住民にとっては喜ばしいことではありません。対策として、有収率を高めるような、そういう計器も入れるということでしたけれども、私は、去年も有収率の向上ということを行ったと思います。もしも1年前の決算で本当にまじめに受けていただいてそれを行っていたら、もしかしたら有収率は上がったかもしれない。そう思うと、やはり後手に回っているのではないかとということで、反対いたします。

でも、頑張っていることはわかります。いつも水道課に顔を出しますと、ほとんどの方が席にいらっしゃいません。そういう中で、老朽管なり、すごい郡内で一番古い水道施設にもかかわらず有収率の低下も微量で済んでいるなという気はしますけれども、でも住民にとっては高過ぎる水道料金は大変ですので、水道料金引き下げに一層の努力をしていただきたいという思いで反対討論いたします。

○議長（野村賢一君） 次に、本認定について賛成者の発言を許します。

（「なし」の声あり）

○議長（野村賢一君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから認定第8号 平成20年度大多喜町水道事業会計決算認定についてを採決します。

この採決は挙手によって行います。

本決算は認定することに賛成の方は挙手願います。

（挙手多数）

○議長（野村賢一君） 挙手多数です。

したがって、認定第8号 平成20年度大多喜町水道事業会計決算は、認定することに決定

しました。

日程第9、認定第9号 平成20年度大多喜町自動車学校事業会計決算認定についての議事を続けます。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(野村賢一君) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(野村賢一君) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから認定第9号 平成20年度大多喜町自動車学校事業会計決算認定についてを採決します。

この採決は挙手によって行います。

本決算は認定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

○議長(野村賢一君) 挙手全員です。

したがって、認定第9号 平成20年度大多喜町自動車学校事業会計決算は、認定することに決定しました。

会議の途中でございますが、ここで10分間休憩いたします。

(午後 1時46分)

○議長(野村賢一君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

(午後 2時00分)

◎日程の追加

○議長(野村賢一君) お諮りします。

10番、藤平美智子議員から細菌性髄膜炎を予防するワクチンの早期定期予防接種化を求め

る意見書の提出についての議案が提出されました。これを日程に追加し、追加日程第1として直ちに議題としたいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(野村賢一君) 異議なしと認めます。

提出された議案を日程に追加し、追加日程第1として直ちに議題とすることに決定しました。

職員をして議案をお配りします。

(議案配付)

○議長(野村賢一君) 議案の配付漏れはありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(野村賢一君) 配付漏れなしと認めます。

追加日程第1、追加議案を議題とします。

◎発議第1号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長(野村賢一君) 追加日程第1、発議第1号 細菌性髄膜炎を予防するワクチンの早期定期予防接種化を求める意見書の提出についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

10番、藤平美智子議員。

○10番(藤平美智子君) それでは、発議第1号をご説明申し上げます。

大多喜町議会議長、野村賢一様。

提出者は、藤平美智子、私でございます。賛成者は、小高芳一議員、江澤勝美議員、正木武議員、以上でございます。

2枚目をめくっていただきたいと思います。

細菌性髄膜炎を予防するワクチンの早期定期予防接種化を求める意見書。

朗読をもって説明にかえさせていただきます。

細菌性髄膜炎の日本での患者数は、毎年約1,000人にのぼると推定されています。その約6割強がインフルエンザ菌b型(Hib=ヒブ)によるもの、約3割が肺炎球菌によるもので、この二つの起因菌によるものが全体の約9割を占めています。

細菌性髄膜炎は早期診断が大変難しい疾病です。治療には起因菌に有効な抗生物質を高容

量投与しますが、近年、特にヒブの薬剤に対する耐性化が急速に進んでおり、適切な治療が難しくなっていることが指摘されています。

細菌性髄膜炎は非常に予後の悪い疾患であり、迅速な治療が実施されても、ヒブの場合で3～5%、肺炎球菌の場合で10～15%の患児が死亡しています。生存した場合でも10～20%に脳と神経に重大な損傷が生じ、水頭症、難聴、脳性まひ、神経遅滞等の後遺症を引き起こしています。

ヒブと肺炎球菌による細菌性髄膜炎はワクチン接種にて予防することができます。ヒブワクチンは133か国で定期予防接種とされています。肺炎球菌についても肺炎球菌ワクチン（7価ワクチン）が世界93か国で承認され、米国やオーストラリア等35か国で定期接種されています。これらのワクチンを定期予防接種化した国々では発症率が大幅に減少しております。

日本では昨年12月に待望のヒブワクチンが導入されました。しかしながら任意接種で開始されたため、4回接種で約30,000円全額が保護者負担となり、経済的な理由で接種をためらうことも危惧され、一日も早い定期接種化が重要となっています。

また、現在日本で承認されている肺炎球菌ワクチン（23価多糖体ワクチン）は、免疫力の未熟な乳幼児には効果が期待できず、乳幼児に使用できる肺炎球菌ワクチン（7価ワクチン）は日本では現在、承認待ちの状況で早期導入が強く求められています。

早期発見が難しく、迅速な治療を施しても予後が悪く、さらに菌の薬剤耐性の高まりによる治療の困難化が指摘されている細菌性髄膜炎は、早期に定期予防接種化することが重要であることを強く要望いたします。

1 速やかにヒブ重症感染症（髄膜炎、喉頭蓋炎、および敗血症）を予防接種法による定期接種対象疾患（一類疾病）に位置づけること。

2 肺炎球菌ワクチン（7価ワクチン）の早期薬事法承認のための手立てを講じること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成21年9月29日。千葉県夷隅郡大多喜町議会。

衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、財務大臣、厚生労働大臣、内閣官房長官あて。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（野村賢一君） 説明が終わりましたので、これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（野村賢一君） 質疑なしと認めます。

本案については、討論を省略し、これから採決したいと思います。

ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（野村賢一君） 異議なしと認めます。

これから発議第1号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（野村賢一君） 異議なしと認めます。

したがって、発議第1号は原案のとおり可決されました。

◎日程の追加

○議長（野村賢一君） お諮りします。

4番、小高芳一議員から、ハッ場ダムの早期完成を求める国への意見書の提出についての議案が提出されました。

これを日程に追加し、追加日程第2として直ちに議題としたいと思います。

ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（野村賢一君） 異議なしと認めます。

提出された議案を日程に追加し、追加日程第2として直ちに議題とすることに決定しました。

職員をして、議案をお配りします。

（議案配付）

○議長（野村賢一君） 議案の配付漏れはありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（野村賢一君） 配付漏れなしと認めます。

追加日程第2、追加議案を議題とします。

◎発議第2号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（野村賢一君） 追加日程第2、発議第2号 八ッ場ダムの早期完成を求める国への意見書の提出についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

4番、小高芳一議員。

○4番（小高芳一君） それでは、発議第2号 八ッ場ダムの早期完成を求める意見書の提案説明をしたいと思います。

ただいま、意見書のほうをお配り申し上げましたけれども、朗読をもって提案理由とさせていただきますと思います。

八ッ場ダムの早期完成を求める意見書。

八ッ場ダム建設事業は、昭和27年の計画以来半世紀以上が経過し、地元の反対もあったものの、現在まで事業が実施されており、この間に、209世帯、800人以上の住民が故郷を去り、今残った住民は待ち続けた代替地に新しい生活の場をつくり、未来に向けてスタートを切ったところである。この新しい代替地での生活や川原湯温泉旅館街の移転計画は、ダム湖を前提とした生活再建計画として成立しているものである。

このダム事業は、首都圏430万人の人々が生活できる水量毎秒22.209㎥を供給すること、また、温暖化による地球規模での災害に対しても、1都5県の人々の安心・安全のために重要な位置づけを持つダムであり、これは、東京・群馬・茨城の「八ッ場ダム裁判」において治水・利水での必要性が法の下で認められたところである。

事業は現在、総事業費4,600億円のうち、3,210億円が投じられ70%が完了し、残すところ本体工事と生活再建事業の1,390億円ですべてが完成する。

千葉県では、4事業体がこれまでに160億円を負担するとともに、治水の直轄負担金として約127億円を支出してきた。

こうしたなかで、新政権の中心となる民主党は、同事業を「ムダな公共事業」として、中止する旨を総選挙中も大々的に標榜してきた。

しかしながら、万が一この八ッ場が中止されると、下流都県に対して利水関連で約1,460億円、治水関連で直轄事業分としての525億円の計1,985億円の還付が必要となり、また、今後の生活再建事業費の770億円と合わせると、実に2,755億円の巨費が必要となることが想定される。したがって、このまま事業を推進しダムを完成した場合との差額1,365億円がまさに無駄な増額となる訳である。

また、地元住民に対しては、これからの生活再建や長い間の苦悩の歴史を踏みにじる住民

感情を無視した暴挙といわざるを得ない。

よって、国においては、八ッ場ダム事業の本質を直視し、1都5県の人々の安心・安全のための治水・利水の必要性和中止による多額の費用発生などが招く影響を冷静、客観的に判断し、一時の政争におぼれることなく、また、将来に禍根を残すことなく、政府としての責任ある適切な対応を求める。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成21年9月29日。千葉県夷隅郡大多喜町議会。

内閣総理大臣、国土交通大臣あて。

以上であります。

○議長（野村賢一君） 説明が終わりましたので、これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（野村賢一君） 質疑なしと認めます。

本案については、討論を省略し、これから採決したいと思います。

ご異議ありませんか。

1番、野中さん。

○1番（野中眞弓君） 私は、この八ッ場ダムの早期完成を求める意見書に反対の立場から意見を述べさせていただきます。

ちょっと最近気になるもので資料を見たのですが、この八ッ場ダムの計画が出たのは今から57年前だそうです。それがいまでもって完成していないということは、このダムが必要ではないという証明そのものではないでしょうか。当時、カスリン台風という大きな台風の被害があつて、あそこのところにダムをつくると台風被害が防げる、それから首都圏の水需要に応じることができるということで計画が進められ、途中、自治体の反対運動もあつて紆余曲折しながら工事が進んでいる、それも事実であります。ところが、2008年の裁判でしたか、国会答弁でしたか、担当者が、八ッ場にダムをつくっても台風の水害は防げるものではない、意味がないということを正式の場で言明しております。それから、あその土地は大変地盤が悪くて、つくってしまった後、心配だということが言われています。

そして今、水需要なんですけれども、先ほど水道のときに浅野課長がおっしゃいましたように、水需要が減っていると。今、あそこには必要ではないと、八ッ場ダムの必要性はないということも明らかになっています。

それで、お金と工事の問題ですけれども、総事業費4,600億円で既に3,210億円が投じられて、これは、3,210億円というのは総事業費の70%を投入したということであって、工事が完了しているわけではない。今のところ完了しているのは、国道の6%と取りつけ道路の県道の7%かその辺、とにかく10%台ができているだけで、70%を使ってそれだけしかできていないということで、これから完成させるとなると大変なお金が必要になる。もちろん、予定では本体工事も含めて4,600億円であるはずなのに、本体工事はこの前、最近の選挙直前、入札工事を取りやめております。これから先どんなにお金がかかるかわかりません。公共事業がいつでも過大な期待値のもとに、初めは少額の予算で初めて、2倍、3倍になるというのは巨大公共事業の常套手段ではないでしょうか。

今必要なことは、この工事を進めることによって国民全体が利益を得ることができるのか、あるいは、国費を投入するわけですから関東近県の我々が利益を得るのかということ、そうではないということが裁判や国会の中で明らかになっている。ただ、地元の人たちは57年という大変長い間翻弄されていて、これは大変なご苦労だと思います。

そこで、住民が必要であるなら代替地を整備しなければならないのに、代替地の整備もおくれている。そのせいで住民がどんどん流出してしまっている。もとの温泉町は寂れ果ててしまっている。今必要なことは、本当に地元の住民と徹底的にこれからの再建策を話し合い、地元の人たちが安心して暮らせる、もとどおりにはならないけれども、安心して暮らせる手だてを講じることと、それと工事をやめることだと私は思います。

この工事をして喜ぶのはだれなのか、そこのところが大切ではないでしょうか。喜ぶのは、私たちが今テレビで、テレビでは、地元は取りやめることに反対だということしか出していません。問題点についてもほとんど報道しません。偏った報道だと私は思います。こんなすごい高い橋脚が何本も建っていて、これを無駄にするのはもったいないなんて私も思わないわけではありませんけれども、後からのことを考えたときに、やはりここでは懸命な撤退ということも必要ではないかと思います。大多喜町議会が早々とかこういう意見書を出すことについては、大変な危惧を感じているものです。

これをもちまして私の反対討論といたします。

○議長（野村賢一君） 次に、本案に賛成者の発言を許します。

6番、君塚義榮さん。

○6番（君塚義榮君） 賛成の立場から討論させていただきます。

先ほど野中議員が五十数年かかってできなかったのは必要性がないからだと言われました

けれども、そうじゃなくして、五十数年かかったということは、それだけ十分に熟慮した討論をされ、その結果合意された結果であって、これが時期が長かった、短かったの問題じゃないと思う。

一番問題なのは、政争の具に付されたことです。当県の知事あるいは町長、あるいは一般の住民の方、その方たちが、ぜひこれを賛成してもらいたい、続けてもらいたいと新聞報道あるいはテレビ報道されております。

せっかく国や県と合意されて、住民も納得するし、それと代替地に居住を構えるし、また地元からほかの県に移ったりほかの町に移ったりして、十分納得された上でこのダムの建設に走ったわけでございます。そういった中で、政争の具のために一夜にしてこれを反対というふうな形になったことは、本当に何か政治不信にもつながるおそれがあります。

そういったことで、国や県、そういったものが合意してやったことについては、やはりできれば地元がそう反対運動は、一部はありますよ、反対は。ありますけれども、やはり全般的には、当県の知事を初め合意しておるし、ぜひ続行してもらいたいというふうな今の状態でございますので、この件については賛成の討論をさせていただきます。

以上。

○議長（野村賢一君） ほかに討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（野村賢一君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから発議第2号を採決します。

この採決は挙手によって行います。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（挙手多数）

○議長（野村賢一君） 挙手多数です。

したがって、発議第2号は原案のとおり可決されました。

◎閉議及び閉会の宣告

○議長（野村賢一君） これで本日の日程はすべて終了しました。

会議を閉じます。

平成21年第3回大多喜町議会定例会を閉会します。

長時間にわたり、ご苦労さまでした。

(午後 2時23分)

会議の経過を記載し、その相違ない事を証するため、ここに署名する。

平成21年12月7日

議 長 野 村 賢 一

署 名 議 員 小 倉 明 徳

署 名 議 員 江 澤 勝 美

署 名 議 員 小 高 芳 一